

目 次

第1号（12月17日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局職員出席者	5
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸般の報告	7
町長提出諮問第3号	15
町長提出第119号議案	16
町長提出第120号議案	16
町長提出第121号議案	17
町長提出第122号議案	17
町長提出第123号議案	17
町長提出第124号議案	18
町長提出第125号議案	19
町長提出第126号議案	19
町長提出第127号議案	19
町長提出第128号議案	19
町長提出第129号議案	19
町長提出第130号議案	19
町長提出第131号議案	19
町長提出第132号議案	19
散 会	22
署 名	23

第2号（12月20日）

議事日程	25
本日の会議に付した事件	25
出席議員	25

欠席議員	2 5
事務局職員出席者	2 5
説明のため出席した者の職氏名	2 6
開 議	2 6
会議録署名議員の指名	2 6
一般質問	2 6
7 番 三浦 英治君	2 7
9 番 斎藤 和巳君	3 5
1 3 番 米澤 宥文君	5 0
1 5 番 沖田 守君	6 3
2 番 村上 英喜君	8 3
1 4 番 後山 幸次君	9 5
6 番 岡田 克也君	1 1 0
延 会	1 2 5
署 名	1 2 6

第3号（12月21日）

議事日程	1 2 7
本日の会議に付した事件	1 2 7
出席議員	1 2 7
欠席議員	1 2 7
事務局職員出席者	1 2 7
説明のため出席した者の職氏名	1 2 8
開 議	1 2 8
会議録署名議員の指名	1 2 8
一般質問	1 2 8
1 番 京村まゆみ君	1 2 9
1 2 番 小松 洋司君	1 5 1
1 1 番 川田 剛君	1 5 6
4 番 竹内志津子君	1 6 7
5 番 道信 俊昭君	1 8 8
3 番 板垣 敬司君	2 1 5
延 会	2 4 2
署 名	2 4 3

第4号（12月22日）

議事日程	2 4 5
本日の会議に付した事件	2 4 6
出席議員	2 4 8
欠席議員	2 4 8
事務局職員出席者	2 4 8
説明のため出席した者の職氏名	2 4 8
開 議	2 4 9
会議録署名議員の指名	2 4 9
一般質問	2 4 9
8 番 青木 克弥君	2 4 9
町長提出第 1 1 9 号議案	2 7 2
町長提出第 1 2 0 号議案	2 7 3
町長提出第 1 2 1 号議案	2 7 3
町長提出第 1 2 2 号議案	2 7 5
町長提出第 1 2 3 号議案	2 7 7
町長提出第 1 2 4 号議案	2 7 8
町長提出第 1 2 5 号議案	2 9 6
町長提出第 1 2 6 号議案	3 0 7
町長提出第 1 2 7 号議案	3 0 8
町長提出第 1 2 8 号議案	3 0 9
町長提出第 1 2 9 号議案	3 0 9
町長提出第 1 3 0 号議案	3 1 0
町長提出第 1 3 1 号議案	3 1 1
町長提出第 1 3 2 号議案	3 1 1
発議第 9 号	3 1 2
請願第 6 号	3 1 4
請願第 7 号	3 1 4
総務常任委員会の所管事務調査報告について	3 1 7
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	3 2 4
議員派遣の件	3 3 1
経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について	3 3 2
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	3 3 2
発議第 1 0 号	3 3 3
閉 会	3 3 4
署 名	3 3 5

津和野町告示第 61 号

平成 22 年第 7 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成 22 年 11 月 30 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成 22 年 12 月 17 日
- 2 場 所 津和野町役場 第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

京村まゆみ君	村上 英喜君
板垣 敬司君	竹内志津子君
道信 俊昭君	岡田 克也君
三浦 英治君	青木 克弥君
斎藤 和巳君	河田 隆資君
小松 洋司君	米澤 宥文君
後山 幸次君	沖田 守君
滝元 三郎君	

○12 月 20 日に応招した議員

○12 月 21 日に応招した議員

○12 月 22 日に応招した議員

応招しなかった議員

平成 22 年 第 7 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 22 年 12 月 17 日 (金曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 22 年 12 月 17 日 午前 9 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 町長提出第 119 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第 6 町長提出第 120 号議案 鹿足郡環境衛生組合規約の変更について
- 日程第 7 町長提出第 121 号議案 津和野町発熱外来施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 町長提出第 122 号議案 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 123 号議案 津和野町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 124 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画（平成 22 年度～平成 27 年度）の策定について
- 日程第 11 町長提出第 125 号議案 平成 22 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 町長提出第 126 号議案 平成 22 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 町長提出第 127 号議案 平成 22 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 町長提出第 128 号議案 平成 22 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 町長提出第 129 号議案 平成 22 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 町長提出第 130 号議案 平成 22 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 町長提出第 131 号議案 平成 22 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 町長提出第 132 号議案 平成 22 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

ついて

- 日程第 5 町長提出第 119 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第 6 町長提出第 120 号議案 鹿足郡環境衛生組合規約の変更について
- 日程第 7 町長提出第 121 号議案 津和野町発熱外来施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 町長提出第 122 号議案 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 123 号議案 津和野町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 124 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画（平成 22 年度～平成 27 年度）の策定について
- 日程第 11 町長提出第 125 号議案 平成 22 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 町長提出第 126 号議案 平成 22 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 町長提出第 127 号議案 平成 22 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 町長提出第 128 号議案 平成 22 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 町長提出第 129 号議案 平成 22 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 町長提出第 130 号議案 平成 22 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 町長提出第 131 号議案 平成 22 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 町長提出第 132 号議案 平成 22 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 2 号）

出席議員（15 名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 京村まゆみ君 | 2 番 村上 英喜君 |
| 3 番 板垣 敬司君 | 4 番 竹内志津子君 |
| 5 番 道信 俊昭君 | 6 番 岡田 克也君 |
| 7 番 三浦 英治君 | 8 番 青木 克弥君 |
| 9 番 斎藤 和巳君 | 10 番 河田 隆資君 |
| 12 番 小松 洋司君 | 13 番 米澤 宏文君 |
| 14 番 後山 幸次君 | 15 番 沖田 守君 |

16 番 滝元 三郎君

欠席議員（1名）

11 番 川田 剛君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	齋藤 誠君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	米原 孝男君
まちづくり政策課長	...	村田 祐一君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	長嶺 清見君	健康保険課長	水津 良則君
農林課長	田村津与志君	商工観光課長	山岡 浩二君
建設課長	伊藤 博文君	環境生活課長	長嶺 雄二君
教育次長	世良 清美君	会計管理者	山本 典伸君

午前9時00分開会

○議長（滝元 三郎君） それでは、改めましておはようございます。本年も、余すところあと2週間ということでございまして、残り少なくなってまいりました。

お天気のほうも、冬本番という感じを様相を呈してきております。本日から、平成22年第7回津和野町定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会、ことし最後の定例会ということでございますけれども、条例案件、補正案件、補正予算等々につきまして御審議をいただくわけでございます。どうぞ慎重なる審議をお願いを申し上げます。

川田剛議員より欠席の届け出が出ております。ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、平成22年第7回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番、三浦英治君、8番、青木克弥君を指名いたします。

それでは、先日、議会運営委員会を開催しまして、本定例会の会期及び議事日程等につきまして協議をいたしましたので、その結果について委員長の報告を求めます。9番、斎藤和巳君。

○議会運営委員長（斎藤 和巳君） それでは報告を申し上げます。

議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を平成22年12月13日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告します。

今定例会の会期は、本日12月17日金曜日から22日水曜日までの6日間といたしたいと思います。

初日の17日金曜日は、議長及び一部事務組合議員により諸般の報告を受けた後、諮問に対する答申を行います。その後、町長提出の議案説明を受け、散会したいと思います。

18日土曜日、19日日曜日は休会といたします。

20日月曜日、21日の2日間是一般質問を行います。今回の一般質問は14人、41件です。

22日は、町長提出議案の質疑、討論、採決を行い、委員会報告、請願の所定の処理を行って全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告します。平成22年12月17日、津和野町議会議長滝元三郎様、議会運営委員会委員長斎藤和巳。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございました。

日程第2. 会期の決定

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月22日までの6日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの6日間と決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（滝元 三郎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告書

【9月定例会以降】

- 10月12日(火) 広報委員会
15日(金) 広報委員会
水をきれいにする町民運動推進協議会(町民セ) 議長
18日(月) 鹿足郡環境衛生組合議会 議員4名
鹿足郡不燃物処理組合議会 議員3名
鹿足郡老人ホーム組合議会 議員2名
20日(水) 水曜会(町民セ) 議長
21日(木) 日原遺族会総会(丸立寺) 副議長
30日(土) 津和野戦没者追悼式(稲成神社) 議長
- 11月 1日(月) 文教民生常任委員会(所管事務調査) 議長 委員5名
3日(水) 津和野町功労者表彰式(山村セ) 議長他
4日(木) 益田地区広域市町村圏事務組合議会(益田市) 議員3名
山口市議会正副議長来庁 議長
津和野自治会連合会発足式(町民セ) 議長
9日(火) 総務常任委員会(所管事務調査) 委員5名
全国農業担い手サミット鹿足地域交流会(稲成神社) 議長
- 14日(日) 近県学校音楽大会(津体) 議長
小川地区作品展(小川体) 議長
- 16日(火) 島根県町村議会議長会臨時総会(東京) 議長
全国町村議会議長大会(東京) 議長 ~18日
- 17日(水) 県選出国會議員陳情(東京) 議長
19日(金) 臨時会
全員協議会
議員派遣:民生児童委員協議会(町民セ) 議長他
- 21日(日) 木部地区文化祭(木部公民館) 議長
22日(月) 総務常任委員会(所管事務調査) 委員5名
23日(火) 農産物品評会(稲成神社) 議長
25日(木) 文教民生常任委員会(所管事務調査) 議長 委員5名
29日(月) 鹿足郡町村議会議員研修(吉賀町) 議長他
- 12月 1日(水) 歳末特別警戒出動式(津警察署) 議長
2日(木) 津和野町農政会議(JA日原支所) 議長他
7日(火) 文教民生常任委員会(所管事務調査) 委員5名
8日(水) 水曜会(明日) 議長
10日(金) 一般質問通告締め切り
13日(月) 議会運営委員会

【視察関係】

10月19日（火） 愛知県豊橋市議会3名 議長・教育長・安野光雅美術館副館長
商工観光課長補佐・教育委員会次長補佐

9月定例会以降における議会行事につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

11月19日の議員派遣につきましては、緊急を要しましたので、津和野町議会会議規則第121条の規定により、議長において議員の派遣を決定いたしましたので、あわせて報告をいたします。

続きまして、一部事務組合議会の報告について、各議員より報告を求めます。益田地区広域市町村圏事務組合議会議員齋藤和巳君。9番、齋藤和巳君。

○議員（9番 齋藤 和巳君） それでは報告いたします。

第99回益田地区広域市町村圏事務組合議会定例会報告書、上記の会議に出席したので、下記のとおり報告いたします。

日時、平成22年11月4日木曜日、午前9時30分開会。場所、益田市役所。出席者、代表理事ほか執行部、議員、事務局。

議事日程。日程第1、議席の指定を行いました。当議会から4人の方が出ております。4人のみの出席議席をお知らせします。6番、滝元三郎、7番、齋藤和巳、14番、米澤宏文、15番、沖田守。

日程第2、会議録署名議員の指名、12番、潮久信、13番鶴永哲也議員。

日程第3、会期の決定、本日1日限りと決定。

日程第4、選挙第1号副議長の選挙を行いました、当議長の滝元三郎議員が副議長に就任されました。

日程第5、報第1号専決処分の報告について、益田地区広域市町村圏事務組合の休日を定める条例の一部を改正する条例制定について。年末年始の休日、「12月30日から翌年1月4日まで」を「12月29日から翌年1月3日まで」に改めるものである。全員賛成にて原案どおり承認されました。

日程第6、報第2号専決処分の報告について、益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の議員報酬及びその他非常勤の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。理事及び副理事の報酬を平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、減額するものである。全員賛成にて原案のとおり承認されました。

日程第7、報第3号専決処分の報告について、財産取得について。高規格救急自動車1台及び高度救命処置用機資材一式を購入するものである。全員賛成にて原案どおり承認されました。

日程第8、報第4号専決処分の報告について、益田地区広域市町村圏事務組合手数料条例の一部を改正する条例制定について、全員賛成にて原案どおり承認されました。

日程第9、議第6号益田地区広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について、全員賛成にて可決されました。

日程第10、議第7号平成22年益田地区広域市町村圏事務組合会計補正予算(第1号)、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ997万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,725万9,000円とするものである。全員賛成にて原案どおり可決。

日程第11、議第8号平成22年度益田地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)、歳入歳出予算の総額に変更はないが、歳入歳出予算の内容を変更するものである。全員賛成にて原案どおり可決。

日程第12、認定第1号平成21年度益田地区広域市町村圏事務組合会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり賛成されました。

日程第13、認定第2号平成21年度益田地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成にて原案どおり可決されました。

以上、平成22年12月17日、津和野町議会議長滝元三郎様、益田地区広域市町村圏事務組合議員斎藤和巳。

資料は事務局のほうに置いておりますので、ごらんいただきたいと思います。

○議長(滝元 三郎君) ありがとうございます。

続きまして、鹿足郡環境衛生組合議会議員村上英喜君、お願いをいたします。

○議員(2番 村上 英喜君) 平成22年第2回鹿足郡環境衛生組合議会定例会報告書、上記の会議に出席しましたので、下記のとおり報告いたします。

日時、平成22年10月18日午前10時。

場所、クリーンパルにちはらにて。

出席者、管理者5名、監査委員1名、議員8名。

日程第1、議席の指定に、津和野地区の議会議員が新たに選出されたため。

日程第2、会議録署名議員の指名、4番、有田利幸、7番、川田剛。

日程第3、会期の決定、本日1日限り。

日程第4、副議長の選挙について、津和野地区から選出の指名があり推薦による5番、村上英喜。

日程第5、認定第1号平成21年度鹿足郡環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入合計1億5,906万4,338円、歳出合計1億5,379万4,682円、歳入歳出差し引き残額526万9,656円、翌年度繰越金526万9,656円。全員賛成にて原案認定。

日程第6、議案第4号平成22年度鹿足郡環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ526万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,712万8,000円とする。歳入、平成21年度繰越金、現年度分526万8,000円、歳出、給与(3%カット)マイナスの63万1,000円、職員手当(子ども手当)29万円、共済費52万9,000円、需用費(修繕料)209万8,000円、予備費298万2,000円。全員賛成にて原案どおり可決しました。

以上。

津和野町議会議長滝元三郎殿、鹿足郡環境衛生組合議会議員村上英喜。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございました。

続きまして、鹿足郡不燃物処理組合議会議員岡田克也君、お願いをいたします。6番。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは報告いたします。

平成22年第2回鹿足郡不燃物処理組合定例会報告書、上記の会議に出席したので、下記のとおり報告します。

日時、平成22年10月18日月曜日、13時30分より。

場所、鹿足郡不燃物処理組合2階研修室。

出席者、管理者、師井副管理者、米本事務長、本廣事務局長、榎田監査委員、議員8名。

議事日程。日程第1、議席の指定について、津和野町議会議員の改選に伴うものである。

1番、下森博之、2番、青木克弥、3番、道信俊昭、4番、岡田克也、5番、松蔭茂、6番、庭田英明、7番、安永友行、8番、三浦俊光。

日程第2、会議録署名議員の指名、2番、青木克弥、3番、道信俊昭。

日程第3、会期の決定、本日1日限り。

日程第4、認定第1号平成21年度鹿足郡不燃物処理組合一般会計歳入歳出決算認定について、歳入総額1億4,295万5,000円、歳出総額1億3,853万2,000円、実質収支額442万3,000円。歳入では、町負担金684万2,000円の増、基金繰入金（取り崩し）が150万円、諸収入158万円の減、衛生費151万7,000円が増となっている。（款）諸収入、（項）雑入のうち有価物の売却益が176万5,000円で、単価の下落により前年比491万1,000円（73.6%）減であった。リサイクル協会からの再商品化合理化拠出金が359万9,000円入っているが、これはリサイクル利用に努め、95%以上の容器包装率でAランクとなった結果である。全員賛成にて可決。

日程第5、同意第2号鹿足郡不燃物処理組合議会監査委員の選任について、住所、吉賀町朝倉1202番、氏名、能美勝臣、昭和20年10月30日生まれ。全員賛成にて可決。

日程第6、議案第4号平成22年度鹿足郡不燃物処理組合一般会計補正予算（第1号）について、歳入歳出735万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,314万8,000円とする。主なものとして歳入、繰越金442万2,000円、雑入、293万4,000円、平成21年度再商品化合理化拠出金によるものである。歳出、積立金513万4,000円、給与△22万1,000円（3%カットによるもの）、職員手当等△19万1,000円（3%カットによるもの）。全員賛成にて可決。

平成22年12月17日、津和野町議会議長滝元三郎様、鹿足郡不燃物処理組合議員岡田克也。

なお、資料は事務局に渡して保管してありますことを申し添えます。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございました。

続きまして、鹿足郡養護老人組合議会議員竹内志津子君、お願いをいたします。4番。
○議員（4番 竹内志津子君）平成22年第2回鹿足郡養護老人ホーム組合定例会報告書、上記の会議に出席しましたので、下記のとおり報告します。

1、日時、平成22年10月18日午後3時より。

2、場所、鹿足郡養護老人ホーム银杏寮会議室。

3、議事日程、日程第1、議席の指定について、津和野町議会議員の改選に伴う指定で、2番、竹内志津子、3番、京村まゆみです。あと、吉賀町議会議員の議席については変更ありません。

日程第2、会議録署名議員の指名、2番、竹内志津子、6番、森下保議員。

日程第3、会期の決定、本日1日限り。

日程第4、承認第1号専決処分の承認について（平成21年度鹿足郡養護老人ホーム組合外部サービス利用型特定施設事業特別会計補正予算第3号）、歳入歳出予算の総額にそれぞれ349万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,391万7,000円とする。歳入の主なもの、居宅介護サービス費収入419万1,000円、居宅支援サービス費収入、減額の69万2,000円、歳出の主なもの、居宅介護サービス事業委託料340万5,000円、介護予防サービス等事業委託料、減額の93万1,000円、予備費102万5,000円。全員賛成にて承認されました。

日程第5、承認第2号専決処分の承認について（平成21年度鹿足郡養護老人ホーム組合訪問介護事業特別会計補正予算第3号）、歳入歳出予算の総額にそれぞれ317万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,085万5,000円とする。歳入の主なもの、居宅介護サービス費収入397万8,000円、居宅支援サービス費収入、減額80万4,000円、歳出の主なものは予備費317万4,000円。全員賛成にて承認されました。

日程第6、承認第3号専決処分の承認について（平成22年度鹿足郡養護老人ホーム組合一般会計補正予算第1号）、歳入歳出予算の総額にそれぞれ313万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億748万1,000円とする。歳入の主なもの、民生費委託金313万4,000円、歳出の主なもの、社会福祉施設費事務費313万4,000円。全員賛成にて承認されました。

日程第7、認定第1号平成21年度鹿足郡養護老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入、予算現額1億4,798万3,000円、調定額1億4,339万17円、収入済み額1億4,339万17円、歳出、予算現額1億4,798万3,000円、支出済み額1億3,911万6,075円、歳入歳出差し引き残額427万3,942円、これが翌年度への繰越額になります。全員賛成にて認定されました。

日程第8、認定第2号平成21年度鹿足郡養護老人ホーム組合外部サービス利用型特定施設事業特別会計歳入歳出決算認定、歳入、予算現額、5,391万7,000円、調定額5,391万8,886円、収入済み額5,391万8,886円、歳出、予算現額5,391万7,

000円、支出済み額5,161万7,278円、歳入歳出差し引き残額229万9,722円、翌年度への繰り越しになります。全員賛成にて認定されました。

日程第9、認定第3号平成21年度鹿足郡養護老人ホーム組合訪問介護事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入、予算現額4,085万5,000円、調定額4,085万6,798円、収入済み額4,085万6,798円、歳出、予算現額4,085万5,000円、収入済み額3,493万2,954円、歳入歳出差し引き残額592万3,844円、翌年度の繰り越し額になります。全員賛成にて認定されました。

日程第10、同意第2号鹿足郡養護老人ホーム組合監査委員の選任について、住所、吉賀町朝倉1202番地、氏名、能美勝臣、昭和20年10月30日生まれ、提案理由としては、第196条第1項の規定に基づき選任するというもので、これは吉賀町の代表監査委員ということです。全員賛成にて選任されました。

日程第11、議案第8号平成22年度鹿足郡養護老人ホーム組合外部サービス利用型特定施設事業特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出予算の総額にそれぞれ230万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ5,399万1,000円とする。歳入の主なもの、繰越金230万円、歳出の主なもの、予備費230万円。全員賛成にて可決されました。

日程第12、議案第9号平成22年度鹿足郡養護老人ホーム組合訪問介護事業特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出予算の総額にそれぞれ592万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,246万1,000円とする。歳入の主なもの、繰越金592万2,000円、歳出の主なもの、居宅サービス事業費10万円、予備費582万2,000円。全員賛成にて可決されました。

日程第13、議案第10号平成22年度鹿足郡養護老人ホーム組合一般会計補正予算（第2号）、歳入歳出予算の総額にそれぞれ235万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億983万3,000円とする。歳入の主なもの、民生費負担金、減額の156万円、繰越金427万2,000円、財政調整基金繰入金、減額の36万円、歳出の主なもの、積立金213万7,000円、社会福祉施設費事業費21万5,000円。全員賛成にて可決されました。

以上、平成22年12月17日、津和野町議会議長滝元三郎様、鹿足郡養護老人ホーム組合議員竹内志津子。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと思います。

日程第4．諮問第3号

○議長（滝元 三郎君） 日程第4、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さん、おはようございます。12月に入りまして、雪混じりの大変寒い日になっております。また、師走ということで、大変皆様にはお忙しい日々をお過ごしのことと拝察をいたしますけれども、こうした中、本日は12月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今定例会に提案をいたします案件は、諮問案件1件、規約案件2件、条例案件3件、計画案件1件、一般会計を初め各会計補正予算案件8件、合計15案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決を賜りますようお願いを申し上げます。

諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、このたび、人権擁護委員として津和野町日原341番地、清水留美子さんを推薦をいたしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

清水さんは、前任者に後任といたしまして、このたび法務大臣のほうへ推薦をするものでございます。任期につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3カ年間でございます。現在の公職歴等につきましては、島根県男女共同参画サポーター、津和野町社会教育委員、津和野町地域安全推進委員、津和野町水道審議委員などを務めていただいております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

午前9時34分休憩

.....

午前9時35分再開

○議長（滝元 三郎君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

諮問第3号についてお諮りをいたします。

本件に対する議会の意見は、適任とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに決定いたしました。

日程第5．議案第119号

日程第6．議案第120号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第5、議案第119号益田地区広域市町村圏事務組合同規約の変更について及び日程第6、議案第120号鹿足郡環境衛生組合同規約の変更についての2件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第119号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について、益田地区ふるさと市町村圏振興基金の処分についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続きまして、議案第120号鹿足郡環境衛生組合規約の変更について、有線テレビジョン放送施設の設置等にかかわるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第119号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について

議案第120号 鹿足郡環境衛生組合規約の変更について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第121号

日程第8. 議案第122号

日程第9. 議案第123号

○議長（滝元 三郎君） 日程第7、議案第121号津和野町発熱外来施設の設置及び管理に関する条例の制定についてより、日程第9、議案第123号津和野町立学校設置条例の一部改正についてまで、以上3案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第121号津和野町発熱外来施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第122号津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正についてであります。議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第123号津和野町立学校設置条例の一部改正についてであります。議会の議決をお願いする者でございます。

詳細につきましては、教育長から御説明を申し上げます。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第121号 津和野町発熱外来施設の設置及び管理に関する条例の制定について

.....
○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕
.....

議案第122号 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について
.....

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

〔担当課長説明〕
.....

議案第123号 津和野町立学校設置条例の一部改正について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。
.....

日程第10. 議案第124号

○議長（滝元 三郎君） 日程第10、議案第124号津和野町過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第124号津和野町過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定についてでございますが、津和野町過疎地域自立促進計画を定めましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

〔担当課長説明〕
.....

議案第124号 津和野町過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、後ろの時計で10時25分まで休憩といたします。

午前10時12分休憩
.....

午前10時25分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
.....

日程第11. 議案第125号

日程第12. 議案第126号

日程第13. 議案第127号

日程第14. 議案第128号

日程第15. 議案第129号

日程第16. 議案第130号

日程第17. 議案第131号

日程第18. 議案第132号

○議長（滝元 三郎君） 日程第11、議案第125号平成22年度津和野町一般会計補正予算（第3号）より、日程第18、議案第132号平成22年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）まで、以上8案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第125号平成22年度津和野町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ5,378万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額79億4,659万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第126号平成22年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ2,274万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額11億6,300万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第127号平成22年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ277万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額12億3,441万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第128号平成22年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ962万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額2億8,164万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第129号平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ28万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額3億207万円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第130号平成22年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ19万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額3億1,365万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第131号平成22年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ584万4,000円を追加をし、歳入歳出それぞれ予算総額2億8,832万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第132号平成22年度津和野町病院事業会計補正予算(第2号)についてでございますが、収益的収入を55万8,000円追加し、予算総額6億9,997万2,000円、収益的支出を130万4,000円追加し、予算総額7億2,780万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(滝元 三郎君) 総務財政課長。

[担当課長説明]

.....
議案第125号 平成22年度津和野町一般会計補正予算(第3号)

.....
○議長(滝元 三郎君) 健康保険課長。

[担当課長説明]

.....
議案第126号 平成22年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第127号 平成22年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第128号 平成22年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

.....
○議長(滝元 三郎君) 環境生活課長。

[担当課長説明]

.....
議案第129号 平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第130号 平成22年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

.....
○議長(滝元 三郎君) 地域振興課長。

[担当課長説明]

.....
議案第131号 平成22年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第3号)

.....
○議長(滝元 三郎君) 健康保険課長。

[担当課長説明]

議案第132号 平成22年度津和野町病院事業会計補正予算(第2号)

.....
○議長(滝元 三郎君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、本日までに受理をいたしました要望書等は、既に御配付のとおりでございます。

.....
○議長(滝元 三郎君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午前11時14分散会
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

.....
平成22年 第7回(定例)津和野町議会会議録(第2日)

平成22年12月20日(月曜日)

.....
議事日程(第2号)

平成 22 年 12 月 20 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（16 名）

1 番 京村まゆみ君	2 番 村上 英喜君
3 番 板垣 敬司君	4 番 竹内志津子君
5 番 道信 俊昭君	6 番 岡田 克也君
7 番 三浦 英治君	8 番 青木 克弥君
9 番 斎藤 和巳君	10 番 河田 隆資君
11 番 川田 剛君	12 番 小松 洋司君
13 番 米沢 宏文君	14 番 後山 幸次君
15 番 沖田 守君	16 番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	斎藤 誠君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	米原 孝男君
まちづくり政策課長 ...	村田 祐一君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	長嶺 清見君	健康保険課長	水津 良則君
農林課長	田村津与志君	商工観光課長	山岡 浩二君
建設課長	伊藤 博文君	環境生活課長	長嶺 雄二君
教育次長	世良 清美君	会計管理者	山本 典伸君

午前 9 時 00 分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めましておはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。ただいまから2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、9番、斎藤和巳君、10番、河田隆資君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、7番、三浦英治君。7番。

○議員（7番 三浦 英治君） おはようございます。それでは、通告に従いまして質問をしたいと思います。

まず1番目としまして景観条例についてですけれども、まず一つ、21年度に景観条例に基づく届け出が62件処理されていますが、改善命令指導に何件当てられたのか。内容とあわせてお聞きします。

二つ目に、21年度以前の建物、工作物に対しての指導はいかに考えているのかをお伺いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） おはようございます。本日から2日間の予定で一般質問でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは7番、三浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

景観条例についてでございます。21年度処理分、62件の内訳と内容はというお尋ねでございます。

津和野町景観条例は、それまで津和野町の景観保全行政の核としてその役割を担ってきた「津和野町環境保全条例（昭和48年3月施行）」にかわり、平成21年4月1日に施行されました。

御質問のとおり、平成21年度中に景観条例に基づく届け出は62件あり、所定の処理を行っております。その内容は、大きく分類して建築物、工作物、土石採取、木竹伐採の4種類がありました。その数と内訳は、建築物に関するものが15件で、うち新築が12件、修繕が3件でありました。工作物に関するものは37件あり、そのうち携帯電話などの鉄塔の

新設が25件、そのほかとして災害復旧、門塀、防護網などの行為が12件でありました。また、土石採取は2件、木竹伐採は8件でありました。

その処理内容については、平成21年度中には勧告、命令、公表、告示を行ったものではありませんが、審議会へ諮問したものが2件、建築物1件、工作物1件あり、そのうち建築物1件については、色彩などに関して助言を行い、申請者の同意をいただいて建築行為が行われたところでございます。

2番目の御質問の21年度以前の建物、工作物への指導はということですが、さきに申しましたとおり、本町の景観条例は平成21年4月1日に施行されましたので、残念ながら平成21年4月1日以降の行為のみが対象であり、それ以前の建築物や工作物は適用外でございます。

しかしながら、今後それら既存の建築物や工作物の老朽化が進んで改修が必要となった場合などには、対象物件がある一定規模以上であれば、現行条例の適用範囲となるため、その規定に基づく処理過程の中で、必要な場合には指導等を行っていくことができます。

また、改修の見込みのない、なかば放置された建物等については、改善や取り壊しなどの行為がない限り、景観条例に基づく指導等を行うことはできませんが、それらについては景観保全の観点だけでなく、総合的にまちづくりを考えるための都市計画法、防災や安全を図るための観点などを踏まえた広い視点からの対策について検討することが必要と考えております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 建物以上に私は工作物である看板が気になる場所なんですけれども、駅は町の玄関と言われますが、現在では自家用車、観光バスでの来訪者が多いと思います。こちらから行きますと、国道から津和野に大きく曲がっていると、幾つかの看板が出迎えてくれます。以前、夕暮れの薄暗い中で通りかかったとき、幽霊が出たと思って錯覚しまして、ぎょっとしたことがあります。看板も風景の一つだと思います。錆びついた和紙人形が出迎えるようでは、来てくださいと言うより近寄るなど言っているようなものです。

私は観光に関してははずぶの素人ではありますが、ただ、若いころには半年かけて北海道から東北にかけて、アルバイトをしながら野宿をしながら旅した経験がありますし、車に米や飯ごうを積んで伊勢から信州にかけて1カ月間回ったことがあります。比較的結構いろんな町は見てきたつもりです。

期待と不安の中で町に入る。その第一印象は、やっぱりきれいでなければだめです。9号線沿いにも廃屋が並んでいますが、個人の所有物に対してどうこうは言えませんが、その周りの状態は、やはりきれいにしなければ、初めに津和野に来る人にいい印象を与えられません。

現在、工事中のなごみの里から9号線につながる道ができますと、今度は山口方面からさまざまな人がさまざまな思いを胸に津和野に入ってきます。また新たにさまざまな看板が

立てられると思います。新たな工作物に対する指導は、今までどおりやっていければ問題ないとは思いますが、この景観条例、願いますの条例では、新規の建物、工作物への届け出だけの認可だけでは、何十年もの時間が必要になってきます。

予算措置のない条例では、せつかくの津和野町景観計画も絵にかいたもちにしか過ぎません。改善のための補助金制度の創設を考えることも必要だと思います。そんなに建物になると難しいかもしれませんが、工作物、特に看板等は一番目に触れるところに当然のごとく置かれるわけですので、何らかの予算措置を考えて、少しでも早い時期にきれいな町になるようにいただければと思います。

次の質問にいきます。

青少年育成協議会についてですけれども、(1) 21年度事業点検報告書によりますと、津和野地域には公民館単位に青少年育成協議会が置かれていますが、日原地域では日原中央公民館が実施している青少年健全育成事業として活動が報告されているだけです。津和野町としての市町村民会議の現状と今後の推移をお聞かせください。

2点目で、青少年育成島根県民会議より、青少年育成推進員が中学校区に1名の割合で町村合併前には委嘱されていましたが、現状はどうなっているのかをお聞きします。

3番目、市町村合併の前年に県福祉事務所の集約によって、青少年育成島根県民会議支局が廃止され、益田地域連絡協議会も廃止となりました。市町村合併後は市町村民会議が直接島根県民会議と情報交換できる形になっていると思いますが、実態をお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、青少年育成協議会についてのお尋ねでございます。

まず、1番目の津和野町の現状についてでございますけれども、津和野町地域におきましては、公民館単位で組織が設置をされております。

津和野公民館では、特徴ある活動として社会を明るくする運動にあわせ、津和野大橋周辺等で「小鷺踊りの衣装であいさつ運動」を実施されております。木部公民館では、盆でお帰りの方と一緒に「ふれあいソフトボール大会」等の実施、畑迫公民館では畑迫地域全体の子供たちを集めて「1日自然体験」等の実施、小川公民館では「夏休み夕涼み会、しめ縄づくり」などを実施されておられます。

日原地域においては、日原小学校区、青原小学校区に「見守り隊」が結成され、登下校の通学路で見守りをする活動をされております。

今後も特徴を生かした活動として、それぞれの地域で継続をしてみたいと思います。

2番目の御質問の青少年育成島根県民会議より委嘱されていた青少年育成推進員については、平成16年度で制度は廃止されております。

三つ目の御質問でございますが、青少年育成島根県民会議は、総会を年1回開催されておられ、市町村会議の委員は御案内を受けております。そのほかにもメールマガジンの発信、青少年しまねの発行、補助金の申請についての紹介等を行っておられまして、市町村会議はそ

これらの提供を受けております。なお、必要のときに直接相談を受けることもできることになっておりますので、活用してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） この質問のために、きのう急遽、津和野町例規集を見ますと、日原青少年育成協議会の設置に関する条例は、平成17年9月25日という、新津和野町となった日付から施行となっております。日原青少年育成協議会規則は、同じく平成17年9月25日になっていますが、附則として「この規則は平成19年4月1日から施行する」となっております。懐かしいと思いつつも、日付をいじくっただけのものがそのまま残っていること、ましてや津和野町ではなく日原が頭についている。これらの条例規則は生きていますか、死んでいるのですか。存在そのものをどう解釈すればいいのか、教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） ちょっとあいまいな答えになって大変申しわけありませんが、当然条例として生きております。ただ、少し現状と違う面があるかと思っておりますので、もう少し詳しく調べてお答えをしたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 本当、きのう見つけたのでなかなかあれかもしれませんが、児童福祉の第2章にしっかり載っております。とにかく整備する必要があると思えますし、青少年育成協議会そのもの自体も整備されていってほしいと思えます。

青少年が伸び伸び健やかに成長するには、すべての大人の願いです。それを実現するためには、地域全体が一致協力して取り組んでいくことが必要です。公民館体制の統一化が図られる中から、青少年育成協議会の見直し、そして立て直しをぜひ推進してください。

民生委員、児童委員の負担も軽減されると思えます。関係団体が効率的に関与することで、子供を取り巻く環境の助けになると思えます。県民会議の方針の活動推進団体は、青少年育成市町村民会議となっております。県もずるいなと思えますけれども、実際、住民に即してやるのはやっぱり町ですので、早急にこの青少年育成市町村民会議が整備されることを期待しております。

○議長（滝元 三郎君） それでは、次の質問にいきます。

CATV28チャンネルのキッズステーションについてですけれども、28チャンネルでは24時間アニメーションが放映されていますが、子供たちへの影響を大変危惧しております。平成23年4月からは、吉賀町と共同運営が始まりますが、配信内容の精査はされるのかお聞きします。

2番目に、子供たちの健全育成、学力向上の観点からどうとらえているのか、教育委員会としてのお考えをお聞きします。

3番目に、幼児期の影響も大きいと思えますので、児童福祉の観点から福祉事務所としてどのようにとらえているかをお聞きします。

町長。

○町長（下森 博之君） それではCATV 28チャンネルキッズステーションについての御質問でございます。

24時間アニメーション番組につきましては、平成14年4月に開局した当時より、CS放送の再送信チャンネルにキッズステーションを採用しております。議員がおっしゃられるように、家庭によっては長時間テレビを見続ける子供たちがいることは聞いております。

一方、ケーブルテレビを運営する上では、放送法に基づく番組審議会において、番組内容や運営のあり方を審議していただくことが義務づけられておりますが、現在までにこのチャンネルの再送信に関して否定的な御意見は伺っておりませんが、次期番組審議会において御意見を伺ってみたいと考えております。

また、現在ではインターネットを初め情報を取り込む手段は多岐にわたっており、基本的には家庭内での自主的な対応を優先すべきではないかと考えております。

吉賀町との共同運用が始まる平成23年4月には、CS番組の再送信はデジタルへと移行いたします。CSのデジタル受信・送信機器は、浜田ケーブルビジョンに置いてあるものを活用して、再送信可能な番組から選択することとなりますが、現在、3ネットで再送信しているチャンネルは残した上で、さらにチャンネル数をふやしていきたいと考えております。ただし、デジタルCSを各家庭で受信をするためには、セットトップボックスを設置していただくかなくてはならず、未設置の場合には視聴は不可能となります。

現在のアナログ放送の場合、テレビの設定等により28チャンネルを映らなくする方法もありますので、ケーブルセンターに御相談をいただければ、対応も可能かと思っております。

2番目の御質問につきましては、教育委員会のほうへのお尋ねでもございますので、教育長よりお答えをさせていただきたいと思っております。

先に3番目の福祉事務所のほうへのお尋ねについて回答させていただきたいと思っております。

家庭内にはテレビ以外にも大人にとって都合のよいメディア、例えばビデオ、DVD、ゲームなどがあり、忙しい日常の中でついついメディアに子守りをさせてしまうこともあると推察をいたします。このついついが、子供たちにとって大切な心と体を育む機会を失わせていることも事実であると考えます。

幼い子供にとって必要なものは、手足を動かし五感を働かせて遊ぶ、生活をする事、そしてテレビのように一方通行ではない、双方向のやりとりが豊かに保障されることだと考えております。

しかしながら、こうしてことがわかっているにもかかわらず、ついついをとめられないのが、現実としてあるものと推察をいたしますが、他町村では特定の日を決めてノーメディアデーを設けているところもあります。これは子供の成長に影響の大きいといわれる幼児期の子供を抱えた家庭に対しての啓発の一つの方策であると考えます。

ただし、最終的には家庭の判断を尊重することが大切であると考えておりますので、今後、保護者会等で議論の対象に加えていただくべく、問題提起をさせていただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） CATVのアニメーションチャンネルにつきましては、議員御質問のとおり、子供たちの健全育成、学力向上の観点から問題視する御意見をお持ちの方がおられるということは承知をしているところであります。

現実には、教員の中にも子供たちの自宅学習に影響があるのではないかと懸念をされているというふうなものもいるようですが、家庭内まで立ち入った指導は困難な状況であります。

現在の町内での取り組みといたしましては、学校単位でノーメディア月間の取り組みや宿題あるいは自宅学習の目標時間の設定、家庭読書の推進、早寝早起き運動の推進など、それぞれ工夫をした取り組みを行っているところであります。

県の学力調査の結果におきましても、テレビの視聴時間に県平均との顕著な差は見受けられないという状況でありまして、アニメーションチャンネルが放映されていることに対して、極端的な影響は考えられないというふうに思っておりますが、今後も、より一層、読書の推進や自宅学習、スポーツの振興等を図ってまいりたいというふうに考えております。

しかしながら、最終的には各家庭での保護者の指導に頼るところが大きく、今後も保護者との連携によりまして啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 現在、学校PTAでは生活習慣の見直しとして、早寝早起き、朝食を食べようといった活動にそれぞれ取り組まれております。生活のリズムの乱れの一つに就寝時間の差があります。すべてがキッズステーションにあるとは思いませんし、アニメが悪いとも思いませんが、影響されている子供たちがいることも事実です。サンネットにちはらが開設された当時は、子供への影響がこんなに大きいとは想像できませんでした。生活習慣の見直しを図るためには、テレビに限らずパソコンや携帯電話の扱い方による弊害もありますけれども、24時間配信しているキッズステーションを要因の一つとして、どうしても取り上げなければならないと思っております。

昨年の東京都の調査で、公立小学校の4校に1校の割合で小1プロブレムが発生しております。小学校入学直後に保育園と小学校の違いに戸惑い、教員の話が聞けなかったり、授業中に勝手に歩き回ったりして授業が成立しないことを小1プロブレムといいます。

原因として、基本的な生活習慣の欠如やコミュニケーション能力の不足などが上げられますが、東京での調査で4人に1校ということですが、じゃ津和野町ではどうなのか。何か報告は上がってないのか、お聞きしたいんですけども。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 小1プロブレムにつきましては、特に顕著な情報としては伺ってはおりません。

ただ、保育園のときからを通じてではありますが、就学時健診なり就学時前の健診等で、特別支援が必要な子供たちというふうなものは存在をしております、そういったものにはそれなりの対応をしてきているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 学力向上のためには、ここを抑えていけば大きく改善すると思っております。キッズステーションをうまく利用している家庭もあるかもしれませんが、子供の育ちの中で現場の保育士、教員は、保護者はどう感じているのか。家庭内に立ち入ったの思想は無理なことは当然ですけれども、問題を保護者に投げかけることはできません。保小連携を考える一つのオプションとして考えていただければと思います。

平成18年に、およそ10年振りに教育基本法が改正されました。教育基本法第10条に「家庭教育」の条項が新たに設けられました。なぜ今、家庭教育なのでしょう。来年4月からは、吉賀町に配信が始まります。不幸な家庭がふえないことを祈っております。

これで、私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、7番、三浦英治君の質問を終わります。

.....
○議長（滝元 三郎君） 発言順序2、9番、斎藤和巳君。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） それでは、通告に従いまして今回の質問は2点ほどさせていただきます。

まず最初に、農業問題についてでございます。

ことしの価格は、皆様御承知のように十数年前の一番高いとき、30キロ当たり約1万2,000円前後、そのぐらいしていたはずでございます。しかし、ことしの米価に関しましては、その半値以下、五千二、三百円という大変厳しい価格が、ことしの米価にされたわけでございます。

その要因といたしましては、やはり今年度、農家戸別補償制度といううたい文句で、政府が出される金額に対しての要因も一つと考えられますけれども、そしてまた、今までの生産に対しての過剰な在庫があるということが主な要因ではないかと思うわけでございます。

この米価がこのままで推移していく、あるいはまだ今からはかなりの金額が下がるのではないかというようなことが、ちまたではかなり出ているわけでございますけれども、そうしますと水田中心に農業をやっている方、津和野町では大方の方が農業に携わっている方が、その方向にあるわけでございますけれども、水田農家の経営が大変厳しくなり、大問題になっていくのではないかという気がいたします。

そのことによって、今まで限界集落とかいう言葉が頻繁に使われておりましたけれども、それがまたそれに拍車をかけ農業離れが進む。農業離れが進むということは、若い人が帰ってこないということなんです。

今までは、おやじが長年つくった土地を頑張ってきたんだから、退職近くなってきたとき、あるいはいろんな事情で帰って、先祖代々の田畑を守ろうじゃないかというような思いの若い方がたくさんおられたわけですが、今の状態ではとても若い方が津和野町に帰ってくれる状態では、ますますなくなっているような気がいたします。この拍車をなんとか減少に向けてしていただきたいというのが我々の願いであります。

また、今いろんな施策によって農地の集約が進み、利用権設定等により耕作できない方々等を農業委員会を通して、かわりに耕作してあげますからという形のもので、かなりの利用権設定がされておるわけでございます。

そうして多く田んぼを水田を集約してやってる方が、小さい農家よりも非常に厳しくなっていると。国の施策によって利用権設定してから、農地を守ろうじゃないかという方が、非常に厳しい状態に追い上げられているわけでございます。

この価格が維持するなれば、水田を預かっている農家の方、大規模農家あるいは中堅農家でございますけれども、もう水田を借りてまでやることはできなくなるんだということです。値段だけではないわけですので、やはり高齢化によって中山間地の高いあぜを借り、また水管理等をやらなくては米というのはできないわけでございますので、機械作業だけではある程度の規模はできるんですけれども、その他の作業が一番大きな要因であると、そういうことを考えると、もう手放さざるを得ない。広げるほど大変であるというような御意見をかなり伺っていて、ある私の同僚も、昨年二、三年前にコンバインを購入いたしました。270万ばかりしたわけですが、奥さんいわく、「お父さん、270万円を出すようなコンバインを買うんなら、農業をやめて買ったほうが、一生食べても270万の米は食いきれませんよ」と、まさにそのとおりであります。

しかし、それを自分の農家である農地を守るために、わかっているけれどもそういう形で農業に投資しながら、地盤を今まで頑張ってきたのは事実でございます。

そういう方たちのためにも、何とか本町の基幹産業の大きなはしらである水田農業に対しましても、各段の力を入れるべきであろうと、このように思っております。

また、その上に今、いたるところでうわさになっているTPP問題に参加することによって、もうこれは壊滅的な状態になるんじゃないかというようなことが騒がれております。

国内企業の特に自動車電気製品の輸出産業を扱う企業の製品を輸出するために、企業を守るために、農家がこれにもし参加することになると従わざるを得ない。従わざるを得ないということは、私に言わせましては、国は中山間地はもう要らないのではないかというような、厳しいかもしれませんが、そういう思いがします。先進的な1部上場企業だけを優先し、日本の国土を守る農家を壊滅にしても、GDPの生産を上げるためには仕方ないんだというような結論になるかもしれませんが、それは私は、今まで日本の国土を守ってきた中山間地の農家の人に対して大変失礼な方策だろうと、そのように思っております。

かといっても、これもやはり世界的な流れで、いずれはこのTPPに参加せざるを得ないときが来るのではないかと思うわけでございます。参加する前に、国は国で世界に通用する

新しい底力のある農業経営をというような施策を講じると報じておりますけれども、それはやはり平野地、大きなところ、低コストで農業が営めるところの施策になるだろうと思うわけでございます。やはり当町のように中山間地で一つの田んぼが多くても2反、少ないところは1町が1反以下というような田んぼが莫大あるわけでございます。そういうところは、どんな施策を国が講じて、コストが上がるわけではないわけでございます。そういう人たちのために、国は国でいろんな施策を講じます。当町は当町として、そういう人たちの国の制度にのっとらない農家に対して、当町としてはどのような形で支援するのかという点を、まず第1点にお伺いしたいと思うわけでございます。

特に、やはりコスト面からやりますと、中核農家あるいは法人、営農組織等にかんがりの力を入れることが想定されるわけですが、その点に関しまして、今後どのような形でTPPが実現される前に、今の農家の方が離農しないような形を今から手を打っていく必要があるんじゃないかと、このように思っておりますので、その点についてどのようなお考えなのか、まず第1点をお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

それに関連してですが、昨年12月、同じようにこの中堅農家対策に対して一般質問をさせていただきました。その答弁の中に、約18名ばかりの方が中堅農家的な存在でいらっしゃるという御答弁がありまして、その人たちの意見・要望を聞いて何とか中堅農家のために役立てるようなことをしたいというのが、昨年12月の御答弁でございました。

あれから1年たったわけです。すばらしい、いろんな意見・要望を聞いて、いろんな施策が講じられることができたと思っておりますので、どのような意見・要望を聞き、どのような形でその人たちに向かっていかれるのか。その点をまずお聞きいたしたいと思うわけでございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9番、斎藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

農業問題につきまして、町における水田農業を守るための施策についてのお尋ねでございます。

今年度の米価につきましては、議員御指摘のとおり、大幅な下落となっております。米価下落の原因は、複数の要因が絡み合っているとされています。

第1の要因は、消費の減少があります。食生活の洋風化が定着をし、米離れがとまらない上、人口減少と高齢化が米の消費の減少に拍車をかけております。

第2の要因は、消費の減退と関係いたしますが、過剰在庫が常態化していることです。9月30日に農林水産省が発表した22年産余剰米が26万トンと予想されており、平成21年産持ち越し在庫が30万トンと合わせ、56万トン以上の過剰米が発生する見込みで、米価下落の圧力となっております。

第3の要因は、戸別所得補償制度の実施です。卸売業者や米穀商から戸別所得補償制度の交付金分の値下げを要求され、米余りの現状から農家もそれに応じざるを得ない状況が起きたとも言われております。

米価の下落を受けて、全国的にも作業効率の悪い圃場を中心に農地の集積契約を打ち切る中核農家も出てきております。ことしのような不作の場合、戸別所得補償制度はあっても、大規模な水稲栽培農家ほど損失が拡大する形となっております。

次に、環太平洋経済連携協定（TPP）につきましては、関係国との協議に入ることを明記した基本方針を閣議決定の後、世論を二分する議論となっております。

仮にTPPに加入し米を所得補償により損失補填する場合、1俵1万4,000円の国産米と1俵の3,000円の輸入米の差額である約1.7兆円が必要と言われ、農産物も含めた場合、必要補てん額は少なくともこの2倍になると言われております。

また、TPPへの参加効果によって国内総生産がGDPが2.4兆円から3.2兆円増加するとの内閣府の試算も、外部効果の損失は考慮されておられません。農林水産省の試算では、農業の多面的機能の損失額は3.7兆円と見込んでおられて、これを差し引いただけでもTPP参加は損失のほうが大きいこととなります。

政府は来年度で1兆円の予算規模で本格実施する戸別所得補償制度の拡充で対応する方針です。

韓国がTPPに仮に加入するとした際に、約9兆円の農業支援策を打ち出したわけですが、この額を日本のGDPで計算をした場合、約40兆円規模の予算となります。しかし、韓国においては9兆円でも畜産農家を中心に反発が強いと、農林水産関係者からの話として聞いております。

現在、日本の農林水産省全体の予算が2兆5,000億円でございますので、政府が韓国のような財政的支援を行うことは望むべくもありません。

津和野町が地域を守るためにどのような策を講じるかとの御質問であります。津和野町といたしましても、TPPへの加入については反対の立場から、日本がTPPに加入しないように、政府関係者に陳情するとともに、県選出国会議員の方に対しても要請活動を行っているところでございます。

政府が中長期的視点から、日本の国益や国家の安全保障等を考慮し、農業による多面的機能の保全、農産物の自給率向上、安全・安心な食料の供給、農山村の振興等について、一貫した対応をされることを切に願っております。

また、津和野町独自の対策といたしましても、農林業は本町の定住を支える基幹産業との原点に立ち帰り、平成23年度の重点施策として地産地消、地産都商を強力に推進するとともに、津和野町での暮らしを実現するための方策を導き出してまいりたいと考えております。

中堅農家対策の状況につきまして、中堅農家の意見・要望を聞いた上での検討結果はどのようなになっているかとの御質問でございますが、今年の12月議会において、戸別に農業担

い手支援センターで相談をしていただき、要望内容によっては認定農業者になって制度を活用していただきたいとお答えをしております。

設置者18名のうち、1名は制度資金が活用できるよう認定農業者への誘導を図り、認定農業者に認定しております。また1名は認定就農者、8名は農事組合法人の会員、10名は西いわみ地域農業水田ビジョンにおいて、担い手として位置づけられております。これらの方を西いわみ水田協と連携して、認定農業者への誘導ができないものかと検討しているところでございます。

これまでに他の業務等で農業担い手支援センター、農林課に来庁された該当者もおられますが、戸別に意見・要望について相談をされた方はいない状況でございます。

町独自の利子補給制度についても、検討を行ったところでございますが、貸金業法が改正され、借入れ総額が年収の3分の1以内となりました。所得証明書も必要となり、金融機関において年収審査が厳正に行われ、農家が希望する額を借りることができないケースが起こるようになりました。

このような理由から、利子補給制度についての検討は中止をしております。

平成22年3月に策定された新たな食料・農業・農村基本計画において、従来の一部の農業者に施策を集中し、規模拡大を図ろうとするだけでは、意欲ある多様な農業者を幅広く確保することができず、地域農業の担い手も育成できなかつた等の反省から、経営規模にかかわらず、意欲ある多様な農業者を育成確保するなど、大きな政策転換が進められております。

今後、農政の展開方向及び新たな農業施策の動向にも注視しながら、要望状況を踏まえ、中堅農家対策を検討していきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） それでは、質問させていただきます。

まず、TPPは皆様方御承知のように、大変な問題であるというのは、皆さん御認識しているところです。先ほど町長のほうからも、TPPには断固たる反対をとというような要請活動をするということにおっしゃっていただきまして、まことにありがたく思っておるわけでございます。

しかし、このTPPに内容を若干触れさせていただきますと、農水省の試算によりますと、国内農業総生産額が約4兆1,000億円程度の減少になると、そのように試算しております。また、生産規模は半減し、主食の米にいたしましたら、約1兆9,700億円の損失額が出、約米だけで5割を占めていくというような破壊状態に参加することによってなると、そのように試算しております。

島根県においても、農業生産額は2008年度に比べて農業は半減し、農水産業も15%前後減るのだというような計算をしております。数字的に見ますと、農業生産額は52%減の約287億円の当県においては減額になります。隣の鳥取県におきましては45%の386億円の減になると、このように見込まれておるそうでございます。食料自給率におきましても、40%今あるわけですが、それがTPP導入によって、国は食料生産率を向

上しなくてはならないというような大きな柱を立てたにもかかわらず、これを参加することによって、40%から14%に低下するということが予想されているようでございます。

また、皆様方御承知のように、多面的機能につきましては、農業は食料を供給するだけでなく、生産活動を通じて良質の水、空気をも生み出しておるわけでございます。また、昔から水田は小さなダムが集まりでもあると言われておるわけでございます。洪水が出た場合、水田がなかった場合にはそのまんま川のほうへその雨量が流出する。ましてや耕作地があるので、一たん水も水田において保全されるわけですがけれども、耕作地、不耕作地がふえることによって、水面の保水力はものすごく低下し、そのまんままたそれが川のほうへ流れるというような状態になり、洪水の防止や土砂災害防止、河川の安定機能、地下水の涵養水機能など、このような国土を守る多面的な機能を持つておるわけでございます。

その恩恵を国民全体、地域全体に及ぼしているわけございまして、金額的に評価すると、年間約8兆2,000億円程度の効果を水田等がやっている、そのようにも報じられているわけでございます。

そのTPPに参加することによりまして、農業は破壊的な打撃により、3兆7,000億円程度、また多面的機能が失われ、土砂災害や洪水の頻発を招くばかりではなく、水田の持つ多面的機能も破壊、失うわけでございます。

このような打撃は、地域経済、社会環境をも広範囲に及ぶと報じられ、これには大変な大きな問題があります。先ほど申しましたように、一部の企業を守るために、このTPPに参加して日本国土を守っている全体のものが破壊されるのは、余りにも損失がGDPが幾ら上がったとしても、損失のほうが大きいのであるというふうに報じられていますので、ぜひともこのTPPに向かっては、いろんな各所から向かって反対をとらしていただき、できるだけ当津和野地区のような中山間地においての農家を元気づけるような施策を講じていただきたいと思うわけでございます。

いろんな面でやはり予算的な措置もありまして、戸別にやるというのはまたなかなか難しいとは思いますが、津和野町は津和野町独自、県は県独自のいろんな施策は講じるわけでございますけれども、それにのっらない方々のためにも、ぜひとも予算は必要になりますけれども、そういう方々のためにいろんな施策を講じていただき、これならどうでしょうかというようなものを具体的に上げながら、農家のためにいろいろとやっていただきたい。そのためには、いろんなブランド商品をつくることも必要でございましょう。津和野のパッケージをつくって地産都商という言葉がありますように、津和野には、こういうものがあるんだというようなものをつくっていただき、農業の発展に役立てていただきたい。

やはり私もいつも言いますように、一つのラベルのものを生産するには、農業というものはやはり5年、6年かかるわけでございます。それを努力しながら報われなかったから、今まで挫折して、すばらしいというようなものがなかなか生まれてこなかった。あれがいいから二、三年やってみる。これがいいから、またちょっとやってみると。どうしてもその間に生活がございまして、挫折せざるを得ないというのが今まで現状でございました。

今後はそのような底力のある農業をするためにも、いろんなものをつくりたいということがありましたら、行政が責任を持って、このパッケージが全国に、また大阪市場でもよろしゅうございます。通用するようなものができ上がるまで、何とか行政の力で最後まで面倒みていただきたい。二、三年の補助金があるから、それでやってみなさいよ。補助金がなくなったから、これで終わりですよというのではなく、手をつけたからには、ある程度の成功のあかしができるまで責任を持ってやるのが必要だろうと思っておりますので、その点、どのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

また、中堅農家の意識調査でございましたけれども、18名の方において1名の方が認定農業者になり、というような方がございました。前回の答弁によりますと、戸別の意見を聞きながら、要望を聞いてそれを検討するというところでございました。というように解釈しております。どうも相談に来た者ほど聞いてもらうような感じを受けるわけです。その18名の方がおるんなら、アンケート調査ぐらいをやって、どういような要望があるんか、どういような問題があるんかといういようなことをするのが、戸別意見を聞くという意味と私は思うんですけども、アンケート調査とかちゅうのは、私が知ってる農家に聞きますと、別にやってないです、聞いてないですよといういようなお言葉でございます。その点に関して、実際に活字に何とか助けてあげたいという活字がございましてけれども、それならどういような要望があって、今こいような中堅農家の方は難しいんだといういようなことも調べておく必要があるんじゃないかと思うわけでございます。

認定農業者を申請すると言っておられますけれども、やはり認定農業者を申請するには、前回の質問でも申し上げましたように、400万円以上の農業所得、それは米、コンニャク、多面的に何年、3年先にもうけてこれぐらいの所得をするんだといういようなことで認定にはされると思うんですけども、やはり高齢者の中、家內的にやるわけですので、規模を広げれば広げるほど大変になるわけなんです。せめて水田農家だけでやっていこうと思ったら、かなりの面積がないと400万という数字は上がりません。その人たちが一生懸命、隣のおばちゃん、隣の人、親戚の田んぼを預かってやってるわけなんです。その人らが前回申しましたように、機械の更新をやりたくてもできない。法人は法人でいような制度資金がありますので、使える機械でも耐用年数が来たから買い換えようじゃないかちゅうて買い取る法人もあるわけです。そういういような国はこの制度資金で十分でいいんです。それにのっとならない中堅農家の方が、どのいような思いで農業をやっているかちゅうのを、もう少し認識していただいて、意見のアンケート調査ぐらいやっていただいて、できるだけその人たちが農家を守るとるわけでございます。

前回言いましたように、法人と営農組合の方が約50%ぐらいしか全津和野町の耕地を耕作しておりません。ことしは飼料米というすばらしい転作作物がございましたので、それによってかなりの消化をできると思うんですけど、まだまだ40%以上はそういう零細農家、中核農家が現に耕作して農地を守っているわけでございますので、その点からの数字からしても、やはり中核農家というのは今後も大事な存在にあるといういことを、私はそのよ

うに思っておりますので、今後どのようにされていくのか。再度お聞かせ願いたいと思いません。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、TPPに関することでございますけれども、先ほど議員のほうからその心配される問題点等につきまして、詳しくお話になられておりますので、私のほうから重ねて申し上げることもございませんし、そのとおりであろうというふうにも思っております。

一つつけ加えさせていただくならば、例えば木材なんかも輸入自由化が始まって、非常に自給率が落ちてきているという状況であります。これはもう非常に典型的な事例だろうとも思っております。政府のほうは、これを50%に木材自給率を上げるという公約を掲げておりながらも、またこのTPPへの参加も検討するということでもありますので、本当にこうした整合性というものをどういうふうにとっていくんだろうかと、私自身も疑問に思いながら成り行きを見ているというところでもあります。

そうしたことから、非常に心配点が多いということで、そのTPPに対して反対の声を町としてもいろんな場面でもしているところでもあります。

また、先ほど申し上げたことにつけ加えて、島根県としましても、島根県町村会で県の選出国會議員等を中心に、あるいは農林水産省等にも、このTPPに対する反対の要望を出させていただいたところでもあります。

また、国全体としても11月の末でございましたか、全国町村長の大会がございまして、その中でこの反対の特別決議を行ったところでありまして、また町村会長を中心にこうした要望活動等もしていただいていると、そういう状況でございます。

一つの小さな自治体から、より大きな単位、そしていろんな面でこの要望活動をしているということも御理解をいただければというふうに思っております。

そうした中で、本町の具体的な農林業対策ということでもあります。実は今回、この一般質問におきまして農林業対策あるいは定住も含めた中で、多くの議員さんから御質問もいただいているわけでありまして、それぞれの議員さんがまたテーマに沿って、より具体的に我々の考え方というものも一つ一つしていきたいというふうにも思っておりますけれども、ここでは全体として、やはりこの農林業対策を考えたときに、まずは何をおいても地産地消というものを最初にしていく必要があるだろうと思っております。地元の皆さんが、地元でつくったものを食べていく。これがまた健康づくりにも、（シンロフジ）という言葉もありますが、そういう面からもまずは大切にしていこう。しかし、それがまだまだいつときは地産地消という言葉が出てきましたが、少しその意識が希薄になってきているんじゃないだろうかということでもあります。

我々としては、23年度もう一回このキャンペーンをはって、そしてそれぞれの町民の一人お一人が、まずは地元のもの食べていく、使っていくということを啓発といいますか、PRをしていきたいと、そのように考えているところでもあります。

また、地産都商につきましても、ブランド推進が今年度からも非常に都市部を中心に動きを活発化をしてきておりまして、新たな取引先の拡大ですとか、それから津和野町産品の品質のよさのPR、そうしたところも行って、現状少しずつではありますが、認めていただいているという状況でもあります。

ことしも新たに高知県の大きなサンシャインチェーンというスーパーに津和野産の食材を扱っていただいたという成果も出てきておるわけでありまして、これからもこうした動きを活発化をして、地産都商を進めていきたいとも思っておりますし、またことしの後半には、ぐるなびさんというところを連携をいただいて、東京のレストラン、和食店、そうしたシェフが津和野の食材を何店舗か使っていただいて、料理にして、そして都市部の皆さんに食していただくと、そういう展開もまた広がってきたところでありまして、こうした動きというものを大切に、来年はまたさらに進めていきたいというふうにも思っておりますし、またことしの動きの中で課題として出てきておりますのが、そうしたいい品質は認めていただいておりますけれども、それらをどう安定的に供給をしていくかということが非常に問われてきている。それが今回の課題にもなっておりますので、来年等はそうしたところのまた生産体制の整理、そうしたところにも重点的に支援をしていかなければならないというふうにも考えているところでもあります。

そのためには、いろんな津和野町の中心部のそうした観光との連携ですとか、あるいはいろんな人材もいらっしゃいますので、その連携をしていかなければならないというふうに思っております。

私もこの1年かけて、いろんな分野の料理人の方やあるいは当然、商売をされている方、当然また農業、林業をやっておられる生産者の方々、一人一人と色々なお話をさせていただきました。今度はそれをネットワークをして、そしてそれを相乗効果をつくっていくということが、平成23年度の私の取り組みだというふうに思っておりますし、そうした面から、先ほど申し上げている地産地消あるいは地産都商をさらに展開をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、中堅農家の方々への支援という問題でもありますが、戸別にこちら側から実際調査をしてということは、現状できてないということもありますけれども、前回お答えをしたように、認定農業者へできるだけなっただけという、そういう取り組みはやってきたつもりでもあります。先ほどのお答えを少し重複をいたしますが、現在、貸金業法がかわり、あるいは意欲ある多様な農業者を育成確保する、今そういう政策転換が進められている途中段階でもありますので、そうした国の動きあるいは政策、補助制度、そうしたものをもう少し具体的になるまで待ちながら、津和野町のまたそこと連携した政策というものを導き出して、その上でこの中堅農家の方々と御提案をさせていただいたり、御意見を伺ったりということを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、時期的には少し遅くなっているというふうにお考えになるかもしれませんが、御理解をいただきまして、この平成2

3年度の取り組みとさせていただきたいと思っておりますので、お待ちをいただきたいというふうに思っているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） それでは、TPPに関しましてはそのような思いで断固して反対するというのが町長のあれでございます。

また、中堅農家対策におきましても、23年度においていろんな意見を聞きながらという御答弁でございました。やはりいろんな借入金制度の問題で、所得の3分の1以上は借りられないので、利子補給等は中止しているということでございますけれども、やはりTPPに参加するまでに、今現在の農家の方がつぶれてはならないということを再度よくお考え願いたいと思うわけでございます。

TPP参加したからどうしようかじゃなくて、TPP参加しても、これぐらいの町は町で単独の事業をやっているから何とか守ろうとしているんだという意気込みを、ぜひとも見せていただきたいと思うわけであります。

そのためには、まずその18名あるいはそれに該当に近い方の農家の意見をアンケート等に聞いて、どういうものを要求されているのかということも把握しておく必要があると思います。私が聞いたところには、利子補給じゃなくて法人がいろんな機械を買ったときに半額補助があるように、中堅農家の方にも認定農家に対象にならない、あの人はいろんなところを預かって頑張っているんだというような農家の方に対しては、町単としてぜひとも機械のある程度の補助をやっていただき、中山間地の農家を守っていただきたいと、行政はこのようにあなた方に協力しとるんですよというような意気込みをしてくれるのを、私は最終的には望んでいるわけでございます。

ぜひとも中堅農家の意見をアンケートでもよろしゅうございますので、聞いて実施していただきたいと思うわけでございます。

それでは、次の質問に参らせていただきます。

米粉でパンができるという画期的な商品が、この秋にあるメーカーからできました。ここにパンフレットを持つとるわけでございますけれども、これはやはり今現在、米が大変余っているという状態の中で、米消費につながる大きな商品であると私は思っておるわけでございます。

やはりこれは米を100%でパンをつくるわけでございますので、自分で今食している米、毎日御飯をたいて食べるお米でパンができるわけでございます。そのパンには、約1回で220グラムのといだ米を入れ、そして砂糖、塩、セーリングイーストというものを混ぜてつくり上げるわけでございますけれども、約でき上がるまでに4時間ぐらいかかるということでございます。

いろんな若い人の家庭におきましても、朝は御飯は何ですかと言いますと、どうしても米も食べますけれども、若い方は食パンが多いですねという方が、かなりいらっしゃるわけでございます。私は、米消費のためにも、ぜひともこれは全国的に推進していただいて、日本

の今の米余り状態の解消する一つの手段の一つだろうと、このように認識しておるわけでございます。

幸いにして、これは大ブームになりまして11月に発売して以来、すぐ品切れになり、大手電化製品では一時注文をストップというような形になっているそうでございます。秋ごろ注文した方が4月ごろにはその注文聞いた方には配布できるだろうと、電気店はおっしゃっております。その中にもどんどん注文が来ているそうです。メーカーもフル操業でやっているわけでございますけれども、4月以降、5月先からは、ある程度店頭はこの商品が並んでくるんじゃないかと、そのように思っております。

私は、やはり米消費の観点から、町として米消費にはどういうことができるのだろうかと考えてみました。やはり町としましては、学校給食の米飯給食をする。ほかに何かあるだろうかと思いついても、町がやるということになると、なかなかそれに該当するものが思い当たりません。そうしますと、こういうような情勢の中、米余り状態の中で行政としては何ができるかということを考えましたときに、幸いにして、こういう素晴らしい商品ができました。やはり1回に約1合近い米が消費されるわけでございます。年間にしたら、かなりの消費になるわけでございます。これが全国的に普及しますと、かなりの量の米が消費されるような気がしとるわけでございます。

私としては、先ほど言いますように、町としてこういうパンを買うことに対しまして、一応私が聞いたところ、約5万円ばかりするんじゃないかというようなお話も聞いておりますので、私は景気対策の原点からも、また消費拡大のために、当町で買った、いただいたものに対して、町は町として何らかの補助金を出して、この推進に当たって米消費に町として協力していただきたいと。強いて言えば、約5万円するものであれば、1台2万円ぐらいの補助金を出して、もし100台組んだとしても200万でございます、年間。それによって地元の電気店等がうるおえば、それにこしたことはないというようなことでございます。

私が主に思うところは、この先駆的な考えを当町が補助金出して米消費にやってるんですよというような形のを、他町村へ波及していただいて、それがどンドンどンドン広がって、全国的にまではいかないにしても、若干でも他町村へ波及するようなことを当町が先陣を切ってやっていただけたらという思いで、今回提案しとるわけでございますので、その点、どのようなお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、米粉パン製造機についての御質問でございます。

議員が御案内のとおり、11月11日にあるメーカーが米粒からパンをつくる、世界初のホームベーカリーを販売いたしました。この製品の紹介サイトには、使い方も非常に簡単で、お米を投入口に入れば、自動的にお米をすりつぶして米粉にしてくれます。お米のほかに水、塩、ドライイーストなどを加えるだけで、簡単にパンがつくれてしまいます。パンは約4時間で焼き上がり、店頭販売価格はオープン価格で7万5,000円程度とございました。現在、メーカー側の生産量が追いつかず、4月まで受注受付を一時見合わせている状態のよ

うでございます。他メーカーでも米粉から製造できる商品があり、価格はオープン価格で2万5,000円程度でございます。なお、米粒、米粉両方がありますが、米からパンをつくる際に、小麦粉からつくる専用のグルテンを加えたほうが、より上手にできると伺っております。これらのホームベーカリーすべてが小麦粉を使ってもパンが作れる機能を持ち合わせております。

本題に入りますが、米ベーカリーが議員の御提案のとおり国産米の消費拡大につながるとなるならば、津和野産米の消費拡大につながる方策をあわせて講じることにより、地産地消を推進する具体策の一つにもなり得るものと期待をしております。

今回、ホームベーカリーの注文殺到に至った理由の一つが、小麦粉でつくるよりも米にすることで、材料費が半額以下に抑えられることと聞いておりますので、どの程度の消費となるか注目をしているところでございます。

いずれにいたしましても、購入者の意見や津和野産米の消費拡大につながるか等について研究をし、その結果を分析をしながら、今後の対応を検討させていただきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） それでは、答弁で前向きに検討していこうという御答弁をいただきました。まことにありがたく思っておるわけでございます。ぜひともこの答弁のとおり、検討していただいて実現に向かっていただいて、津和野がこの件に関しまして、先進的な行政をやったというような評価をもって、波及効果が望めることを御期待したいと思っております。

以上をもちまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） それでは、後ろの時計で10時30分まで休憩をいたします。

午前10時15分休憩

午前10時30分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序3、13番、米澤宥文君。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 13番、米澤でございます。通告に従い質問をいたします。

まず一つ目に、日本100名城の一つであります津和野城跡の修復について、4点質問いたします。6月の定例会において、同僚議員が質問されていますが、少し違う角度から質問をいたします。

先月11月7日の津和野城出丸でのお茶会に参加をいたしました。その足で十数年ぶりに本丸へ行ってみました。惨たんたる悲惨な状況でございました。崩れかけた石垣には何カ所もシートがかけられ、また崩れそうな石垣に金網が張ってありました。そして、入り口の通路には単管で板橋がかけられ、とても見られたさまではありませんでした。平成9年の地

震で崩れたと聞いておりますが、それから13年がたち、そのままの状態であると思われ
ます。

観光雑誌に津和野町の唯一の随一の撮影ポイントであると紹介を見たこともあります。
全国でも山の頂にある城跡、これほどのものはそうそうあるものではありません。数ある津
和野町の文化財の中でも、突出した壮大なそして荘厳な全国に誇る史跡であると思っ
ております。

そこで一つ目の質問ですが、昭和23年度以降の津和野城保存計画策定の概要とは、どの
ようなものか教えていただきたいと思えます。

2点目ですが、賛否両論あるとは思いますが、補修道路の取りつけでございます。
予算の関係もあるかとは思いますが、修復の資機材等をヘリコプターで運ぶようであれば、
多額の費用がかかると思えます。それでしたら、城壁修復用工事道路の建設を喜時雨から本
丸と出丸の間の広場に取りつけ、広場を駐車場として今後使用しまして、完成後は管理道路
または観光道路として活用してはいかがでしょうか。

3点目ですが、平成21年度にリフトで約1万4,500人、徒歩で恐らく500人ぐら
いとしまして、1年間に1万5,000人の方が城跡に訪れられていると想定できます。こ
の人たちのためにも、また観光津和野のためにも、本丸と出丸の間の広場にトイレの設置を
されてはいかがでしょうか。随分放置されて使用できないトイレは見当たりますけれども、
もう行くこともできません。

4点目ですが、先日、山口県の萩城跡に行ってきました。ここは津和野城のような自然生
えの樹木が好き勝手に生えてはおりません。ちゃんとした桜は植えてありました。津和野城
跡の木は、約100年間放置した木は、石垣の間で大きくなり約大きさと言え
ば40センチ、50センチになっているのもあります。この木が石垣を押し上げ、押し広げ、見た目でも崩
れそうなどころも何カ所もありました。ただ、切っても切らなくても石垣は崩れると。切ら
なくても寿命か風でいつかは倒れて崩れると思えます。切っても、その腐った木の根が腐れ
ば、また崩壊すると思えます。せめて修復工事の間まででも、石垣の間の小さい樹木の除去
徹底をされてはいかがでしょうか。

以上、4点、質問いたします。

○町長（下森 博之君） それでは、13番、米澤議員さんの御質問にお答えをさせていた
だきたいと思えます。

津和野城跡の修復とそして活用策に関します御質問なり、また貴重な御提言であるとい
うふうを受けとめているところでございます。

御指摘をいただきましたように、津和野城跡は津和野町を代表する貴重な財産であり、ま
た観光資源であるわけでございますけれども、これまで十分な保存管理ができていたとい
うことには言えてないという状況であるというふうを受けとめているところでございま
す。これらは町内も非常に歴史的な文化遺産等がございまして、国の補助等もいただいて修復

をやってきているところでありますけれども、町のほうも限られた財源ということもございまして、順次それらを修復してきているところでもあります。

これまでも最近では、堀庭園の改修を行ってきたところでございますけれども、ようやくこれにつきましては今年度でめどが立つ状況でございますので、これを踏まえまして、来年度以降、この津和野城跡につきましても保存管理計画を見直して、そしてまたそれに従って具体的な保存改修、そうしたものを進めていきたいと考えているところでございます。

御質問の内容につきまして、詳しくは教育委員会部局になりますので、教育長よりお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 津和野城跡の保存管理計画の策定につきましては、史跡の適正な管理と将来における整備を目的といたしまして、城跡の現状を正確に把握するとともに、細部にわたって管理、整備の具体的な指針を示すものであります。

樹木の現状の把握を初め、崩落のおそれのある石垣等の危険箇所の把握とその対策、サインや遊歩道などの現状と将来的な整備のあり方など、城跡全域にわたる計画と考えております。

教育委員会といたしましては、平成15年度に津和野城跡基本構想策定報告書、翌16年度に整備についての津和野城跡整備基本計画策定報告書をまとめ、それに基づいて中世山城部分の追加指定や城下町遺跡の保存、嘉楽園の買い上げなどを計画的に実施してきたところであります。石垣の整備につきましては、構想及び計画の策定後、合併さらには町財政の立て直しという大きな課題がありまして、いまだ着手ができていないのが現状であります。今後、具体的に整備の計画を立てるに当たっては、計画策定から既に7年が経過し、当時とは現状が変わってきておりますので、文化庁から国庫補助事業によって計画を見直ししていく必要があるとの指導を受けております。

御質問のありました資材等の搬入ルートにつきましては、基本計画において喜時雨側、または大手側から三本松の広場、議員のお話がありました出丸と本丸との間の平地部分であります。そこへのルートが基本計画で検討をされております。

整備後は史跡保護の観点から、現状に復すことが基本であろうと考えておりますが、御意見にありますように、それを観光用道路、管理道として残せるかどうかは、専門家などの意見を伺った上で判断をしてまいりたいと考えております。

また、石垣に絡む樹木の除去につきましては、石垣保護の観点から慎重に検討を行うとともに、トイレの設置につきましても長年の懸案でありますので、保存管理計画作成の中で、具体的に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、修理工事着手のためには、体制づくりや石工の確保についても大切であるとの専門家からの指摘があります。修理の方法につきましても、その後研究が進んできておりますので、施工方法について研究を進めるとともに、平成23年度においては、

これらの諸課題を一つ一つ解決すべく具体的な検討を行い、それを保存管理計画としてまとめ、早期に石垣修理工事に着手できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宕文君） 現状での放置は、ただ崩壊を待つのみと私は思っております。石垣修復は早期にとりかかってはいかがでしょうか。

先日の文化財総合把握モデル事業シンポジウムで、パネリストの方がその時代時代のやり方で修復はしていると。昔の手法にこだわる必要はないとのことでありました。当たり前のことですが、現在は資機材や機械も昔とは比較できないほど進歩しております。崩れた石は崩壊現場にあります。また、崩壊寸前の石垣も写真等でもとの位置もわかります。

したがって、石垣をもとの形に復元するのはさほど困難ではないと思われるが、どうでしょうか。また、現在の土木業者の方も石工さんがおられなくても、もとの石を積むのであるから、できるのではないかと私は考えております。

次に、道路の取りつけについてですが、整備後はもとの形に戻すことが基本とありますが、観光立町、津和野町の実情を考慮していただくよう、要望、努力されるようお願いをいたします。

喜時雨から出丸、本丸までの広場までの高低差は120メートルぐらいです。この道路取りつけにより、観光客の増員と滞在時間の延長で津和野町のさらなる発展が期待できると思います。

ユンボと重機がない時代に、よくぞここまでの山頂に巨岩を運んで積み上げたと、見る人は皆さん驚いております。この広大な城郭に多くの観光客や町民の方が気楽に自動車で行けることで、壮大な石垣の感動とそして春夏秋冬の箱庭の街並みを楽しんでいただくことで、国指定の文化財としての津和野町城跡の価値が何倍も何倍もはね上がると思います。残していただくことに、ぜひ積極的に前向きに検討していただきたいと思います。

トイレの設置につきましてですが、11月7日、出丸でのお茶会にたくさんの女性が来られておりました。お茶を飲んで後のことですので、人ごとながら心配になりました。これほどの人が訪れる城跡にトイレがないとはいかがなものか。ただ、バイオトイレ等を考えたこともありますけれども、冬場に利用者がなくてはバイオトイレもだめということで、難しいかもしれませんけれども、いろいろな方法をできるだけ早く前向きな検討をお願いしたいと思います。

4点目の石垣の間の小さな樹木の除去でございますが、昭和17年10月14日、国の指定史跡となりました津和野城跡に、文化財を大切にとのちょっと言い方は悪いですが、古ぼけた標識がたくさんあります。何ともむなしい思いがいたします、これを見るたびに。よその城も随分見てみましたが、石垣の間から直径40センチもあるような木が生えているような城はありません。将来大きくなることが予想されます。小さい木を今切っておくことで、さらなる修復費用増大につながるものを根元から引き抜く等、根絶してはいかがでしょうか。

もし、これが文化財保護法でいけないということになれば、私は文化財保護法ではなく、文化財崩壊法とちょっと言い方は悪いですが、言わざるを得ないのではないかと。木が大切か城郭が大切なのか、その問題だと思います。小さい木の除去に関しては、それほど難しいことではないと思います。できるだけ早期の実施を期待いたします。

以上、4点お伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 修復につきましては、今のそのときそのときの方法というふうなことでいけば、特に専門の石工さんでなくてもというふうな御意見でありましたが、専門家の御意見を伺いますと、城の石の積み方一つで、その城の時代をあらわすような石垣の積み方がされておるといふようなことでありまして、津和野の場合は大きくわけて2回の時代をあらわすようなところがあるといふようなことも言われております。

したがって、管理計画を策定する際に、そういった専門家の方の御意見を伺いながら、慎重に進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

それから、取りつけ道の関係でありますけれども、先ほども御答弁申し上げましたように、せっかくつける道でありますから、その利用についての検討も進めてまいりたいというふうに思っているところではありますけれども、あそこの指定自体が、中世山城も含めての指定というふうなこともありますので、そういったところでの整合性等も、専門家の御意見を伺いながら検討をしてまいりたいというふうに思っているところであります。

トイレにつきましては、先ほども御答弁しておりますように、検討をしてまいりたいというふうに思っているところであります。

樹木につきましても、専門家で視察をした際にも、いろいろ話をされておりましたけれども、つい簡単に切ればいいというふうな御返事はいただいておりますので、それにはそれなりの検討なりが必要であるというふうな御意見を伺っているところであります。

したがって、そういった専門家の御意見を伺いながら、23年度以降作成をしてまいります基本構想、保存管理計画というふうなものの作成にあわせて検討をしてまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 諸事前向きに検討されるということで、よろしくよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、津和野町のドクターヘリの活用と防災対応ヘリポートの設置について、3点質問いたします。

ことしの新聞紙上に、島根県防災ヘリと島根県ドクターヘリの記事が多く載っております。島根県防災ヘリは、ことし3月から医師同乗で出動し、出雲の2病院へ搬送を開始しております。

さらに10月からは県西部の救急医療体制強化のため、西部6救急指定病院から広島県3病院へ救急搬送、転院搬送のことですが、開始しております。

西部救急指定6病院の中には、津和野共存病院と大田市立病院は救急指定病院でないので飛来しないこととなっております。救急指定病院でなくても、重症、重篤患者は発生いたします。なぜ飛来しないのか、県に抗議または質問をされておられますか。

次に2点目ですが、島根県ドクターヘリは23年度早期に運航が計画されております。これは新聞等またはテレビ等で皆さん御存じとは思いますが、津和野町の場合、ドクターヘリの飛来時間を考えると、県境を越えた山口県との相互応援協定が最適だと思います。ぜひ成立するよう、強く県に要請してはいかがでしょうか。

3点目ですが、津和野町民の安心の一つとして、津和野共存病院下側の駐車場に防災対応ヘリポートを設置してはどうでしょうか。津和野地域の防災対応ヘリポートは、現在喜時雨の町民グラウンドだと認識していますが、津和野共存病院下の駐車場が好位置、好条件と思います。

9月2日に防災ヘリのパイロットと隊員の方に来町していただきまして、実測調査をしていただいたところ、防災対応ヘリポートに可能との見解でありました。ヘリポート候補の一つに加えてはいかがでしょうか。

以上、3点質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ドクターヘリの活用と防災対応ヘリポートの設置についての御質問に対してのお答えをさせていただきたいと思っております。

県西部地域の深刻な医師不足を背景として、地域における医療供給体制を維持していくために、県は防災ヘリを活用してまいりました。

これまでは、要請元の県西部地域の医療機関の医師が同乗して搬送を実施しておりましたが、本年3月18日からは、島根大学付属病院県立中央病院へ緊急搬送する際に、これらの病院の医師が県防災ヘリコプターにあらかじめ同乗して、救急搬送を実施することになりました。さらに10月18日からは、転院搬送先医療機関に広島大学病院、県立広島病院、広島市民病院が追加されております。

なお、御指摘のとおり津和野共存病院は救急指定ではないため、防災ヘリの対象病院とはなっておりませんが、今後においては津和野共存病院が防災ヘリの対象病院となるよう、県に対して要請を検討しているところでございます。

ドクターヘリにつきましては、その活用方法として現場救急、転院搬送、多目的な活用として医師不足地域への医療スタッフの搬送を考えております。

基地病院としては、島根県立中央病院及び島根大学医学部付属病院を考えておりますが、救急専門医などスタッフの充実が図られるまで、当面は島根県立中央病院のみを基地病院として運用を考えております。運用開始時期は、平成23年度のできるだけ早い時期の運行開始を目指しております。

御質問の県境を越えた山口県との相互応援については、中国知事会において、島根県から5県の連携の呼びかけをしておられます。先般、5県の医療担当者会議が開催されており、

その中で5県連携の方向で検討していくことが確認されております。当町といたしましても、早期実現のためにこれまで以上に県に働きかけをしていきたいと考えております。

防災対応のヘリポートは、現在津和野地域は喜時雨の町民グラウンド、日原地域は日原カントリーパークが許可を受けております。御質問の津和野共存病院の駐車場のヘリポートの設置につきましては、搬送時間などを考えれば、好位置、好条件にあると考えております。

しかし、ヘリポートの設置については、周辺の障害物の状況によって、離着陸方向に対してそれぞれ勾配基準等が定まっております。今後、ヘリポートの設置基準をクリアできるか、周辺の状況調査を行いまして検討したいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 岩文君） まず、防災ヘリであります。防災ヘリは県西部地域の救急医療体制強化のためとのうたい文句であります。県の一番西部に位置する津和野共存病院へ飛来しないというのは、大変疑問に思っております。この防災ヘリは、転院搬送だけでなく回復期の患者さん、また非常時の医師搬送も行います。そして専門治療が必要となれば、津和野共存病院が指定する運行可能なところ、私が聞いたところでは、山口県はもちろんのこと、福岡県、広島県、岡山県ぐらいまでは搬送できると聞いております。

現在、防災ヘリの負担金は町村はないと聞いておりますけれども、益田広域消防から必ず1人は隊員として派遣しております。したがって、負担金もそれほどの高額ではありませんけれども、出していることと同じことと思っております。ぜひ津和野にも飛来してくるよう、努力をお願いしたいと思っております。

2点目のドクターヘリでございますが、島根県ドクターヘリ、防災ヘリともに出雲のヘリポートに待機しております。出雲から津和野までの飛行時間、45分から50分と聞いております。そして、山口県のドクターヘリは宇部に待機していることになっているそうです。宇部からは20分ぐらいで来ます。もう半分以下の時間です。

このようなことから、島根県の最も西に位置する津和野町は、山口県との相互応援協定がぜひ必要であります。検討中ということではありましたが、実現するようにお願いしたいと思っております。

3点目でございます。病院下の駐車場のヘリポートとしての利点は、進入が川からできることであり、普段ならグラウンドでやりますと、消防隊が行って小石等、粉じん等飛ばないように水を必ずまいてくれという要請がありました、今までも。ところが川であるために、それが飛ばないということで、そういう散水の必要がないと。

そして、共存病院のすぐそばへヘリポートがあれば、病院で治療した救急で運んだ患者さんでも、病院で治療したその担架のまま、すぐ積み込みができます。そして、病院から担架で直接搬送できれば、少ない医師の負担軽減と不在時間が少なくなります。

さらに、出雲から例えば津和野町民グラウンドで救急車で待つにしても、45分50分待つわけにはいきません。やはり津和野共存病院へ搬送して治療をうけて、それからヘリコプターで搬送するのが最適と思っております。

ただ、駐車場をもう少し幅広くすれば、なおいいとのことでありました。そして、川側、山側の樹木の伐採、電線が1本通っておりますが、この電線の移設、そして社会福祉協議会の建物に雨戸を設置しなくてはなりません。すごい風圧ですので。

このようなことがありますけれども、それとドクターヘリ要請窓口の益田広域消防との協議も、もちろん必要であります。ぜひ前向きで検討していただきたいと思います。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 再度の御質問につきましてでございますが、それぞれについてはしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

まず、最初の防災ヘリとの関係でございますけれども、現在津和野町は救急指定でないということで、そこに該当してないという状況でもありますので、そうしたところは最初のお答えでも出ましたように、働きかけをしていきたいと思っておりますが、それと同時に、津和野共存病院がもう一度救急指定をとるかという問題もあるというふうにも、私自身は受けとめているところであります。

実際救急指定はもう取り下げておりますけれども、現状はもう救急のほうをかなり病院のほうで御苦労をおかけしております、受け入れていただいているという実績もあるわけございまして、場合によっては救急指定をもう一回掲げるということも、一つの選択肢にもなっているんじゃないだろうかと思っております。

ただ、それは橘井堂さんとも、お話を時にはすることもありますが、ただ救急指定にしていくと、また医療費がかなり膨らんできまして、国保税の影響ということもまた出てくるということにもなってくるということから、その辺は慎重に検討をしていかなきゃならん問題だと思っております。

また、本当に救急指定をしたら、それこそまだ医師確保が十分でない中で、病院側のスタッフの対応というものがそれによってどう影響してくるのかということも、また検討していく必要もあろうかと思っておりますので、そうしたあらゆる面をまた検討しながらも、県への働きかけというのはしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

それから、山口県からの応援につきましてであります。今のように中国5県、まずはやはり県でのネットワークを結んでいただかないと実現もしていかないということもございまして、我々もそうした働きかけを行って、実際今、中国5県の連携が進んできているところでもあります。

当然我々も何もしないということではありませんが、山口県とは日赤さんや医師会病院さんとも、現状ネットワークをことしから結びつけておりますので、防災ヘリまでには至っておりませんが、そのほかの救急等の搬送等でも大変にお世話になりながら、ネットワークを構築してきているところでありますので、今後そうしたことをまた大切にしてい

きながら、防災ヘリの対応も実現ができるように努力をしまいたいと考えているところでもあります。

ヘリポートの設置につきましても、これはもう最初に述べたとおりであります、いろいろな基準を今クリアできるようにということから検討をし、また実現に向けて努力をしまいたいと考えているところでございますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） けさのNHKで小児・子供の重症患者、これを防災ヘリでドクターヘリで運んだという、ちょっとニュースで見ただけですけども、小児救急集中治療室というのが私の勉強不足で、きょう見て初めて知ったわけですが、そこに運んで重症の子供が助かったということも聞いております。できるだけ早い飛来が理想だと思いますので、よろしく前向きに御協議をさせていただきよう、お願いいたします。

三つ目の質問に入ります。

叙勲者等受賞者への祝電またはメッセージについてであります。

複数の受賞者の方から、島根県や他の機関からは祝電がありました、津和野町からは何の音沙汰もない。何とも寂しい気がする。次の方からは、ぜひとも祝電または何らかのメッセージを送ってあげてほしいとの意見がありました。

長年の善幸や社会に尽くされた結果の受賞であります。叙勲や受賞等、受賞者の方へ津和野町からそのような祝電、またはメッセージを送られてはいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 叙勲等受賞者への祝電またはメッセージについての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

現在、叙勲、褒賞など国事行為として行われる栄典のほか、各省庁・県などさまざまなレベルの表彰制度が存在をする中で、各課において受賞者の把握に漏れがないよう、情報収集には特に気をつけており、受賞の確認がとれた時点で広報紙へ掲載をしているところでございます。

叙勲や褒賞などの受賞につきましても、受賞者はもちろん町民にとっても大きな喜びでございますが、栄典事務専門の職員を配置をしておりません。当町の現状では、意に反して見落とす場合もあり得ますので、今までどおり広報に掲載をし、町民の皆様とともにお祝いをしていく方法での対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 町広報紙での掲載は、私ももちろん見ておりますのでわかります。叙勲は恐らく人生で1度だけの榮譽と思われ、ぜひ実行してあげてはいかがでしょうか。参考までに申し上げますと、吉賀町では祝電、益田市は祝電と額まで贈られております。

以上のことをぜひとも実現できるようお願いして、この件は終わります。

四つ目の質問に入ります。

現在、建設中の日原地区消防センターのトイレの構造についてですが、9月11日、津和野地区消防センターで行われました救急説明会に出席いたしました。このとき始めてトイレがウォシュレットでないのを見て驚きました。

たしかに私十五、六年前になりますが、柿木分遣所にいましたころに庁舎ができましたが、これは水洗だけでありました。それからもう十五、六年たっております。今では、後ですが、ということで、現在建設中の日原地区消防センターのトイレの構造はウォシュレットでしょうか。

そして、昨年21年3月に竣工した津和野地区消防センターのトイレは水洗だけであり、最近の建物とは思えません。なぜか。両地区消防センターは、津和野日原分遣所でもあり、消防職員は一たん当局勤務に入ると、24時間以上、25時間、30時間になることもあります。このセンターから離れられません。当直勤務者の長時間の病気予防と健康、衛生管理のため、ぜひともウォシュレットにしていきたいと思います。

以上、3点よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、日原消防センターのトイレの構造に関します御質問について、回答させていただきたいと思います。

現在建設中の日原地区消防センターのトイレの構造は、設計段階において広域圏内の分遣所並みのトイレを基本としておりまして、ウォシュレットではありません。両地区の消防センターの建設に当たりましては、広域からの負担金を求めており、各市町の負担軽減を図るため、広域消防との協議において決定したものでございます。両地区のトイレの構造につきましては、将来的には環境をよくしていくことができるよう、電源設備は整えてありますので、今後、広域消防を交え検討してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宏文君） この施設には、各種行事や災害等発生時は多くの女性、男性消防団員、そしてまた研修会や講習会でも多くの方が集まります。たまに通りすがりの観光客の方や町の方も、やむにやまれず借用に来られます。専門家にお聞きしたところ、最近の新築建物やリフォームなどでは95%がウォシュレットを取りつけられておられるそうです。中には水が出るのは嫌だと言う方もおられるそうであります。公衆トイレやJRの駅のトイレでも、ウォシュレットに切りかえが多く見られます。

また、消防職員は救急出動などで多くの方と接触をいたします。もちろん使用時は手洗いは励行はされておられますが、ぜひともウォシュレットの切りかえをお願いしたいと思います。

各市町の負担金と言いますけれども、それほどの負担にはならないのではないかと思います。津和野、日原だけでなく、ほかの分遣所施設にもできるだけそういう切りかえをお願いしたらと思います。

この件について一つだけ質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員御指摘のことも踏まえまして、改めてまた検討もさせていただきたいと思います。全体、益田広域の中でこの消防活動はやっておるわけでありまして。その他の施設とのバランスというものもあるというふうにも思いますが、ただ、今回日原がつくるということでもありますので、今後のバランスのまず第1歩としてウォシュレットというのも提案するというのも必要かも、これからの時代に即していくためには必要かもしれないということを、今の御意見をお伺いして感じたところでもございまして、いずれにしましてもいち度広域組合のほうと相談をし、検討させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 前向きな検討をよろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、13番、米澤宥文君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 発言順序4、15番、沖田守君。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 議席番号15番、沖田守であります。この12月定例会に私は3点ほど質問をいたします。

まず最初に、平成23年度以降の町長が特に重点にお考えになつとる施策とその予算措置についてお伺いするわけでありまして、諸般にわたってそれぞれ重要な施策でありますから、特にこのことをまずもって手始めにやりたい。町長就任以来1年が経過をいたしました。この間、随分といろんな施策を講じて、町長がやろうとしている住民と一体となった、あるいは官民協働のまちづくりを進める、このような施策を打ち出すために、まずはこのようなことをやらしてほしいという、これまでのお話がありました。それによって順次、準備が進められておると、このように認識をしておりますので、そのことをお伺いするわけがあります。

特に、町の基本になる骨子になる、そういう計画というのは、そう事を急いで計画を立てられたら禍根を残しますよというようなことを今日まで申してまいりました。基本的には、私はじっくり腰を据えて計画を立てていただきたい、このように思うわけでありまして、残念ながら余りにも急激なこの過疎、超少子高齢化が進行するという中では、前段申し上げたように、この時期に何とか早く手を打たなければならないという、そういうものがあると思っておりますが、それについてお伺いするわけでありまして。約1年間でありまして、4月以降、各自治体あるいは集落に対して、職員を動員をされて、その前段申し上げたようなことを含めた実態の調査をされたわけでありまして。そのまとめもほぼできたのではないかと。あるいは課題の整理もできたのではないかと。そうすれば次年度以降の重点施策予算が頭の中に、あるいは23年に既に構築されておるのではないかと、このように思っておりますので、そのことについてお伺いをするわけでありまして。

あわせてこれは何回か過去の質問で、えらい私はこだわってこのことを町長に申し上げてきておるわけでありますが、今何よりも急ぐ課題であり施策は、崩壊寸前の集落の再生に対しての施策でありますよ。各114程度あるかと思いますが、各集落自治会、それぞれの集落がまずは集落の点検をして、そして課題をみつけて、それをどういうふうにしていこうかという、この計画づくりが何より必要なんでありますよ。それに対して、この問題については捨て置けませんよということを申し上げてきました。このことについても再度具体策と予算化の考えがないかを、まずは回答を求めるものであります。

それから、ついでに申し上げて参考に供したいと思いますが、当然であります、去年の10月1日付で実施をされた国勢調査の結果速報であろうと思いますが、そのようなこと、あるいは職員の地域担当制実施の実現、このことについても計画にあり、さらに既に実施される段階ではないかと、このように思いますが、この地域担当制の実施というのは、何といっても先ほど申し上げた集落点検や集落計画づくりに、地域担当の職員の支援がないと、それぞれの集落では自治会では、独自で計画を立てることが非常に困難だということであり、特に、集落住民の願いと希望というものをまとめて、そこにはさまざまな問題点や課題が出てまいりますから、その問題点と原因は一体何なのか、集落の将来像と目標を点検項目ごとに、せめて5年ないし10年の望ましい姿を描くために、この方々の支援が金銭的支援も当然であります、人的支援が非常に大事だということを痛切に思うからであります。

そこから始めて、住民スタイルの集落づくりやまちづくりが始まるんだと、このように私は思いますので、町長も願いは一緒だろうと思いますので、その点も含めて回答を求めるものであります。

多くの臨時嘱託等を含めて、正規雇用の職員を含めて200名近く町には職員がおられます。その出身集落、出身自治体、そこでは貴重な自治会あるいは集落の相談機能を果たされたり、調整役を果たされたり、また集落維持のために、先ほども農業問題でいろいろ出ておりましたが、そういうことも含めて貴重な存在だということで、町の職員だけではありませんが、農協やあるいは若い方等々がお勤めになっておられますが、そういう方たちが非常に貴重な集落維持のために、あるいは集落のために働いておいでになるというのは、重々百も承知であります。一生懸命取り組んでおられる。我々も時々、各自治会で葬儀があったり、さまざまな催しがありますが、そのときには町の職員が本当に主体的な役割を果たされておる、このことも重々承知をしておりますので、職員の方々にはさらにその上に過酷な勤めをとということになるかもわかりませんが、ぜひともこのことが大事だということを申し上げておきたいと思っておりますし、回答を求めるものであります。

そして、改正過疎法がありまして改正になって6年延長になった。このようなことであります。今定例会にも過疎地域自立促進計画が上程されておるわけでありますが、そういった改正過疎法の中で、特にハード事業でさまざまなことができるようになったと、こういうことでありますから、そのものをどのようにこれからお使いになっていくのかということも、

改正過疎法の中に当然上程されておりますから、出てまいっておりますが、お聞きもしておきたい。

そして、さきの一般質問でも6月議会でありましたが、財政担当課長に合併を平成17年の9月25日にしました。合併をしましたが、しばらくの間、合併支援策がありました。しかし、残念ながら平成27年度以降は、この合併による算定がえの措置もなくなってまいります。そのときには地方交付税が4億数千万から減ってまいります。このような答弁もちょうだいしております。そのときには非常にやりにくいから、今、大きな人的支援も予算措置も思い切って打たないと打たれなくなりますよ。国の状況もさまざまに混沌としておりますから、新年度の予算の地方交付税さえ、なかなかつかめないような状況だろうと思いますが、そのようなことを思えば、基金を一生懸命努力をされて、約20億近くなった。あるいは借金も毎年、繰り上げ償還を含めて鋭意努力をいただいて120億程度になった。こういう状況下の中でありますから、思い切った施策を打ち出してもらいたいというようなことをもろもろ含んで、御答弁をちょうだいしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、15番、沖田議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

平成23年度以降の重点施策と予算措置についてでございます。

まず、地域課題等概要調査結果についてでございますが、102自治会を対象といたしました地域課題等概要調査につきましては、7月下旬から9月末にかけて、役場職員91名体制で地域に出向きまして、各自治会役員さんからの聞き取り調査を実施いたしました。調査内容は、自治会役員の状況や自治会の区域、加入世帯の状況などの自治会の概要、自治会の活動状況や運営上の課題、また地域全体の課題や課題解決のため望む支援や職員の地域担当制度等について調査を行ったところでございます。

自治会組織の全体的な傾向といたしましては、小集落が点在をしている地理的条件等により、構成世帯数の平均は28世帯と全体的に小規模で、20世帯以下の自治会が49%で10世帯以下の自治会が13組織あります。構成世帯の状況は高齢化による高齢者のみの世帯が、構成世帯に対し5割以上を占めている自治会が26%となっております。

ほとんどの自治会が地域の環境美化やレクリエーション、住民の親睦活動に取り組んでおり、日原地域では高齢者の福祉活動も多くの自治会が取り組まれております。

しかしながら、今後の自治会活動については、構成員の高齢化により草刈りなどの共同作業や伝統芸能の継承、運動会や文化祭への参加、役員のなり手がいないなど、全体的な活動の低下に対する不安や課題を多くの自治会が抱えておられます。

今後取り組まなければならない課題といたしましては、高齢世帯の見守りや高齢者、障害者への支援、防災・防火・災害時の対応、農地の保全、住民同士の親睦、環境美化が上位に上がっており、少子・高齢化の進行とともに、今後ますます自治会の重要性が高まってくると、8割の自治会が回答をされております。

これら自治会が抱える課題を解決するための支援については、町職員の積極的な地域活動への参加や活動費の助成、住民の意識啓発、人材の育成、他自治会との連携を必要とされており、

職員の地域担当制度につきましては76%の自治会が望んでおり、地域活動への参加や情報の提供、行政とのパイプ役や活動の助言・指導などのアドバイザー的な役割を期待をしていただいております。

なお、調査結果につきましては、次に計画をしております町民意識調査や自治会未結成地区へのアンケート調査の結果を含め、報告書にまとめて結果を公表する予定でございます。

次年度以降の重点施策と予算措置についてでございますが、平成22年に実施された国勢調査の人口集計概要報告によれば、津和野町の人口は8,431人で平成17年の国勢調査と比較をして11.4%の減少となっております。さらに平成27年の将来推計人口は7,595人で、平成17年から平成27年までの10年間に人口は2割減少することが予測されております。

また65歳以上の人口の占める割合は、平成22年11月末時点で41%となっており、急激な過疎、高齢化の進行に対する施策の展開は喫緊の課題となっております。

このような状況の中、平成23年1月には協働によるまちづくりを推進するため、自治会や住民活動団体、町内企業などの方々に構成する住民と行政の協働プロジェクト推進会議を設置し、地域課題等概要調査や町民意識調査などの情報収集の取り組み結果を踏まえた地域課題の解決策などを検討することとしております。

平成23年度の重点施策につきましては、引き続き住民と行政の協働によるまちづくりの推進を重点施策の一つとして掲げ、取り組むこととしております。

具体的には、推進会議において、各種調査結果を踏まえた住民が主体的にまちづくりを担うための支援策や協働のまちづくりを推進するための組織づくりなどについて検討を行い、住民と行政の協働事業の推進に向けた指針の策定や住民自治基本条例（仮称）の素案作成に反映をさせていくこととしております。

予算措置につきましては、平成22年度から引き続き島根県の中山間地域活性化支援事業を活用し、推進会議の定期的な開催や町民意識調査の実施、平成23年度版事業概要書の発行などを実施する予定で、事業に係る所要の予算化を図ってまいりたいと考えております。

また、今回の議会に御提案をしております過疎地域自立促進計画において、平成22年度から平成27年度までの間の協働によるまちづくりのための事業費として、地域提案型助成事業に3,200万円、協働のまちづくりを推進するための組織づくり事業に5,300万円、協働のまちづくり推進センター整備事業に4,000万円、出張販売等支援事業に500万円、総額1億3,000万円の事業費を計上しております。

3番目の崩壊寸前の集落再編についてに対することでございますが、今年度実施をした自治会を対象とした地域課題等概要調査結果によりますと、地域課題解決のためには、今後

どのような組織が中心となって取り組んだらよいと思いますかとの問いに対して、まとまりのよさや地理的条件で集まりにくくなるなどの理由から、半数以上の自治会が現在の地域での取り組みで課題の解決をしていくほうがよいと回答されております。既存の集落単位での取り組みだけでは、集落機能の維持が困難となった集落の再編につきましては、地域・集落の実情はさまざまであり、地域住民の意向を十分把握した上で、今後対応する必要があると考えております。

今後、地域課題を解決するための支援策等、さまざまな施策を計画していくこととしておりますが、施策の展開を有効かつ効果的に実施するため、新たなコミュニティー組織として、各小学校区との8地区単位でまちづくり委員会を設置したいと考えております。

まちづくり委員会は、地域内の自治会や住民活動団体など協働のパートナーにより構成し、地域や集落の課題解決やまちづくりなどについて話し合い、協働によるまちづくりを推進する役割を持っていただきたいと考えております。

各集落の5年から10年の計画の支援についてでございますけれども、地域課題を解決するための支援策として、地域提案型助成事業の創設を予定しております。地域提案型助成事業は、まちづくり委員会を助成団体として位置づけ、地区内の特色を生かした活動や地域の課題を解決するための方策などのビジョンを策定していただき、事業計画に対して毎年度100万円を上限とした助成制度を検討してまいります。

まちづくり委員会での計画策定につきましては、地域コーディネーターの配置や職員の地域担当制度導入時の役割として、人的支援策を現在検討しているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 町長の回答は、本当に今直面しとる、私が今申し上げたようなことを本当に真摯に受けとめて計画をしていこうと、こういう姿勢でありますから、まことに結構だと思うんであります。

しかしながら、大方の集落の自治会長さん方がお答えになったように、計画あるいはこれから具体的な策というのは、我々の今この小集落、この小さいかもわからんけども、それぞれが持つとる自治会で解決していかないと、枠組みを少し広くすると計画倒れになってしまうという危惧があるんです。

したがって、小集落を対象に、しかしそうは言いましても、その小集落が高齢化のためにそこだけではどうしようもないというところには、先ほどから申し上げるように、やっぱ職員の人的支援や、もう少し範囲を広げた、その集落を支援していくような計画をされとるような組織というのが必要だろうと思うんです。

ですが、できるだけ小単位に具体的な支援策をその集落で立てさせて、そして問題解決は集落自体でできるのか、あるいは行政を巻き込んでやらなければならないのか、その整理をして、その整理のために人的支援が町職員が必要だということを申し上げたいんでありますから、ぜひ進めてもらいたい。

そして、くどいようであります、今金銭的支援、ばらまきというふうにとられる向きがあるんであります。私は残念なんです、そうではない。先ほど来から農地の保全、米をつくって米づくりをする人が今は大変なんだというお話。百姓をすればするほど損になるんだということで、耕作放棄地が必ず出るわけなんです、そういうふうなことを含めて、守れるのは行政が国や県の支援策はもちろんであります、それプラス行政が基金条例をつくって、そして少なくとも3年や5年というふうなものは、そこそこ投資をしないと、この町自体の存続が極めて危ないという、こういう危機感でありますから、これも含めて検討というか、実践をしていただかならんということを申し上げておきたいと思えます。

それとこの前もこれ申し上げましたので、くどいようであります、その集落の問題は一体何か、課題は何か、解決策は何か、こういうふうになんぞそれぞれが出ていきましたと、必ず嫁さん対策というのが大きく浮上してまいります。ここにも行政で手を打つところは手を打たないと、なぜ私がくどく申し上げるかという、特に個人情報というものがなかなか得がなくなってきたから、世話をしていこうというおせっかいな人が、各集落や各地区にはおられますが、その人も情報がなくて縁結びの役ができない。で、町が公に認めてさしあげると、そこにいささかの情報が集まります。情報をつかむことができます。したがって、そこから縁結びの役に立つ方法をさぐるというのが出てくるということになりますから、それも念頭に置いていただきたい。

大方のすばらしい回答をちょうだいしました。ですので、ここで回答を求めるといことはしません。ですが一言言うときですが、枠組みを大きくしてまちづくり委員会だとかいうて、まことに名前は結構ですが、そんなことよりは、まずは集落の計画を鋭意努力をするように、その中で出てきた課題解決をみずからがするという、そのために人的・金銭的支援というのをぜひとも実施してほしいというのを強調して、この問題は置かしていただきます。

続いて、下水道加入者と合併浄化槽設置者との受益者負担の問題ということで実は取り上げたんであります、公共下水道、合併浄化槽の普及促進というのは、申すまでもなく今日の生活水準の向上に伴って水洗トイレが入り、生活雑排水というものが適正に処理をされない、生活環境の保全や公衆衛生の向上につながらないという目的で普及促進が図られておると、このように認識をしております。

津和野町地区、日原地区ともに、合併前からそれぞれの地区の地理的条件や旧町の施策によって、公共下水道が加入できる地域と、残念ながら個人で負担をして、一部補助金がありますが、合併浄化槽を設置しなければならない地域、こういうふうなことに分けられて、今日普及推進が図られておると、こういうことではあります、ここに負担に大きな格差が生じていると実は私は考えるわけではあります。

原則的には町民一律平等が原則でなければならないと思えますが、当局の見解を求めたいと、このように思えます。

一つ目には、現在まで下水道あるいは合併浄化槽普及に相当力を入れてこられました、その普及の状況をまずはお聞きをし、そして下水道というものについての受益者の負担の計算の基礎というのは一体どうなのかというのも、一つはお尋ねをしておきたい。

それから3番目には、これも3年も4年も前から私は非常に疑問に思ってたわけですが、社団法人島根県浄化槽普及管理センターという、これは浄化槽法でもって各県の知事が検査をさせるところをお決めになるという法律に基づいたものでありますから、当然といえば当然なんであります、その検査をすることにやぶさかではありません。ですが、わずかとは言いながら、年間4,500円の法定検査料というものが、個人設置の、設置者が合併浄化槽は個人でありますから、個人に請求が参ります。私はこういう場で言うべきかどうかはどうかと思いますが、検査をするのは法で定められておるから結構ですが、料金は支払いませんよ。なぜならば、我々は合併浄化槽設置以来、業者委託をせざるを得ませんから、業者委託によって保守点検や清掃等々は多額な維持管理料を払って実施をされておる。その検査結果等々で水質がどうなのかという検査をされるのならば、業者に負担をいただくのが当然ではないかと思うから支払いませんよと言うて今日までまいりました。

それ以来、何の返事もありませんから、果たして再請求が来るのかどうかわかりませんが、そういう状況であります。

というのは、現状の問題点を幾つか申し上げてみたいと思うんですが、合併浄化槽の保守点検清掃というのは、今申し上げたように業者委託をしております。法律では年1回以上ということが義務づけられておると思うんです、第10条に。ところが、業者によりますと3カ月に1回という契約があり、4カ月に1回という契約があり、さまざまであります。そして、この保守点検の料金というのは、どの業者もどうも1回の料金は税込みの5,250円と、こういうことになつとると思うんですが、槽の大きさには関係なく。

次に、年1回全槽抜き取り清掃水張りという、こういうことをやるわけですが、これはある業者は5人槽で税込み3万450円、10人槽、我が家は10人槽入れとるわけですが4万2,000円から年によっては8万850円、これ税込みであります。こういう料金を払つとる。果たして契約は個人がそれぞれ業者とするわけですから、3カ月に1回という契約をしとるもの、あるいは4カ月に1回という契約をしとるもの、さまざまありますが、それは個人のことだから、あなた方個人の問題ですよと言うて片づければそういうことになるんであります、私を初め合併浄化槽という法律や何かというのは、そんなに熟知をして精通をしてる設置者ばかりで私はないと思うんです。

もう少し懇切丁寧な行政側からの指導もあったほうが望ましいのではないかと、今のような問題を提起しておるところです。

そして、法定検査というのは先ほど申し上げたようなことで、県の指定機関である社団法人島根県浄化槽普及管理センター、これはささやかとは言いませんが、わずか4,500円ではありますが、先ほど申し上げたようなことで、私は個人が払うようなものではないと、こう解釈するが、いかがなものかとお尋ねをいたします。

ちなみにこの普及管理センターの組織機構図を見ますと、県下の市町村が加入しとるのは当然であります、本町は長嶺副町長が監査役で就任をされておるということでありますから、そのような場で、どうも私のような疑問を持つのはたくさんインターネットを引っ張ってみますと出てまいります、そのような会合で疑問点として出ておるのではないかと私は思うんであります、そこら辺も出られた会合での状況もお聞きをしたいと思えます。

とりあえずここら辺の回答を求めるものであります。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、下水道加入者と合併浄化槽設置者との受益者負担の問題等につきましての御質問に対して、回答させていただきたいと思えます。

本町の汚水処理施設の普及状況につきましては、平成21年度末現在での数値ではあります、下水道の日原処理区は484世帯、1,125人、率で82.5%、津和野処理区では334世帯、633人、率で49.4%でございます。

合併処理浄化槽につきましては、設置補助金を交付していないものも含め、日原地区では312基で処理人口は991人、津和野地区は293基で842人となっております、いずれの数値も事業所は含めていないものでございます。

下水道の受益者負担につきましては、加入分担金として公共ます1個につき津和野処理区では19万円と定めております、この根拠は全体事業費のうち単独事業費分から交付税措置分を除いた処理場分を除く補助対象事業の一般会計相当分を加えた半額を対象戸数で除した額としております。また、下水道使用料金の設定基礎につきましては、全国事例で最も多い下水道処理施設の補修費、動力費、人件費や清掃費等の維持管理費総額と地方債元利償還費等の資本費の一部を対象としたもので、維持管理費年間総額に資本費の年額の20%を加え、区域内世帯数で除し、さらに月額にしたものを1戸月当たりの平均的使用料として徴収することとしたもので、使用料金に換算するとおおむね1戸当たり月平均の下水道使用水量が平均値に近い20立方メートルとした場合3,045円で、年額では3万6,540円となります。

一方、合併処理浄化槽の維持経費につきましては、人槽区分や形式による多少の違いはありますが、浄化槽法により定められた定期的保守点検、浄化槽の清掃、汚泥の抜き取りについて、専門業者に委託する費用として5万円から7万円程度必要と聞いております。議員御指摘のとおり、河川等の水質浄化や住環境改善等、同様の機能を持ちながら、公共下水道や農業集落排水加入者と合併処理浄化槽設置者との負担に隔たりがあることは、十分承知しているところではあります、浄化槽設置者へのさらなる支援策につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

浄化槽法定検査につきましては、浄化槽法により供用開始後5カ月以内に行う7条検査と、毎年1回定期的に行う11条検査がありますが、この検査は都道府県知事、政令市長が行うもので、社団法人島根県浄化槽普及管理センターは、島根県知事の指定を受け検査を行

っております。検査手数料は、浄化槽保守点検業者が負担すべきではないかとの御質問でございますが、法律では検査は浄化槽管理者、すなわち所有者が受けることを義務づけているものでございます。保守点検や清掃管理は、浄化槽保守点検業者との委託契約事項ではありますが、業者が検査料を負担するとなれば、保守点検委託料に上乘せとなることも懸念されると考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） そのほかに、先ほど御質問いただきました点について、私のほうから答えられる分は答えさせていただきたいと思っております。

浄化槽の点検で先ほど年3回とか4回とか業者によって違うのではないかということでございますけれども、その点につきましては、浄化槽の個人設置型の小さい分については、浄化槽の人槽区分によって回数が定められておりまして、水質検査等の通常点検については年4回ということでございます。大きい事業所等で設置しております分については、これは人槽が大きくなると3カ月に1回ということ、回数がふえるということもありますが、通常4カ月に1回というものでございます。

それから、清掃と汚泥の抜き取り、これも年1回ということが法律で定められておりまして、これもただ料金の違いがあるという議員の御指摘でございますが、これも浄化槽の大きさによって汚泥の抜き取る量等々が違う、あるいは清掃の規模が違うということで、料金はどうも相違があるというふうにも聞いております。

私どもが管理しております和田の農業集落排水等は大きな槽でございます、これ等については点検回数も多うございまして、もちろんその予算等でもお認めいただいておりますように、これよりも相当高額の料金で委託をさせていただいているところもあります。

それから、行政の指導等につきましては、これは先ほど議員さんの自分ところの事例でもございましたが、法定管理を拒否するというのが多分におられると。これは県にもお聞きしましたけれども、そういった周知の不足等々もあって、御理解をいただけない部分もあるということでございます、あくまでも法律でございますので、皆設置者には課せられた義務ではございますけれども、そこの周知の徹底等がなくて、若干拒否されたり、あるいはこの点検をしております管理センターの職員が不足という状況に島根県の場合あるようでございます。受検率が今85%ぐらい、あと15%ぐらいはまだされてないところもあるようでございますが、その分の拒否あるいは理解が求められていない分については、島根県は保健所等を通じて、皆さん方のほうに御理解いただくように出向いておられるというふうにも報告を承っておりますところでございます。

町としましても、島根県も100%に近づけるようにという努力をされているということもございまして、今月号の広報には自治体のほうにも協力を願うということも載っております、広報に受検の促進、協力をということで掲載をさせていただいているところでもございます。

やがてそれぞれの御家庭に配っていただけるとは思いますが、その中にも若干記事として載せさせていただきますので、受検に対してのまた御理解を賜るように、町としましても県にあわせてお願いをしたいと思っているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 私のいささか勉強不足もあるかと思いますが、今担当課長の回答では、槽によって定期検査は年に1遍、それから保守点検は槽によって3カ月に1遍、4カ月に1遍、こういう御答弁ですが、法律には年1回以上と明記してあると思うんですよ、違いますか。そこら辺が若干私と見解が違うところですが、年1回以上であるということになれば、1回でいいのではないかと思う。

で、県が行う法定検査に通ればいいわけでありますから、無理に3カ月に1遍、4カ月に1遍、この保守点検を受けなくても、終局的には年1回全槽の抜き取り清掃、水張りをしますが、そのときにあわせてやれば、それでもう事が済むのではないかと思ったりしますが、そこら辺は十分な、担当課長が専門家ですから、私が申し上げるのが違っておれば訂正をいただきたいと思えます。

それから、要はこのように合併浄化槽は個人に非常に大きな負担をかけておる、こういうことでありますが、これは行政がその町が、先ほど申し上げたように、下水道がすべて敷き設されるという地理的条件でないということでありますから、そこは理解ができるんですが、ならば私はいろいろな問題点が申し上げたようなことがあります。これを解決する手段は、町が設置するという市町村型合併浄化槽に転換をするということが、ぜひとも私は必要ではないかと思うんですが、ここら辺の見解をぜひとも聞きたい。

既に先ほど報告があったように、合併浄化槽が約600基、設置が終わっております。まだまだ3,400からの世帯で、下水道に加入されとる方もまだささやかで、ささやかというか50%に満たないという、こういう状態。これは下水道の場合には、もうちょっと普及が進んでいくんだらうと思えますが、まだまだ多くの方々に環境の問題等々を考えれば、合併浄化槽でしか設置できないという地帯でありますから、大いに普及促進を図らにやならん。こういうことになると、個人の負担が余りにも大きいと、皆設置を諦める。特に、合併浄化槽の槽を設置するだけの経費ではない。家庭排水とし尿の合併して処理するわけですから、その配管その他の工事に多額の金を要するということがあります。町では下水道をやれば、そこには借入金に対する金利助成というふうな、そういうものもお持ちになっておる。もう少し積極的にやれば、もう少しいい案が出るのではないかと思えますが、せめて合併浄化槽は市町村型の管理型に切りかえていただきたい。これまでの方については、そこに切りかえができるなら切りかえる。

そして、新たにきのうあたりからですか、新年度の合併浄化槽の希望助成のテロップが流れておりましたが、何とか町村型にかえていくというようなことをやらないと、不公平感はいつまでたってもぬぐえないと、このように思えます。

あわせて私は新町長になってから、町長も提案しにくかっただろうと思うが、国保の料金改定、これも大幅に上げざるを得ない。今定例会には水道料金の大幅値上げの提案が既に出されておりますが、条例改正が出されておりますが、余り無関係じゃありません。それに伴う合併浄化槽であったり下水道であったりするわけではありますが、何とか町村型に切りかえて、そして町が維持管理、それは下水道と同じように使用料でもって徴収をするという。

○議長（滝元 三郎君） 濟いません。ちょっと恐れ入ります。発言の途中でございますけれども、チャイムが鳴りますのでしばらく。

午後0時00分休憩

.....

午後0時01分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議員（15番 沖田 守君） したがって、どこまで申し上げたやら忘れてしまいましたが、代金徴収やもろもろを町の管理にすると公平性が保たれるということが申し上げたい。それについてのお考えを伺うわけであります。

そうすれば、委託業者もまずは代金徴収の労力が非常に軽減される。そして、代金が未収になるというようなリスクというのは全くなくなるということになって、維持管理費が大幅に軽減されるのではないかと、経済の原則でいくとそうなるわけでありますから、業者と十分に町当局は話し合いができるのではないかと、このように思いますので、御回答をちょうだいしたいと、このように思います。

先ほど申し上げた、担当課長に槽によって点検の回数が違うというのが、私の認識が違うのかどうかをちょうだいをしたいと思います。よろしく。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 私も本を見ながらの勉強、ここにあるんですが、この冊子によりますと、通常実施される点検であります。まず清掃、先ほど言いました清掃、汚泥の抜き取り等については年に1回です。数値等の維持管理のことでございますが、21人槽以下のものについては4カ月に1回、21人を超えるものについては3カ月に1回行うことというふうに記載してございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 下水道とそして合併浄化槽との受益者負担に相当な初期費用もそうでありますけれども、差があるということでございます。私も以前より文教民生議会の方では常任委員会に長年所属しておりましたので、この問題は承知をしておりますけれども、改めてきょうのこの一般質問で問題提起をいただいて、大変重要な問題だというふうに再認識をしているところでございます。

実際やはり受益を受ける者が、非常にその負担において公平性を欠いているということ、これはまさに事実でもありますので、そうしたところは改修をしていかなきゃならんとも思っておりますし、特に公共下水道の計画区域外は、どうしてもやはり環境美化の問題か

らも、この合併浄化槽を広げていくしかないわけでありますので、そうした面からの考え方もしていかなきゃならんというふうに思っているところでもあります。

ただ、やはりこれを市町村型に設置するのか、あるいは個人設置型で支援策をもっと拡充をしていくのかと。どちらになるかというよりも、仮にそうしたといたしましても、財政負担がやはりかなり重たくなっていくという事実がございます。市町村設置型でありましたら、この益田管内では益田市さんも吉賀町さんも、まだあそこは導入しておりませんで、合併浄化槽は個人型あるいは公共下水道で進められているところでもあります。

ただ、県内でも松江市さん初め安来市さん、大田市さん、あるいは町村部では飯南町や奥出雲町さん、こうしたものは市町村設置型で事業を行っておられるわけではありますが、実際やはりこちらの担当者にヒアリングをしてみましても、この財政負担というのは、相当市町村型をやることによって重くなってきているという状況であります。

そうした中で、今後津和野町がどうしていくかという問題でありますけれども、現行先ほども御紹介いただいたように、国民健康保険税等も値上げをしておりますが、ただ、今回の値上げが抜本的な解決になつたらんわけでありまして、またこの国保会計もこれから守っていくためには、特にこの平成25年に向けて国のほうで制度改革の話もなされているところでもありますので、私の考えとしましては、あとこの23年、24年というところは国保会計非常に苦しくても、やはりこれは一般会計で支えていくべきだろうという私の今のところでは考えを持っているわけでもあります。赤字分についてはです。

そうしたところや、また水道料金も先ほども御紹介いただきましたが、今回の値上げ等では、またこれも水道会計の中で言いますと、抜本的な解決にはなっておりませんで、これもまた一般財源で負担をしていかなければならない、また見込みになっているという状況であります。

そして前段にも御紹介がありましたように、人口が減少して交付税が非常に心配だ。また、28年度からは合併の優遇策もなくなっていくという状況。そうした中で、やはり財政とのバランスをどうとっていくかという現実的な問題があるわけございまして、もう少し時間をいただいて、その辺全体を加味しながら、この負担をどうしていくのかということを考えていかなければならんというふうに思っております。

現状、例えば個人型のほうで支援策を拡充するといったしましても、このデータでいきますと600人ぐらい、もう設置をされておられますので、600戸ですか、600基ですね。ですから、例えば今の差額で2万円の差額を埋めていこうということになれば、下水道等のです。そうすると単純計算でも1,200万円、それから3万円の差額を埋めていければ1,800万円、毎年毎年一般財源が必要になってくるということにもなります。

市町村設置型にいたしましても、それぐらいのやはり町がかぶるということになってまいるわけでもあります。単純には比較はできないかもしれませんが、そうしたいろんな検討材料がありますので、それと一方で公平性を欠いているということも、そのまた重みも感じな

がら検討させていただきたいと思っておりますので、きょうの時点ではこうした答弁でお許しをいただければと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） さまざまな問題点を重々当局もお感じになっておられますので、鋭意この問題については検討させていただきたいと思います。

町民に不公平感を与えるというのが一番問題でありますから、料金等が上げざるを得ない時期には上げざるを得ない。それはそれぞれの会計で独立した会計が保たれないからでありますから、特に今回のこれは一般質問ではありませんが、水道料金の値上げ提案は、合併時の約束でありますから、それぞれの町民がある意味では納得づくで両町が一緒になったという経過でありますから、やむを得ない事情かと思いますが、それぞれの公共料金は公平性が保たなければならない、このように特に思います。

それから担当課長、10人槽で年3カ月に1遍というのが、私のところの契約なんよ。今のあなたの法律から言や、21人槽以上ということでしょう。ということになると、私がこの業者とばかな契約を結んだと、こういうことになるわけ。契約解雇を今度私はいたしますから、そのことは主張しますが、それも契約というのは、うまいぐあいになっとなって、1回結ぶと双方異議を申し立てないと、私は平成11年の1月29日に結んだんでありますが、黙っておりましたから、ずっとこれが続いとる。したがって、異論があつたら申し上げて、業者と更改せなならん。これは個人の責任とは言いながら、町が普及促進をするわけでありますから、私は懇切丁寧にそこら辺は、これから設置される方があるわけでありますから、指導されないといけませんということが申し上げたい。

これは終わります。時間がかかり経過してしまいましたが、次に入ります。

3番目に、今回は課長には後から検討しとってください。宿題を出しときます。

今回は平成22年度、私は町長も決断をされて、本当に何か策を打たないと大変になるなと、この町の医療が。で、医師及び医療関係者に奨学金制度というものを設定をされた。非常に条例並びに施行規則を見てもみますと、今この大変な時期にいい案を出されて、施策に長けると、こう思いました。だんだん月日がたつと、他町村も同じようなことをやってまいるようになりました。我が町のは、比較的私はほかの地域よりは思いきった策だと思います。

ですが、本当に今年度約400万ばかり予算計上しておりますが、予算不用というようなことになっては、まことに残念な展開と思いましたが、今日まで平成22年の学生あるいは来年進学をしようという、その人たちの奨学金の希望者が現状でどのようになっているのか知りたい。このことについてお答えをちょうだいしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、医師及び医療関係者に対する奨学金希望者についての御質問に対して回答をさせていただきます。

本年10月末現在で橘井堂の看護師、准看護師総勢66名のうち、20代が2名であり、50歳以上の者が37名と過半数となっております。さらに60代は11名となっております、

これらの後継者の育成や年齢構成の若返りは、単に看護師不足というだけにとどまらず、津和野町の医療の維持のためにも緊急かつ重要な課題であると考えられます。

津和野町では、町内における医療機関の医師及び看護師等の確保及び充実にを図ることを目的とし、将来、津和野町内の公的医療機関に勤務しようとする医学生及び看護師等に対し、奨学金貸与条例を4月に制定したところであります。

貸し付け状況は、現在、准看護師要請施設に在籍する益田市、浜田市の在住者2名の方より申請がありました。12月9日に開催された津和野町地域医療協議会において審査し、貸し付けを決定したところであります。将来においては、正看護師の資格も取りたいとの意向を伺っております。また、あわせて橘井堂の奨学金制度も利用することを聞いております。

御指摘のように、奨学金貸与を町内出身者に限定せず、広く門戸を開かれた成果が出ているものと考えております。

また11月9日に実施された石見高等看護学院の地域枠推薦入試では、看護師として活躍するに十分な素質と明確な目的意識を持ち、津和野町の医療に貢献したいという強い使命感を持った意欲ある津和野高校の学生2名が合格しております。今後においては、町、橘井堂、津和野高校での3者協議を実施し、学生及び保護者に対し町及び橘井堂奨学金制度を説明し、ぜひこの制度を活用していただきたいと思っております。無事卒業するとなれば、将来的には医療法人橘井堂で勤務をしてもらえる予定であり、不足する看護師の確保や看護師の高齢化への対策として、大いに期待できるものと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） この制度そのものが非常にこれから役に立つだろうと多く期待をするわけではありますが、残念ながら、現時点では当初予算を積み残してしまうというような結果になりかねないので、もう少しPRその他を徹底していただくということ、もう少し内容を充実せなならんのかなというようなことも課題としてあるかもわかりませんが、検討もいただきたい。

そして、私はこの制度にあわせて、今喫緊の課題は看護師さんもそうではありますが、お医者さんがなかなか集まらない。日夜一生懸命飛び回っていただいておりますが、非常勤の先生を年間契約をきちっとして、予算措置を立てて、せめて500万や1,000万ぐらいは医療対策室の予算措置として与えて、そしていづどこに行っても、その契約をされる先生にはお願いができるという、そのような体制というのも同時にやりにならないと、現状でもなかなかお医者さんに苦勞されておるといふことでありますから、そこら辺もぜひお考えをいただきたいということを申し添えておきたいと思っております。

それから、とかくお医者さんになるという御希望の学生というのは、ある意味では非常に裕福な家庭が多いという、こういうことも影響しとるのではないかと思います。苦勞学生、家庭的には恵まれないけれども、医者を目指したいという、そういう方たちにもう少しPRが私は不足しとるのではないかと考えておりますので、そこら辺も含めて回答を求めて終

わりたいと思いますが、副町長には回答をとうとうちょうだいでできませんでしたが、最後にあなたの御回答をちょうだいしたいと思いますけど、忘れてもらっちゃ困る。

以上であります。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 先ほどの浄化槽の問題でございますけれども、御指摘のとおり、私が監事が出ております。ただ、充て職でありますので、まだ1回しか出ておりませんけれども、その監査を行った春でございましたけれども、実際のその中での監査が仕事でありますので、細かい状況というのは十分把握しておりませんけれども、確かにその問題については非常に協会のほうも悩ましいところでありまして、実際、いろんな形でトラブルが起こっていることもお聞きしたところでございます。

後段、町長が回答いたしましたこと、そしてまた担当課長が申し上げたとおり、現状としてはそういった状況になっておるのも事実でございます。何回かすべて出れるわけではないですけれども、そうした監事としての仕事の中で、その辺のところを御相談なり、私ども意見として申し上げておきたいというふうに考えます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 奨学金の活用ということでありまして、今年度は確かに立ち上げの年でございましたので、十分なまだPRが浸透していなかったという反省点はあろうかと思いますが、また来年度にはもう2年目になってまいりますので、一つ一つこれまでの情報発信の成果というものを出していきたいというふうに考えております。

津和野町の場合は、町独自の奨学金とともに橘井堂さんの奨学金も併用して受けれることになっておりますので、ほかの自治体さんがされております奨学金制度とは非常に魅力の高いものになっているわけでありまして、いかにあとは情報発信ができるかということと、それからやはり益田市さん、浜田市さん等のお話も学生さん等のお話を聞いてみますと、もう早い段階からそれぞれの自治体さん等も奨学金をPRされて、囲い込みという言葉は少し悪いかもしれませんが、そういうことをされておりますので、我々もできるだけそうした競争に乗りおくれぬように、このPRをしていかなきゃならんと思っております。

それとあわせて、非常に魅力的な奨学金でもありますので、今年度も広島県あるいは岡山県の看護系の学校に行ってPRをさせていただいたわけでありまして、やはり奨学金に対する興味は非常に感じていただきながらも、実際外からこちらに来られて、住まいはどうなっているのかというような生活環境の問題が、どうしてもネックになってきているという現状が、ことしの活動で浮き出ておりまして、そうしたところの対策というものを来年同時に早急に進めていかなければならないと考えているところでございます。

それから、非常勤医師等につきましては、現在も登録制度というようなものをもって、そして津和野町にいつでも来ていただけるような、そういう確保策というものも講じているところでありますが、ちょっと私の記憶ではまだ財源等を伴うような、まだそこまではして

おりませんので、またもっと魅力的なそういうつながるような方法論というのは、今後の検討課題として考えているところであります。

それから、経済的な理由等でなかなか医学のほうへ進学が最初から諦められているという方へのPRということですが、その辺は御指摘を踏まえて、まさにそのとおりであろうかと思しますので、医師を目指すというのは、もう小学校からという話も聞いておりますので、そうした親御さんも含めPR活動というのは大切であろうというふうにも受けとめているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 時刻を12時をかなりオーバーして時間を要してしまいましたが、以上で今定例会の質問を終わらせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、15番、沖田守君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） それでは、後ろの時計で午後1時20分まで休憩といたします。
午後0時20分休憩

午後1時20分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序5、2番、村上英喜君。

○議員（2番 村上 英喜君） 通告の件につきまして随時質問をさせていただきます。

最初に企業誘致問題について質問をさせていただきます。この問題については3点ほど項目で上げております。

1点目に、キーレックスが撤退するという情報が流れまして、町民は大変に不安に感じております。先日、全員協議会の中で町長が詳しく状況報告を説明されましたが、改めてお聞きいたします。現在のキーレックスが今後撤退することになりますと、今後の対策はどのように考えておられるのか。また、企業誘致については津和野町としても積極的にこれからも進めていくのか、お聞きいたします。

2点目に、NPOの「夢の湖舎」が津和野町で事業展開をしたいということで藤原理事長が来町され、詳しく説明をされ、それが3年前になるのではないかと記憶しておりますが、その後どうなったのか、お聞きいたします。

3点目としまして、企業誘致は今後も大変必要だということを考えておりますが、やはりプロジェクトを立ち上げ、対策を計画的に進めていく必要があるのではないかと思います。町長の御見解をお聞きいたします。

以上。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、村上議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

企業誘致についてのお尋ねでございます。株式会社キーレックス様は1976年に三浦工業として本町に立地をして以来、30年以上の間、本町の雇用と経済を支えていただきましたが、このたび残念ながら2013年をもって工場閉鎖の方針を出されました。バブル後の経済不況と円高の進行の中で経営体質の強化を図られてまいりましたが、近年のリーマンショックの世界同時不況の影響や、1ドル80円という想定を越えたさらなる円高の進行、さらには強い関連を持つ自動車メーカーマツダの営業、生産体制の方針等により、生産体制の防府及び広島宇品への集約化を余儀なくされ、流通コストの面から津和野工場の閉鎖を苦渋の思いで決定されたとの御説明を受けております。本町といたしましては島根県の御協力もいただきながら、引き続き工場継続の働きかけを行ってまいりたいと思います。

NPO法人「夢の湖舎」様に関しましては、御指摘のとおり旧青野山荘を利用した農村体験型宿泊施設並びに福祉関連施設の開設について検討を行った経緯があります。構想が国の制度に乗ることができるかということで農水省との協議を行いましたが、制度上困難であることが判明をし、法人にお伝えをしたところ、補助制度なしでは資金的にも難しいということでした。その後、協議は中断した形になりましたが、昨年5月に法人理事長と最終的な協議を行い、旧青野山荘を利用した施設の展開は困難であるという結論に至ったとの報告を受けた次第であります。

なお、これらの経過について議会への御報告がなされていなかったということでもありまして、この場をお借りしておわびをいたします。

今後の企業誘致活動につきましては、現状を踏まえ、積極的に推進していかなければならないと考えておりますが、一方でこの取り組みについてはこれまでほとんど手つかずであり、ノウハウや経験、そして最も重要なファクターであるネットワークの蓄積がないに等しい状況でございます。早急に推進体制を構築し、島根県企業立地担当部局等との連携を図りながら、営業精神に富むマンパワーの充実を行い、都市部企業との情報、人的ネットワークを蓄積して、地道な取り組みを一つ一つ積み上げてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） この答弁につきまして再質問をさせていただきますが、最初にキーレックスについてであります。島根県の御協力をいただきながら引き続き工場継続を働きかけるということでございます。どのような働きかけを今後するのか、具体的なことがあればお聞かせいただきたい。

また、キーレックスが撤退するというのでありますので、津和野町については本当に経済損失がはかり知れないものがあると考えますが、どのように考えておられるのか、その点をわかればお聞かせいただきたい。

もう一点、ちょっと関連がありますのでもう一点ほど聞きますが、若者のUターン奨励金を取得された人がキーレックスにもおられるということでもあります。こういつて撤退に伴い、町外に去っていく場合にはその返還等が今後考えられますが、そういったことがきょうお答えできればお願いをしたいと思います。

2番目のNPO「夢の湖舎」についてであります。答弁では制度上困難、補助制度がない、そういったことから計画は中止したというように聞きましたが、私の考えでは、やはり国においては昨年は経済対策等でいろんな制度があったというように考えております。よく調査をして努力をしていけば、何らかの補助金なり制度にひっかかったのではないかと、というように考えて残念でなりません。

そこで、NPO「夢の湖舎」は昨年NHKの「プロフェッショナル仕事の流儀」の中で放映され、大反響になりました。また、お昼のワイドショーでもことし放映され、現在では全国から見学者が殺到しているということ聞いております。また、藤原理事長さんは国会のほうにも呼ばれ、国としてもこういった事業に大に関心を持っているというように聞いております。せっかく津和野町で事業を展開したいというような応募があったという中で、やはり町も積極的に取り組む姿勢があつてよかったのではないかと、今になって考えますが、やはりこういったキーレックス等も撤退する中で、やはり津和野町にあった企業誘致といえますか、そういったことをしっかり計画を組んで今後取り組んでいく必要があると思っておりますが、その点について伺います。

それから、3点目の分で再質問しますが、この件については早急に通信体制を構築するということでもあります。町長の理念であります課を二つふやまして、こういったことに取り組んでいくのではないかと、というように私は理解しております。新しくできた課には営業課等もあります。そういった課も含めて長期的に計画的にやはり企業誘致を進めていくことが今後は必要ではないかというように考えますが、もう一度町長の御見解をお聞かせいただけます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、まず、キーレックスさんの関係でございまして、県との連携をどういうふうにやっていくのかということでもありますけれども、この島根県の特に石見地方がマツダ関連会社がこれが非常に誘致というか、進出をしてくている地域でありまして、キーレックスさんもそうであったわけでありまして、その他浜田市さんあるいは吉賀町にも吉和工業さんもいらっしゃいますし、そうしたぐあいで何社か出てきておられます。

そうした中で、県としても県も企業誘致というのにはここ数年かなり力を入れてきておりますので、石見地域でネットワークをつくってこうしたマツダ関連の企業誘致を今後支えていくということが大事じゃないかということで、ことしそのネットワーク会議というのを設立をされて、津和野町も参加をさせていただいて考えていくという、そういう矢先に起きた出来事でもあるということでもあります。

町としてじゃあ、これからただここに残ってくださいという心情論、精神論だけではなくやはり企業経営という壁が立ちほだかってくると思いますので、難しいと思ひますし、じゃ、固定資産税の軽減を図ってということも考えられるかもしれませんが、なかなかその

程度の優遇策を今から打ち出したとしてもどこまでの引きとめの効果があるのかというのも疑問に感じているところでもございます。

そうした観点から一度、この松江石見ネットワーク会議等のそうしたものも、情報交換等もして、そして情報の提供等も受けながらこれから引きとめ策というものをより具体的に考えていきたい。今、そういうことを進めているというところでもあります。

それから、「夢の湖舎」でございますけれども、これ昨年の5月に結論が出ているという話でありまして、私自身が町長としてそこにずっとこの一連の動きをやってきたわけではございませんので、自分自身が詳しく把握しておるわけではありまして、今回の一般質問を踏まえて、それからの情報報告を聞いたということでもございますけれども、当時いろんなそうした農林水産省を初め、使える補助というものも検討した中での結果であるというふうに受けとめているところではありますが、今回、いろんなそうした反省点は反省点として受けとめまして、今後、いろいろ国の補助制度あるいは県の補助制度あるいは外郭団体がやっておられる補助制度、そうしたものを常に情報の収集に努めておきながら、その他の事例のときに、また、すぐに情報提供ができて、町づくりやあるいは起業のためのお役に立てれるような、そういう体制というのをつくっていききたいと思っております。

実は、そういうこともやりたいということから、この4月より営業課をつくりまして、そこにこの役割を実際与えているところでもありますので、今後、これが円滑に進んでいくように、さらにハッパをかけてやっていきたいというふうに考えているところでもあります。

それから、今後企業誘致の推進体制を構築ということでもございますが、先ほど議員からも御指摘をいただいたように、この営業課等も含めた中で現状をどうしていくかということをお早急に考えてつくっていききたいと思っております。今は商工観光課の事務分掌になっておるわけではありますが、いろんな企業誘致ということになりますと、まず、ネットワークを結んでいくということが非常に大事でありまして、そうした面からいくと少し事務分掌を動かすということも、営業課のほうへということも考えていく必要があるかなというふうな今の時点では思っているところでもあります。

実は、島根県には斐川町に大変有名な企業誘致をした行政職員がおられます。その方のいろいろお話を、これは富士通でありますとか、その他2、3社の一気に大手企業を斐川町に持ってこられて、全国的にも有名になっておられる方でもありますけれども。やはりこの方のお話を聞いたときに、企業誘致で一番何が大切かということ、実は制度との優遇策とか、そういうことも大事ではありますが、やはりそこにセールスをしていく、その職員、これが営業マンになって、そしていかに情熱を持って粘り強く、そしてあきらめないで、そしてサービス精神を持ってという、そういう非常に精神論が聞こえてくるわけでもあります。

実際、この方がこれは富士通ですか、誘致にこぎつけるに至ったものも10年がかりでネットワークをつくって、その成果が地道な努力をもってやってきたということでありまして、そういう意味ではこの企業誘致というのはまさにそこに出ていく行政職員が営業マンとなって、マンパワーとなってやっていくかということが非常に大事であるというように

思っております。その部分のやはり人材育成、そして、さらには営業課で進めようとしておりますいろんな企業との今ネットワークがありますので、それをさらに構築をしていきながら、この企業誘致にも生かしていくという体制をとっていかなきゃならんと思っております。

この1年間でもアサヒビール関係の関連会社でございますけれども、そうした大手企業あるいは野村証券系の農業関係のグループ会社あるいはソフトバンクといった関連会社、そうしたところとも非常にネットワークをことし1年で構築をし始めておりますので、そうしたことでいろいろとまた、さらに広く、深くネットワークを結んでいながら、そしてマンパワーを育成してこの企業誘致を進めていく必要があるだろうというふうに考えているところであります。そのための推進体制というのは来年度に向けて、もう一度事務分掌等も含め考えていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 御指摘の若者定住奨励金の取り扱いでございますが、これにつきましては条例に返還規定がございまして、5年以内に残念ながら転出される場合は返還を求められることができるというふうに規定はされておりますが、ただし、町長が必要と認める場合はこの限りではないという一項もございます。いろんなケースがあろうと思っておりますので、まずはやむを得ない事情だというようなことも慎重に判断をして対応をしてみたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） キーレックスさんの撤退に伴う経済的な損失、影響はという御質問であります。金額的に幾らということはなかなか、今、この場で申し上げることは難しいわけですが、現在、六十数名の従業員の方がいらっしやいまして、3年後までにはこの方が津和野の今の工場で働くことはすべてなくなるということで、御家族、それからお子さんもいらっしやいましたらその学校の定数への影響と、非常に大きな影響があることは認識をしております。

きょうのこの場での御回答はこのくらいで、申しわけありませんけれども。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 大変失礼いたしました。あと、経済的損失というところ、今、商工観光課長申し上げたこと、それにプラスしまして、あとは税金等のその辺でどういうふうに影響が出てくるかということでもありますけれども。主に固定資産税の関係の償却資産の部分というのが、これが工場閉鎖になってくると響いてくるという状況になります。現在、正確な数字は持ち合わせておりませんが、大体1,000万から2,000万ぐらいの間ということで記憶をしているところでありまして。それぐらいの金額というふうに感じているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（２番 村上 英喜君） 今後の対策につきまして、町長から心強い決意的な答弁をいただきまして、少しは安心をしておりますが。やはり、なぜ、今この時期に企業誘致とはキーレックス問題もありますが、今、問題になっているのが、学校の統廃合、今、話が進んでおります。やはり木部地区でも中学校の統廃合がほぼ決まったような話も、前向きに進めるというような話もあります。そういったときにやはりその後の学校施設等をどう今後、考えていくかという大きな問題が今度控えておる。そういった中でやっぱりそういった問題も企業誘致の中で含めて、やはり長期的に営業課を中心に今後進めていく必要があるのではないかということで、このたび質問させていただきました。

それでは、次の質問に入ります。定住対策についてということで、２点ほど質問させていただきます。

若者が定住するためには、若者向けの住宅が必要であるというように考えておりますが、木部地区には町営住宅がありません。そのため、若者が結婚すると地区外に新居を求めているのが現状であります。そこで、提案であります、長野地区に職員住宅が空き家になっております。この住宅を改善し、若者が定住できるような住宅にしたら大変よいというように考えておりますが、その点についてお聞きいたします。

２番目としまして、町内では非結婚者がまだたくさんおられます。前回も同僚議員がこの問題についても質問されましたが、やはり世の中では婚活と言って男女の出会いの場を指すような言葉が流行しております。ニュース等でも町挙げて取り組む町村もあると聞いております。我が津和野町でもやはりこういった若者の定住の中でやはり一番考えていくのは、やはりこういった対策に取り組んでいただきたいというように考えております。

また、最近では昔のようにお世話する仲人といえますか、そういう人が余りいなくなり、なかなかお見合いというようなことを最近では聞くことがありません。この前、私の友人が話しておりましたが、会社の若い同僚をカップルを結んだと、初めて仲人をやるんだというような話を聞きました。大変いいことだなというような中で、こういった人に対してやはり奨励金なり出すと、やはりそういった人は励みになるのではないかというように考えましたので、このたび仲人等がカップル誕生したときにはやはりそういった奨励金なども出すのもひとつの案ではないかということで考えましたので、その点について町長の見解をお聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは定住対策についての御質問に対して回答させていただきます。

島根県では、教職員住宅を初めとする県職員宿舍の空き家活用策として、平成１７年から定住希望者等の一時的な住居を提供するために、県職員宿舍、教員宿舍、警察職員宿舍に空きがある場合、１年間を限度として入居していただける制度を始めております。

御指摘のような方法での住宅活用となりますと、現行制度とは違った運用となるため、本的には県から施設譲渡を受けて対応することとなると考えられます。現在の利用実態と

将来的な取り扱いについて、県の関係部署と協議した上で検討してみたいと考えております。

次に、いわゆる婚活支援についてであります。この問題につきましては9月議会におきまして一定の考えを述べさせていただいたところであります。

当面は島根県が縁結びボランティア事業として取り組んでいる「島根はっぴいこーでいねーたー」通称はぴこ制度を支援することと、民間団体と協力して男女の出会いの場の提供とその後のサポートをしていくことを取り組んでまいりたいと考えております。

なお、仲人さんへの奨励金等につきましては、はぴこ制度との関係も考慮し、現在のところは考えておりませんので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） ただいまの答弁でもありましたが、やはり県頼みと言いますか、県の事業を使ってこういう対策をするというような答弁であります。やはり私は津和野にあった対策、町が独自に考えた対策をしっかりと今後は練っていく必要があると考えます。

また、こういったカップルを誕生させた方には当然、こういった奨励金等も津和野町独自で考えていく必要があると思っております。もう一度お聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 県頼みということでは決してないんですが、一例申し上げますと、本年度は町としてこういった定住対策の一環でいわゆる合コンといいますか、出会いの場を提供する、今準備しております。町内の有志の団体の方にお世話をいただきまして、今年度中に1回、そういうふうな出会いの場をやるということで現在、進めておりますし、また、そういったような機会できわゆるカップルができそうだなということがあれば、その後のサポートを我々も一緒になっていくということでひとつ計画をいたしております。

奨励金につきましては、旧町時代にこのような制度がたしかあったとは思いますが、先ほど申し上げましたように県のはっぴいこーでいねーたー制度はあくまでもお世話をいただいている方が、これはボランティアでやっていただいております。一方ではそういうふうなボランティア制度がありながら、もう一方ではということもバランス的には、もう少し検討を加える必要があるというふうな見解で、現在のところは、というふうにさせていただきました。

いずれにしても、おっしゃるとおり県頼みではいけないと思っておりますので、そういったような対策を一つ一つ考えていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） やはりこういったカップルをつくる、誕生させるというのがやっぱり定住対策の一番の手っとり早い対策だということを考えておりますので、今後も大いに力を入れていただきたいというように思います。

次の質問で有害鳥獣対策についてお聞きいたします。

先日、農政会議の中で出席させていただきまして、農家の部会長さんだの話を大変聞くことができました。その中でやはり10人ぐらい部会長がいたというように記憶しておりますが、どの部会でもこの鳥獣対策の要望が強くありました。この問題で一番、部会としても一番被害にあっているということで、町に対して何とかしてほしいという要望があったところです。

そこで、質問、お尋ねします。ことしの鳥獣の被害がどのようにあったのか、お聞かせいただきたい。

2番目としまして、猟師が大変激減しているというような状況の中で、中には自分たちの集落は自分たちで守るんだと、そういう思いで今後は鳥獣対策に当たっていかなくては、我々の生活が守れないというような強い要望もありました。そうした中で、やはり狩猟の免許等軽減してほしいなど、いろんな案を述べられ、我々に要望を求めておりました。そういったことで、今後そういった猟師の激減する中でどのような対策を考えておられるのか、2点ほどお聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 鳥獣対策についての御質問に対して回答させていただきます。

まず、ことしの農業被害状況についてでございますが、昨年の秋はブナ、ミズナラ等の実が大豊作であり、鳥獣が食べるえさが山にたくさんありまして獣による農作物被害及び目撃情報、捕獲頭数は例年より少ない状況でありました。

しかしながら、今年度はそれらの実が大凶作となりまして、獣がえさを求めて里に下り、多くの農作物の被害等が発生したと聞いております。町としてもことしは例年でない農作物被害の状況であると認識しておりますので、被害状況を把握するため、11月末嘱託員さんに農作物等被害調査の依頼文書を発送いたしました。現在、町民の皆様の御協力により、調査をお願いしているところでございます。報告期限を12月24日とさせていただいておりますので、報告を待ち、集計、現状把握をしたいと思っております。

今後の猟師対策等についてでございますが、近年、わな免許保持者の方は横ばいが続いており、大きな減少とはなっておりませんが、その反面、議員御指摘のとおり銃免許所持者は大幅な減少をたどっております。その要因としては大きく二つが上げられると考えております。一つは高齢化による年齢的な限界によるもの、二つ目は制度改正による銃の所持更新が難しくなったこととあります。免許更新時に指定病院精神科の診断書の提出や県内指定場所における実技講習が義務化されたことなど、手続に時間と手間がかかること、多額の更新経費が必要であること等が原因と考えられます。

町といたしましても、新規の狩猟免許取得者の増員を図るため、平成21年度に狩猟免許取得費補助金制度を創設しておりますが、狩猟免許更新者の維持確保を行うため、何らかの補助制度が必要であると考えております。どのような方法で駆除班員の確保を図っていくべきか、猟友会の意向を確認しながら新年度予算に向けて現在、検討を行っております。

次に、鳥獣被害対策についてでございますが、今年度「防護柵の中の作物が被害を受けた」との声を数多く聞きました。現場を確認すると、電気牧柵の張り方、間隔の間違いや電圧の不足等の初歩的なミスで獣が中に入ったケースもありましたので、被害の原因は防護柵が正しく設置されていなかったことにもあると判断をしております。このため、県の協力もいただきながら防護柵の有効活用のための講習会や指導を徹底するとともに共同及び集落でまとめて獣害対策を講じていけるよう情報提供をしていきたいと考えております。

また、今年度サル被害対策のため、狩猟免許不要の追い払い銃の実証実験等を計画しておりますので、成果が上げれば来年度において全町に普及したいと考えております。

次に、国において既存の鳥獣被害防止総合対策事業に加え、来年度より単年度事業ではございますが、鳥獣被害緊急総合対策事業が創設され、交付金により鳥獣被害対策事業が実施されます。

現段階の情報では、国から県を通り市町村協議会へ交付される予定と聞いておりますし、要綱などもまだ定まっていないため、どのような採択条件になるのかは不明です。11月末に嘱託員さんを通じて来年度における鳥獣害防護柵等の新規事業量を把握するため、要望調査をお願いしております。

今後、国庫事業の概要がわかった段階で事業の振り分けをさせていただき、農家に有利な事業により対応したいと考えております。

このほか、今後の課題ではありますが、農地や山林が荒れ、耕作放棄地や暗くなった山林、竹林が増加する中で、人が住むエリアと獣が住むエリアがあいまいとなり、獣が人里に近づくやすくなったことで、鳥獣被害が増加しております。

有害鳥獣対策は、農山村環境の向上対策を行わない限り、根本的解決とはなりません。個々の農家、林家が農地を管理し、耕作放棄地をつくらず、山林の管理を行い、民家や農地の近くの山林に日光を入れ、暗がりをつくりださない対策が必要ですので、国、県の事業を導入し、実施できないか、検討しているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 来年度から新しい事業も予定されておるようですが、やはりこれは本当農村での一番死活問題でございますので、町を挙げて取り組んでいただきたい。

また、全国的にはやはり猟師が少ないということで鳥獣対策という中で町職員に銃免許を所持させて町が率先して当たっている町村もあるようでございます。いろんな面でこういった対策を講じていただくことを要望しまして、私の一般質問をおきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、2番、村上英喜君の質問を終わります。

.....
○議長（滝元 三郎君） 発言順序6、14番、後山幸次君。

○議員（14番 後山 幸次君） 通告をしておきました件について、逐次質問をさせていただきます。

まず、1点目に観光行政といたしまして、SLの案内標識についてというふうに。このSLの案内標識のことでありますが、昭和40年2月1日に町民の期待とともにオープンいたしました国民宿舎が観光の最盛期に大きな役割を果たしてきたわけでございます。

町営の青野山荘でありましたが、平成15年3月に廃止をされました。この間、観光の一助として山荘の敷地にD51型蒸気機関車が日本国有鉄道から無償貸与を受け、設置をされております。その後、宿舎の廃止に伴い、有効利用と平成17年に駅前に蒸気機関車が移設され、現在まで観光の一助となっておりますわけでございます。当時の案内標識板2枚がまだ取り残されて、現在の旧国民宿舎の跡地に立っております。大変貴重な案内板でありますので、1枚は高さが1,100、幅が1,000。もう一枚も1,100の幅が1メートル20くらいある、大変貴重な看板であります。この1枚の中にはデゴイチの194号機関車の概要、製造場所、車齢、走行距離、使用路線、どこを走っておった機関車であるか。こういった機関車の重量等が表示された板であります。もう一枚にはデゴイチの蒸気機関車についていろいろな歴史が彫り込んであるわけでございます。貴重な案内標識板でありますので、日の当たる場所へ有効利用のため、早急に駅前に移設されるように検討されたい。このように思っております。

2番目に鯉の放流についてであります。殿町の掘割水路の鯉が昭和9年に(ヨシナガスケゾウ)さんより放流されたのが始まりであります。その後、町民の方々より放流が続き、昭和50年12月に大きい鯉を125匹、小さい鯉を96匹、(ヨシナガスケゾウ)さんより放流されております。そのとき、河田家具店より大きい鯉が7匹、そして(コバラミチオ)さんより大きい鯉が2匹と小さい鯉が6匹がこの掘割に放流されております。また、平成7年6月5日に北九州市の小倉地区の(ヒロキリイチロウ)様より鯉53匹が放流されました。大変ありがたいことであります。そして、平成14年10月24日に高津川の漁業組合より稚魚が40匹寄贈されまして津和野の幼花園児がこれを殿町で放流したというような経緯があるわけでございますが、まだ、いろいろと町民の方から放流された経緯もあると思っておりますが、現在、鯉が大変少なくなってきました。

そういった中で津和野町の観光の一助になっております鯉をこれからも放流するような計画はないのか。また、もう一点は殿町の鯉で産卵、養殖を試みる考えはございませんか。産卵期になりますと、あそこの殿町の鯉が物すごい、何といいますか、白壁まで鯉の卵が上がって、相当な量があそこで産卵をしております。そうした鯉をいろいろな形で孵化させて、そういった鯉の増殖をするお考えはないか、お尋ねをしておきます。

次に、3番目に鯉だまりについてであります。森鷗外生誕150周年記念事業として、これからいろいろな事業が実施されると思われませんが、記念事業の一環として大橋下の鯉だまりと鷗外の生家に近くの新橋下流の右岸の鯉だまりがあるわけでございますが、これが近年掘削したこともなく土砂がいつぱいたまっております。せっかくつくった鯉だまりでありますので、こういったところの土砂を撤去されまして本来の姿の鯉だまりに復活されたい。

150周年を迎えるこの好機をとらえて津和野の歴史、文化、景観の魅力ある資源の活用を図っていただくように、また、津和野を大きな宣伝活動をするには、まさに鯉しか今はありません。こういったことを踏まえ、この際官民一体となってこの事業を実施したらいかが、このように思っておりますが、まず、河川管理者であります県の土木事業所をよく協議をされまして、鷗外150周年記念の事業の一環として検討されたらいかがかとこのように思っております。提言をしておきます。

次に、鷗外生誕150周年記念事業についてお伺いをいたします。この前、記念事業の一環として「しまね映画塾」が開催されました。その中でシナリオが50作品にも応募がありまして、その中で9作品が選定されまして参加者も150名のスタッフで制作されておりました。これも9月18日から3日間もかかって制作をされておりました。津和野を舞台にした撮影合宿が実施されましたが、その結果を11月20日に町長も特別審査員で審査をされておりますが、この中で9作品が今回公表されたわけでございますが、私は個人的な考えであります、この作品の中に鯉が1匹も映っておらなかった。本当に残念に思いました。映画そのものはすばらしいものがありましたけど、こういったこともやはり津和野の観光の一助になれば、やはり鯉を取り上げてほしかったなという気持ちがあったわけでございます。

また、町内のある方を通して、けさ神戸市の灘区にある方よりファクスをいただきました。今からしゃべることは町長も副町長もどこかで耳にされたはずでと申しますのは、森鷗外の150周年記念事業として組まれたらとの提言でありました。内容を申し上げますと、場所は神戸市灘区摩耶山掬星台の「きらきら小径」というところでございます。町長、耳にされましたね。

この場所は神戸でも相当の有名なところでありまして、日本の3大夜景の一つになっておるようでございます。この展望公園に蓄光石という石で舗装をされておる小道があるんですね。これが夜になりますと流れ星みたいな格好できらきら光るんだそうです。私も行って見たことがないのでわかりませんが写真は持っております。こういったことで、そういった小道を蓄光石というんですか、舗装されると本当幻想的な公園になるというふうにアドバイスをいただいたわけでございます。

そういったことで、津和野町は今、中島通りは森鷗外通りというような名前もついておりますが、この道路と日原の天文台付近をこういった舗装でやられると夜の散策、観光の一助にはなるというふうに思っております。これをぜひ記念事業の一環として取り組んでいただきたい。そのためには課長でも現地に行って見てこられんと、簡単にそれじゃ、やりましょうというわけにはいかんと思っておりますが、こういったせつかくの神戸のほうの方からの提言であります。津和野の150周年記念のためにひとつ検討していただきたい。このように思っております。

また、実行委員会の組織をお尋ねをしておるんですが、津和野町の慣例か何かわかりませんが、いろいろな実行委員会が設立されますと、まず団体の長から選考されて人数を決めて

いかれるわけですが、150周年記念のこういった実行委員会には商工、農業、農林、またスポーツ団体といったところから若いものを選任されて意見を具申させ、今後の記念事業に活躍の場を与えることも今後の津和野町発展のために若者のエネルギーを起爆剤として取り組まれていかれるようなお考えはないか。今度の委員のメンバーが私にはわかりませんが、どのようなお方がおられるか、若い人がどのぐらいこれに加入されておられるのか、お伺いをいたします。

また、この事業が3カ年の事業になっておりますが、事業内容が具体的なものが出ておればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは14番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。観光行政についてということでございまして、まず、SLの案内標識についてでございます。平成17年度事業によって、旧国民宿舎の跡地からD51型のSLを駅前町営駐車場施設敷地内に移転、整備し、家族連れなどのお客様に記念写真ポイントとして喜ばれておりますが、御質問の案内標識については、この移転工事の際には移転をせずに跡地に残したままとなっております、現在に至っております。

この案内標識は、設置から長期間が経過して老朽化が進んでいるために文字も判別しづらくなっておりますし、基礎部分には亀裂も見られます。一方で石材でつくられておりますので重厚な趣きも感じられます。

御提言のとおり、この案内標識を駅前駐車場に再利用するとなれば、移設のみならず表面の研磨などの修繕を施す必要があると思われませんが、石盤の再利用が可能かどうかや経費面なども含め、検討させていただきたいと考えております。

続きまして、鯉の放流についてでございますが、近年は町としての計画的な放流を実施しておらず、また、以前は時折ありました町民の方からの寄贈等もないため、確かに以前よりは鯉の総数が減少しているように認めております。ただ、掘割の区画ごとに数のバランスがとれていないことも考えられるため、総数や区画ごとの数などを調査の上、区画間での移動や新たな放流をについて検討させていただきたいと考えております。

なお、放流が必要となりました場合には、放流自体をイベント化し、各種記念事業等にあわせて実施することなど、PR効果を高める工夫も念頭に置きながら検討してまいりたいと考えております。

なお、採卵、養殖というような御提言もいただいたわけですが、現時点で私に詳しい知識をちょっと持ち合わせておりませんので検討させていただきたいと同時に、担当課のほうで情報を持っておりましたら、あと補足でお答えをさせていただきたいと思っております。

続きまして、鯉だまりについてでございますが、森鷗外誕生150周年記念事業の一環として大橋下の鯉だまりと新橋下流右岸の鯉だまりと河床掘削についてということでございますが、協議の上、実施の方向で検討されたいという御質問でございますが、大橋付近につ

きましては県により3年前に河床掘削を実施いただき、水の流れ等がよくなり、現在に至っておりますが、鯉だまりにつきましては洪水が起こるごとに埋まっていっているように思われます。また、新橋下流の鯉だまりについても同様に堆積しております。

県土木事業所サイドでは、あくまでも河川整備という観点からの事業実施が基本となることをうかがっておりますが、森鷗外誕生150周年記念という期にあわせて、観光面からも重要な御指摘と受けとめておりますので、今後も実現に向けた協議等をお願いしてまいりたいと考えております。

最後に森鷗外生誕150周年記念事業についての御質問でございます。森鷗外生誕150周年記念事業実行委員会のメンバーは、団体として商工会、これは商工会本部とそして女性部、それから観光協会、町内の旧商店会、旅館組合、山陰合同銀行、JA西いわみ、西中国信用金庫、一般公募委員8名の合計24名並びに団体で構成されておまして、これに加えて町側から教育委員会、営業課、商工観光課が参加をしております。

具体的な年齢構成等につきましては、また、担当課のほうから補足をさせていただきたいと思っております。

事業内容についてであります。実行委員会及び町では森鷗外の150年目の生誕日である平成24年1月29日の属する平成23年度をメイン年度とし、22年度をプレ年度、24年度をアフター年度と位置づけておりますので、現時点で答弁可能な範囲でこの3カ年の事業について御説明をいたします。

なお、説明する事業には実施済みのものや計画中のものなども含みますし、また、実行委員会の直接事業のみならず、教育委員会での事業や県の補助金を活用した町事業、商工会事業なども含みますので御理解いただきますようお願いを申し上げます。

まず、プレ年度である本年度は、イベントとして「しまね映画塾」の開催、これは実施をしております。鷗外に関する映画、ドラマの上映会、これは本年度から24年度に実施してございます。PR用横断幕設置、これも実施が終わっております。実施済みでございます。森鷗外にちなんだ食の開発研究、これは実施中でございます。統一ロゴの作成と活用、実施済みでございます。PRのぼり旗の設置、これも実施済みでございます。記念シール作成、実施済みでございます。ドイツフェア開催、本年度から毎年開催予定であります。鷗外ポイントセール、これも実施中であります。などを計画、または実施しております。

23年度から24年度にかけては、本年度からの継続事業に加えてテレビでおなじみの「出張！なんでも鑑定団 in 津和野」の開催、関連商品の開発、販売、例えばトランプ、かるた、漫画本、朗読CD、その他グッズなどを想定しております。鷗外ツアー商品の造成、受け入れ、鷗外マップの作成、森鷗外記念館の常設展示見直し、同鷗外記念館特別展、企画展の開催、記念講演会やシンポジウムの開催、記念式典、鷗外関連副読本の刊行、鷗外検定の実施などを計画、または検討をしているところでございます。今後も実行委員会と連携を図りながら平成23年度の予算編成にあわせ、さらに検討を加えながら決定してまいりたいと考えております。

なお、蓄光石によるストリークの整備という大変貴重な御提言もいただいたところでございますが、私自身も今初めてお聞きをしたということでもありますので、事業費のこと等もまたございます。いろんな面で、できれば私も一度じかに視察にも行きたいとは思っておりますが、いろんな観点から検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 鯉の放流の点につきまして、産卵または養殖について実施をしては、という御提言を含む御質問をいただきました。

実は、当課にも関心、また、非常に知識を持っている職員もおりますので、毎年産卵時にシュロのひげを堀の中に入れて、その中に産卵を促して、それで卵を取り出しまして養殖を毎年試みては毎年おりますが、なかなか共食いが早かったり、温度や水質の関係でしょうか、なかなか産卵まで結びつかない。私たちが素人なせいもあるかもしれませんが、やっではおりますがなかなかうまくいってないというのが現状であります。今後はさらに専門家の御指導もいただきながら、さらに研究してみたいというふうには思っております。

それから、参考ですけれども、今回の質問通告を受けまして、改めて殿町掘割全体の鯉の数を数えてみました。約300匹弱というのが目についた鯉の数であります。若干、橋の下等に隠れて完全には数えきれていない面もありますので300はいるのかなというふうには思っております。確かに、200メートルで300匹ですので、余り多くないというふうに感じて、実際におるところであります。先ほど町長もお答えしましたが、やはり区画ごとの数にもかなりの変調があります。例えば、幼花園前には8匹しか見えませんが、一番上の養老館の前のあたりの一番上のところに120匹ぐらいいると、そういうふうな、ほかのところもあるんですけど、かなり疎密がありますので、その辺のことも考えながら全体のことも放流に当たって検討してみたいというふうに思っておりますので、補足させていただきます。

それから、鷗外生誕150周年記念の実行委員会のメンバーの件ですけれども、今、なかなか若い方がいるかということですが、確かに団体に参加していただいておりますので、団体の方には大体、その団体の長にあたる方に参加をしていただいております。しかし、商店会さんもかなり入っておられますので、商店会の会長さんの中にはかなり、ほかの団体に比べては若い方もいらっしゃいますし、それから8名の公募委員さんにもなっておりますけれども、公募でみずから手をあげて入っていただいている関心の高い委員さんも、ほかの委員に比べては8名という非常に率の高い人数がおりますし、現在でも声がかかりましたら、どんどん参加をいただいておりますので、そのあたりは年齢というよりも活発な皆さんが参加をいただいていると思っております。

ただ、事務局体制の都合もありまして、事業は進めておりますけれども、実行委員会の会議自体が最近ちょっと開いておりません。その辺は反省をしながら事業を進めると同時に会合も開いていきながら、意思疎通を図り、推進していきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 1点ほど再質問をさせていただきます。

町長は先ほどSLの案内板についてお答えをいただいたんですが、町長、現物を見られたことはないでしょうね。（「写真で見ました」と呼ぶ者あり）

これだけのものが本当、あそこへ眠らせておくというのは、本当、私は大変もったいない気がするんですね。今、駅前の標識版、本当ベニヤでこんなものがつい立ててあります。これに比べると本当、少々金がかかっても私は移設されるべきであろうというふうに思っております。これだけのものをあそこへ埋もらせておくのは本当もったいないと思っております。

来年、SLが3月には再開して運行しますので、それまでにぜひ検討していただきたい。このように強くお願いをしておきます。御答弁は要りません。

それでは、次の質問に入らせていただきます。建設行政についてであります、町営住宅の件でございます。

まず、解体のほうについてからであります、本年度の当初計画の中には法心庵住宅、また鉄砲丁の住宅の1棟が解体される計画であったというように思っております。現在、法心庵は廃墟と化し、住宅としての原形をとどめない、このような状況にあります。私も数年前より法心庵の解体と跡地利用について提言をしてきております。跡地利用については、蕪坂川の改修に伴い、墓地の移転先に計画されると蕪坂川の改修も少しは進展していくのではないか、このように思っております。

この件につきましては、蕪坂川の改修工事の期成同盟会の会長さんと建設課長さんと私と3人で土木事務所のほうへ陳情した経緯があるわけでございます。その際、できることなら県のほうは墓地の移転先が決まれば、何とか蕪坂川の存続を計画していかれるというふうな御答弁であったわけでございますが、なかなか墓地の移転先が見つかりません。そういったときに、こういった法心庵の跡地が利用されるようなことにならないか、このように思っておるわけでございますが。なかなかそうは言いましても、跡地利用についてそこ、蕪坂の移転先の墓地を持ってこいというのも無理な話かもわかりませんが、そうしたこともひとつの計画として考えていただきたい、このように思っております。

また、付近住民の災害からの不安を払拭するためにも蕪坂川の早期完成に伴う協力を町が率先して行うべきであるわけでございますが、そうしたことも踏まえて、跡地利用の問題を、これはさきの問題としてでも、まず、解体が先であります。当時の担当でありました課長補佐が11月1日で営業課に配置がえになったわけでございますが、その後建設課には1人減というふうなことでございますが、こういったことが建設行政に影響はないのか。人事権は町長にありますので、とやかく申し上げるわけではありませんが、建設課も1名減になりましたが、そういった解体についての対応を早急にしていただきたい。これについて御答弁をいただきたいと思っております。

また、住宅の建設計画であります。町営住宅の老朽化が本当に著しいわけでありまして、定住の促進対策として住宅整備は喫緊の課題であることは私が申し上げるまでもありません。都会からのU・Iターンの方々が時々おられるわけですが、まず、住宅がありません。時折、住宅があっても今の若い方は水洗便所が完備されていないとなかなか都会の方が入居されるのは難しい、このような現状であります。津和野町も空き家対策として取り組んでおりましたが、どの程度功を奏しているかわかりませんが、現在の住宅、これを計画的に改善を行い、新規に住宅建設の構想についてどのようなお考えがありますか、お伺いをいたします。

次に、除雪についてお伺いをいたします。

本年度の除雪会議はもう既に済んでおるとお考えですが、どのような体制になっておりますか。今年度は雪が多いというわけですが、万全な体制をとっていただきたい、このように思っておりますが、除雪体制についてお伺いをいたします。

また、昨年公民館に配置されておりましたミニ除雪機であります。この貸し出しの手続等について、どのようにすればいいのか。また、朝早く、もしか使用したいというようなことがあれば、どこにどのような手続をすればいいのか、その対応についてお尋ねをいたします。

続いて、公共事業についてお尋ねをいたします。

第2次産業であります建設業、木材製造業、製紙業、ほかに自動車の部品製造業、被服製造業などが津和野町にも誘致企業としてあったわけでありまして、被服製造業も廃止されたところもあります。また、自動車部品製造工場も津和野から撤退される、このような事態になっておるわけで、雇用の場が失われていくことは過疎から脱却するどころか、深刻な深みにはまっていくのが現状であるわけですが、こういった中で公共事業費も最盛期の予算の3分の1にも減額になっております。建設業の衰退に拍車をかけているのが現状であります。地方企業である建設業の支援体制の確立を図り、就労の場の確保にも公共事業費の枠の拡大に最大の努力をされることを強く望んでおります。そういったことも含め、後期事業の発注率、また、災害復旧事業の発注の状況についてお尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、建設行政についての御質問に対して回答をさせていただきます。

まず、町営住宅、法心庵住宅、鉄砲丁住宅に関する御質問でございますが、両住宅につきましては築50年を経過した非常に古い住宅でございます。安全等の問題もありますので、入居者のいない各1棟を今年度解体する計画にあります。解体後につきましては今後の検討課題と考えているところでございます。

特に、来年度につきましては定住対策を重点施策でやっていくということで考えておられて、この中でこの住宅政策というものも総合的に空き家の整備や現行の町営住宅等も踏まえて、改めて考え直していく必要があるかと思っております。こうした中で、また、

雇用促進住宅の取り扱いというのも今後の課題で出てまいりますので、そうした面も踏まえて総合的に検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

それから、法心庵住宅のほうの跡地についての御質問もあったわけでございますけれども、墓地等の関連のお話ということも出ておりましたので、今回、それは真摯に受けとめさせていただきますまして、また、検討課題とさせていただきますと考えております。

2番目の除雪についてでございますけれども、先日、14日に町の除雪会議を行ったところではありますが、津和野地域6社、日原地域7社の出席をいただき、業者の皆様には御理解をいただき、体制等の確認を行いまして万全を期しているところでございます。

なお、公民館ミニ除雪機の貸し出しの方法につきましては、担当課より御説明をさせていただきますと思います。

最後に公共事業についてでございますが、公共事業の発注につきましては、町道平台線の改良工事を残し、すべて発注済みでございます。災害復旧事業につきましては、林道災害9件、公共災害、町道・河川あわせて21件、農地農業用施設災害7件でございますが、すべて入札を行ったところでございます。

なお、公共事業の拡大ということでございますけれども、御指摘のとおりであろうというふうに思っております。これまで経済を支えられてきたわけでもありまして、この辺の対策という面からも十分意識をしてやっていかなければならないというふうに思っております。なかなか町財政が厳しい中ではありますけれども、御承知のとおり、先般も国のほうで補正予算が決定をしております。これからきめ細やかな、去年と同等の事業等も下りてくるというふうになっております。これまで受けてまいりました要望等もできるだけ整備を、それを使いながら進めていきたいという思いを持っておりまして、そういうところから公共事業のほうへ資金のほうも回していけるように、その都度タイミングをみはかりながらやってまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきますようによろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 各公民館に配属しております小型除雪機の御利用についてでございますが、各公民館に利用規定が置いてありますので、各公民館で御相談されまして、皆さん、有効的に御利用いただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 先ほど建設課長、お答え申し上げましたが、各公民館とそれから学校、それから鵜外記念館とか、安野光雅美術館、桑原史成写真美術館、そういったところ自治会2カ所というふうな形で配置をしております。申込書を記載をさせていただきます。その施設が使っているときはちょっと難しいと思いますが、それ以外については貸し出しということでありまして、ただ、燃料代については満タンで貸し出しをします。満タンでお返しをしていただくというふうな形の利用ということになっております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、また、機械の貸し出しについては公民館なりに設置してあるところに行ってお伺いをしたい、このように思っております。

それでは、最後に健康福祉行政についてお尋ねをしたいと思います。

共存病院の医師や看護師や、また、住宅の確保についてお尋ねをさせていただきます。

橘井堂の院長は島根県西部唯一の周産期医療拠点である益田赤十字病院の産科婦人科に津和野共存病院の産婦人科医師1人を転任させられました。そういった機能が維持されておるわけでございますが、益田日赤のほうでは周産期のお医者さんが3人これで整ったわけでございますが、新聞で報道されておりますように、このお医者さんが退職されるというふうなことになっております。そうしますと、共存病院における産婦人科医師の診療体制はどのようになっていくのでありましょうか。こういったことが新聞で報道されますと、大変女性の不安を払拭させるようないい手段があるのか。こういったことは町民が本当に心配されておることです。今、新聞等でも益田のこの院長先生あたりが県のほうといろいろ御相談されておるようでございますが、1日も早い、そういった体制がまた整うことを強く願うものであります。

町長もまた、広域でいろいろそんな話が入っていかれるわけでございますが、強くそのことを要望していただきたい、このように思っております。

また、次に共存病院の療養病棟の再開について、今後、いつの時点ぐらいで再開ができるのか、現状はどのようにあるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。これは津和野町の町民が本当に強く望んでおるわけでございます。そういった町民の声をしっかり聞き届けていただいて、療養病棟の再開について極力町長の手腕を発揮していただくように、特にお願いをしておるわけでございますが、現在、また、医師の確保、看護師の採用状況についてお尋ねをいたします。

そして、医師や看護師の確保には、まず住宅が一番問題になる。このように思っております。この住宅問題を解消しませんと大変津和野に就職をしていただいても難しいのではないかと、このように思っておりますが、現在の住宅計画についてどのような構想を持っておられますか。建物ですから、すぐというわけにはいきませんでしょうが、近い将来、そういった計画があるのかないのか、これについてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、健康福祉行政についての御質問について回答をさせていただきます。

現在の状況は、地域医療を担う医師、看護師を確保するため、医師確保対策専門監を配置して、町と指定管理者の橘井堂が主体となり確保に努めております。また、地域の人々からの情報収集、紹介活動等、協力をいただくとともに、町及び橘井堂の奨学金制度を有効に活用し、広く募集活動を展開していきたいと考えております。

しかしながら、現状の医療施設、介護施設の維持のために本年の橘井堂との契約による計画人員は正看護師、准看護師で正規職員59名、パート職員9名に対し、10月末現在で正規職員54名、パート職員12名とパート職員を加えても下回っております。

また、看護師においては不足するだけでなく職員の高齢化が進み、夜勤の人員確保が今後ますます難しくなることが想定されます。

一方、橘井堂の活動領域は津和野町の予防検診及び在宅医療への取り組みと広がっており、救急への対応など医師への過重な負担も問題となっております。さらに地域医療を継続させていかなければならないという観点から、療養病棟を再開を目指すためには、現状の不足人員を埋めた上で、さらに看護師、介護福祉士の増員が必要となっております。

このような状況から、より広域から求人を行う必要があります。昨年の開設以来、看護師の確保活動を行っている際にも、広域での募集においては住宅環境が応募の決め手になるケースがありました。そこで、看護師確保策の一環として、新規採用した看護師向けの住宅環境の整備を行うことを検討しております。具体的な建設にかかわる資金におきましては、今後協議し、具体化したいと思っておりますが、看護師等の若年者を対象とした住環境の整備は、看護師確保のためにも年齢構成の若返りのためにも必要であると考えております。

なお、益田圏域での産科の維持体制という御質問もあつたわけでございます。このことはなかなか人事のデリケートな問題もありまして、詳しくは御説明ができないということもあるわけでありまして、今の結果としては3月までは現在の益田日赤での体制が継続をされて、そして4月以降もまた、別の人事がありまして3名体制の産科の継続はできるという状況にあるということ伺っているところであります。

それと関連いたしまして、津和野共存病院での産科につきましてもこれまでどおりのものが行えるように継続して取り組みをしているという状況でございまして、これ以上の住民の皆さんに御負担、御迷惑がかかるようなことを避けられるように今、益田圏域の中で連携をしながらやっている状況でございまして。

それから、療養病棟の再開につきましてもでございますが、御承知の今御説明を申し上げたとおり、非常に看護師が相当確保していかないと再開に向けて大変大きなハードルになっているという状況でございます。そのためにもやはり住宅環境等整備して広島県、岡山県、そうしたところからも町外、県外から呼んでくる体制づくりをしていかなければならないと思っております。

前段、別の議員さんの御質問にもお答えをいたしました。奨学金制度等は非常に津和野町も充実をしてきたところでもありますし、また、夜勤の待遇についても非常に、これはほかの病院から見たら非常にいい待遇を出しております。そういう条件を出しております。そうしたことをもっともっとPRをすれば、特に若い方は夜勤等でまた、収入も上がってきますので、そうした面ですらに看護師の確保に向けて努力をしていきたいというふう考えております。

医師も現状、ことし2人お越しをいただいたわけでありますが、来年度以降もさらに継続をして新たに1名あるいは2名の医師の確保に向けてやっていきたいというように思っております。

少し、こういう考え方はお叱りを受けるかもしれませんが、療養病棟は現状50床休んでおるわけでありますが、ただ、これ交付税のほうはその病床数の中に計算をいただいて、交付税の中でいただいているという状況でもあります。これはもう議員も御承知のとおりだと思いますが、これが何とか確定ではありませんが、平成25年度までは大丈夫だろうという思いがありますが、26年度以降からはこの病床数がそこで再開できておりませんと、非常に今カットされて交付税にも響いてくるというおそれも出てきておるわけでありまして、何とかこの25年度までには再開ができるように、最低でも、遅くとも25年度までには再開ができるように取り組みをしていかなければならないというふうに考えているところであります。

そうした中で、あと医師が2名とか、看護師が十数名必要だということにもなるわけですが、ただ、再開という面においては絶対的にそこまで数が集まらなくても療養病棟を再開をして、そして稼働率を100%にもっていくんじゃなくて、7割ぐらいの稼働率、そこで維持運営ができるスタッフを確保するという考え方のもとで、今頑張ろうとしているところでもあります。とりあえずこの療養病棟再開をするんだということ、それに標準をあわせているところでありまして、また、今後ともいろんな方々と御協力をいただきながら、この取り組みを強化をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 今、町長の御答弁にありましたとおり、療養病棟の再開を目指すためにはいろいろ努力をされておることはよくわかっております。津和野町の町民は相当高齢者になってきております。そういった形で津和野の療養病棟を今、本当に入居できないというのが大変、私たちには不安であるわけでありますが、そういったことも踏まえてこれからの対応をしっかりと取り組んでいっていただきたい。

我々もそういった病院の看護師さんがどこのだれだれさんが、どういう形でおられるから町のほうでどうでしょうかというふうな連絡もさせていただいております。実際に1名の方が近々就職されるんじゃないかというふうに期待もしておるわけですが、我々も一生懸命、そういった努力をしていきたい。協力をしていきたいと思っておりますので、町のほうもしっかりそういった体制を、万全の体制でこれからも取り組んでいっていただきたい、このように思っております。答弁は要りません。

以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、14番、後山幸次君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） それでは後ろの時計で3時10分まで休憩といたします。

午後2時52分休憩

午後3時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序7、6番、岡田克也君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、通告に従いまして質問いたします。

昨年12月の定例議会の一般質問において、公民館体制の機能及び体制について質問し、教育長より公民館の体制が地域による違いがあることにつきましては問題であると考えています。できるだけ早い時期に統一できるよう努力をしまいたいと考えております、という答弁をいただきました。

町内のどこに居住していても同質のサービスが受けられるべきだと考えます。来年3月末が公民館職員の任期満了となりますが、その後町内の公民館体制の統一に向けて、昨年12月以来どのような努力をされたか。また、現在の進捗状況と今後の展望についてお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

公民館体制につきましては議員御指摘のとおり、町内どこにいても同一のサービスが受けられる。そのために一刻も早い統一を図ってまいりたいというふうに考えているところでもあります。来年3月が公民館主事等の任期もあるということでありまして、それに向けて一通りの提案をしてきているところでもございます。

細かくは詳細につきましては、教育委員会部局でもございますので、教育長のほうよりお答えをさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 公民館体制の問題につきましては、議員御指摘のようにできる限り早い時期に統一の体制にしたいというふうに考えているところでもあります。

来年3月が現在の館長あるいは主事さん方の任期となります。この2年間、館長、主事さん方には町内各公民館の視察や会議の持ち回り等を行いまして、それぞれの公民館の状況を把握していただいたり、あるいは各種研修会等に出席をしていただきまして、その重要性について学習をしていただいたところでもあります。また、現在、作成中でありまして教育ビジョンの社会教育部会では、これからの公民館活動の重要性が論じられたところでもあります。

こうした中におきまして、来年度から常勤主事を希望される公民館におきましては、常勤化を図りたいというふうに考えているところでもあります。具体的には11月29日に開催をいたしました館長・主事会において方針を説明したところでもあります。この体制についての報告期限といたしましては、来年1月14日、また、人選につきましては2月28日というふうにしております。

また、今回の機会を逃がした場合には、どうなるかというふうな質問がありました。教育委員会といたしましては、原則主事さんの常勤化を図りたいというふうに考えておりますので、2年後には同様の対応をしたいというふうに考えておりますと回答をしているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 私も実際に津和野地区や日原地区の公民館を視察したり、お話を聞いたりして回りました。津和野地区においては公民館は役場の出先機関のように受けとめられており、役場のどこに相談に行ったらいいかわからないことや、役場からの書類などを気軽に相談されたり、また、お年寄りが気楽に立ち寄り、懇談の場となっているようであります。また、日原地区においては非常勤という体制でありましたので、公民館を使用する際に館長さんや主事さんが公民館のかぎを開けられたり、そして、近くにおいてあるかぎの設置場所にかぎを借りに行ったりして使っておられました。そして、日原地区においては、主として地域住民が主体となった活動を行っていた、そういう歴史の違いを感じたことであります。

しかしながら、津和野地区、日原地区はこれまで先ほど申しましたような歴史的な、その違いの中で公民館に対する考え方に違いがありますけれども、これからこの公民館の体制は町内で一つに統一すべきであると、昨年から申し上げてまいりました。先般もお聞きしておりますと、日原地区では常勤化になって何をするかということについて疑問を持っておられる方もおられます。

私は公民館の体制が統一されるときに、公民館がどのような機能を持つか、そして、社会教育の重要性や全国各地にある特色ある公民館の取り組みや活動を通して、そして館長さんや主事さんを初めとして地区の方々もその公民館についてのあり方などを学ぶ。そういう機会を今後持ち、一層充実した地区の拠点としての公民館のあり方を模索していくべきであると考えます。このことについてどのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 公民館活動が地域の活性化の拠点になってくるということについては、当然そういうふうなことであるというふうに思っておりますし、また、そういった活動をしていくようにしなくてはならないというふうに思っているところであります。

意識の改革ということにつきましては、今までも行っておりますけれども、館長、主事さん方の研修、これを町内同士の研修も当然ありますけれども、上部団体との、上部機関とのつながりの中での研修というふうなことをしながら、公民館活動の重要性を認識をしていただきたいというふうに思っているところであります。

出先機関としての活用というふうなこともありますけれども、その点につきましてはせっかく常勤でいるわけでありますから、そういったある程度できるようなことについては、していく必要があるのではないかというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 御答弁の中で公民館につきましては、希望したところは常勤にするということでございます。それぞれ現在、地区において常勤にするか、非常勤体制のままでいくか、そういう検討がなされておるとおもいます。いずれにしても地域の中核として私は公民館はあるべきだと思いますので、しっかりと教育委員会としてもこの公民館体制について館長さんや主事さん、そして地域の方々と話をされまして充実した公民館体制になるように祈念いたしまして、最初の質問を終わらせていただきます。

それでは、続きまして耕作放棄地対策についてであります。集落の過疎、高齢化によって田畑の所有者が高齢となって農業に従事することができなくなったり、所有者が都市部に住む次世代になったりリスク中で、耕作放棄地がふえ、草が生い茂り、景観を損ない、地域の衰退をイメージさせています。

また、耕作放棄地は有害鳥獣のすみかにもなり、被害のもととなっています。耕作放棄地は不便な場所が多く、赤字になる場合がほとんどだと聞きます。補助金等も集落等の属地に入り、実際の耕作人の属人には入らない、そのような制度となっております。それでも耕作地を守るために認定農業者や農事組合法人、第三セクターなどの方々が採算度外視でも農地の維持管理を行っていただいています。実際には稲作は難しい立地条件の悪い耕作地は、他の作物や牛の放牧地にする方法なども考えられると思います。今後、耕作放棄地をふやさないために、また美しい津和野町の景観維持のためにも農地所有者と耕作人との橋渡しや経営が成り立つような、町としての支援システムづくりが必要と考えます。耕作放棄地対策の構想をお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、耕作放棄地対策についての御質問について回答をさせていただきます。

耕作放棄地は高齢化、労働力不足や地域内に農地の引き受け手がないなどの要因により全国的に増加傾向にあります。また、病虫害、鳥獣害の発生、雑草繁茂の原因のほか、用排水施設の管理への支障など、影響があり、周辺農地のみならず地域全体にとって重要な課題となっております。島根県における耕作放棄地面積は、平成20年度で5,564ヘクタール、本町でも11ヘクタールが確認されております。なお、本町の耕作放棄地は農業振興地域農用地区域外の農地で確認されております。

平成21年農地法が改正され、国及び県は耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱に基づき、農用地区域内の耕作放棄地を再生利用する取り組みや、これに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等地域の取り組みを総合的、包括的に支援することとしております。

さらに平成21年度農業経営基盤強化促進法の改正により、農地を面的に集積し、効率的に利用するため、農地利用集積円滑化事業が創設されました。今年度、津和野町が同事業による農地利用集積円滑化団体となり、農地所有者代理事業、農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理として農用地等について貸し付け、または農業の経営もしくは農作業委託

を行うものでございますが、この農地所有者代理事業で所有者みずから耕作、または管理を行うことが困難な場合の手助け、そして認定農業者等の農業経営体への農地の面的な集積促進を行っております。

また、GISシステムを有効利用し、認定農業者及び農事組合法人等担い手の指導強化や耕作放棄地解消及び防止対策の支援をしています。

集落においては、耕作放棄地をふやさないよう、農地・水・環境保全向上対策や、中山間地域等直接支払い制度の活動組織、協定集落活動において取り組んでいただいております。

来年度につきましても、現在、農地として利用または保全されている土地について、耕作放棄を未然に防止し、将来にわたって農地として有効に活用できるような県単農地有効利用支援整備事業を導入を予定とし、対応したいと考えております。

このほか、自己保全管理、調整水田を耕作放棄地化させないため、飼料用稲を調整水田で作付するように計画しております。今年度については1筆10アール以上の調整水田を持つ希望農家においてお願いすることにいたしました。

水田は、水稻を栽培するためつくられたものですので、水をため、保水する構造となっており、転作作物を栽培する場合、湿害が発生しやすく本町においては転作作物の栽培拡大にまでは至らず、耕作放棄地化する一因となっております。

これまで国は作付しない転作水田も認めてまいりましたが、耕作放棄地の急増により今年度からの戸別所得補償モデル制度において、加入にあたり今後3カ年の間に作付を義務づけするようになりました。このため、県普及部の指導のもと、JA西いわみと連携し、本町において飼料用稲の栽培を普及したいと考えております。

なお、来年度の栽培については、来年度JA取り扱いで7.8ヘクタール21農家となっており、昨年度より3.7ヘクタール8農家増加することとなっております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 実際に私もいろいろな農家の方々のお話を聞いておるわけでありまして。ある農家の息子さんは父の後ろ姿を見て育ち、先進地でワサビづくりを学び、そしてワサビづくりを行って、かつて田であったところに畑ワサビを植えてつくって田畑を守っておられます。

また、ある農事組合法人では、都市部から若い方を定住させて就農させ、そして田畑を受け入れ、そして守っておられます。また、第三セクターでは日原地区のほとんどの地域の条件の悪い田畑を担い、また、津和野地区においても何カ所もの田畑を守っておられます。

先日、第三セクターの社長さんと話す機会がありまして、話しておりましたら作業委託ではない、土地所有者から田畑を預かって、そして稲作し、そして土地代を払うという、そういう水田をつくる場合においては1反当たり四、五万円の赤字になるということでした。そのとき、私はそれでは赤字になって、それこそ請負をしないほうがよいのではないかというふうに尋ねると、そうではあっても景観上から、そして有害鳥獣対策上から、自分たちの使

命として自分たちのたとえ収入が下がったとしてもこの耕作放棄地をふやさないために守っていききたい、ということをお聞きしました。

それ以外にもたくさんの農家の方々が献身的な尽力により、津和野町の景観保持、そして田畑の荒廃を防ぎ、耕作放棄地をつくらないように尽力されております。せめて耕作放棄地対策において農作業を行い、赤字になる部分について国や県の補助金等を注視し、また、町単でも支援していけるシステムづくりが必要であると思っております。この中山間地の農業を守っていくためには、私はそのようなシステムづくりが、先ほども質問いたしましたとおり必要であり、もし、そのような支援というものがなければ、将来的にこの中山間地の農業というのは、崩壊していくのではないかと懸念をしておる次第であります。

ただいま申し上げましたことにつきまして、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 耕作放棄地を守っていくということで、本当に全町的に農家の皆様、また、それを支えていく組織の方々、大変な御苦勞の中で今、進んでいるということ認識をしているところでございます。

今回、TPPという話がきょうは話題に出ておるわけでありましてけれども、もともと国のほうではTPPに加盟をする。それと同時に農林業というのは非常に打撃を受けるので、その部分をいかに安く保護していくのか。そういう両並びの議論があつて、このTPPも始まったんだということを伺ったことがあります。

ただ、今、現状となっておるのは、ただ単にTPPだけへの加盟、これだけがもう話が先行してしまつて、まさに農業をどうやって守っていくのか、保護していくのかということ、その議論が全くされていないところに現状大きな問題があるということ、そして、このままの加盟では非常に農業が、そして中山間地域崩壊するということで、我々としても強い反対の意見を示しているわけでありまして。一説によりますと、これは諸説ありますけれども、農家を守っていくためには農業、この所得補償制度も5万円ぐらいとか、その辺の金額を出していかないけんとか、いろいろ諸説出ておるわけでありまして、いずれにしても今のこの1万数千円という金額では、とても守りきれない問題だろうというふうに思っております。

そうしたことをやはり国にもしつかり訴えていかなければなりませんけれども、しかし、国がもう頼りにならないとしたならば、やはり町単独としてどういうふうに農家を守っていくのか、耕作放棄地を守っていくのかということは大きな政策課題になってくるだろうというふうに思っております。

現状、こうしますということは、申し上げられませんけれども、しかし、もう少し検討させていただいて、そして今回農林業対策、いろんな面で御質問をいただいておりますが、地産地消の問題、販売面の問題あるいは生産体制の問題、来年に向けて総合的に取り組んでいく、そういう予定でございます。そうした中で、この生産体制の整備、そして、これをさらに強化していく。そのために耕作放棄地対策をどうしていくのか。その辺のところを、現実

に与えられている飼料稲の補助がいいとか、そうしたことなんかも加味しながら町としての考え方というのをまとめていきたいというふうに思っております。

今が大変、ことしが大変で、ということは状況をよく理解をしているつもりではありますが、そうしたことも踏まえてできるだけ早い時点で町としての対策を打ち出し、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま答弁にございましたが、農家の現状を聞き、そして調査し、農家の方々が今後もこのふるさとを守り、農地を守り、この津和野町の景観を守っていけるような、そんなシステムづくりを切に懇願いたしまして、次も農業の質問でございますので、あわせて質問をさせていただきたいと思えます。

地域農産物を使用した商品開発と農産物のブランド化についての質問であります。

高温障害による一等米比率の減少や米余り現象などが、米の価格下落につながっているように思えます。しかし、将来の世界的な人口増加や食料不足が懸念される中で、日本の農業を守ることは極めて大切なことだと考えます。そのためには、高タンパク低カロリーの米の消費拡大は不可欠であると思えます。

先ほど同僚議員の質問でもありましたが、ある電機メーカーでは米粉ではなく、米から直接パンが作れるホームベーカリーを開発、販売され、そしてその販売が殺到し、来年4月にならないと再販ができないというような、それほどの受注があったようにお聞きしております。当町においても、清流高津川のツガニと地元の米を使用したせんべいの試作品をつくられ、とても美味だったと聞きます。米や地域の特産物を使用した商品開発についての現況と構想についてお尋ねします。

また、サカキやワサビなどの山菜、そして笹山のサトイモや栗、お茶などは全国に誇れる商品競争力を持っていると思えます。

しかし、首都圏の商業販売所から地元の人や生産者の顔が見えない、いわゆる送りつけ商法ではなかなか難しいですよという、そういう言葉を聞くそうであります。また、流通コストもかかる状況で、首都圏などの都市部における販路拡大、農産物のブランド化のためには担当職員などがたびたび通い、滞在し、販売者との意思の疎通やお客様に対する商品の魅力やPR、御意見を聞くということが必要不可欠であると考えます。

現在、商工観光課にブランド推進係を設置されておりますが、これをより、もっと強力に推進していくブランド化課のような、そのような部署を設け、そして専門職員を配置し、対応すべきであると考えますが、構想をお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、農産物を使用した商品開発と農産物のブランド化についての御質問に対する回答をさせていただきたいと思えます。

現在、農林課と商工観光課職員2名が津和野ブランド推進係を兼務、連携して市場開拓、商品開発の支援、企業マッチング等を進めているところでございます。

本年度、市場開拓についてブランド推進係として県庁しまねブランド推進課、県広島事務所、石西社、観光協会等関係機関と協調し、進めている内容としては、首都圏における高級スーパー「紀ノ国屋」、無農薬・無添加にこだわる自然系スーパー「こだわりや」におけるフェア対応、商品供給を行っております。11月には高知県で32店舗を展開し、安価な価格帯にも配慮しつつ、良質な商品も取り入れたその経営理念、手法が業界でも注目を浴びておられる高質スーパー「サンシャイン・チェーン」において実施された島根フェアに私も含め出向き、同チェーン社長以下スタッフとの関係を強化したところでございます。

これによって商品の定番化のネックとなる物流について、津和野・高知間のルートを構築し、このたびワサビ製品が定番化をされました。現在は観光パンフも一緒に陳列することが可能な津和野和菓子販促ボックスの企画や、生ワサビと鮮魚、精肉とのコラボ企画などが進行しており、今後はさらに多種多量な産品についても定番化を目指していきたいと思っております。

このほかにもWEB上の飲食店検索サイト「ぐるなび」が実施した首都圏料理店のシェフが食材を探すツアーに対応し、本町からはサトイモ、栗、イノシシなど食材提供の調整を行いました。これらの食材については各シェフより品質について高い評価をいただいております。

商品開発については、商工会が主催し、米粉の和菓子への活用を目指して、町内事業者との検討会議を行っております。二、三点の試作もなされましたが、コスト面などの課題もあり、製品化までは至っておりません。その後、JA西いわみ津和野集荷場より年間17トン出荷される栗について、そのうち8トンを購入する四国の栗加工メーカーより津和野栗のペーストなど、一次加工品として津和野に戻し、新商品開発を模索しています。これによって米粉とのコラボについても可能性が検討されております。

ワサビについては、1月より規格外品を原材料として供給する広島海苔メーカーが御当地海苔の一つとして全量を津和野産のワサビに特化したワサビ海苔を津和野の表示を前面に出して、町内も含め全国販売を計画しておられます。他の製品についても町内ワサビ加工業者と連携が進むものと思われ、今後のトレードショーでは連携して販売促進を行う予定でございます。

このほかにも高津川漁協が主体となり、鮎・ツガニの鮮度を保ち、年間を通じての販売が可能になる特殊な印加冷結による商品開発、地元産品にこだわった鮎弁当の開発に協力しております。このような動きを町として機動的かつ柔軟にバイヤー側のニーズに適応しながら推し進めることが津和野産品の流通拡大につながっていくものと期待をしているところでございます。

今年度より設置いたしましたブランド推進係ではありますが、今後も以上のような動きを精力的に行っていくとともに、活動を通して得るさまざまな情報等を生産者にフィードバックし、生産量の確保や品質のさらなる向上、生産者の意欲拡大等による津和野ブランドの構築にもつなげてまいりたいと考えております。

ブランド推進系の課への格上げについては、職員数の状況等により現状では困難であろうと受けとめております。しかしながら、今年度行った機構改革による各課の成果をもとに状況を見ながら、二、三年後をめどにしてさらに機能的な組織となるべく改革を行うことを視野に入れておりますので、その時点においていま一度検討してみたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま答弁にありました商品の定番化のネックとなる物流について、津和野・高知間のルートを構築し、という御答弁がありました。私も実際に調査をしたり、農家の方に聞いておりますと、この物流、そして送料等の経費についての問題が大きな問題と、ネックとなっておるといことも聞きます。このことについて具体的にどのような物流のシステムを構築されているのか、構築されていこうとするのか、についてお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 物流のコストにつきましては、御指摘のようにネックになっております。いろいろな方法を模索しておりますが、例えばこれだという、まだ、決定的なことはありませんが、例えばひとつはある物流業者と特定の契約関係ができないかとか、それとか、あと多品種を少量でありますが一つ梱包にして送ることによって、しかも商品の付加価値を高めることによって流通コストを上乗せをしても、なお、ペイができると、そういうふうなシステムができないかとか、ほかにもあるんですが、いろいろな模索を今している最中でありまして、今これというお答えはできませんが、努力しているということです。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま御答弁にありましたように、この配送料につきましても非常にネックとなっておりますが、この件が今のお答えのように改装されていくなればとても魅力を持った津和野町の農産物や特産品が全国に流通して、そしてまた、それが農業人口の増加や定住につながっていくと考えます。このことについて、また一層の努力をお願いいたしまして、もう一点お聞きしたいと思えます。

先ほども最初に質問いたしました、現在、商工観光課でブランド係という形で行っておられますが、兼務という形でもあり、現在のままではまだ、私は少し弱いのではないかと思います。この点につきまして、先ほどの御答弁にもありましたが、今後も以上の動きを精力的に行っていくとともに、活動を通して得るさまざまな情報等を生産者にフィードバックし、等と御答弁をいただいておりますが、今後、どのように現在の形であったとしてもブランド推進を進めていくのかということについて、今、あるお考えがありましたら、例えば、課をまたいでプロジェクトチームのようなものをつくり、また、民との共同をして、このブランドを推進していくとか、いろんな形が考えられていきます。私はブランド化というのがこの商品の価値を高め、そして販売価格をも高めていくと思えます。このことについてお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） ブランド推進係を通しまして、今年度もかなり活発な動きをしてきているというふうに思っております。そうしたことをさらにまた、伸ばしていかなきゃいかんと思っております。

特に、この1年やってみて、やはり今度は販路はあっても供給量をいかに確保していくという、先ほども申し上げましたが、そういう課題も出てきておりますし、また、都市部での取引先の御意向みたいなものをしっかり生産者のほうへお伝えをして、そして、その生産量の確保、品質の向上、こうしたものにつなげていく、フィードバックしていくというように申し上げておりますけれども、そういうこともしっかりやっていかなければ、お互いにとってのいい関係がまだ築いていけないだろうというふうに考えているところであります。

それももう一つ、やはりいろんな都市部との交流というのがこれから中心になってくる中で単に農林業あるいは商工業の関係のそういう食材とか商品とかいうことだけではなく、いろんな面からの日ごろからのネットワークを持っていく必要がある。それは企業誘致も一緒でございますけれども、そうしたことをやはり総合的にネットワークをつくって、今後、町の取り組みにつなげていくことが必要であろうということで、その辺のところもあって営業課に期待をするところがあるわけでありましてけれども、現段階ではちょっとまだ、計画でありますので、具体的なことが申し上げられないんですけれども、少しそうした都市部との交流をもっと営業マン、マンパワーが発揮できるような、そういう今体制をできれば来年か、遅くとも再来年ぐらいまでのところに組み立てたいというふうに思っております。

本来なら来年、ちょっと具体的な計画はあかせませんけれども、やりたいという思いを持っているんですが。その中で、ただ、現状、もう職員の数が定員管理計画の中で非常にいっぱいいっぱいのところきておまして、そういう状況も勘案しながら、ちょっと23年度からの実行は難しいかなというようなことを考えているわけでありまして。

しかし、先ほどに申し上げたように、そういうネットワークをもっと広く構築していく。そういう体制整備もあわせてとっていく、そういう体制づくりをもう一回とっていききたいと、ちょっと抽象的な表現で申しわけないと思っておりますが、そういう構想を持っているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 私もさまざまな資料等を見ますと、現在、世界人口は69億人であります。しかしながら、2050年には91億人にも上ると予測されています。これから世界的な食料不足が懸念されております。そして、日本の農業の働き手の平均年齢は約66歳と聞きます。

そして、国内の平均的な今の米の価格が60キロ、1万3,000円ですが、中国産米の輸入価格も10年前の約3倍となっている1万円超であるとも聞きます。これからますます日本食が見直されてくると思います。御存知のように世界的な歌手であるマドンナも日本人の専属シェフを雇い、そして健康と美容のために日本食を主食としておられておりま

す。これからの食料不足のためにも、そしてこの津和野町の農業を担っておられる方のためにもブランドの推進化、そして農業政策についてより一層の町としての支援をされますことを祈念いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

最後の質問であります、定住対策についてお尋ねいたします。

当町は人口の減少が多く、定住対策は喫緊の課題だと思います。当町は情緒ある古い町並みと豊かな人情、そして自然の恵み豊かでとても住みやすい町であると思います。近年、空き家も目立ちますが、空き家に若い人に住んでいただくためには風呂やトイレ、台所等の水回りの整備も不可欠だと思います。空き家も含めて若者が住む住居が不足しているように思います。特に、若い女性が仕事に従事し、単身で住むためにはセキュリティの完備したマンション形式の住居が必要だと考えます。

定住対策における住居整備について、その構想についてお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 定住対策についての御質問に対して回答させていただきます。

町では地域への定住を促進するために、町内で独立する若者や県外からのI・J・Uターナー向けに島根県住宅供給公社とが協力して定住促進賃貸住宅26戸を建設、管理、運営しております。この住宅はいわゆるワンルームマンションタイプ、1LDKで、収入制限のない単身者及び少人数世帯向けとなっており、家賃も政策的に3万円と3万7,000円に設定されており、ほぼ満室の状況が続いております。

また、日原地域には、PFI方式によって、民間・県・町の三者が連携した借り上げ賃貸住宅16戸もあり、若者向けの住宅環境は供給戸数、快適性向上など、一定の整備を進めてまいりました。

本町の定住対策は、「住むところと働くところ」の創出を基本指針としており、住宅対策は今後なお一層多様な取り組みが必要であると考えております。

特に御指摘の空き家の活用につきましては、町内における有効な土地利用、町並み環境保全、快適な住環境創出、さらには地域コミュニティ推進などの観点から、重要なことと考えております。具体的には今回策定した町過疎地域自立促進計画におきまして、空き家を活用したU・Iターナー向け住宅の改修や周辺環境整備を中心に、定住促進のための住宅施策を年次的、計画的に取り組んでいくべく位置づけを行っているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、お尋ねいたします。

先ほど同僚議員の質問にもありましたが、町民の念願でもあります療養病棟の再開におきましても、医師や看護師の住む住宅というものの不足ということが言われております。医学生も町内の住宅環境を見られたときにこれではとても不十分であるということも言われたということも聞きます。また、看護学校において、その生徒さんが就職を当町の病院に希望される場合でも、その住居は大きな条件になると聞きます。

この町内の住宅整備の環境、そしてある地域ではとても立派な家でありましたけれども、高齢者の女性が住んでおられましたが、生まれなくなりまして以来、長男がその家に住むということでありましたが、そのうち数年がたち、家の屋根に穴が開き、そして、それは今では廃墟となり、地域の衰退をイメージしております。このような空き家の貸借できるような、そういうシステム、そしてまた、先ほど申し上げましたような水回り、そしてまた、医師や看護師が住めるような住宅について考えていただきますことを再度御質問をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 御指摘、まさにごもっともだと思っております。特に、来年度は定住対策を中心にやってくという中で、仕事の確保、それから住空間の確保、住空間というか、住まいの確保、それから、教育や福祉や医療、そうした生活環境の向上、そうしたもの、複合的な要因を解決をしながら、やはりこの定住対策というものが実現をしていくんだというふうに考えているところであります。

その中でもこの仕事の確保とあわせて住まいの確保というのは非常に重要だというふうにも思っております、その辺のところをしっかりとやっていかなければならないわけですが、特に現状、町内に空き家が目立ってまいりました。そうしたところ、使えるものについてはすぐに改修を行って入っていただける、そういう制度を考えていかなきゃいけないと思いますし、これはまた、国や県とのほうも非常にそうした整備を補助制度等は拡充をしてきておりますので、そうしたところをもっともっと貪欲に使っていただけるように、情報発信というものをしていく必要があるだろうというふうにも思っております。

それから、これはもう、私の前々からの考えでもありますし、いろんなシンポジウムでパネラーで出させていただいても必ず申し上げてきていることでもありますが、もう、空き家というところからさらに進行して廃屋になってしまっていて、なかなかもう改修をしても住めないというような、そこまで行っている住みか、そうしたものが非常にふえてきているということでもありまして、こうしたことをやはり景観整備という面からも、何とか解体をして整備をして、そして土地として情報発信をして、I・U・Iターンにつなげていくという、そういうことも必要なんじゃないだろうかというふうに思っております。

なかなか町独自ということになると財源を伴いますので、非常に厳しいということもあって、これを国、県のほうでも創設をしてもらいたいということは申し上げてきているわけですが、まだまだ、声が弱いということもありますので、その辺はもっと声を大きくしていくような県や国への私自身の努力もしていけないかと思っておりますし、また、町としてやれることがあれば、具体的に何かないかということ、この定住対策の中でしっかり考えていきたいというふうに感じているところでございます。

そして、最後に御指摘のとおり、何とか看護師を確保するという観点からもこの住宅の整備は早急にやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） あと1点、お尋ねなんです、旧日原共存病院時代の医師住宅が野口や枕瀬等にありますが。現在、空き家になっておるところも見受けられますが、その今後の有効活用等についてどのように考えておられるか、お願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 御指摘の住宅等については、空き家になっているかどうか、ちょっと今、私どもで把握をしておりますけれども、いろいろと最近は看護師さん等も入れ代わりがある中で、入ったり、出ておられたり、そういうような状況にもなっております。

それから、今回新しく来られた医師の方についても、住宅環境が余りちょっとよくないという御指摘も受けたところでもありまして、別の住宅を改修をして、そして長くいていただけるように現状、その住環境の整備というものも努めているところでもございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、これを持ちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、6番、岡田 克也君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。
午後3時58分延会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 22 年 第 7 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 22 年 12 月 21 日 (火曜日)

議事日程 (第 3 号)

平成 22 年 12 月 21 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (16 名)

1 番 京村まゆみ君

2 番 村上 英喜君

3 番 板垣 敬司君

4 番 竹内志津子君

5 番 道信 俊昭君

6 番 岡田 克也君

7 番 三浦 英治君

8 番 青木 克弥君

9 番 斎藤 和巳君

10 番 河田 隆資君

11 番 川田 剛君

12 番 小松 洋司君

13 番 米澤 宏文君

14 番 後山 幸次君

15 番 沖田 守君

16 番 滝元 三郎君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	斎藤 誠君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	米原 孝男君
まちづくり政策課長 ...	村田 祐一君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	長嶺 清見君	健康保険課長	水津 良則君
農林課長	田村津与志君	商工観光課長	山岡 浩二君
建設課長	伊藤 博文君	環境生活課長	長嶺 雄二君
教育次長	世良 清美君	会計管理者	山本 典伸君

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めましておはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。これから3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、11番、川田剛君、12番、小松洋司君を指名をいたします。

日程第2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。

発言順序8、1番、京村まゆみ君。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問を始めたいと思います。

まず、日原保育園プール死亡事故の経過についてお聞きいたします。悲しい事故から1年3カ月が過ぎました。月日の経過とともに、当事者以外の意識は薄れていきますが、御遺族にとっては、日がたつほどに悲しみや怒りは増し、本当に辛く長い日が今も続いているのではと思います。そのような御遺族の心情を推し量り、事故とその後の対応について、直接触れることが差し控えられてきました。

しかし、そのような中で11月の初めに、テレビや新聞で刑事事件として1名の保育士が起訴されたことが報道されました。厳密には、担任保育士は罰金50万円の略式起訴、園長は不起訴、起訴された保育士は当時臨時雇用という立場でした。

この報道で、多くの町民が驚き、町の対応は一体どうなっているんだという疑問の声がたくさん上がっております。この事件の初公判が、11月29日松江地方裁判所において開かれましたが、業務上過失致死という罪状はあくまで起訴された一保育士の罪を問うものです。しかし、刑法上や民法上の裁きとは別に、それ以前に設置者として関係者への行政処分をしないのはなぜでしょうか。

また、事故後、関係機関の責任者がすべて変わった中で、御遺族との窓口はどうなっていましたか。また、御遺族への補償問題はどうなっているのでしょうか。そして、事故があったのは小学校のプールであったということで、教育現場も含めてその後の保育教育現場について二度とあってはならない事故だという緊張感を持って、継続的に危機管理がされているのでしょうか。

正職員はもちろん、臨時やパート職員、特に保育士資格のない方についても、保育士として子どもにかかわる責任の重さを伝えると同時に、保育方針や情報の共有化、また現場での申し送りなどの徹底、施設や遊具の点検など、具体的に改善されているのでしょうか。そして、事故後保育園保護者の信頼関係回復への具体的な取り組みは、どのようなことをしておられるかをお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、京村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

このたびの事故を踏まえ、該当する保育士を初めその上司を含めた関係者について行政処分を行うべきであります。それを行う前に、何よりもまず町としての責任を示し、御遺族の理解をいただくことが重要であると考えております。

町としての責任とは、御遺族とお会いした中で、尊い命を奪われた悲しみと怒りを受けとめ、今後こうした事故は二度と起こさない、園児は健やかに成長できる安全な保育環境を整えることが先決であると受けとめておりました。

こうした考えのもと、これまで園児の安全を脅かすような危機への対応についての基本的な考え方を保育にかかわるすべてのものが共有し、日常的な保育の場で園児の安全を保障することを目的に危機対応要領を作成することとし、現場での指導書として実行に移しているところであります。

同時に、御遺族の代理人である弁護士さんを通じ、危機対応要領を御説明申し上げ、御質問や御要望等をお聞きして御理解を得るよう、さらに改善を図っている段階でございます。また、保育所の改修計画等も策定をし、でき得る限りの安全安心でよき保育環境の整備を急がなければならないと考えております。

これだけの深い悲しみを伴う重大な事故でありますから、御理解をいただくことは困難なこととも思いますが、町としての責任と務めをまずは明確にし、御遺族の一定の御理解をいただいた後に行政処分行いたいと考えております。

ただ、現在行われている裁判の状況も見据えながらとも考えておりますが、長期間にわたっている現状も加味し、来年3月の年度末をめどとして進めてまいりたいと思います。

御心配や疑問に思われる声が多々あるかとは思いますが、御理解をいただきますようよろしく願いをいたします。

続いて、御遺族との窓口に関する御質問でございます。

人事異動がありましたので、本年の4月以降については、新しい福祉事務所長が窓口となっているところでございます。また、前福祉事務所長が現在の副町長でもありますので、御遺族との補償事項については示談協議の中で行うこととしております。

3つ目の、保育現場、また教育現場についての改善についての御質問でございます。

危機対応要領の作成に際しましては、保育園長を初めとして保育士、福祉事務所職員を中心に検討してきたところでございます。また、作成後の現在、現場では各保育園、園長を中心に、この要領について勉強会を開催してきております。

また、毎月初めに園長会議を開催し、安全委員会を持ち、現場で行っているヒヤリ・ハットの状況等を持ち寄って、情報の共有化に務めているところでございます。また、その中には施設や遊具の点検についても出され、改善をしてきております。

最後の、保護者の信頼関係回復への具体的な取り組みについての御質問でございますが、日原保育園につきましては、11月11日に緊急の保護者会を開催していただき報告をさせていただきました。

それ以後も保護者より御意見をいただいております。その都度お答えをしているところでございます。また、保護者会の御意向もお聞きしたいこともあり、役員会を開催していただいたところでもございます。いずれにいたしましても、今後誠意を持って対応し、信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） まず、町としての責任を示し、御遺族の理解をいただくということですが、保育環境を整備することはもちろん大変です。

しかし、行政処分を行わないままにここまで来ていることは、御遺族に対しても亡くなったお子さんに対しても、また現在保育園にお子さんを預けている保護者や町民に対しても不誠実ではないかと私は思います。落ち度を認め、みずからを罰することこそが、まず第一に御遺族、また町民への説明責任を果たすことだと思います。

現場での保育環境の整備や改善は、日々保育が行われているのですから、事故後最優先されるのが当然のことだと思います。しかし、それと行政処分は並行して行えることだと思います。そして、その上で補償、賠償をしていくべきだと思います。

副町長が、前福祉事務所長だと言うことですが、町側の窓口は4月からも副町長が行なわれていると言うことでしょうか。また、示談協議の中で行うということは、示談でということをお遺族の側に受け入れていただいているのでしょうか。どんな補償を持って命にかわ

ることはできません。形式にしか過ぎないかもしれませんが、行政側としての責任と誠意を直接御遺族にあらわす方の一つではないかと思っております。

また、保育園の保護者会に対して説明を行われたということですが、保育園の保護者は4月に卒園入園で入れかわっております。当事者として卒園した方々への説明、報告はどうなっているのでしょうか。

以上、お聞かせ願います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、行政処分の件でございますけれども、その該当する保育士、それから上司の園長、それから福祉事務所長、その辺行政処分をします。それはもちろん考えられることでありますし、できることでもあるわけではありますが、ただ私の考えでは、やはりそれだけでは行政処分にならないというふうに思っています。

それはやはり、今回の事故を起こしたその背景、やっぱりそこは町の全体としての責任ということ、それをやはりまず考えていかなきゃならんんじゃないだろうか、そういう考え方であります。我々としてはやはり一人一人個人の行政処分ももちろん考えていかなければなりませんけれども、それと同時にやはり今回の事故の町としてのその管理責任、これをどういうふうに示していくべきなのかということを考えました。

そして、それはどういうことができるのだろうかということを私自身も考えて、そして就任早々から御遺族の方ともお話をさせていただき、そうした中で今度町長がかわって新しい町長になった上で、そしてそのためには今度町としてのこれからの安全安心で、全国に誇れるようなそういう保育環境をまず整えてほしい、そういう御遺族から強いお気持ちと御要望をいただいたわけでありまして、私はまずそこにこたえていくことをまず何をおいても優先をしていきたい。そこで、これまでの町のやはり管理責任ということに対しても明確に示していきたい、そう思った次第であるわけでありまして、

それと同時に、あわせて行政処分というのはこれはまた個人に行うものでありますから、それをやっていくべきじゃないか、私はそう判断をさせていただいたということでありまして、

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 先ほど町長回答いたしました、人事異動に伴いまして私も4月から別の職についたわけでございますけれども、これまでの経過、あるいは遺族の方との話し合い、そういったものを継続してまいっておりますので、先ほど述べましたように4月からも御遺族の方とお話は続けております。

具体的に、示談につきましては、私どもも事故当時から応じていただきたいということをお話させていただいておりますが、すぐそういった形で応じていくのはなかなか御遺族としても難しいというお話を伺っております。

現在におきましては、ちょっと時期を忘れましたけれども、弁護士の先生から我々の、先ほど申しましたようないろいろな報告であるとか、そういった形の部分は弁護士さんを通じ

てお話をさせていただくことになっておりますので、我々もその示談につきましても弁護士を通じてお願いできませんでしょうかというお話はさせていただいております。

弁護士を通じての回答そのものは、今まだそういったお気持ちになられてないというふうな形をお伺いしているところでございます。これも今公判中でございますので、弁護士の先生を通じながらなかなか難しい局面にはなっているかと思えますけども、精力的にお話をさせていただくよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 卒園された保護者への説明の件でございますが、実は11月11日に日原保育園につきまして緊急の保護者会を開催したときに、本来ですと卒園した保護者にも御出席をいただき、御説明をするべきでありましたが、そのとき配慮が少し不足に御案内しておらなかったということがございました。

それ以後、保護者から御意見等もいただきました。その中には、当然その経過報告もあるわけですが、その後の危機対応要領の説明等もしてほしいということでありましたので、役員会を開いていただいて今検討していただいとるところですが、それにあわせて卒園された保護者も同席していただいて説明をしたいということを思っておりましたので、まだしておりませんが、それについては危機対応要領は別にしまして説明をしたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 行政処分について、一人一人の処分よりも町としての管理責任をというお答えでしたが、町民にとっては、このたびの報道によってこの事件の経過を知ったというような形で、担任がカリキュラムを組み、園長がそれにゴーサインを出す。しかし、起訴されたのは、責任を追われるのは臨時の保育士だったという受けとめ方をおられます。

町として、行政処分が行われれば、町民に対する説明責任を果たすことになるのではないかと私は考えております。また、担任また園長にとっても、そういう処分を行うことのほうがよいのではないかと考えます。速やかに処分を行ってほしいという思いがしております。

また、事故後作成された危機要領についてですが、園長を中心に勉強会を開催しているということでしたが、実際の保育現場で子供にかかわるのは、正職員や有資格者ばかりではないです。特に、日原の保育園などは事故後も臨時とかパートの方がたくさん出入りしておられて、保護者の方は、きょうだれに自分の子供を見てもらうんだらうかという不安があるというのも聞いています。

今回、刑事事件で起訴されたのは、当時臨時であった保育士です。もしかしたら、無資格の臨時やパートであっても、これだけの責任を一人で負わなければならないのです。そういうことを考えたときに、その責任に見合うだけの賃金保障や保育士としての基礎的な知識の伝授すべきだと思います。

保育方針や情報の共有化などの申し送りが、現場で本当に徹底されているのでしょうか。保育は、チームワークが一番だと私は思っています。それが行われなければ、幾ら保育士をふやして人数をそろえても、保護者の信頼回復が難しいのではないかと思います。

また、遊具や施設の点検や改善をしてくれておりますということでしたが、具体的にどのようなことをなされているのか。また、点検については、今現在休園とか廃校になったところについても行われているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） まず、危機対応要領の勉強会の関係でございますが、これは園長を中心に正職員だけやってるわけではありませんで、臨時職員も含めて全員を対象にして行っております。

その中で、今勉強会であった、ついこの前の安全委員会の中でも話が出されたんですが、その要領の中でいろんな小さい点についても指摘をいただいております。例えばなんですが、けがした時に傷の手当をする。この対応要領の中では消毒をするという。

特に、今まで私たちの感覚からすればそういう形だったんですが、実際には若い職員の方々の意見の中では、最近では病院ではけがした場合に水洗いをするというふうなそういうふうなことがあるんだけど、この辺はどうだろうかというふうな御指摘もありました。

それもありまして、次回の安全委員会の中では保健師さんにも来ていただいて、そうした説明も受けようというふうなようになっております。そうしたことを、今から積み重ねていきたいというふうに思っております。

それと、遊具の関係ではいろんなことがありました。例えば、滑り台が少し基礎部分が腐食しかけてるというふうなことがありましたんで、その部分についてはすぐ修繕をするというふうな形にしております。

それとか、滑り台の中でも小さいことですが、金具がとれてたというようなそういうのもありました。それと、ブランコの中では、やっぱりブランコの吊りの部分が少し腐食しているというふうなことがありましたんで、それについても改善を行っております。

それとか、鉄棒が、これはすぐにとということではなかったんですが、もうさびが出ておりましたんで、これがささるとかそういうことがあってはいけないということがあったんで、それについてもすぐ修繕をしております。

それと、これ畑迫保育園なんですが、砂場に屋根をかけておったわけですが、柱がやはりもとの電柱のようなものを使っておられたんですが、どうしても基礎部分が腐食をするわけですが、それが腐食しかけていたということがあったんでそれについても、かなり屋根部分の重さが大きいということがありましたんで、これも修繕をさせていただきました。

それとか、今回の補正予算にも計上させていただいておりますが、実はアンケート調査を、あり方検討委員会の中でとったときに、そのアンケートの中で青原保育園の入り口のところが、もともとは戸があったんですが園庭へ入るところと、もう1カ所保育園の中へ入るところの戸がないために、実は車がその近くまで子供さんを向かえに来られる時に入るん

ですが、子供さんはどうしても親御さんを見たらそれへすぐ走って近づいてこられるということもあって、危ないんじゃないかという御指摘がありました。

これについても、今回補正予算を組ませていただいてこれも早急のうちに、今までそういう事故のなかったわけですが、そうしたことをいち早くやろうということできせていただきました。今回提案をさせていただいておると、そういうふうなことがあります。

ただ、まだ休園している保育園の点検については、まだ出ておりませんので、これについては状況を見て点検をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 保育士さん等の、特に臨時さん等の待遇改善というような御質問があったわけでごさいます、これについてもそうしたことを念頭にこれから検討もしてかなきゃなんというふうに思っております。

ただ、なかなかこの問題非常に複雑でありまして、例えば保育士さんであれば本当に必要な人数というものについては、正職員として雇用するのが一番理想なわけでありまして。

だけど、それをやりたくても、今それをやろうとしましたら定員管理計画がありまして、そして合併時も158人おりましたのが、現在その定員管理に基づいて減らしてきておりますから、現行138名、全体の職員がですね、正職員が。そういう数になってきております。これが、計画どおりに基づいてやってきたその結果であるわけでありまして。

これ以上、じゃあ保育士さんを正職員にしていくということは、もう定員管理計画を見直しをせなきゃいかん。しかも、もう10人規模の大幅にふえていくというような状況になっていくだろうというふうに考えております。

じゃあ一方で、10人ふやしてその分こちらが事務系ですねいわゆる、こちらのほうをじゃあ10人減らすかということ、もう現状でもほかの業務も一人一人負担が非常に大変になってきて、これ以上もう減らすということは他の業務が支障を来していくとその辺のところまで来ておりまして、それにあわせて私自身もいろんなやりたい新しい創造的な仕事ていうのを生み出していく状況に組織がないというよう、そこまで今人数的には逼迫した状況になってきている状況があります。

だから、そうしたことを踏まえてこの保育さんの待遇をどうしていかなければならないかということで、この一、二年の間にせめてものということで、臨時さんをかなり嘱託職員にしております。

嘱託職員さんによって、ある程度の継続的な雇用ということも念頭に置くということにもなるとるわけでありまして、しかしこれもまた問題がありまして、嘱託職員さんをふやしたことによって5年後、10年後の将来的なこの人件費といいますか、これ嘱託員さんは人件費扱いにならないんですけれども、そこの辺の費用というものが、人件費扱いになってないでいいですね、物件費、はい。そうしたところが、非常に将来的にもまたかなりの負担額になってきて、財政も圧迫するという状況にもなるわけでありまして。

だけでも、それを承知で、今回せめてもの待遇改善をせないかんということから嘱託職員へしております。しかし、正職員は今の理由でなかなか今現状できないということがあるわけでありまして、そうするともう全体の職員、あるいは嘱託職員、臨時の構成をもう一度考え直していかなきゃなりませんし、これはもう合併当時からの本当引きずってきてる、重要な私津和野町の根本的な問題だというふうに受けとめているというような状況があるということも、議員さんには御理解をいただければというふうにも思っております。

ただ、そうはいってもこの現状を見捨てておくわけにはいきませんので、さらなる、まだ臨時さんもいらっしゃいます、保育士さんの中には。そうしたところ、少しでも待遇改善につながっていく、そういうことをこれからも努力をしていかなきゃならんと考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 説明責任のことはない、説明責任云々ちゆのあったでしょ、町民に対する。いいですか。処分に関して。処分に関して、説明責任どうの。（発言する者あり）いいんですか。もう3回目ですから、いいですか。はい。（発言する者あり）ありますか、ありますか。はい、町長。

○町長（下森 博之君） 行政処分を早急にやって、そういった中で説明責任というものもしっかり果たすべきだというお話でもありまして、この間の全員協議会でもいろいろ御意見を議員さんからいただいて、そうした声が非常に多いということも理解をしてるところでもあります。

我々も、その行政処分をするタイミングというのは、いろんな全国の事例等も見まして、そしてどういうところでやるのがふさわしいのかということも当然研究してきたということも事実であります。

いろいろ事例によって違うんではありますけれども、またこういう事例というのもそんなに多いもんでもありません。大体でも、1年のところをめぐり、それよりちょっと早いところもあれば1年を超えて行政処分をしている、そういうところもあるというところでもあります。

ただ、津和野町の場合はもう8月29日が事故当日で、そしてそれから9月のところが一つの期日になっておりますので、そこからいくと1年を超えていてるという状況でもあります。

そうしたことも考え合わせながらやっていきたいとも思っておりますが、いずれにしましてもそういうスケジュールの中で、私の考えとしましては行政処分、そして一人一人の処分も出すことも当然大事であります。あわせて町全体のそうした責任というものも早急に示せるような形にして、そして御理解をいただいてやっていきたいというふうに思っております。

ただ、そうした中で来年のもう3月、これが年度末にもなりますので、何とか今年度以内せめてそこまでは、遅くともという考えの中で進めていきたいというふうに考えておりますので、十分な御理解にならないかもしれませんがよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 職員体制の見直しというのが、町の根本的な問題だということをおっしゃいましたので、根本的な問題ならばなおのこと早急に見直していくべきではないかと考えます。

そして、行政処分についても3月をめどにということですので、適正な処分を早い段階でなさることをお願いいたします。

そして、御遺族の悲しみや怒りを踏まえて、二度とこのような事故を起こさないために、各現場の管理責任者が継続的に保育士個々への指導や情報周知徹底をしていくよう、それをきちんとされているかを管理するように心からお願いいたします。

次に、行政としての問題への対応と処分のあり方についての質問です。

先ほどの内容との重複もありますけれども、プール事故とともに感染症外来建設事業問題、また職員についてなど、余りよくないと思われるようなニュースが立て続けに報道されました。

その中には、前後を省いて一部が報道されることで事実が曲げられて伝わったり、内部の者の言動と考えられる細部にわたる記述や、また副町長のコメントが掲載されたものもありました。

そこで、報道機関への対応はどのような形でなされているのでしょうか。おのおの問題が起きたとき、担当者への処分はもちろんですが、監督責任のある直属の課長、園長などへの処分がなされていないのはなぜでしょうか。

また、津和野町懲戒審査委員会訓令が8月に公布されております。この委員会の委員構成はどのような形でしょうか。また、この委員会で審査される職員の範囲をお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、行政として問題への対応と処分のあり方についての御質問に対して回答させていただきます。

報道機関に対しましては、個別のケースで対応を行っている状況ですが、他の当事者や関係者による報道機関への情報提供や、報道機関による独自の取材に基づいた記事については、私どもとしましてはいかんともしがたい状況でございます。

問題が発生した場合の関係者の処分につきましては、極力早期に行政処分を行うべきと考えておりますが、プール事故に関しましては町の管理責任という観点から、まずは今後の安全対策を構築し、御遺族にも御理解をいただくことを第一に考え、また刑事処分の結果も見ながら判断したいと考えておまして、刑事処分については本年9月末に起訴という予想外に時間のかかる結果となってしまう、担当者はもちろん、監督責任のある上司に対する行政処分についても、現時点で行っていない状況であります。

今後の保育園の運営方法等について、御遺族の御理解をいただくことを最優先し、年度内という期限をめどにしながら行政処分をしたいと考えております。

その他の問題に関する処分において、上司に対する管理責任を負うかどうかについては、事件の内容等を調査した上で個別のケースにおいて判断をしております。

津和野町職員の懲戒に関する事項審査をするため、津和野町職員懲戒審査委員会が設置されております。構成は、町長が委員長を務め、委員は副町長、教育長、参事、総務財政課長となっております。審査対象となる職員は、一般職の職員となります。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 各事件について、加害者と被害者がおられます。情報公開とか報道の自由というものもありますけれども、逆に個人情報の保護ということも言われています。

ほかの当事者の情報提供や独自の取材については、確かにどうしようもないということもあるかもしれません。しかし、町民は、町がどうすることもできないニュースや新聞に惑わされるのです。それは、それぞれの事件についての、町としての行政処分という説明責任を果たしていない公の説明がなされていないからだと思います。

プール事故、また4月の選挙、またこのたび明らかに町の失策による感染症外来建設の契約変更による大幅なおくれ、職員の不祥事などなど、すべて直接かかわる職員の処分はもちろんです。監督責任のある課長などの処分をすることは当然ではないかと思えます。

個別のケースで判断しているというお答えですが、それはする必要がないと考えておられるということでしょうか。また、懲戒審査委員会というものと同様の他市町村の委員会を幾つか調べてみましたが、委員長が町長であるというのは見つけることができませんでした。

町長が委員長であるということは、その委員会の報告を受けるのが、報告をしないままに決まるということなのかなと思います。また委員構成は町の執行部ですが、ほかの町村においては、学識経験者など外部から委員を入れておられるところもありました。より公平、冷静な処分を導き出すには有効と考えます。いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） その上司に対する管理責任の処分についてのお尋ねに関してでございますけれども、基本的にはその個別のケースということで、先日も議会の全員協議会、これ秘密会で御報告をさせていただいたあの事例につきましては、町の懲罰委員会等において判断をした結果でもありますけれども、またその上司の管理責任ということにつきましては、そのケースについてはやはりその個人の資質に関するものが非常に大きいということで、私自身はその上司の管理責任まで問うということにはないというふうに判断をしたところであります。

そのほか、今言われた事例についてはまだこれから出す事例でございます。例えば感染症外来等につきましても、すべてが終わった時点でこの行政処分というものを考えていかなきゃならんと思っておりますし、それは私ども町長以下のまた処分というものを明示していきたいというふうにも思っております。

ただ、その言われておりますケース、いろんな面で、実際もうこの時点で4月を経過しております、その当事者がいない、退職をしてしまっているケースが割と多いわけでありませぬ。

そうしたものについての処分というのは今のところは考えてないつもりでありまして、あくまでもこの当事者の中で私としてはやはり考え得る処分、あるいはそうしたものをやっていきたいというふうに現時点では考えているところであります。

それからもう1個何かあったか。いいですか。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 議員さん御指摘のとおり、報道機関にいろいろな形で発表されて、住民の皆さんが知るところになってきたという事実であります。

自治体によりましては、要するに記者発表みたいな形で懲戒処分であるとか、そういったところで報道していくというルールをつくっているところもございます。しかしながら、町村ではなかなかその辺のところまでの細かい規定をやっているところは少ないように思っております。

ただ、いろんな事例が発生する中で、一定のルールの公表していくルールづくりは必要ではないかというふうに、今こうしたことを経験しまして考えているところでございます。

町長も申し上げましたけども、管理職の処分、実際になかなか事例が完結しないと難しい例もありますけども、それも先ほど申し上げましたような形で内部の検討を加えながら、皆さんのこうした御意見も参考にしながら決めていく必要があろうというふうには思っております。

ただ、御指摘いただきました職員の懲戒審査委員会、町長が委員長というのではないということではありましたが、ほかの例を参考にしながら構成メンバーを決めたという経緯でございますので、その辺のところも加味しながら今後の審査委員会の審査につきましては、十分また内部でもその内容につきましては検討すると同時に、ほかの委員会、審議会等も私どもも調査をしてみたいというふうに考えております。

ちょっとお答えが漏れたかもしれませんが、以上でございます。（発言する者あり）
すいません。審査委員会の中に、外部知識者を入れてるところももちろんあると思います。

それは、懲戒処分の部分と人事委員会等の部分も広範囲に言えばありますので、今のこの津和野町の職員の懲戒審査会につきましてはそれもかんがえなくはなかったんですけども、実際その県の方とか、住民の方がぼんと入るというのもなかなか、内部事情の点では難しいこともありますので、差し当たり8月につくった段階では内部でこういった構成でやりましたので、またほかの例を見ながら検討は加えていきたいとは思っております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 事故事件など、個人の資質によるものが大きいということですが、では何のための監督責任者なのかなという疑問を私は抱きます。また、早い段階で

処分をすれば当事者がいる間に処分ができると思いますので、そういう点ももう1回お考えください。

そして、町民に対してもですが、課長また園長、担任自身についても、みずから職責を負う覚悟で役職を受けているはずだと思います。処分をしないことは、今回のプール事件のように逆に追い詰めることになるのではないかとすることも考えます。早い段階で、懲戒審査委員会の見直しや公の処分、判断をいただきたいと考えます。

では、最後の質問に移らせていただきます。熟議のすすめということですが、先日リアル熟議というものを文部科学省の協力のもと、所属する会の主催で日原中学校を会場として開催いたしました。

熟議という言葉は聞きなれない言葉ですが、文部科学省が4月からパソコンのインターネット上で取り組んでいます。熟議とは、教育者、保護者など多くの当事者が熟慮と討議を重ねながら政策形成をしていくことで、立場の違いによる問題意識のギャップの違いを縮小し、新しい公共という視点に立ち、中央教育審議会などの専門家の検討に合わせて当事者による問題解決を促進するという効果が期待されます。そして、それを政務三役による教育政策決定に生かそうというものです。

今回、これからの津和野町における教育と地域づくりというテーマで討議し、町内生徒児童の学力の低さ、また保育教育環境の充実など、課題やその解決への具体策が積極的に提案され討議されました。

その中で、学校再編計画の進め方を疑問視する意見もありました。計画策定後、約1年の現在に至るまで、統廃合に賛成の学校については進めるが反対のところに対しては協議すら開かれておりません。

まず、3カ月後に須川小学校を廃校にするということ、校区住民へ公表されたのはいつでしょうか。また、受け入れ側の日原小学校の保護者や校区住民への公表が、説明がいまだに行われていないのはなぜですか。廃校対象校のみへの説明では廃校計画に過ぎず、町全体の学校再編計画だということの認識を共有できないと考えますがいかがですか。

そして、津和野町全体の将来を左右する大きな問題という共通認識のもとで、町民全体へ学校再編計画を公表して、地区を超えて、また役職を超えて熟議をすることが、賛成か反対かだけではない、より高い目的意識や共通認識、具体案を持った学校再編への合意を促し、洗練された解決案を生み出すために有益と考えます。この点について答弁をお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 須川小学校につきましては、昨年地域説明会を実施したときに、今後の協議につきましては、保護者と協議をするというふうな形で了解を得ました。

その後、保護者と協議を進める上で、保護者のほうから地域説明会の参加者が少なかったもので、保護者として再度地域の意見を聞き判断をするというふうなことになりました。

本年8月3日に、保護者としての意見集約、それから統合に関しての若干の条件というふうなことについて、代表者にお聞きをしたところであります。それを受けまして、8月12日に保護者と教育委員会の会合を開きまして、全体の意向を確認したところではありますが、その会議のときに、地域についての説明はいかがいたしましょうかというふうなことを質問をいたしました。

そうしますと、保護者としては地域の方の意見を十分にお聞きをして判断をしていると。きょうの結果については、保護者が責任を持って地域に説明をするので、改めての地域説明会は不要であるというふうな御返事をいただいたところでもあります。

また、その地域に対しての保護者からの説明は、8月じゅうに行うというふうなことに決まりまして、それでは9月から一般的には公開をしましょうというふうな話をしておりません。

したがって、教育委員会といたしましては、特に地域に対しての説明会は実施をしておりません。話の経過からして、8月じゅうには、校区住民に保護者のほうから説明がなされたものというふうに思っております。

それから、2点目ではありますが、日原小学校の教頭先生には、8月12日の須川地域の保護者との会合にも同席をしていただきました。受け入れ側の学校としての対応につきまして、保護者の意見を聞いていただいたり、対応について説明をしていただいたところでもあります。

また、日原小学校PTAの皆さんへの説明につきましては、学校よりその必要性についてPTAの役員さんにお聞きをしていただくことになっておりまして、現時点においてはまだその回答をいただいておりますが、回答によっての対応をしたいというふうに考えております。

学校といたしましては、11月5日に須川小学校の保護者、校長、教頭、それと日原小学校のほうはPTA会長、副会長、校長、教頭というふうなことで、顔合わせと日原小学校のPTA活動に対する要望等の協議を行っております。

また、12月3日には日原小学校の常任委員の方を加えて、11月5日のメンバーに常任委員の方を加えた形で、新しい方もおられますので顔合わせと、それから来年度の役員決定方法等の共通理解を持つ会合を行っております。また、それ以外にも両校の教頭を窓口として、円滑な再編となるよう努力をしているところでもあります。

また、校区住民への説明につきましては、条令可決後になるというふうに思っておりますけれども、学校だより等を活用しての情報提供はしてまいりたいというふうに考えております。

3点目ではありますが、現時点での教育委員会としての考え方は、学校再編計画は基本的な社会性を身につけるための環境整備の一つの方法というふうに考えております。1年のうちで、一番長く学校生活を送るのは単位校であります。

現在のところ、五ヶ瀬町の方式がよいのか、小中一貫教育がよいのか、あるいは他の方法があるのか研究中であります。こういった方法を取り入れたとしても合同で行う年間の学習時間はわずかであります。大部分は単位校での生活となるものというふうに考えております。その基盤づくりが、単位校の基盤づくりが、今回の学校再編であるというふうに考えているところであります。

教育委員会といたしましては、再編計画をまず議会に御報告を申し上げ、その後関係地域等に御説明をしております。現状のままの対応の仕方というふうなことで進めてまいりたいというふうに考えております。

また、熟議につきましては、再編後の基盤の上に立って、効率的な学習体系や方法等の議論をしていただければ幸いというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 保護者が、地域、地区住民へ説明をされたものと思っ

ているということは、確認はしていないということでしょうか。

それから、私は運動会の前日に、これが最後の運動会と知った。最後とわかっていれば、何かもつとしたかったという声を聞きました。9月になってからでも、文書1枚配付してもよかったです。と思います。

また、学校再編については、基本的社会性を身につける環境整備の一つの方法で、基盤づくりであり、その上に立っての熟議をというお答えでしたが、どんな子供たちをそだてたいのかとか、どんな町にしたいのかということが先で、そのために学校がどうあるべきか、どういう形が一番いいのかを考えるべきだ、熟議をするべきだと思っています。

そもそも私は、学校再編は早急に進めるべきだと思っています。これだけ子供たちが少なくなっただ中で、町内全体で学校のあり方を考えることは今しなければならぬことだということは教育委員会と同じです。

ただ、これだけ家庭の教育力が落ちていること、そして学力の維持向上に県費で派遣される教職員を減らさないことと、田舎ならではの地域の教育力を生かすということを考えたときに、学校選択制も取り入れた地域分散型の再編がベストだろうと思っています。津和野オリジナルをつくるという姿勢や枠を超える努力なしに、町長の言われる新機軸はあり得ないのではないかと考えております。

そういう形での環境整備のほうが、子供たちにとっても疲弊する地域にとっても、町全体の未来にとっても有益だと私は信じて繰り返し訴えているわけですが、残念ながら現在策定中の教育ビジョンを待たずに学校再編計画を進められるということで、それならばなおのこと再編計画を公表して、地区を超えた熟議を持ってほしいと考えます。

反対のところと、丸1年間話し合おうとしないということはおかしいです。学校再編というのは、2つとか3つの対等な学校が一緒になって、新しい学校をつくるということではないでしょうか。

今のまま統合するなら、ただ6人ほどの転校生が来て、子供がふえてうれしいなというくらい感覚としかとらえられません。たった6人でも、須川という地域の文化や伝統の、また高い地域力の学校がなくなるのではなく、一緒になって新しい学校をつくるのだという意識を持つためにも、日原小学校のPTA会長や校長先生たちだけではなく、PTA全体に計画の公表をすることは大前提だと思います。そして、同じ土俵へ上がった上で、今後について熟議することを提案します。

木部中学校についても、昨日ちょっと同僚議員の質問から話が出ましたが、中学生というのは思春期の、特に敏感な時期です。その子供たちが、日原、津和野中学校へ一緒になるということは、木部中学校と津和野中学校が一緒新しい学校をつくっていったという、そういう意識に立たなければならないのではないかと考えておりますがいかがですか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） まず、地域に対しての説明というふうなことで、保護者とそういった協議をしてその後確認をしていないかということではありますが、一応私は特に確認をしておりません。

約束事は守られたものであるというふうに思っておりますし、また運動会の際に行っても振興会長さんから、話がそういうふうになってということなんでというふうなことも伺っておりますし、年度末にはどういうふうな閉校の行事を考えるかねえというふうなことも伺っておりますが、まだその辺については今後の話であるというふうなことを振興会長さんとはお話をしたところであります。したがって、そういった状況を踏まえると地域に対しては説明がなされたものというふうに思っているところであります。

それから、確かに言われるように、学力とか家庭の教育力の低下、それから地域と連携した教育体制というふうなことについては、現行でもできる限りのことをして進めているところであります。

特に、学びの共同というふうな社会教育の中での事業でありますけれども、県のふるさと教育、あるいは国の学校地域支援本部事業というふうなものを抱き合わせにして、本町としては学びの共同というふうな形で推進をしている事業であります。コーディネーターを配置してそれぞれの地域のそういった知恵といいますか技術といいますか、そういった人材を結びつけて学校教育の手助けをするという、当然事業の中での話をする方もおられますし、場合によっては引率といいますか、そういったような形のお手伝いをするというふうなケースもありますし、そのときそのときの状況によって変わるわけではありますが、そういったことを現在でも展開をしているところであります。

それから、左鐙地域にはお話に行っておりませんが、経過としてはまずビジョンの作成が先ではないかというふうなことを地域の御意見として伺っております。したがって、ビジョンを作成した後に協議はしてまいりたいというふうに思っているところであります。現在そのビジョンにつきましては作成中ですので、来年になろうかというふうな思っているところであります。

それから、地域分散型という、校区を撤廃するというふうなお話もありました。それから、小規模特認校の制度についても以前提案もありました。文科省の基本方針からいきますと、学校の規模、小中学校ともであります、12学級から18学級これが標準ですよという考え方があります。

ということは、40人学級、30人にしてもいいんですが、12だったら300から400、平均して500ぐらいが標準規模ですよというのが国の考え方です。うちの大規模校という形の小学校、中学校、百二、三十人、中学校ではもう100を切るというふうな状況でありまして、そういった文科省の方針からするとうちで言う大規模校も、現実問題とすれば小規模校という状況であります。

それが、かろうじて単式を保っておりますが、何年か先にはそこも現状のままで行った場合には複式になる可能性も出てまいります。今の時点で、小規模特認なり校区の取っ払いなどをしたときに、うちで言う大規模校が複式になると、そういうふうなことがあってはならんというふうな私は思いを持っております。

したがいまして、そういう意味ではそういった制度を導入するよりも、まず1学級が維持できる、それが何年かは引き続いてできるというふうな状況をまずつくるべきではないかというふうに今考えたところであります。

それから、統合のあれとして対等の立場でというふうなことは、理論的には私は当然そうかなというふうな気がしておりますけれども、現実問題の社会通例の流れからしたときに、町村合併も含めてでありますけれども、どうしても大規模のところと小規模のところと一緒にする場合には、なかなか対等というふうなことにはなっていないというのが現状でありまして、理論的にはわかるわけでありまして、現実の対応とすれば今できるだけスムーズな統合ができるようにという形で対応をしておりますので、この辺で進めていくしかないかなあというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 再編計画の公表については。先ほどの質問の中で。一緒に言います。それから、ビジョン策定後に左鑑については進めるというお話を伺いましたので、それは了解いたしました。

文科省の方針というのを言われましたけども、全く津和野町には当てはまらないわけで、だからこそ独自性を生かした学校のあり方を考えていくべきだと思います。1学級を維持できるようにする、複式にならないようにするというのは、そこをフィルターとして行うのが教育委員会の役目じゃないかなと思います。

そういう形で、学校選択制などを取り入れれば、この町だけではなく町外からまたこの町へ学校を選んでくるということも考えられるのではないかと思います。

それからもう一つ、学力向上ということが今とても大きな問題だと思っておりますが、前回の一般質問で提案した東京大学発教育支援推進機構の協調学習の研究会が2月の10日

と11日に福岡であります、さまざまなどという形がいいのかを今研究中だとおっしゃられました。

前回、熟議にも教育長にも参加していただきまして、この2月の10日と11日の福岡での研究会に参加したいという意向を聞いて、前向きに検討されているということについて希望を持っております。来春からの、学力向上の攻めの具体策が行われるように期待しております。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 再編計画の公表というふうなことでありますけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたが、議会に説明をして、後についてはそれぞれの担当地域での説明、あるいは学校、あるいは社会教育委員さん等についても説明はしているところでありますけれども、そういったことで私は進めたいというふうに思っているところであります。

学校再編計画を作成したということについては、町広報にも載せておりますが、そのときに内容については触れてなかったかなあというふうに思っているところであります。基本的には現行のままで進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

それから、2月の10、11に福岡で開催される予定になっているということについては、先般熟議のときに五ヶ瀬の教育長さんにお聞きをしております。また要綱等決まったら送付をしていただくようにしております。できれば参加をしたいというふうに考えているところであります。

それから、文科省との比較は確かに比較になりません。ただ、地域分散型といいますか、校区を撤廃するということにつきましては、先ほども申し上げましたように、うちで言う大規模校が複式になる可能性が高くなっていくということでありまして、そういう点からすると今の時点では困難であるというふうに思っています。

ある程度抜かれても、大規模校については、複式が全部だめちゅうわけじゃないんですが、うちでやっぱり大規模というところについては複式は避けたいというふうな気がしております。今の時点でそういったフリーな体制に取り組むというのは問題があるんじゃないかというふうに思っているところであります。

ただ、広域での体制ということにつきましては、まだ管内でそういった話し合いの状況が出てきておりませんので、今後いろんな機会を通じてそういった話も出していかなくてはならないかというふうに思っているところであります。吉賀町につきましては中学校を1校にするというふうな方針で、この前の9月議会か何かのときに議会には報告をされて地域説明会も一応したというふうなお話は伺っております。

益田さんにつきましても、再編計画をつくって実行に移されておりますけれども、その進捗状況については情報を得ておりませんのでわかりませんが、現段階においてはそれぞれの市町において、区域内でどうしていくかというふうな検討段階をそれぞれのところからしているということですので、区域を超えて、区域といいますか広域での対応ということについては、今後の検討にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 再編計画の公表、今の段階でもする気がないというようなふうに取りましたが、インターネット、津和野町のホームページがあります。ホームページでもせめて公表していただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で1番、京村まゆみ君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で10時25分まで休憩といたします。

午前10時13分休憩

午前10時25分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順序9、12番、小松洋司君。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、1つ目としまして、役場庁舎内の相談室、並びに開発センターの大集会所のトイレ改修ということでございます。

毎日を職場として過ごしておられる町長を初め、職員の皆さん方には既に当然気づいておられることと思いますが、本庁舎、第2庁舎、津和野庁舎のどこにも相談室と呼ばれるところがありません。町の施設で、相談室と掲示されてる場所は、私の知る限りでただ1カ所だけ、それは開発センターでございます。

御承知のとおり、役場には毎日いろいろなことで町民の方々が訪れてこられます。確かに、住民票や印鑑証明などのそういった交付手続で訪ねられてこられる方は、カウンターやあるいは廊下のいす等に腰をかけて待っていれば用は済みます。

しかし、中には担当者以外の方には聞かれないというような相談事で訪れる方も多分におられます。そうした場合、現在各庁舎内には相談室がありませんので、この方、仕方なくカウンターや廊下のいすへ腰をかけながら、そして周りの人に聞かれているなど思いながら相談をされてるという方がおられると思います。

各庁舎内には、会議室と呼ばれる空間が幾つかございます。がしかし、それは行政側から使用する場合に都合のいい場所に設置されたものでございまして、相談者にとってはいたってなじみにくい場所、あるいは空間でございます。

といいますのも、現行の会議室は2階にあつたり、また相談室としては必要以上に広がつたりとしておりまして、相談者にとっては、何度も申し上げますがなじみにくいものでございます。

合併後5年が経過し、職員数も計画以上に削減されてきておりますので、庁舎内のディスプレイを再検討され、ぜひとも各庁舎内の1階には相談室を一部屋は確保されますようお願いいたします。

次に、開発センターの大集会所のトイレについてでございます。開発センターは、御存じのとおり1973年、昭和11年11月に竣工して、既に37年を経過しております。

ことしも、102号室の床や大集会所の廊下、あるいはトイレの排水や蛇口等々の改修が行われ、施設の維持管理に気を使われておられるということにつきましては、評価するところでございます。

しかし、ことしの11月7日、大集会所で日原公民館と日原地域福祉会主催の合同ふれあい大会が行われたとき、80歳代後半のある女性から、ここは不便でやれん、洋式トイレがないので玄関まで行かにはあならんと言われました。確かに、足の不自由な方にとっては和式トイレは使いにくいと思います。

大集会所のトイレにつきまして、少なくとも1カ所は洋式トイレに改修していただきまして、あわせて冬季の利用時に困っております玄関横や2階にある洋式トイレにつきましても、暖房器具、便器等に変えられれば利用者が喜ぶと思いますが、この2点についていかがでございましょうか、よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、12番、小松議員の御質問にお答えをさせていただきます。

庁舎内の相談室につきましては必要性を感じており、町民の皆様に御迷惑をおかけしております。相談室そのものについては、津和野庁舎には設置をしておりますけれども、本庁舎におきましては、執務スペースそのものが手狭であり、庁舎の構造上難しいところでございます。

日中の相談事につきましては、本庁舎では宿直室、第2庁舎では和室等が空いており、現在もその場所に対応をさせていただいておりますので、当面現行どおりの利用方法を御理解をいただきたいと思っております。

開発センターの洋式トイレにつきましては、高齢化が進む中で必要であると認識をしております。先般、国の補正予算に組み込まれました昨年同様の経済対策として、地域活性化交付金のきめ細やかな交付金が決定をしておりますが、現時点で制度概要が手元に届いておりませんので詳細なところがわかりませんが、届き次第内容を精査し、こちらを財源とした対応がとれないか検討していきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） まず相談室については、当面現行どおりの利用方法、つまり宿直室や和室等を利用するというところでございますが、当面という言葉は非常に便利なものでございまして、今この場でも当面がどれだけの期間かと明確に答えられる方は、私を含めてだれもいないと思っておりますので、一日でも早い設置を重ねて要望しておきます。

それから、津和野庁舎については、相談室が現在設置してあるというふうにお答えがありました。私が今思い浮かべても一体どこにあるのかとなかなか思い出しません。これにつきましては、案内板等の工夫をお願いしたいと思っております。

開発センターの洋式トイレについては、必要であると認識しておるということでございますが、先ほども申し上げましたが、48年に竣工して37年が経過しております。

合併前に、全館の雨漏り、調理室の湿気対策、大集会所の空調、さらには中庭の地盤沈下対策等々、大規模な改修工事をあらかた終了を旧町時代にさせております。残る改修工事と申しますと、先ほどもお願いしたような、どちらかといえば小規模な部類に入る修繕工事等々でございます。

今、センターの利用者からいたって不評なものの一つに、放送施設がございます。現行の設備につきましては、たしか平成6年じゃったと思いますが、その時初めて竣工時のものを初めて更新したと記憶しておりますけれども、これにつきましても既に16年を経過しており、設備も古くなり使いにくい機器でございます。

そのほか、各部屋の空調設備につきましても、合併前に石西社の当時使っていないクーラーやエアコンがありましたので、これを外してきて各部屋に取りつけたものでございます。これらもかなりの年数を経過しております。

先ほどお聞きしますと、地域活性化交付金というようなものも交付も決定しておるということでございますので、ぜひともこれらの財源をもとに、また計画的にこれらの改善と改修をされますよう要望したいと思っておりますが、これらについてさらに御答弁があればお願い申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 津和野庁舎の相談室ですが、福祉事務所の後ろの部屋を優先して相談室として使っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） その他、開発センター等でそのほかのいろんな御不満が多い点、御指摘をいただいたところでございますけれども、この辺につきましてもまた検討させていただきたいと思っております。

例えば、このきめ細やかな交付金も無限ではありませんので、全体の枠がある中で、そのほかにもいろんな御要望事項を伺っておりますので、できるだけそうしたこの財源を持って対応していきたいというふうにも思っております。また、全体のバランスも含め検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 当然、ここだけに使えるというようなことは思っておりません。先ほど申し上げましたとおり、37年という期間が過ぎておりますので、計画的に改修工事等をお願いしたいということを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問につきましては、日原商店街休憩所の設置ということでございます。既に、町当局には商工会から要望、あるいは提案として伝えられていると思っておりますが、日原商店街に買

い物客や病院、あるいは開業医の患者さんなど、町民の方々のための無料休憩所の設置についてでございます。

聞けば、その場所は現在空き店舗となっています。商工会日原支所前の店舗ということであり、場所的にも非常に恵まれておるところでございます。また、家主さんにも休憩所としての利用には賛意を示されてるということでございますので、ぜひともここに休憩所を設置していただきたいと思っております。

ただ、休憩所として利用するにしましても、トイレや空調施設等々改修工事は当然必要でございます。また、年間の光熱水費など、維持管理費についても町にお願いしたいというふうに聞いておりますが、当然日々のかぎの開け閉め、あるいは施設清掃等は商工会で行われることと思っておりますので、いずれにいたしましても商店街の買い物客や患者さんたちにとって、間違いなくこうした施設があることは便利になることでございますので、早急に設置していただきたいと思っております。

なお、休憩所の設置にあわせまして、現在来年4月からの町生活バスの運行計画策定が最終段階に入っているとと思いますが、休憩所の前にできれば石見交通を含めたバスの停留所を設けていただきますと、休憩所が待合室にもなり、さらに利便性は向上すると思っております。

バス停が実現いたしますと、日原小学校のバス通学者の乗降場所に変更が生じることとなりますけれども、かえって商工会の人の駐車場をとるということで登下校には逆に便利になるのではないかと思います。

また、バス停の新設が困難というなことでありますと、私も正確な数字は忘れてしまいましたが何百メートルか以内であれば、現在あるバス停の移動ということも可能であるということをご聞いたことがございます。

そのあたりも含めて御検討いただきまして、単一な施設での複合的なサービスの提供を実現していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、日原商店街休憩所の設置についての御質問に関しまして回答をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、現在津和野町商工会では、日原商工業振興会を中心に日原商店街への休憩所設置について検討が行われていることは承知をしておりますし、去る10月7日に同振興会と商店会有志によって開催された検討会議には町の担当者も出席し、商工会事務局とともにその議論に参加したとの報告も受けております。この動きは、昨年度商工会が国土交通省の委託を受けて実施した生活丸ごとサービス実証実験事業の結果を受け、議論され始めたことと認識をしております。

また、この実証実験によって抽出された課題は、1、各種丸ごとサービス等ワンストップで提供できる民間主導の窓口の設置に、町営バス、タクシー、デマンド、ワゴンなど、行政と住民の協働による複合的な多機能交通システムの整備の2つに収れんされると理解しております。

この休憩所に付与すべきさまざまな機能や立地条件、運営体制等については、これからさらに議論が深まっていくことと思っておりますが、高機能休憩所が通学児童生徒や高齢者などの安心・安全を確保するとともに、商店街への滞留を促進することで、結果として商店街での買物を誘引し、商店街活性化につながる可能性があることは想像にかたくありません。

いずれにいたしましても、今後運営経費や体制を含む周辺環境が整い、商店街や商工会の総意による要望へとまとまっていかれるならば、町としても積極的に支援をさせていただきたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり、休憩所前に町生活バスの停留所が設置できれば、待合所としての働きも付加されさらに効果的だと思いますので、地域振興課を窓口としてその方向で関係機関と設置を折衝中でございます。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） ただいま、非常に積極的な御回答をいただきましたので、ぜひともこれも一日でも早い実現に向かって御努力願えればと思ひまして、私の質問終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で12番、小松洋司君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、発言順序10、11番、川田剛君。11番、川田君。

○議員（11番 川田 剛君） 11番、川田剛でございます。ことしも残すところあとわずかとなってまいりまして、初めて質問させていただいた6月定例会から早いもので半年が経過し、学校2回の定例会ではさまざまな質問させていただきましたが、今回は津和野町の将来展望と、6月と9月ともに質問させていただいた町営施設についての質問をさせていただきます。

なお、9月定例会におきましては、民生委員さんの業務に支障を来すような、町民の皆様にも誤解を与えるような表現を質問の中でしてしまいましたこと、また執行部の皆様にも反論の機会を与えずそのまま質問を終了しましたこと、この場を借りておわび申し上げます。

それでは1つ目の質問に入らせていただきます。当町では、18歳から20歳台の人口が極めて少なく、将来の津和野町を展望するとき若者の存在というのは大変基調でございます。

そこで、率直に大学の誘致を提案いたします。学部単位でも部活動でも、津和野町内にキャンパスやグラウンド、宿舎を置くことで、地域人口の増加や景気刺激、雇用の拡大につながり、企業誘致並みの効果も得られるのではないかと考えております。

聞くとおるところによりますと、過去には萩市に対し、数校の有名私立大学が学部の設置を要請したことがあると伺っております。都市部の大学にはグラウンドがない大学や、教室が各所

に分散化した学部などは珍しくなく、萩市のように落ち着いた町並みでもある当町も、十分検討いただける地域ではないかと認識しております。

また、周知のとおり、学校は文化発祥の源でございます。津和野に、高校を初めとする学校存続をさせるということを考えるのであれば、附属高校という利点も将来的に考えることが可能ではないでしょうか。

教育と文化の町として、町長は長期的な将来像を描くべきと考えております。また、NPO法人の優遇税制が政府で検討されております。NPO法人は、まちづくり分野、教育、福祉、農業など、当町が抱える課題の解決にも役立つものと考えております。

NPO法人設立により、若者に雇用の場をつくることができる上、町民からすれば活動に対する寄附が税額控除の対象となるわけでございます。津和野町の将来を考えたとき、NPO法人が活躍できる場は十分にあると考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野町の将来展望について。まずは、大学誘致に関する御質問でございますが、今年度御承知のとおり国勢調査を行っておりますが、本町の概要が判明してきたところでございまして、人口はおおむね8,400人台というところでございます。前回調査の2005年の人口である9,515人と比較をいたしますと1割強の人口減少となっており、減少率は島根県下の自治体では、2番目に悪い数値という予測が立てられている状況です。

さらには、今から25年後の2035年には人口が半分以上減少するとの予測もなされており、人口減を食いとめる対策は、本町の重要な課題であることを再認識させられる結果となっております。

議員御指摘のとおり、津和野町の将来を展望するとき、若者は貴重な存在となるとの共通認識に立っているところでありますが、その手法として大学の誘致を津和野町が手がけることは、非常にリスクの高い取り組みとなるのではないかと考えております。

その理由として、まず今後も続くことが予想される少子化が上げられます。我が国の出生数は、2005年に過去最低の106万2,000人、合計特殊出生率で1.26を記録したことは記憶に新しいところでございますが、2013年には出生率が1.21、2055年には1.26で推移する予測がなされております。つまり、少子化社会が前提となる中で、現在においても既に各大学が苦慮している学生の確保が実現できるかどうかは重要な課題となります。

また、本町の近隣に目を向けますと、既に島根県立大学を初め山口大学、山口福祉文化大学などの公立、私立にわたって大学が存在しております。こうした中で、大学の誘致となると、他の自治体を参考にする限り大きな事業資金を伴っており、国や県等の御理解や御支援を得ることは困難であろうと考えます。

以上の観点から、若者定着の意義は認めるものの、大学誘致という方法については本町の分を超えた事業として慎重にならざるを得ないと考えておりまして、御理解をいただきま
すようよろしくお願いをいたします。

なお、教育と文化の町としての将来像については、現在行っている津和野教育ビジョンの
策定を通して、津和野高校の今後も視野に入れながら明確にしていきたいと思いますと考えており
ます。

次に、NPO法人に関する御質問であります。まず最初に、御承知のとおり近年では社
会起業家という部門が重視されるようになってまいりました。利潤を追求する一般の企業
とは違い、また純粋なボランティア団体とも違うその中間に位置するもので、社会の課題を
事業によって解決しようとする人たちのことを言います。

行政としては介入できなく、かつビジネスとしても採算性の問題から企業が参入できな
い社会問題や分野について、解決に向けた事業を行う点において社会にとって非常に有益
であり、そうした存在は本町にとってもまちづくりの重要なパートナーになり得るもの
の期待を持っているところでございます。

こうした社会起業家たちの活動の受皿の1つとなるのがNPO法人でもあり、本町にお
いても社会の各種課題の解決に取り組むNPO法人が設立され、活躍していただく環境づ
くりは、住民参画による官民協働のまちづくりを進める上でも大切であると認識をしてい
るところでございます。

志を持たれた社会起業家等が、NPO法人を母体として活発に活動されること期待する
とともに、津和野町においてどのような活動の領域が考えられるのか、さらには、NPO法
人等が安定的に運営を継続されるためにどのような仕組みが考えられるのか、行政側から
も提案できるよう取り組みをしていきたいと思いますと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それでは、まず大学の件についてでございます。当町の
若者の人口が少ないというのは、もう御承知のとおりだと思わすけれども、近隣を見て
みますと益田市や吉賀町、益田市などは看護学校があったりですとか、吉賀町にも六日市学
園があったりいたします。津和野町の場合においては、高校まではございますが、それ以降
というのは進学するというので、18歳以上の人口というのが極めて少ないと感じてお
ります。

今後、津和野町にその若者たちが帰ってくるためには、まず第一に雇用、企業がなければ
就職もできない、帰ってくる環境がなければ帰れないというのが現状、実情だと思ってい
ます。しかしながら、最近では企業が撤退したりですとか景気もよろしくない、そういった
状況の中で受皿となる企業が少なくなっている。

そこで、私の大学の提案と言うのはつけ焼刃みたいなものでございまして、簡単に大学が
誘致できるとは考えておりません。しかしながら、現在のこの津和野町の人口の比率を見
てみますと、ほとんどの方が高齢の世代でございます。

今後、介護分野、医療分野など、現在の大人たちを介護する人たちていうのがどんどん少なくなっていく、しかしながら介護は必要になってくる。では、これから先若者が帰ってくるためには、津和野町に若者を呼ぶためには何が必要なのか、そこから考えていかなければ人口減少の歯どめはできないと思っております。

今後とも、人口減少が予想される少子化社会が前提となるというのは、どこの中山間地域、地方でも同じことが言えると思います。ただ、それを前提に置いた上で政策を行っていくのであれば、ある程度の長期的な大きなビジョンを持つことも必要ではないかと思っております。

1つは、現在抱えている問題を早急に解決しなければいけない、これも大事ですが、今後10年後20年後を見たときに、若者が帰ってこれる仕組みをつくっていくことが重要ではないでしょうか。

大学といいましても、大学の全体の学校を呼ぼうというのではなくて、学部やグラウンドだけでも構わないと思っております。私の出身大学は、グラウンドが（ヒノデ）町という、東京にあるんですが田んぼしかない町にグラウンドがありましたけれども、その野球部は日本一にもなっております。

運動部だけは辺りなところにあるんですが、それでも若者の人口は何百人というわけがございます。その若者たちが、休日の合間にまちづくりの手助けをしたりですとか、地域で活動を行うことによって農村の町が活気づくわけがございます。

彼らが、休みの日にアルバイトをすれば経済効果にもなっていく、わずかな学部でも、キャンパスだけでも、呼び込むだけで随分と町の活性化になるのではないかと思っております。

私の手にあるアンケート調査では、52の大学が、失礼しました。52の自治体に対して大学を誘致をしたアンケート調査なんですけれども、まちの財政規模、100億円以下の一般会計予算の自治体2自治体が大学の誘致を行っております。

地方公共団体単独の支援というのは49%なんですけど、県との協働、県と地方自治体との協働では15%の団体が大学誘致に取り組んでおります。企業と学部を誘致してる団体が3%と少ないんですけども、予算規模が少ない団体においても、地方公共団体においても大学誘致の取り組みを行っているという現実がございます。

そして、この大学誘致を行った後、どのような効果があったかという質問に対しては、まちづくりの活性化に大変寄与していると答えてる団体が74%、産学協同事業に着手したという自治体が33%、交流人口など昼間人口がふえたという自治体が26%とこういった結果も出ております。

そして、じゃあ行政が大学側にする支援、どのような支援を行っているかといいますと、大学から、失礼しました。地方自治体から大学に対して2億円までの投資をした自治体というのが5自治体、10億円、20億円ともなりますと12大学となってくるんですけども、

多くの自治体が支援をして大学を呼び込んだことでまちづくりに寄与していると回答しております。

そういった視点から、来年再来年に回答をくれという質問ではなく、10年20年後を見据えた大きなビジョンを持っていただきたいと思います。いま一度、町長に大きなビジョンの上で、大学もしくは専門学校でも構いません。若者を定住させる考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

それともう1点、NPO法人でございますが、島根県の人口というのは全国的にも少ないほうなんです、そういった中でも島根県内には数多くのNPOがあるというふうに認識しております。

NPO法人というのは、どうしても営利を求めてはいけないという認識があるんですが、NPOの中では実際に多くの事業を行って、実際に資金をうまく調達してるNPOもいらっしやいます。

何をしちゃいけないかというのは、それをスタッフ、職員や役員に配分してはいけないというのが営利ということだと私は感じてるんですけども、事業の資金がなければ活動はできません。稼ぐなという意味ではなくて、社会貢献をしろという意味でございますので、さまざまな分野のNPOの中で紹介させていただきますと、隣町の山口県の、今山口市になりましたが、阿東観光協会はNPO法人化されております。

現在、津和野町内にも、任意の団体というのがさまざまな活動を通して事業を行っておりますけれども、そういった既存の団体にもNPOの推進行うべきではないかと思っております。

なぜNPOがいいのかといいますと、NPOに寄附を行った場合、その額のすべてではないですが一部が税額控除の対象となるはずなんです。そうすると、自分たちのまちづくりにおいて、これは行ってほしいと思える分野に対して、町民が直接税金のかわりとして投資ができる。

そうすると、積極的に活動されているNPOに対しては町民から積極的な資金を得ることができ、また行政のパートナーとなり得ることができるのではないかと思っております。

そういった意味において、NPOは行政は介入できないということではございますけれども、NPOを行政が設置するのは難しいかもしれませんが、空き家をNPO法人に対し無償で提供するですとか、設立に対するさまざまな支援、法的整備ですとかあとはホームページなどをおしてNPO法人の職員を募集するですとか、そういったことは行政の支援はできると思っております。そういった視点から、NPO法人に対する当町の積極的な姿勢を見させていただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、大学誘致に関連をして、介護系あるいは医療系を中心とした専門学校も視野に入れながらというお話でもございました。そして、いろいろ、各実際誘致をされておられる自治体の事例等も御紹介をいただいたわけでございますけれども、実

際ちょっと今の状況では我々も、その御紹介いただいた事例が具体的にわかりませんし、どういう事業費がかかっているのかということもわかりませんので、そこでちょっと軽はずみなことも申し上げられないというふうにも思っておりますが、ただ、今の段階でやはり我々が大学誘致ということになりますと、1学部であってもやはり環境整備、それから施設の建設、そうしたところから非常にお金がかかっていくという予想を立てております。

実際、九州のとある市のほうでも、大体1大学の学部を誘致をするときに100億円ぐらいかかるといふ事例もあって、そこはもう最終的に断念をしたところでもありますけれども、あります。銚子市の事例でも、160億円事業費がかかってそのうち市の負担が90億円ぐらい出されてる、そういうまちもあります。

それぐらいのことでありまして、また当然やるとなれば県等の支援もいただかなければ実現できないというふうにも思っておりますが、これはもう繰り返しになりますが、もう近隣に大学がある、そして少子化がある中で、そこで市の本当に理解が得られるかどうかというのは私自身疑問に思っております。

実際、萩市の場合は、前身が萩国際大学というのがありました。こちらは、残念ながら経営上の問題から民事再生法になっておるといふそういう事例もあるわけでありまして、なかなかこの大学誘致ちゅうのは、非常に慎重に検討していかなきゃならん問題だといふふうに思っております。

ただ、今御紹介いただいた事例等も具体的にまた後ほど教えていただきまして、研究については継続をしてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、もう一つのNPOの関連でございますけれども、私自身がNPOというのは考えますのは、基本的にはスタッフの方々に給与は支払いをしてもいい、認められているものだと思っております。

ただ、そのNPO団体が事業をして、そして給与等は人件費、経費として払われてそして余剰金が出た。その利益をその出資者等に配分をすることが禁じられているという考え方だと、私はそう理解をしておりますので、利益を株主、出資者等に配分せずに内部留保をして、そしてまた翌年度の社会的な事業に使っていくことが許されている、これがNPO法人の考え方だと私はそう認識をしているところであります。

そうした中で、そうすると企業のように、大きな利益を常に追求していかなくてもいいということがあります。一般的な企業のように。そこで、比較的人件費も安価に抑えられて、また社会的なそういう分野を、なかなか儲けにつながらないようなところであっても、寄附金等も募りながらそこを事業を進めていくことによって、そのNPO団体の社会的な意義が非常にあるというふうにも思っておりますので、津和野町としてもそういう分野というのが十分考えていけるんじゃないかなあという、私自身も想像をしているところであります。

既存の団体も、既に幾つか、1つですかね団体さんが今NPO、ではありませんねあれは。NPOになるかわかりませんが、公益的な団体へということも検討されている、そういう状

況も聞いておりますので、それはあくまでもその団体さんの御意思がまずは尊重しなければならないと思っておりますので、そのときには我々としても応援できることをしっかりやっていきたいと思っております。

それとあわせて、今やはり我々がやらなければならないのは、NPOさんというのは基本的にまずみずからの意思でこういうことをやるという、そこから立ち上がってくるというのが大原則であって、そこに我々がどう支援を、行政が支援をしていくかということが大きな流れであろうと思ってるんですが、ただそうは言うても、なかなかやはり津和野町内の方で何ということがやれるのかとかそういうことがまだまだ知り得ないし、知ってればもしかしたら志を持っていただける方、そういう方も出てくるんじゃないか、そういう環境づくりというのは今の津和野町においては大切なんじゃないかなあというふうにも思ってることでありまして、こういう分野の、こういう今社会的な事業がなかなかできてないので、そこでNPOの皆さんがこういうものが立ち上がっていれば、非常に我々としても一緒に協働していく上でスムーズなんじゃないだろうか、という提案というのは今後することも考えられるのではないかなと思ってることであります。

実際、まだ現在は検討段階に進んだ段階でもありますが、津和野町の出身の方で東京でNPO団体をされてる方がいらっしゃるんですけどそちらのほうとも連携をとりつつあって、その方は非常に郷土愛が強い方でありまして、そういうまさに社会起業的なものを育成できるような取り組みが津和野町にもできんだろうかということをお話をさせていただいてるところであります。

これなんかは、ちょうど3月の施政方針のときにも他の議員さんから一般質問で問われたことでありますが、やはりこれからゼロ予算を事業というものを積極的に進めていくべきだという御意見も伺っておりまして、これはまさにNPOとの取り組みというのはゼロ予算事業としてやりたい、我々はそういう今計画で検討を進めているところであります。

これ、今営業課のほうで中心になってやってくださってることでありますが、こうしたことを実らせていきながら、またこういうNPOを育成を、まずは設立をされるような環境づくり、それから育成支援、そうしたものをこれから具体的にやっていけたらいいなと、そんなことを考えながら今進めているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） NPOに関しましては、積極的な設立の整備づくり、環境づくりというお言葉いただきましたので、ぜひNPO、NPOとはというところから入らなければやはりわかりづらい部分も多々あると思いますので、NPOの環境整備の前に、まずは最初NPOとはから始まっていただいて、そして積極的なNPOが設立され、この町にまた雇用環境が生まれていくことを祈念して次の質問に移らせていただきます。

これは、6月、9月定例会で聞かせていただいたことでございますが、美術館などの町営施設利用者やユビナビ利用者に対してアンケートを実施されているとお伺いしております。内容はどのようなもので、対応はどうされていのかお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町営施設等のアンケートに関する御質問でございます。ユビナビ利用者に対するアンケートについての回答につきましては、私のほうからさせていただきますと思います。

津和野町ユビキタス観光ガイドシステム、略してユビナビにつきましては、貸出業務を観光協会に委託をしており、同時に利用者を対象としたアンケート調査もあわせて実施してもらっております。

このアンケートは、システムに対する利用者の感想や改善要望等を所定の用紙に御記入いただき、今後のサービス内容の充実やシステム改善に反映させるための基礎資料として利用することを目的としております。

また設問には、年代、お住まい、来町回数、体験動機などのほかに、サービスの有効性や自由意見などを問う項目を設定しております。システムがスタートした本年7月1日から11月30日までのアンケート回収数は248件でございますが、今後その集計、分析を行って、ユビキタス協議会等に諮るなどしながら、システム改善等の資料として活用したいと考えております。

町営施設等のアンケートに関しましては、教育長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 町営施設のアンケートの関係ではありますが、11月の1日から安野光雅美術館、それから森鷗外記念館、桑原史成写真美術館において、来館者を対象にアンケート調査を実施しております。

内容につきましては、他の美術館や文学館等が実施しておりますアンケートを参考にさせていただきますまして、年齢、性別、居住地域、旅行形態、利用した交通機関などのお客様情報のほか、展示の内容とそれから展示の方法、順路等について、また職員の接遇について、あるいは駐車場、トイレ、ロッカー、売店等施設全般について、来館回数、施設情報の受入方法などの設問というふうになっております。

結果といたしまして、あくまでもアンケートですので回収率は低くなっております。安野光雅美術館では、2,694人の入館者に対しまして62人の回答と。桑原史成写真美術館では、130人の入館者に対しまして36人の回答と。森鷗外記念館では、3,547人の入館者に対して1人の回答というふうな状況となっております。

各施設について聞いた設問では、非常によい、あるいは、またはよいというふうに答えられた方が、安野光雅美術館では9割、桑原史成写真美術館では5割と言うふうな結果になっております。

また、意見欄に御記入いただきましたコメントの多くは県外のお客様で、展示情報やイベント情報を知りたいというふうな御意見が寄せられておりました。県内版の新聞では、既にそういった情報を提供しておりますけれども、展覧会情報等を中国管内に広げる方向で対

応するなど、可能な限り御要望にこたえてまいりたいというふうに考えているところであり
ます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） アンケートをとっていただいたということなんですけれど、まずユビナビに関してでございますけれども、これユビナビというのは先進的なガイドシステムだと思っております。

津和野町では、ボランティアガイドさんも活躍されている中で、これを利用されることでガイドさんがいなくても津和野の観光情報を得られるというすばらしい機械でございますので、これに関しましてはしっかりとアンケートの結果を分析していただいて、貴重な、失礼しました。分析していただいてその後の改善等に利用していただければと思います。

それと、もう1点の町営施設アンケートのほうでございますが、このアンケートというのが大体62人というのが3%の割合だと思うんですけれども、アンケートに対して、非常にいい、またはいいと答えていただいている方が多いということは大変安心はしてるところなんです、アンケートについて利用しなければいけないのは、悪いといった感想のほうをぜひ利用していただきたいと思っております。

いいというのは、この先もいいというわけですから、悪い結果に対してどういうふうな対応をしていくのか、そしてその、安野光雅美術館では9割の方がいいと回答していますが、桑原史成写真美術館では5割というこの差ですね。この差がどういったところにあるのか。

同じ立地にありながら、展示内容は違いますがそれでも結果が違ってまいりますので、悪いと答えられた方の意見を十分に参考にされることが必要ではないかと思っております。3%の方が、時間をとっていただいて書いていただいたアンケートでございますので、慎重な審議をしていただきたいと思っております。

では、私の質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で11番、川田剛君の質問を終わります。

.....
○議長（滝元 三郎君） 発言順序11、4番、竹内志津子君。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 議席番号4番、竹内志津子でございます。通告に従って4項目質問いたします。

1項目めは、TPP環太平洋経済連携協定についてです。これについては、昨日も同僚議員が質問されそれに対する詳しい答弁もありましたので、重複しないところで質問をさせていただきます。

秋の臨時国会で、菅首相がTPPへの参加を検討することを表明しました。そして、11月9日には、閣議決定をした包括的経済連携に関する基本方針で、TPP交渉への参加に向けた取り組みを開始するということを決めております。そして、遅くとも2011年10月までに参加の結論を出そうとしています。

TPPは、アジア太平洋地域を中心とした経済連携協定で、現在までにアメリカやオーストラリア、ニュージーランドなど9カ国で交渉を進めています。この連携協定は、例外品目を認めず関税撤廃を原則にしており、これまでのEPA、これは経済連携協定やFTA、自由貿易協定よりもはるかに強烈なものです。

EPA、FTAというのは、二国間での連携交渉というようなことになりすけども、TPPになりますとその参加国全体での協定ということになります。このTPPには中国も関心を示しており、対日農産物輸出国の四強を完全自由化を実施することになります。

広大な土地を持って大規模な農業をしているような、そしてまた安い労働力でやられているようなそういう国を相手に、日本が太刀打ちできるはずはないと思います。

主要品目19品目について、全世界を対象にして直ちに完全撤廃をし、何の対策も講じない場合、農林水産省の試算によれば生産額は毎年4兆1,000億円程度の減少、食糧自給率は、昨日も言われましたけども40%から14%に減少するということです。

農業及び関連産業への影響は、国内総生産の1.6%、金額にして7兆9,000億円の減少、そして就業の機会、人が働く機会ですけども、これは340万人分程度も減るということです。

TPPに参加した場合、もちろんこの津和野町でも基幹産業である農業関係だけでも大きな影響があると考えられますが、どの作物にどのくらいの影響があるのでしょうか、お尋ねします。

次に、TPPに参加すれば、先ほど述べましたように大きな影響があるということは農水省自体が具体的に試算をしております。そこで、JA全国中央会など農林漁業団体を初め、北海道などでの経済界、消費者団体を含む地域ぐるみの反対運動が展開されています。

今月13日には、TPP交渉参加に反対し、日本の食を守る島根研修会が出雲市で開催され、県内の農林水産業者約500人が参加し反対運動を展開することを宣言しております。JAグループでは、全国で反対の署名運動を展開するという事で、県内でもこれから行われることと思います。

また、多くの県議会や市町村議会でも反対の意見書を政府関係機関に提出しています。島根県議会でも、先週17日に反対の意見書が採択されています。TPPの影響を大きく受けると予想される津和野町として、政府関係機関に対して働きかけをしているという昨日の答弁でしたが、政府は経団連等の大企業、財界の意向に沿って強行する方針です。

さきに行われたAPECの首脳会議で、菅首相は関係機関との協議を開始すると表明しています。次々と、国際的な会議でもこのような表明が行われているという状況ですので、自由化路線を一気に加速させようとしています。

これは、本気で反対しないと本当に実行されてしまいます。私たちの生活が、本当に破壊されてしまうような今状況になろうとしています。町の本気の取り組みはどのようなものか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、竹内議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、TPPに関するものでござひます。参加の影響についてということでありますが、TPPに参加した場合の影響につきましては、9番議員の御質問の中でお答えをしておりますけれども、それ以外で想定される影響についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

仮に、日本がTPPに参加をした場合、米、乳製品を初めとする国内の農業、漁業のみならず、これまで解放してこなかつた繊維、皮革、履物、銅版等の品目や、金融、医療等労働者の移動を含むサービス分野も、壊滅的な打撃を受けることになるかと危惧をされております。

日本の農産物の市場開放は、41%という自給率の低さからもわかるとおり、極めて市場開放度が高いと言われております。農産物の平均関税は、11.7%と低水準で、高関税品目の数は農産物の約10%に限られており、米を含むこの品目こそが国家安全保障、地域社会存続のために最も重要な品目であると考えております。

なお、農林水産省のほうで発表しております国境措置撤廃による農産物生産等への影響試算に基づいて、主に津和野町の作物について申し上げますと、大体米のほうで生産量減少率が90%で、生産額の減少額が197億円というふうになっております。

それから、お茶でござひますけれども25%の減少率で、済いません、失礼しました。1兆9,700億ですね、失礼しました。米のほうでござひますが1兆9,700億になります。

それから、お茶のほうでござひますけれども、25%の減少率で300億円というところあります。それから、例えばかんきつ類ということになりますと、これは9%の減少率で100億円、それからコンニャクイモ、これが90%で300億円の減少というようなところあります。

ちなみに、小麦でいきますと99%の減少率で800億円の減少額、そのような数字になっております。また、牛肉におきましては75%の減少率でござひまして、4,500億円の減少と、そういう試算がなされてるということもあわせて御報告をさせていただきたいと思ひます。

それから、津和野町の対応でござひますけれども、9番議員の御質問でもお答えをしておりますけれども、津和野町におきましても現在関係機関、関係者に、TPPに参加しないように働きかけをおこなっているところでござひます。今後も、状況を見ながらさらに声を上げていきたいと思ひておりますし、それはまた県あるいは国そうした、国じゃありません、建設の国といひますか町村会、そうしたものをまた連携をしっかりといたしまして、いろんな面から引き続き声を上げていくように取り組んでまいりたいと思ひておりますし、また、この場をお借りいたしましても、議員の皆様方にもそれぞれの政治活動の中でいろんなネットワークを通じてお声等を上げていただければ幸ひに思ひているところでござひますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） ただいま町長のほうから損失額のことでは回答がございました。それを補足をさせていただきます。

日本学術会会議答申、日本学術会会議の答申の関係でございますが、昨日御報告しましたが、ここに出ています金額的なもので8兆2,226億円というふうな金額もございます。

それから、農水省の関係で、多面的な機能の損失額が、さっきのお話をいたしました3兆7,000億円、それから林業の多面的機能の損失額が70兆2,600億円程度、それから水産業については約11兆円の損失というふうなことで試算されております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） まず、今農林課長の答弁のあった損失額というのは、これは全国的な損失額ですね、はい、わかりました。

それと、関係機関、関係者に働きかけを行っているということでしたけども、具体的には市町村会で、町村会ですか、での陳情、そこらあたりはわかったんですが、そのほかどういう働きかけをされたかということ。

それから、私が質問したのは農林業関係だけでしたので、それを具体的に御答弁いただいで大変よくわかりました。本当に、津和野町にとっても大きな影響があるんだなということも改めて考えました。

それから、今現在フィリピンのほうから介護職員とか看護師もですかね、そういう方たちが日本に来て実際の現場で働いておられて、ですが、これはやがては国家試験を受けられずずっと日本で永住してその仕事を続けることができますが、その国家試験が受からなければ本国へ帰らなければならないというような、そういう規制もかけられております。

しかし、今回のこのTPPにおいては、いろいろな規制もずっと緩和した中で自由化になっていくという可能性があります。そうすると、労働者の関係も随分安い賃金の労働者が日本のほうへどんどん、まあ言えば東南アジアのほうから、安い賃金で労働者がこちらのほうへ来られるというようなこと、可能性も考えられます。

それから、金融のほうもですので、いろんなその証券会社とか保険会社とかそういうようなものも入ってくるという可能性も考えられますし、大変大きな影響があると思えますけれども、労働者の関係で津和野町にも大きな影響もあるのではないかと思います。この辺はどのように認識しておられますでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 当然、この労働力等も自由化になってきますので、それがTPP参加になってきますと、相当全国的に影響が出てくるだろうというふうにも思っております。

賃金格差がまた出てくる中で、そこに日本人の労働機会というものが非常に失われていくんじゃないか、そういう心配をしております。それは本町にとってもまた同じ状況だろ

うというふうに思っております。また、実際的に具体的に金額ということ、私自身まだそこは勉強不足でありまして、きょう申し上げることには至っていないという状況ではあります。

こうした中で、いろいろとほかにもどういう働きかけの取り組みをやっているかということでもありますけれども、実は県選出国會議員さん等にはもういろんな場面で11月は、3回も4回も林野庁関係の陳情ですとか、当然農業関係の陳情もやりましたし、あと道路関係のことそんなこともありまして、お会いするたびに事務所に行ってお願いをしているというところでもありますし、この辺につきましてはもう大半の国會議員さんが、政権野党さんはどうしてもというところも、お立場もあるのかもしれませんが、しかしそれ以外の国會議員の皆様、直接お会いした方もいますし秘書を通じてお話を聞いた方もいますけれども、大半がそれは反対だということを確認に言っておいております。

それから、陳情方法が政権が変わりましたので、今ごろは各省庁への陳情方法が大分変わってきておりまして、なかなかその省庁関係に直接お伝えをするということが今我々からはできないというような状況になっております。

ただ、そうした中でも、11月には美鹿土地改良の関係でも、県選出国會議員、それからあと農林水産省関係にも陳情したいということで、ただ陳情は今許されませんので勉強会というような形をとって、何人かその省庁の職員の方に、課長以下おこしをいただいて、それで我々のこの農林業の実情について意見を述べさせていただいて政策を勉強させていただく、そういう意見交換会、情報交換会のようなものを開催もさせていただきましたので、こういうところではせつかくのその機会でもありますので、このTPPに対する我々の考え方というのもお話をさせていただいたということでもあります。

ただ、基本的には我々がお願いをするところは、そうしたところも大体そのTPPに対しては非常にどうなんだろうかという御意見も、特に県選出国會議員中心にやはり言うていただいておりますので、そうした中でじゃあなぜこういう状況になっているのかということも考える必要があるのかなあとも思うわけではありますが、しかし我々ができることは今そうしたところで、これからも引き続きやっていかなきゃならんと考えているところでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 済みません。私の尋ね方が悪かったもので、農林課長のはっきりした答弁を、さっきの損失については全国的なものかどうかというのをはっきりした答弁をしておいていただいたほうがいいのではないかとこのように思いますが、あとお願いいたします。はい。

いろいろな場面、特に国會議員を通じての要望等を出されているようで、これは町に限らないたくさん自治体等の働きかけが今なされているんだろうと思います。それでも、やはり政府のほうは強行しようという姿勢は続けておりますので、これは一自治体とかそれから団体とかではなくて、やはり全国的な運動にしていかないと、本当に津和野町は農業だけはでなくいろんな面で大きな影響を受け、この町の存続自体が危うい。

津和野町だけではなくて、特に地方の自治体にとっては非常に深刻なことになっていくというようなものでありますので、J Aの行われる署名等もありますし、これについては本当にみんなで協力しながら大きな運動にしていかなければならないと思います。まずは農林課長の答弁をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 先ほど答弁いたしました中で、その根拠を申し上げませんでした。それについては全国ということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） それでは2つ目の項目に入ります。NHKラジオ第1放送、第2放送の受信難解消についてです。

町内においては、多くの地区においてNHKの第1放送と第2放送が受信できにくい状況にあります。この問題については、以前から多くの町民から改善の要求がでていました。

具体的に申しますと、町民の皆さんは、災害時停電したときに停電したと時情報を得る手段として、携帯ラジオで携帯ラジオでNHKラジオ第1放送からの受信を望んでおられるのですが、受信状態が悪くて利用できない状況を憂えておられます。

また、第2放送は、受験生のための基礎英語1、2、3、数学2、高校講座、現代社会、現代文学ほか外国語や教養番組など、盛りだくさんの学べるラジオ放送になっています。

町内のほとんどの地域で、こうした番組が受信できないというのは大変不幸なことです。受験生にとっては、よく受信できる地域にいる受験生に比べて、大変な大きな損失です。

また、一般の町民にとってもビジネスで利用したり、家庭で仕事をしたりしながら教養番組を聞いたりなど、利用したい番組がありながら受信できないというのは、受信可能地域の人々に比べて余りにも不公平です。町として、具体的に受信困難な状況を調査しているのでしょうか。

私は、合併後初めての議会でこの問題について質問しましたが、NHKにおいては全国から多数の要望が出ており、予算の関係上採択件数はごくわずかということがある。必要を訴えていきたいとの答弁がありました。その後5年たっていますが何の進展もありません。

5年前、私が質問し要求した課題が、課の中で引き継がれていないのでしょうか、それとも課の課題として上がっており、NHKの働きかけをしているが採択されていないということでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、NHKラジオ放送の受信困難解消についての御質問に対して回答させていただきたいと思っております。

NHKラジオの受信困難状況やその解消策につきましては、旧日原町時代にも同様の御指摘を数回受けてきた経緯がありますが、NHK等に問い合わせをしても、短波放送については放送用のアンテナをふやす予定はないとのことであり、その後の具体的な状況調査は実施しておりません。

その対策といたしましては、ケーブルテレビ網を活用したラジオ再送信の方策を検討してきた結果、日原地域におきましては今回更新された告知端末機の新機能を活用して、NHK FM、FM山陰、NHKラジオ第1放送をケーブルテレビのラインを使って、FM波で再送信を行っております。ただし、第1放送につきましては、少量の雑音が入るため現在調整中ですが、近く再送信を再開する予定です。

この方式によるラジオ放送につきましては、現在ケーブルテレビに加入されている世帯へはFM波で届けられておりますので、ケーブルに接続する同軸ケーブルからラジオアンテナに変換してアンテナ接続できるFMラジオで聞くことができます。

しかしながら、この方式はラジオは告知端末機有線で接続された状態ですので、安全な携帯ラジオとはいえませんが、現時点で対応できる唯一の対策であると考えております。

また、議員御指摘のNHK第2放送につきましては、現在再送信チャンネルには組み込んでおりませんが、要望がどの程度あるのかを調査の上、検討する必要があると考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） まず、具体的な状況調査は実施していないということでしたが、私が前に質問してから5年たっているんです。やる気があれば調査はできたと思うんですけども、なぜこの調査をしていないんでしょうか。町民からは、本当にたくさんの要望が来ております。

それから、ケーブルテレビの告知端末の新機能を活用して、受信ができるようになるということでしたけども、その告知端末があるところから離れたらこれは聞けないのではないのでしょうか。

町民が求めておられるのは、災害時などに実際停電になったときにテレビもつかない。ですから、もちろん告知端末も使用できない。そういう状態のときに、そして屋外で避難するようなとき、そういうときに携帯ラジオで受信できる、そして情報を入手できるのは第1放送であるというようなことです。

それから、第2放送については、本当にいろんな教養番組と、それから受験生にとっては大事な受験勉強の役に立てるそういう番組が聞けないという、そういう不公平さを随分感じておられるわけです。

そういう状況がありながら、状況調査をしていないというのは、何か本当にやる気があるのかなということを思いますが、NHKは公共放送です。私たちの税金もたくさん使われております。ですから、今地デジ地デジと本当に盛んに言われておりますが、地デジの問題も大事ですけども、このラジオ放送が完全に聞けるようになるということ、これこそ本当に町が一生懸命取り組まなければならないことではないかなと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 調査の問題でございますが、順番の見解ということもあろうかと思いますが、議員が御指摘ありましたように働きかけをするということでNHKに問い合わせをしたというふうになっております。

その時点で回答いたしましたようなNHKとしての意向ということでございますので、概略的なこれまでの経緯を踏まえて、こういった地域が受信困難であるということは大まかに把握はしておりますけれども、そういったような回答を踏まえておりますので、当然その後の調査ということは私どもも考えていなかったということが考えられると思っております。

それから、告知端末機を使ってということで、その能力、機能、いわゆる停電時といったような御心配でございますが、これはごもっともなことだと思っております、我々としてもいわゆるその放送局として、電波発信する鉄塔建てて基地局つくっていかなければいけないということで、これは私どもができる権限のものでもございません。

あくまでも、放送局にやってもらわないとできないということでございまして、そういったような経過も踏まえて、では町として今時点で何ができるかというところで、今回のこういったような新しい機能を何とか、経費も当然かかるわけですけれども、せめてラジオの再送信をそれぞれの局からいただきましてこの有線で、いろんな御不自由はありますけれども、何とか一定の制約の中ではお伝えできるのではないかとということで取り組んできたような経緯も御了解をいただきたいというふうには思っております。

特に、5年間ということでもありますが、我々の見解とすればそういうふうな経緯の中で、少なくとも何もしてこなかったということではございませんし、日原地域に限らず津和野地域におきましても、まだまだそういったような電波事情の悪いところが多くございます。

そういった地域においても、この告知端末機の新しい機能も更新時にはそういうふうなことも何とか対応したいということで、そういうふうな機器を採用したような経緯もございます。

現時点で、我々が取り組める最大限のCATV施設としての対応を図ってるということでございまして、そうはいいながら停電そういったようなところではどうしようもないじゃないかというふうな御指摘もございますけれども、これにつきましてはまた我々に限らず別な意味での防災対策、そういったような総合的な部分からも、どのような対策がとられるかというのをおわせて考えていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 実は、ある町民の方が、ラジオ放送が入らないようならNHKに払う徴収料を一部払わないというようなことで手紙を出されたんだそうです。松江の放送局に。

そうしましたらすぐに電話がかかってきて、すぐお宅に調査に行きますということだったようです。それで、その方はうちだけが聞こえないのではなくて、聞こえないところはた

くさんあるんだから、全町を対象に調査してほしいというようなことを言われたそうです。この話を聞きますと、やはり本気で訴えれば調査ぐらいはやってもらえるのではないかと。

回答として、津和野町は調査に行ったというようなことがあったんだそうですけども、調査に行ったら、それならなぜ改善されるようなことがなされないのか、それも疑問に残ります。本当に、また強力な要求をNHKに対してやる気があるのかどうか、そこの辺をお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） どのような方法になるかは別として、当然そのような町民の皆さんの御要望が強いものがあるというふうに受けとめておりますので、働きかけにつきましては早速行っていききたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 町民の要望は、本当に強いものがあります。できるだけ早くこの問題が解決しますように、本当に最大限の努力をしていただきたいと思います。

それでは、次の子育て支援と保育園のあり方の検討についての質問に移ります。子育て支援については、津和野地域では直地児童館の中に、日原地域では日原保育園の2階に、それぞれ子育て支援センターが設けられ、そこで保育士が保育と子育て支援を兼任しています。

保育士は、保育の仕事専念し、子育て支援は保育士などの資格を持った別の職員を配置し、子育てについての悩みを聞いたり子育てのアドバイスができるように、別の建物に子育て支援センターを設置すべきではないでしょうか。

また、先般の全員協議会の中で町長の言葉の中に、保育園のあり方を検討しているとありましたが、どのような内容を検討しておられるのでしょうか。その中には、保育園の統廃合も含まれているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、子育て支援と保育園のあり方の検討についての御質問に対して回答させていただきます。

津和野町地域子育て支援活動としては、津和野地域には直地児童館内に、日原地域には日原保育園内に、それぞれ広場型の子育て支援センターを開設しております。広場型こそ支援センターには、2名以上の指導員を置くこととなっており、現在2名の指導員を配置しております。

また、その他の町内公立保育所においても、地域の子育て支援の拠点としての役割を担っております。子育て支援センターと保育所が併設していることにより、保育所在園児と支援センター来園児の交流が可能で、同年齢の子供の集団に入っているいろいろな経験ができること、親も子供の発達について理解しやすいなど、メリットがあります。

また、保育所には給食施設があり、週1回離乳食等の試食や指導を実施しており、毎回好評も得ております。子供の人口が減少している昨今、保育園児もよりたくさんの子供と交流ができるなど、利点を生かした運営をしたいと考えております。

少子化による、今後の就学前人口の減少、アンケート調査による保護者の要望調査、町の財政状況を踏まえ、保護者のニーズ、子供の視点に立って考えることを主眼に、将来を見据えて検討することを念頭に、これからの町立保育所のあり方について検討を行ったところでございます。

具体的には、子供の数の減少に伴う就学前の施設のあり方、特色ある保育の内容について検討を行ったところでございます。検討する中で、保育園の統廃合についても議論の対象になっております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 今の御答弁の中で、広場型の子育て支援センターを開設してるといふうにありましたけども、この広場型子育て支援センターと従来の支援センターとはどのように違うのでしょうか。それをお聞きます。

それから、現在2名の指導員を配置してるといふうに言われましたけども、この2名の指導員の身分はどのような身分でしょうか。それだけまずお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 広場型子育て支援センターの、今までの支援センターとどう違うかということですが、今までも広場型の子育て支援センターでしてございました。場所が変わっただけであります。

それと、2名の職員の身分ですが、臨時職員で対応しております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 日原に子育て支援センターが以前あったときに、これが青原保育園に移りました。そのときから、保育園の中で保育士さんが、保育と子育て支援とあわせて行われるようになりました。それから、津和野でも子育て支援センターが津和野のセンターの中にあっただのが、直地の保育園に併設になりました。

私が、どうだろうかとこう思う問題点は、なぜ保育士さんが保育だけを専門にできなくて、子育て支援のほうも兼ねなければならないのかということ。保育園のその事故のこともありました。やはり、保育士さんはそこに来た子供たちの保育に専念すべきではないかと思うんです。

保育もし、それから子育てに来られたお母さんの相談にも乗り、そして一緒に連れてこられた子供さんの保育園との子供の交流の状況も見たりというようなことになると、そしてまた、そのお母さんが連れてこられた子供さんは、保育所で保育する子供さんではないはず。それでも、現実には事故がないように見なければなりません。

このようなこと、とても限られた保育士さんが行われるというのは大変なことじゃないかと思うんです。ですから、別の場所に保育園の園児の保育とは関係なく別の場所でお母さんの相談に乗り、そしてその子供さんの様子を見る。

そして、ここに交流ができていろんなメリットがあるということも答弁にありましたけども、その交流というのは私は必要だと思います。その交流によって、相談に来られたお母

さんが連れてこられた子供さんの集団の中での様子もみることができますし、それから母さん自体のその子供さんの状態を見て、次にどういうふう子育てにかかわったらいいかというようなことアドバイスもいただけるということで交流は大事だと思うんですが、それがいつも交流でなくてもいいと思うんです。

保育園と連携をとりながら、いついつのこの時間に交流をさせましょうというようなことができれば、そういうそのメリットの部分が続けることができると思います。これは、給食についても同じだと思います。

ですので、私が言いたいのは、同じ保育所の中で保育と子育て支援を保育士さんたちがされるというのは、大変なことじゃないかなということです。やはり、別の建物の中に保育の免許を持った方がきちっと配置されて、そこで安心して子育ての相談に乗る、アドバイスもする、そして保育園の保育士さんは保育に専念するという条件にすべきではないかなというふうに思うんですがいかがでしょうか。

それから、2名の職員の身分は臨時というふうに言われました。実際、この臨時であるということで、なかなか免許を持った保育士さんが来てもらえないというようないひことがあるようです。

今も、先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたけども、やはり保育士さん、そして正規の採用の保育士さん、それから臨時の人、パートの人、いろいろ今おられるということでしたけども、人件費の問題もありますけども、子育て支援のほうにもきちっとした正規の職員を当てるべきではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 現在の支援センターにつきましては町長答弁いたしました、2名の専属の指導員を、臨時職員ではありますが雇用しております。両支援センターともそういうふうな形をとっております。

園長が、支援センターを兼務をしておりますが、それは2名以外という形で支援しておりますが、現在はそのような体制をとっております。今まで兼務でということがありましたが、その指導員につきましては、免許が要するというわけでもありませんので保育士の免許を持つてはおられませんが、現在2名ずつの指導員を配置しております。

お答えをしておりますが、別の場所を設けてということもあるかと思いますが、現在行っております支援センターにつきましては、いろんな面で好評を得ておりますので、町としては今のようない形がいいのではないかと考えております。

一つ、利点としてもう一つありますことは、支援センターがいつもいつもずっと満杯ということではありませんので、そうした形で指導員が手があくというふうな形のときには、保育園のほうもお手伝いをいただくと。逆に兼務という形になりますが、お手伝いをいただくということもそういう利点もあるわけでございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 臨時を正職員での対応でという御質問でございますけれども、これは1番議員さんにもお答えをしたこととも繰り返しにもなっておりますけれども、もう本当に津和野町の合併後、合併以前からのあった問題でありますけれども、特にまた旧町、そのこの身分の差があるわけでありまして。

例えば、学校給食なんかをとりましても、旧津和野側は正職員という立場でこの給食をやっていたいておりますが、旧日原側は嘱託職員という身分で勤務してもらったわけでありまして。

これが、合併をしてじゃあ統一化できたかという、そうしたことじゃございませんで、それらも今のまま現状、現在の時点まで来てきているわけでありまして、ここの辺のまた身分の違い、待遇の違い、そうしたことも出てきているわけでありまして、いろんなところでそうした今身分のところが矛盾が津和野町の場合は有しているとそういう状況でありまして、そのこのところをあわせて根本的に考えていかないと、この保育士だけのこと、それはそれで一つとれば非常に重要なことであるというふうに理解はしておりますけれども、今度全体の整合性をどうとっていくのか。しかも、定員管理計画という大きな今壁があるということでありまして、この辺のところを考え直していかないとけん時期に来ているというふうに思っております。

ただ、定員管理計画……。

○議長（滝元 三郎君） 発言の途中でありますが、ちょっと済ませません。チャイムが鳴りますので、鳴り終わるまで暫時休憩いたします。

午後0時00分休憩

.....

午後0時01分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町長。

○町長（下森 博之君） それでは、先ほどの続きになりますけれども、この定員管理計画というものの法的な縛りというものはないということでもありますので、その辺を踏まえてどう考えていくかということもあろうかと思っております。

当然、合併をして、合併の効果というのはある意味人件費の削減ということも大きな目的であったというふうに思いますので、それをもう合併前の合計数に合わせるようなこと、それは問題外だというふうに思っておりますが、しかしもうここに来てこの小さな事業体が20人、1割強も減少してきている。

そのまた間には、福祉事務所であったりとか、権限移譲、事務移譲、ここが非常におりてきて、仕事の量というものは合併前より実はふえてきているというような状況でもあるわけでありまして。

そうした中で、これまでは158から減らしてきておりましたので、何とか計画に沿って悲鳴を上げながらもやってきておりましたけれども、私自身が今やってきている状況いくと

もう非常に厳しい状態だという、この138名でさえもですね、そういう今私自身は印象持っているとあります。

特に、私自身やはり行政としてやるべきことと、そして公約でもお誓いをしましたけども、新しいものを生み出していかないかん、これからはですね、地域が生き残っていくために。そのためには、まだまだマンパワーがやっぱり非常に必要であるわけでありまして、今のこの体制の中でことしも営業課と無理につくらせてもらって、それでも少しずつ企画が始めやってきてるところであります。また企業誘致の問題を初めいろんなまたマンパワーを生かして新しいものに取り組んでいかきなやならん。そうした中で、一度この人員、あるいは配置等についても考えていく時期に来ているんじゃないだろうかというふうにも思っております。

今年度は、来年度の採用計画につきましては定員管理計画に従う中での採用計画を立てまして採用したところでもありますけれども、再来年度の今度採用に当たっては、来年1年かけて採用計画を立てていきますので、その中でもう一度この正職員の問題、あるいは嘱託の問題、それから臨時の問題、この辺を一度見つめ直していかねなければならないというふうに思っております。

実は、吉賀町さん等は、もう合併時に大分その辺をしっかりと整理をされておまして、正職員さんとあと臨時さんという形で基本的にはそれで進んでおられます。嘱託員さんて身分のものはほとんどおられないという、そういう状況であります。

この嘱託員さんというのが、先ほども申し上げたように余り多く抱えるということが、やはり余り好ましい状況ではないということでもあります。そうした中でも、じゃあ臨時か正職員かという考え方の判断があって、なかなか正職員は、繰り返しになりますが定員管理があってならせない。じゃあ、せめてその嘱託員という、津和野町の特異な今形態があるということでもあります。そうした実情も兼ね合いながら、もう1回検討していかないかんというふうに思っているところでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 定員管理計画もありまして、本当に大変だと思いますけども、やはり保育園における子供たちの安全とか、それから子育て支援におけるお母さんたちのその心配解消、そういうようなことのためにもぜひとも正職員の配置をお願いしたいというふうに思います。

それから、保育園のあり方の検討についての質問をもう1つ。保護者の要望調査をされたということですが、この特徴的なものは何でしょうか。そして、それに対する対応はどのようにされるのでしょうか。

それから、学校統廃合にあわせて、今その保育所の統廃合問題がまた出てくるということでも保護者の心配や不安もあります。これについては、また御検討、その地域の保護者の御意見等も聞かれながら検討いただきたいと思います。

では、保護者の要望の件について。

○議長（滝元 三郎君） あの、竹内議員に申し上げますが4回目でございますので、次に移っていただきたいと思えます。

○議員（4番 竹内志津子君） はい、済みません。失礼しました。それでは、最後の質問に移ります。住宅リフォーム助成についてです。

各県で、住宅リフォーム助成事業を実施していることに伴い、多くの市町村が県の制度と併用可能な制度を導入しています。この事業のもたらす経済波及効果は大きく、例を言いますと、秋田県など来年度もこの事業を継続したいと知事が答弁しているということです。

島根県では、県内産木材やかわらを使った住宅建設に対して助成金が出されますが、津和野町では島根県の制度はどの程度利用されているのでしょうか。

この県の助成制度と併用して、町内の業者に施工を頼んだ場合に助成するという条件以外の条件はつけずに一般化すれば利用しやすくなると思うんですが、建設業だけでなく水道、ガス、建具、電気、また装飾関係等さまざまな業者が関係することになり、お金が町内を回ることによって経済波及効果が出てきているのだと思えます。

私は、平成20年の12月議会でも、一般質問で小規模企業対策としてこの住宅リフォーム事業を提案して町の考えをたどしました。答弁では、住宅関連からはバリアフリー化や省エネ住宅などについて多面的な政策的効果が期待できると考えているが、実施に当たっては、住宅分野に限らず町内の建設、製造、サービスなど、多方面の業種で検討の必要があることに加え、それに伴う財政措置、財源確保も含め、経済対策として関係各方面へ働きかけを行う必要があるなど、今後の課題と考えているというものでした。その後、この件について検討されたのでしょうか。

津和野地区では、下水道事業も今続けられております。この際、住宅のリフォームをしようとする町民もあるのではないかと考えます。経済波及効果が上がれば税収もふえてくると思えますが、この件について御答弁をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、住宅リフォーム助成についての御質問に対する回答をさせていただきます。

島根県では、社団法人島根県木材協会を窓口として、県産木材を生かした木造住宅づくり支援事業を平成21年度より実施されております。これは、御指摘のとおり島根県産の木材や石州がわらを使って住宅を新築購入、または増改築される方に対して、県産木材の使用状況に応じて最大40万円まで助成されるものでございます。また、一定以上の研鑽木材を使って住宅や商店等の修繕、模様替え等を実施される方に対しても、最大20万円まで助成されます。

津和野町内からの県制度の利用実績は、平成21年度で2件、平成22年度が現在のところ2件であります。今後さらに2件の申請が予定されているようでございます。

また、本町も津和野町県産木材住宅等助成制度を同じく平成21年度より設けておりまして、県の制度において適用となる住宅等について、最大30万円まで上乗せし助成することとしております。

本町の制度に対する利用実績は、平成21年度で2件、平成22年度は現在のところ1件ですが、今後さらに3件の申請が予定をされております。県、町ともに助成対象期間は平成24年3月31日までとしております。

当制度については、林業振興や消費拡大などの経済波及効果もあり有益な事業との認識に立っておりますが、ただ町の制度につきましても、現行の県産木材という対象でよいのか、流域木材という対象にまで限定をするべきなのかどうか、今後の検討課題と考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 県の制度に関連して、利用実績が出されておりますが、余りにも少ないなという感じがいたします。

県内でも幾つかの、数少なくはない市町村でこのリフォーム助成制度ができておりますけども、隣の益田市もありますし出雲市、それから町の段階でも奥出雲町ですか、これはこの20年度の質問のときにも私出したと思うんですが、だんだんふえてきております。

条件を、やはり緩和することによってこの利用がふえてくると思うんです。利用がふえないと経済波及効果もありませんので、やってよかったなという実感は余り生まれてこないと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

まずは、その条件を緩和した、津和野町においてはその県内産の木材の県の制度に合わせて、最大30万円を上乗せ助成しているということでしたけども、木材だけではなくて制限を外したところで実施するお考えはないかということをお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 県産木材等の縛りを外して、もっと広くそういうふうにご利用しやすくという御質問であったかというふうに理解をしたらわけでございますけれども、やはり我々としましては、事業を行う以上は一つやはり目的というものがあるって、そしてそこにまた理想もあって、そういう中で構築をしていくべきものじゃないかというふうに考えております。

当然、この経済対策ということも非常に重要ではあるかと思いますが、やはりお金というものをそれを補助金としてどこかで出すということでもありますので、そこには私は県産木材、これはやはり林業振興という非常に津和野町にとっても重要なそこに理想が出てくるわけでありまして、やはりそうした面からこうした縛りをかけていくというのは、事業を行う上では大切な考え方ではないかというふうに思っております。

そうした面からも、実はこの21年度の利用実績も、県のほうはそれでいいと思いますが、津和野町の場合もこうして補助金を出しても、それは現行制度でやってらっしゃることですからそれに対して私どもがいい悪いを言うつもりはございませんけれども、実績はやは

り出雲のほうから木材が流れてきたりとかそういう傾向にもあるということを知っておるわけでありませう。

そうすると、やはり我々も今木の家づくり協議会、あるいは高津川流域のさまざまな取り組みの中で、やはり流域木材を使っていたらかないとこの流域の林業振興になっていかないんじゃないか、そういう思いで取り組みをしているわけでありませうので、最後に少し書かせていただいたのは、今のまま県産木材、そのほうが利用の範囲は広がってくると思ひますがけれども、しかしもう少し理想を極めて流域木材まで絞るのがいいのかどうか、そうしたところを今考えているというところでもありませう。

そうした観点でするので、なかなかこうした縛りを外すというのは私はどうだろうかというふうにも考えておひませう。ただ、一方で、環境面から太陽光発電システム等をつける場合の助成とか、そうしたことも今年度から取り組みをしているところでおひませうので、そうしたことは非常に今利用実績も上がっているところでありませうして、こうした面はまた町民の皆さんにも広く周知をして、御利用いただくようにまた取り組んでまいりたいと考えているところでおひませう。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 先ほど、お金の関係の御質問がおひませうました。県の県産木材住宅助成制度というもののそのお金の根拠というものは、島根県の木材というものがどうしてもほかの他県の木材に比べて高いということでおひませうして、この助成制度がないとほかの県産材が入ってくるというふうなことで、その県産材と他県の木材の単価の差額について助成をするというふうなことで、島根県においては制度がつくられたというふうなことを知っておひませうるので補足をさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） お隣の益田市では、益田市高齢者住宅リフォーム支援事業というのがあります。私の知り合いの方も、ちょうどその年齢が65歳を御夫婦とも超えておられるので、このリフォーム支援事業2人分の助成が出るということおひませう。

それから、ちょっと不自由なお体の方がおられませうして、その方についてはそれは介護保険のほうでも助成が出るというようなこともありませうして、やはりいろいろなものを複合させていろいろ使用をされるというふうなことになるおひませうと、住民の方も随分住宅を、リフォームすることに助成がされるということおひませうしてリフォームしやすくなるというふうなことがありませう。経済効果とあわせて、住民の方の生活の改善という面でも、この点についてぜひ御検討いただきたいと思ひませう。

以上で私の質問終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で4番、竹内志津子君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） それでは、後ろの時計で午後1時20分まで休憩といたします。
午後0時17分休憩

.....
午後1時20分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序12、5番、道信俊昭君。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 道信でございます。今回の一般質問は2つの問題点に行いますが、これはただ単に2つの個別的な事例ということではなくて、町全体、ここにございます町長の施政方針というものに絡んでおりますので、まずは初めにこの町長の施政方針の抜粋ではありますけれど、絡んでいる部分を朗読いたします。

国、県、町ともにしての右肩下がりの財政時代において、厳しい地域間競争を生き抜いていくためには、限られた経営資源を効率的かつ効果的に活用する視点が大切であります。その視点とは、まさに町民目線であると考えておりまして、津和野町民の皆様の多様なニーズにこたえ、地域づくりを推進していくべく住民と行政が一体となったまちづくりを展開していくことが重要であります。

住民参画による官民協働のまちづくりを推進して行くために、平成22年度もさらなる行政改革に取り組んでまいりますが、「情報の共有による住民と行政のパートナーシップの推進」、「住民感覚を大切にした住民志向と住民にもたらす効果に重点を置いた成果志向への転換」、「健全な財政基盤の確立」、この3つの柱を基軸として鋭意進めてまいりたいと思います。

町長はこのように住民、津和野住民を大切にするとということをここで何度も語られて言葉として出ております。この内容に関して、やはりすばらしい方向性だということは重々にわかります。しかし、この1年間の町長の言動を見聞きしておりまして、実体と食い違っているように私には思えますので、実例を示しながら質問をいたします。

まず1番目は、なごみの里のチップボイラーに関してでございます。チップボイラーの設置に関しては、当然これから50年の間に石油が枯渇すると言われておる時代にチップボイラーが設置されるということは、代替エネルギーを生み出すこととして私はまず大賛成であることを述べておきます。

それで、設置に対して問題があるということを今回述べていきます。業務設計業務の入札では、いわゆるコンサルタントでございますが、予定価格が517万円であるのに対して入札で3位であった会社が500万円、2位が490万円、そして落札者が480万円、10万円ずつもの見事にこのような数字が出ております。

次に、工事における総合評定値、その企業が持つておる力というものでありますが、1,550点という数字が設定されました。津和野町の業者は大体500点前後でございます。津和野町の業者は入札に参加すらできない。そして、結局のところ2社が応募してまいりまして、しかも落札率は98.63%、普通、津和野町では80%前後が普通の落札率であると聞いておりますが、非常に高い落札率。

ところで、吉賀町のゆららが同じようなボイラーを設置しておりますが、ボイラーの性能はほとんど同じであるにもかかわらず、総事業費ではゆららは5,250万円、なごみは7,822万円です。この1,550点の点数、これを全協で尋ねてみても、入札審査会の内容は教えられないと、規則か要綱かではございましたが、書いてあるということで回答は答えられないというものでした。

そこで、私の第1問目の質問を行います。

不自然な入札金額と点数によりもたらされたと思われる、吉賀町よりも2,672万円も高い工事が、町長が施政方針の中でも述べておられますが、限られた経営資源を効率的かつ効果的に活用と言えるのでしょうか。また、津和野の業者をはじき出すような工事が津和野町の住民に効果をもたらすのでしょうか。

第2番目の質問です。

点数を1,550点にした理由は言えないとのことでしたが、「情報の共有」、「情報公開」、これを常日ごろから標榜されております。この町長の考え方に反するのではないのでしょうか。まずはこの2つを質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、道信議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

なごみの里のチップボイラーに関する御質問でございます。公共工事を発注する際の予定価格の算出、すなわち工事費の積算のことでございますけれども、これに当たりましては当然のことではあります。各工種における設計基準、施工歩掛、施工数量、単価設定などは国・県等により定められた基準書を適用するとともに、これらにないものについては複数の見積もりを徴し、さらにそれを査定したものを採用しております。

さらに、これまた当然のことではあります。工事の施工を含む事業の実施に当たっては補助事業の採択基準やいわゆる補助金適正化法の規定もクリアしたものでなければならず、仮にこれらに抵触したもの、例えば過大設計や過大積算、積算ミスなどがございますが、抵触したものであれば国の竣工検査や会計検査院実地調査などにより不当事項として補助金の返還を求められることとなります。

この工事が吉賀町より高いという御指摘でございますが、そもそもそれぞれの施設の既存ボイラー設備のシステム系統や設置されている機械器具の構造や配置状況が異なっておりまして、それらに基づき設計積算された結果を単に高い安いといった比較対照にすることには甚だ疑問を感じるところでございます。この工事に限らずすべての工事につきまして、先ほど述べました事務処理に基づき適正に実施しており、効率的、効果的な事業展開をしていると考えております。

次に、町内業者の参入機会がなかったことが住民に効果をもたらすかという御指摘でございますけれども、公共工事の実施に当たっては、その品質を確保することが求められていることは御承知のとおりであります。価格と品質が総合的にすぐれたものを求めることが

発注者の当然の責務であり、町建設工事等入札参加者等選定要綱においても一定金額を超える工事については一部参加資格を制限しております。特殊技術を要する工事、施工実績が少ない工事など、過去にもそういう事例はあり、やむを得ず町内事業者が参入できない工事そのものが町民に効果をもたらすかどうかという観点で判断をすべきことではないかと考えております。

2点目の情報の共有に反するものではないかとの御質問についてであります。私どもが町政を進めていく上で、最低限のルールとして重視し基本としなければならないことが、地方自治法や津和野町条例、規則、要綱といった例規をルールとして遵守していくということでございます。そうした大原則があつてその上で住民参画と官民協働のまちづくりを推進していくために、さまざまなまちづくりの情報や行政が取り組んでいる事業の予算や仕組みなどを町民の皆様にお知らせすることなどによって情報の共有を図ることが大切であると申し上げている次第でございます。

このたびのケースは、津和野町建設工事等入札参加者等選定要綱に基づき、会議は非公開、会議の内容について漏らしてはならないことが定められておりますので、そのルールに従ったものであり、情報の共有に反することとは違うものだと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） それでは、2回目の質問を行つてまいります。まず地方自治法とか条例、規則、要綱、その境目がどこにあつたりするかよくわからないにしても、こういうものはいわゆる社会一般の常識、これらを集大成したものがこのような形になっていくということがあるっていうことをまず考えておいていただきたいんです。

そうしたときに今私が最初に言いましたように、コンサルタントの入札結果が500万円、490万円、480万円、これを見て不自然だと思いませんか、これを。社会常識上、余りにも不自然。

そこで、まず1つ質問です。

このコンサルタントは3つとも益田に営業所があるというふうに聞いております。いつでも飛んで行って話をできるかもしれない。先ほどこの回答の中に、国の竣工検査や会計検査院の実施調査という言葉も使われておりますけども、これが行われたときにはこれに耐え得るといふことの自信がおありかどうか、これがまず1点目の質問です。

2点目、予定価格があります。最初の回答では予定価格を国・県等により定められ基準書を適用する云々と。いわゆる上ですよ、国、県。これが最初に書いてあるんですけども、この町がつくっております津和野町契約規則第7条3項、この中の予定価格というところを見ますと、予定価格は契約の目的となる物件または役務について取引の実例価格、需要の状況、履行の難易云々と書いてありまして、これを適正に定めなければならない。

私が思うのは、予定価格というのは今時代がこんなに動いている時代に、国や県が定めたそういうような数値ではなくて、世の中の動き、流れ、これをしっかり見なさいということが私はこの先ほども読みました取引の実例価格や需給の状況と、まさに書いてあるじゃな

いですか、ここに。市場流通価格の平均値、これが予定価格の大原則だというふうに思います。

それで、私は先ほども言いましたように、吉賀町のゆららは5,250万円、ゆららに関してほとんど容量も一緒です。これは当然これだけの取材をしてまいりました。

それと、もう一つは、広島にあるS社というところに図面とそれから仕様書も全部、こんなやつですよ、分厚いやつも一応見てもらって、そうして入札をあんたんとこだったら何ぼくらいで見積もるかということをとってきましたが、それでいきますと6,800万円。

もう1社は、もう1社とりました。これは大阪の堺市です。堺市は実は私のメールに和歌山県のチップボイラーと全く同じ能力ですと。これでなごみの里のチップボイラーの価格の件を知りました。入札価格が7,822万円とは正直驚きましたということで、ここにさまざまな書類を添付して、そうして私は再度そこにいろいろなあんたんとこだったらどのくらいだという話もしてみまして、そうしたら現場を見なけりゃ多少はわからんけども、ですけどもうちだったら大体5,000万円くらいでいけそうですというのを、いわゆる市場価格として私は見積もりをとってみました。正式な見積もりじゃありませんから、多少の違いはあるとは思いますが、このようにしてこのなごみの里の価格はやっぱり高いなと、市場価格からして高いというふうに感じたのは私のこうした資料を集めてみた結果でございます。

そこで、この先ほどの町長の答弁の中の「複数の見積もりを徴し」と書いてありますが、何社町は見積もったかをまずこれをお答えください。

次はゆららの件ですけども、ゆららは、ゆららというよりも町長の今までの答弁とかこれまでのいろんな話を聞いておきますと、必ず他の市町村の例が引き合いに出されてきて、先進地とはこうだったああだったとかでね。きょうもいろんなとこが出てきましたよね。吉賀のこともさんざん出てきました。それは別に悪いことでもないですよ。ですけども、前の全協のときにゆららのこれを、ゆららを参考にしたかということを知ったら、ゆららは全く参考に情報を得てないという回答が、これはたしか課長からあったと思うんですけどもありました。あれだけ先進地とか他の市町村の情報を集めることをされてるのに、何でこのゆららの情報やそういうものを入れなかったのか。これまた実に不自然だということが私は思いましたので、それも質問になぜそうだったのかということも質問にいたします。

次です。総合評定値です。企業の力を示すこの総合評定値1,550点、これも全協のときにたしか聞いたと思いますが、何で1,550点なんだと聞いたときに、1,650点では余りにも高くて点数が高過ぎて、それでこれでは応札するところがないだろうたい、だから100点下げて1,550点なんだと、こういう回答があったんですが、これは今東京のスカイツリーをつくってあります大林組が1,470点。大林組でさえ入れない、こういう数字です。普通の入札の今の言われた審査会の内容はしゃべれないということはそれはわかります。やっぱり入札に対しての重要性っていうのがありますので、ありますが、今回のこの

ように私から見たら異常とも思えるようなこの高さ、数字の高さっていうものが、いったい何を基準に定めたのかということをやはり知りたい。

最初の回答の中に、価格と品質が総合的にすぐれたものを求めることが発注者の当然の責務と言っておられました。審査会のメンバーの方は町長以下何名かおられますが、私があつた図面と仕様書をばらばらと見て、全く理解できない。私だからできんのもかもしれませんけども。このようなものを本当に理解して完全に理解してこの1,550点の評価を判断をしたんだと、自信を持って断言できるかどうかをお尋ねします。

次にです。最後のほうに、この地方自治、条例、規則、要綱といった例規をルールとして遵守すると強調されております。このルールをもとにして町民の生活が成り立っているんだと、非常にこれは神聖で侵してはならないというような表現に私は聞こえたんですけども。私が少しいろいろな勉強してみて、これはこの後の感染症の中に出てくるんですけども、津和野町契約規則第32条、延滞損害金というものがあります。これこの中に書いてあります、延滞損害金というのが。延滞損害金は年額3.3%、年3.3%の割合を乗じた、乗じ云々というふうに年3.3%という数字が載っております。

しかし一方、ここに建設工事請負契約書、津和野町公共工事請負契約約款、これはいわゆる感染症外来で業者と町が交わした契約書です。この遅延損害金の読みますと、年8.25%と書いてある。この矛盾というのをここに書いてあるわけなんです。私が完璧に理解しているかどうかちゅうのは別にしても、私のような素人が見ても何で3.3%と8.25%なんだというようなことのこの矛盾ですね。そうしたときに先ほど非常に例規をルールとして遵守すると、ここに主眼置かれてるのにルールそのものをしっかり把握していないんじゃないかと、こういう疑念が浮かんできましたが、これについてお答えください。

もう一つ、最後です。これもルールとして遵守するというこの例ですが、第26条、履行の着手っていうのがあります。着手すべき日は、工事に着手するということですよね、「工事に取掛かる日は契約の翌日とする」と、このように書いてありますね。だから、普通業者の方はこれに従って翌日には着手してます。にもかかわらず感染症外来においては契約日にはまだ確認申請をとっていないので延ばせっていうふうになってるんですよね。延ばせと言われたと。この翌日に着手するって書かれてるものが（発言する者あり）何かまずいですかね。

○議長（滝元 三郎君） 通告以外のことになりますんで。

○議員（5番 道信 俊昭君） 通告じゃないですよ。

○議長（滝元 三郎君） 感染症外来の件は。

○議員（5番 道信 俊昭君） 違う、違う、感染症外来の件じゃなくて、こういうような事例があるということを言ってる。こういうようなルールを遵守するということなのにルールを遵守してないということを言ってるんですよ。そりゃ感染症外来という言葉を入れんとわからんから言うただけのことで。だから、それに沿ってますんで、決してそれではおりません。

○議長（滝元 三郎君） はい、続けてください。

○議員（5番 道信 俊昭君） このようなことがあって、言ってることとやってることが違うじゃないかと。このことを余りにもルール、ルールということを前面に出されてこういうことがおろそかになって、町民、住民を圧迫してる。このことが私は不思議なことだなあと思ったので今の2番目の質問とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） それでは、私のほうから何点か御説明を申し上げさせていただきます。

まず、1点目のコンサルタントの入札に係る入札金額に対する御指摘でございます。500、490、480、これは不自然と思わないのか、というふうに御指摘でございますが、見事に並んでいるというふうに御指摘をいただきましたが、この入札につきましては4社を指名して行っております。ちなみに第4位は560万円であります。これにつきましてどのような関連で見事にとということで我々はちょっと理解に苦しんでおるところであります。そういったようなことも含めて指示したかということは当然談合に触れるわけですから、そのようなことは一切ございません。明言をしておきたいと思っております。

さらに会計検査院の指摘に耐えられるかということでございますが、これも通常の基準書に基づいて積算をしております。従来コンサルタント業務を各業種によって積算をしておりますが、そういったものに全く同じように算出しております。

次に、予定価格についてでございますが、答弁で申し上げました予定価格というのはこれは一般的に工事、公共工事、それから業務委託に対しての表現でございます。これは一般的にこういうふうに予定価格と我々は申し上げております。つまり通常の入札において設定をいたします予定価格、そのことと今回使っております、通常は予定価格というふうに申し上げておりますが、いわゆるもう少し平たく言いますとこれは設計金額というふうなことでございますが、正式にはこれは公共工事に係る予定価格という表現を使っておるわけでございます。

それで、国・県等の基準がどうなのかと、あるいは市場流通価格の数値でやるべきだというふうなことでございますが、当然であります。国・県の基準書、これは改定をしておりますし、歩掛、そういったものも年に改定をしております。それから、当然ですが原材料費、石油価格等それに基づいて年に何回かは改定をしておりますので、市場価格に基づいていないということではございません。

それから、我々が見積もりを徴したということはそういうことでございまして、国・県の基準書に載っていないものについては、当然我々が見込みで設計価格あるいは歩掛を設定するということはありませんので、複数の業者からそういうふうな工程、複合単価として見積もりを徴しまして、それをさらに現状の査定をするということでございますので、通常最低でも2社、今回につきましてはほとんど3社の見積もりを徴してそれをさらに査定をして、この国・県の基準にないものについてはそういった採用をしておりますので、当然市場流通

価格を反映した設計額、予定価格ですが、になっておるといふふうに我々は理解しております。

それから、ゆららに……。ちょっと順番前後して申しわけございません。工事の入札の件でございますが、これについても少し実態と違っておりますので、我々の今までの実情を説明させていただきたいと思っておりますが、まず御指摘ではこの98%、98.63%がいわゆる落札率でございます。これは町内の業者ですと、普通は80%前後で異常に高いという御指摘をいただいておりますが、少なくとも今年度、平成22年度におきまして、直近までに行いました津和野町の入札でございますが、町の公共工事閲覧規定によって公開をしています予定価格250万円以上の工事についての入札の結果をちょっと御報告させていただきますが、入札件数総合計が31件でございます。平均落札率は88.8%、これを工事種類別に分けさせていただきますと、建築工事が10件で95%、土木工事が12件で83%、舗装工事が2件で95%、管工事が5件で94%、電気通信設備工事、2件で90%となっております。

さらにこれは先ほど議員おっしゃいましたように、例えば今回の工事でありますチップボイラー等は町外の業者が入っておりますので、町内の業者だけに限った入札についても御説明を申し上げたいと思っておりますが、町内の業者だけの入札件数につきましては以下のとおりでございます。

建築工事につきましては9件の96%、これは86%から99%でございます。土木工事につきましてはこれは全件町内業者でございますので、先ほど申し上げた数字でございます。それから、管工事につきましては4件、これは水道になりますけれども86.1%、85%から91%ということございまして、全体での町としての平均値をとりましても一番安い土木工事が83%、建築になりましたら96%というような実態が出ておりました、何をもって80%前後と言われたのか、ちょっと私どもの公開をしておりますといいますが、これ実績でありますけれども、この数値に対してかなり数字がかけ離れていますが、ちょっとこれにつきましても報告をさせていただきましたが、我々が一般的に思っておりますのは、こういった実態から、それぞれの土木工事、建設工事によって諸経費率が違っておる、あるいは直接工事費に占めます原材料費の割合、それから例えば機械器具設置工がどれぐらいあるのかと、そういったこと、あるいはその工事そのものが新設なのか修繕なのか、そういったような要件が相当落札率に反映されているというふうに我々は一般的に思っております、先ほど申し上げましたような各工種によつての落札率で御報告いたしましたが、こういった傾向は本町に限らず一般的な傾向ではないかなというふうに我々は思っているところであります。少なくともこれが実態でございます。

それから、ゆららにつきましてなぜ調査しないのかということでございますが、これにつきましては、以前全協等で御報告をいたしましたけれども、やることは同じでありましても施設の機能でございます。こういったようなことをするかということでございますので、なごみの場合は温泉施設であると、ゆららの場合は温泉プラスプールでしょうか、温水プール、

そういったようなまず機能が違う。それに対して1日当たりの負荷をどれぐらいかけてるのかということからまず設計に入っていくわけですが、そういったような形で求めるものを入れてやろうとしとすることは一緒ですけども、そういうふうなところの入り方がもう全然違うわけですから、施設全体としていったいお湯をどれぐらい使うのかと、1日どういうふうになるのかということから入ってくるわけですから、参考にするというふうになるのかどうか、ちょっとその入りのところでは見解が少し違っているのかなというふうに我々については思っております。そういったようなことでもございまして、これについて複数の見積もりを徴したのかということでもありますが、まずこの工事につきましては詳細設計に入ったわけではございません、いきなり。平成21年度にまず津和野町のなごみでありますとか病院施設、そういったようなこの公共施設について、まずは木質ボイラー等の石油代替エネルギーにかわる、いわゆる変更ができるかどうかという導入の可否、あるいはもし導入できるとすれば規模、概算等の比較検討を行うための基本設計を行っております。その基本設計の内容をもとに、当時地域新エネルギービジョン策定委員会という委員会をやって委員の皆さんに御審議をいただいておりますが、その委員会にかけて初めてなごみの里については、これはそれまでの基本設計の各種結論によってやるべきであろうという結論をもって詳細設計に入ったわけでもございまして、したがって、最初からなごみの里にチップボイラーありきというところから始まったわけでもありませんし、当然詳細設計に至るまでにはそういったような経過を踏まえて詳細設計に入っているということでもございまして。

総合評定値の問題でございまして、スーパーゼネコンの大林組が東京スカイツリーをやっていると、何でこれがこれでも入れないという御指摘でございまして、お言葉を返すように申しわけございませんが、東京スカイツリーは恐らく私の考えでは工種とすれば鋼構造物、「鋼鉄」の「鋼」ですが、工種が全く違っていると思います。幾ら大きい業者でありましても、この管工事で我々は発注しておりますので、全く違った工種でこれで事例をつくってというのは、我々少し比較が違うんではないかなというふうに考えているところであります。

濟いませぬ、私の説明はとりあえずさしていただきましたが、もし漏れておりましたら、また御指摘をいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私のほうからでございまして、そもそもこの入札というものに対する考え方というのが私どもの考え方と議員さんがお考えになつとる考え方が、そこからちょっと違っているんかなという印象もきょうの御質問を受けて受けとめたわけでもございませぬ。

一つ例えば事業をやりますときに、我々はまず設計価格があるわけでありまして、それが設計価格に基づいて基本的にはこの入札の予定価格を決めておるわけでありまして、ですから、本来であればその事業はこの予定価格というのが適正なその設計の価格であるわけな

んでございます。ただ、やはり業者さんも複数いて入札を行わなければならない。そういう中でやはり競争が始まってまいりますから、どんどんその落札価格というところは下がってくる。だけれども、これだけ厳しい情勢になってきて、非常に落札価格が今低いところで決まる。そういう社会情勢でありますから、余りにも今度低い落札価格になってくると、その事業そのものの品質が確保できるのか、正しい事業ができていくのか、そういう懸念が出てくるわけでありまして、そこに最低制限価格を我々は設けているということでありまして、ですから、予定価格以内、そして最低制限価格以上であれば、どのところで水準で決まろうとも、基本的にはそれが落札結果として正しい数値であるということですので。これを我々は大前提に考えていかにやいけんのだろうと思っております、それがその範囲内である決まったものが、これは高い、これは低いということを我々の立場で言い始めると、ある意味、特別な業者を何か優遇していくようなそういう誤解も与えかねないものであるということをお考へておりまして、我々は結果に対してはやはり毅然とした態度を示していかなきゃならんというふうにも思っております。

そうした中、問題はやはり談合があったということは、これはまた最後、入札の根底を覆すものでありますけれども、これについてももし議員さんが仮に談合の疑いを持っておられるということでありましたら、これは一般質問という場ではなくて、きちっとしたその所定のルールに基づいてその談合のことを取り上げられるべきであろうと。そこで初めて手法も交えた中できちっと明らかにしていくのが筋であろうと私は思っております。きょうここで、たら、れば、で談合のことを問われても、我々がもし仮にそこで発言をしたら名誉毀損、そういうことにもつながることがあるわけでありまして、この一般質問の場でやられるということには私は少しふさわしいことではないのではないかと、私どもも答えようがない、そういう思いであります。

それから、その条例あるいは地方自治法等のルールを守るということ、これもお尋ねをいただいたわけでありまして、これらにつきましても基本我々はこの言葉で書いておりますように、それがやはり大原則で守っていくということでありまして、ほかが違うからじゃこれはある意味あいまいに考えてもいい、そういうことには絶対に議論にはなっていない話だと思っております。じゃあ何のために条例改正なのかは議会へお諮りをして、そして議員さんの議会の貴重な御審議をいただいて議決をいただくものなのか、その重みをどう感じていくのかということだと思っております。我々はやはりそうしたことをしっかり重みに感じて、町として大原則としてこれらの例規集あるいは地方自治法、町政運営をしていく上で守っていくということは必ずしていかなければならないわけでありまして、社会情勢に合わせて勝手にいいように解釈を変えていくと、そういうような姿勢はあってはならないことだと私は受けとめているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 私は談合という言葉は全く使ったことはありませんので、これが談合じゃないかとは一言も言っておりませんので、だからそのことがどうだこうだ

ということは、これはそれこそ筋が違うということで、不自然ですよということを言っただけです。

それで、3回目の質問ですけども、このルール、これ要綱か、あつ規則ですね。この事実、これが私は全部調べたわけじゃないんだけど、氷山の一角だというその事実に対してはどう思われるかということ再度お聞きします。事実に関してはどう思われるかということ、先ほど例を出しましたから、このことはどう思われるかということをお聞きします。

それと、設計価格、それも当然わかっておりますが、設計価格にプラスですね、市場の流通価格を加味しながら予定価格というものはできてくるわけですから、設計価格イコールじゃないはずですので、だからそういう市場の価格っていうものをよく調査されましたかっていうことを再度お聞きしますが、その中の具体的に今3社、複数の見積もり3社というようにお答えになりましたけど、企業名は言わなくても結構ですけども、どことどこと、どの市とどの市とどの市で大体確定ができますんで、確定といったらおかしいですけど、3社ということがね。ただここで3社と言われてああそうですかというわけにいきませんから、そのあたりを3番目にお答えしてください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 条例等の例規の中で矛盾しているものがある、この事実についてどう考えるかという御指摘でございますけれども、きょう今それだけ取り上げられた資料ではちょっと私どももすべての条文を把握してあるわけではありませんで、そこをしっかり検討できない中で申し上げることはできないというふうにも思っておりますので、また検討させていただきたいと思っております。

ただ、例規集の中に御承知のとおり、条例、規則、要綱等含めて数多くのものがあるわけでありまして。そうした中で時代に合っていないもの、またミスが出てくるもの、そうしたものは実際にあるのは事実だろうと私はそういうふうに推測をすることであります。

先日も他の議員さんの一般質問で、青少年育成会議、これに関するまた条例等の御指摘もいただいたわけでありまして、そうしたものはやはりもう一回検討し、また精査をして条例改正をする必要があればまた改正へ持っていくということをしていかなきゃならんというふうに思っております。そうした事実は確かにあるだろうというふうに思っておりますが、ただ、だからといってすべての例規を守る守らない、そういう話にはなっていない。やはり現実としてルールがあつて、例規があつて、要綱があつて、規則があつて、条例があつて、そうしたものは正しいものについては守っていくということがまず大原則であるというふうに改めて思っているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 見積もりを徴したということは、設計書をつくるために見積もりを徴したということでございまして、工事全般の見積もりをとったということではございません。

例えば、土木工事、そういったような工種ではどこを切り取りとか埋め戻しとか、基礎とがあります。そういったようなものについては国なり県の基準書がございます。そういうふうでない工種については、それぞれの工種ごとに見積もりをとったということでございますので、何社といたしますか、それはもう何十社にもなります。一つの積算をしていくときの工種の項目にないものについては、それを扱っている業者を3社程度お願いをしてそれぞれの見積もりをいただくということでございますので、当然この工種の中にはそういったような我々基準書と言っておりますが、それにはないものについてはすべてとっていきますので、ちょっと私今何種類とったかっちゃうの、これ説明できないんですけども、すべて電気なら電気、建築なら建築、部材なら部材、そういったような基準がないものについては全部とっておりますので、何社といたしますか、どこからとそういうものではございませんので申し添えておきたいと思えます。(発言する者あり)見積もりを徴したという意味は、設計書をつくっていくときに見積もりを徴したということでございますので……

○議員(5番 道信 俊昭君) 私が聞いているのは、7,000何ぼちゅう数字と同じようなパターンでとりましたかっていうことです。とれんならとれんでいいんです。

○地域振興課長(長嶺 清見君) それはとりません。一つずつ積み上げをしていきますので、出た結果がすべての工事価格でございますので、相対としての見積もりをとるようなことは、基本設計の段階では概略的に積算をしていきますけれども、設計をする前からすべてを見積もりするということは、我々とすれば別途積算をする根拠があるわけですから、それを除いて、除いてといたしますか、それも含めて見積もりを設計をする前からとるということはありません。

○議員(5番 道信 俊昭君) 一つ、質問。これ回答抜けとるんですけど、審査会のメンバーをしっかりと理解してるかという質問。

○議長(滝元 三郎君) ちょっとその点について。副町長。

○副町長(長嶺 常盤君) 工種について設計がすべてその設計どおりという形での理解というのは、このメンバーの中ではかなり難しいことだとは思いますが。要するにここで1,550点というこの水準ですね、ここにも回答を町長がしましたように、精度を求めるといふ点では、私、1,550点で審査会のメンバーがそういった意思を固めた上でこれを審査会の意見として決定してるのには間違いないというふうに感じております。

○議長(滝元 三郎君) 5番、道信君。

○議員(5番 道信 俊昭君) くれぐれも私が冒頭言いましたように、社会常識があつて初めて法律が成り立つということをお忘れのないようにして、法やら条例やら例規がひとり歩きをしないようにということをお願いしまして、次の感染症外来に移ります。

感染症外来施設、この感染症外来に関しては、工事の大きな流れとしては、まず3月26日に共存病院の駐車場の跡地に感染症外来施設をつくるということの契約がここでなされて、そして確認申請がとれてないけちょっと待てということで2週間ぐらい待たされたその後、どうも病院との間で折り合いが悪いと、あの場所ではまずいからということにな

って、詳しくはまだその後ろ側に行くじゃ行かんじゃという話もそのことも入ってきたんですけども、大きな流れとしたら共存病院の先生方との意見が食い違った関係で共存病院の駐車場には建てることができなかつた。で、ちょっと待てということで次に出てきたのが、6月9日に木部の公民館の空き地ではどうかという提案があって、設計士さんなんか来てからそれでということになったが、地元の同意をどうも得られそうにないと、等々ですよ、それだけじゃない、工事の足場が悪いと、車が入りにくいか等を総合的に見たときに、木部の公民館の空き地でああいった場所では無理だということで、ここでまたちょっと待て。そうして最終的には9月28日に、日原の診療所の道路挟んで前のところに施設が建つということになったのが大きな経緯です。

その間、3月26日から9月28日まで約6カ月間。この間にちょっと待ってくれ、ちょっと待ってくれ、こうなるけつていうのは、それは結果論としたらと言われたらそうかもわからんですけども、その間、その言葉っていうのは行政が出していく言葉っていうのは、やっぱり町民、小さな業者としたら従わざるを得ない。やっぱり力関係が違うということが大前提ですけども、この間、この業者の方は町の入札指名の8個ほど、約ですよ、約8個ほどの入札の案内が来てるんだけど、だけどそれはキャンセルせざるを得ないと。それは監督っていうのもうそこで張りつけになってますから、これで入札に参加することはできないというこういう状況が生じたわけです。こういう状況が大きな流れとしてありまして、このことは感染症外来施設建設は町の100%のミス、業者には1%もそのミスというのではない。100対ゼロですよ。交通事故でよくある100対ゼロという言葉を書きますけれども、100%のミスで引き起こされた。それから半年もの間、何度も繰り返されました、「ちょっと待て、ちょっと待て」の言葉で業者は幾つもの仕事をキャンセルをして待った、待ちました。

町長はその間、その非を認め「弁償します」と何度も口にし、書面にもしております。にもかかわらず、9月29日の代理人契約をした弁護士に任せたからという理由で、出てきた回答は「ゼロ回答」。払わないでもいいというのがその代理人の言葉であったもので、前回の全協でもゼロ回答という言葉は私は耳にしました。

住民と一番冒頭のこの件ですけども、町長の施政方針の中をこれとリンクさしてみますと、住民と行政のパートナーシップどころか住民の気持ちと生活を踏みにじるものではないかということが感じまして質問いたします。この業者の方に損害賠償をする意志はありますか、お聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、感染症外来施設にかかわる損害賠償についての御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

この問題についてはこれまで議会全員協議会で御説明をしてきておりますとおり、津和野町としては平成21年度感染症外来施設建設が延期されたことの責任は町にあると認めており、本件の工事業者に実際に発生した損害について賠償する意志を持っております。

そのような観点から本件の工事業者に対して、1つ、実際に発注された材料費等積極損害の補償と、2つ、材料費等積極損害以外の補償、これは工事業者が主張されておられます逸失利益について、この損害があると仮定をして支払う考えを示し、その金額を確定をすべく損害を起訴づける資料の提出をお願いをした次第であります。そして、これに応じて工事業者から出された損害の内訳及びその報償費用の内訳とそれに基づく請求額は合計516万6,601円という高額なものであります。

町といたしましては、損失補償に当たっては、津和野町民の皆様から預かっている大切な税金を原資として行うものであることから、提出された内訳について一つ一つ精査をするべく、代理人である弁護士に依頼をして検討を行ってまいりました。そして、その精査の過程において多々疑問点が浮上し、こちらの調査では実際に発生をしていない損害が請求に含まれている事実が判明をした次第であります。現在も弁護士を通して、一つ一つ調査中ではありますが、現時点では516万6,601円という金額は法外であり、またその後、10月13日には496万6,186円の変更になり、またさらに12月6日付では320万円です。今12月議会までに手を打っていただきたいと相手方より主張されておるわけですが、いずれにいたしましても私どもの調査による金額とは大きな開きが出ようとしている状況でございます。

繰り返して申しますが、町といたしましては工事に延期に至った原因は町にあり、関係者に対して御迷惑をおかけしたことは深く反省し、発生した損害についても支払う意志を現在でも持っております。ただ、大切は税金を使って支払いをする以上、真実の損害について対象とすべきものであり、実際に疑問点が多々浮上している現状においては、相手方の言われるままに損失が発生しているかどうかもわからないものを支払うことこそ問題とも言えます。このような観点から、できるだけ早い解決を望みながらも、今後も弁護士を通して事実調査を継続をしていく予定でございます。

なお、9月22日に私のほうから代理人に任せたからという理由でというお話でありましたが、決してそういう代理人に任せたというのが理由ということではございません。その中でしっかり話を代理人として町としてのほうも方針を決めたということでもあります。

それから、木部の公民館の横のところの計画をしましたが、地元の了解が得られそうでないためという御指摘でありましたけれども、決してそういうことが理由ではありませんということを木部の皆様のためにも申し上げ添えさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） それでは、2番目の質問に移ります。

これを見ますと、町長の回答は補償する、補償しますよってというふうに書いてあるんですけども、Y弁護士は10月20日の回答の中で「ゼロ」と。ここに書いてありますように、津和野町になされた請求内容について法的観点から調査及び事実調査を行いましたその結果、本件は、本件何々業者の方ですね、津和野町に対する請求は理由がないものと判断いた

しましたということでゼロ回答というふうになっております。これ町長は「補償する」って言ってる、代理人は「しない」と言ってる。この食い違ってるわけですけども、これどっちなのかをまずお答えください。

次が8月10日付の町長からの業者への変更云々と書いたこの用紙ですよ。公印が押してあります。これを見ますと、1、材料費等積極損害以外の補償については160万2,300円とする。請負金額1,600云々掛ける10%。算出の根拠、変更前、変更後の契約を実質的に別の契約として扱う。もう全く別ものですよというふうに書いてあります。変更前の契約を解除したものと扱う。解除ですよ、変更前の契約は解除。3、平成22年3月26日の工事請負契約の約款第48条。ここにあります約款ですよ、この契約約款、この中の48条で請負業者に責任がある場合の解除について、違約金が請負金額の10%とされていることから、公平の観点から発注者に責任がある場合についても請負金額の10%とすると。契約というのは双務契約ですから、一方がつくった分は当然相手からも要求されるということをこれ書いてあるわけで10%と書いてあります。

このように町長は、この公文書の中でしっかりとはっきりとこのようにうたっております。書いております。それと、業者との直接に会談された中でも支払いを約束されております。約束とかですね、契約とか、公印をどのように考えておられるのかなってというのが、これは定義があるわけじゃありませんので、どういうふうに考えておられますかっていうことでお尋ねします。

それから、3番目、請求金額516万云々は、高額とか不当とかってという言葉を使っておられるんですが、事実が確定しないのに、「高い」、「安い」、「不当」、こういう言葉を使うべきじゃないんじゃないですか。これはこの前のチップボイラーのところでも何か似たようなニュアンスのことが、「高い」、「安い」を暗に言うべきじゃないということとこのまんまそっくり同じことが言えるんじゃないかなという気がしております。こういう言葉を使うべきではないのではないかという質問ですよ。

それから次です。6月の全協では、お互いの、こういう場合トラブルなんてよくあることなんですよ。それはお互い生身ですから。6月の全協では、お互いの金額のキャッチボールをしながら落としどころを探すはずだったんじゃないかなと。それでその裏づけとなるのにお互いの弁護士、そこそこに、そこそこじゃない、資格を持った人たちのそういう数字をもってしてキャッチボールをして決めていこうというそのときは非常に穏やかな感じであったわけですけども、この中でこうしているうちに業者に対して何ぼかかったかという資料を出せということが言われております。言われました。8月4日が一番最初に出した日にちだと思えます。そうして、この今の回答書の中に「私どもの調査による金額とは」と書いてあるんですけども、ちゅうことは私どもも金額を出しておられるのかなというふうに感じてるんです。これ感じたんですけども。だからキャッチボール、お互いに金額出してキャッチボールしながらやっていけば出てきたはずなのに、だからここにも書いてあるんですけども、これ実際に出しておられるのかどうか、これをですね。業者が出したものを精査す

るだけじゃなくて、町としても金額は出しておるといふふうにこれでは受け取れるんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

それから、全協の席等々も下請のリース物件に関して再々このことが問題になって、ここから端を発して全部調べていくっていうようなことが出てですね、これが何か非常に大きな、すごい大きな形のようにひとり歩きし出したんですけども、この業者にとったら元請の業者は善意の第三者ですよ。善意の第三者で、このリース物件を扱った土建屋の人のことまで、そりゃ後でわかったかもしれませんけども、これを請求を出した段階においては善意の第三者じゃないですか。これを詐欺だとか犯罪だからとかいような言葉を使われたことっていうのは非常に問題になるんですけども、このことに関してどういうふうに思われるかということをお二番目の質問します。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、その代理人さんは払わない、私は払う意志があるということのお尋ねでありますけれども、基本的にその積極損害の部分、これについてはかかった真実のものを補償していくという考え方でおるわけであります。

それから、この材料費と積極損害以外の補償でございますね。これが工事業者さんが主張されてる逸失利益についてでありますけれども、これについて弁護士さんのほうでもこれについては今払うべきものじゃないという、そういう見解になっているということでもあります。

そもそもこの逸失利益という考え方でありますが、これは相手方の弁護士さん通じて主張されてきたその言葉を、言葉というか、そのことを申し上げていきたいと思っておりますけれども、逸失利益の考え方というのが、本件の工事以外の工事や入札に参加することができ、済みません、ちょっと……。失礼しました。本件工事の完成により得られたはずの利益、これを逸失利益というふうに言われておるということであります。当初はこれも相手方のお考えが少し変わってきたところでもありますけれども、当初はこの逸失利益があるという、そういう相手方の主張、それを我々も御迷惑をかけたというところから当然あるだろうという、そういう仮定のもとでやはりその逸失利益分をお支払いをしていかなきゃならんのだろうか、そういうことから8月10日の文書も出してありますし、それに沿って今後も協議をしてきたし、そしてその部分をまた明確にしたい、あるいは積極損害部分も明確にしたいということで内訳の提出を求めてまいったということでもあります。そして、それに出されたその結果というものが、この逸失利益というのが考え方、今の本件工事、これの完成に得られたはずの利益というのが変更契約により利益は補償されていると、その次の工事。というところで弁護士さんのほうとしてはこの逸失利益という部分には発生をしていませんよという、そういう考え方のもとでこの逸失利益については払わなくてもいいだろうと、そういう見解を出されたということでもございまして、私どももそれを了解をしたということでもあります。ですので、この積極損害の部分については我々も（ハッセイ）しっかり補償していかないかん、そういう思いを持っております。

そして、この逸失利益の部分についても、もし相手方のほうでその考えは違うという主張されるのであれば、また弁護士さん等通してその弁護士さん同士でしっかり話し合いをしていただきたい、それが我々の気持ちでもあるということでもあります。現行ではそれがこの間の全員協議会では詳しく御説明を申し上げておりますけれども、きょうここではもう余り詳しくは申し上げませんが、出てきておったと思います。もうこちらとしては話し合いをするという余地がないと、そういう見解のような文書が出されて、我々も話し合いをしたいがなかなかそれができない状況の中でこの問題も進んできたということでもあります。もしその逸失利益というものを求められるのであれば、いま一度弁護士さん、そりゃ相手方御本人でも結構でもございますし、弁護士さんもう一回立てられても結構でありますので、そうした弁護士さん同士の中で本当に逸失利益があるのかどうか、それをもう一回御議論をいただければというふうに思っております。その上で逸失利益が発生するというのであれば、この積極損害以外の部分についても我々は払う必要が当然、払わなければならないというふうにも考えているところでもあります。ただ、そこはやはり客観的にやっていかなきゃならんということから、我々は今弁護士さんにそのことをお任せをさせていただいてるんだと、そのことを御理解をいただきたいと思います。

それからあと、法外、それから余りにも高額だというふうにおっしゃっておりますが、余りにも我々としては考えようとしてる金額とは開きが大き過ぎるわけでありまして、それを高額という言葉で表現することがいけないことなのかなあというふうには思います。

「法外」という言葉も先ほどは「不当」などおっしゃいましたが、私は「法外」という言葉を使う、そのことだろうというふうに理解をいたしますけれども、法外というのは余りにも高額なという意味でありますので、そういう思いの中でこの法外という言葉を使わしていただいたということでございます。

それから、下請に関することでもございましたでしょうか、下請に関することでもありますけれども、善意の方なのでというお話でもありましたが、それじゃなぜ本当に発生してないものを請求をされたのかと（「元請けが善意の第三者」と呼ぶ者あり）元請けが（「元請、業者の方は善意の第三者じゃないかと」と呼ぶ者あり）だけでも、しかし元請は第三者であるのかどうか、それはそう信じたいと思っておりますけれども、でしたらなぜその請求を元請を通してされてるわけで、なぜなのかと、そこが私は今でも疑問に思うわけであります。じゃあ下請がやったことだから、全く元請には関係がないことなのかということになるのでしょうか。だから516万を全部認めなさいという話になるのでしょうか。実際我々が調べたら、本当はないものが請求をされとったわけであります。それを道信議員さんは516万払えということをおっしゃられとるんだらうかどうかということをお私に思うわけですが、それをやると今度はほかの議員さん絶対認められない話だろうと、私はそう思っております。あと抜けがあったら。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 答弁の中で私どもの調査による金額と大きな開きがあるということで、私どもの金額ということは計算というか算定をしたのかという御質問がありますが、8月10日の時点で、これは斉藤建築さんに差し上げた公文書であります、その中で考え方として積極、材料費等以外の補償についての考え方をそこに示しておりますが、それが最大160万2,300円ということで、それにプラス材料費等が加わるという仮の考え方であったわけですが、それと比較して500何万は余りにもかけ離れておるといような見方であります。

なお、この8月10日の文書に対しまして本日もお伺いしましたが、8月27日の文書の中で、8月10日付の文書の考え方をちょっと8月10日の部分はちょっと言葉足らずの部分があつてちょっと解釈にいろいろちょっと人によってはいろいろ見方があつたかもしれませんが、町としてのその考え方というものを8月27日に示しておりますが、下から5行目からなりますが、「同文書記載の金額をもって補償費の全額とする趣旨ではありません。積極損害の補償は当然させていただくとして、そのほかに積極損害以外の補償についても津和野町としては同文書記載の金額を上限として予定している」という趣旨でございますという文書を差し上げておりますので、これが基本的な町の考え方であります。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 最後の質問になります。

まず、細かいことの方で善意の第三者ということと後から見つかった云々というのは別問題ですよ。あくまでも元請さんは善意の第三者だったということだけですよ。後でそのことを私が認めたとか認めんとかじゃなくて、この人の名誉に関することですので。善意の第三者でした、ここをきちっと押さえてもらわないと善意の第三者ちゅうのが後から出てきたらこんなは知つとてやったんかみたいな、ここの解釈をきちっとしていただきたいということを思います。

それと、質問のほうですけども、Y弁護士はゼロ、だから積極損害も払う必要がないっていうふうに言ってるんです。今聞きますと、積極損害は払うと言われましたよね。ちゅうことは示談でしょ。示談が生じるということですよ。ここに弁護士との食い違いがあつて、示談に積極損害の金額で示談に応じますよということを今言われたわけですけども、しかしY弁護士と町との委任契約の中に、甲が乙の承認なしに事件を和解にしたり取り下げたことによって云々で賠償問題が出るというふうになつとるんですけども、大丈夫なんですか。Y弁護士を示談の方向に持っていけるんですね、持っていけるんですね。このあたりちょっと確認をしたいんですけども。それで、正当な理由がお互いにY弁護士と町との間で話がついて示談の方向でいきましょうというふうにできるのなら、それはそうしますよと言ってもらえりゃいいんですよ。ですけども、今の状態だとY弁護士はゼロと言ってる、町は積極損害は払うと言ってる。ちゅうことは示談をしましょうと、あるいは話し合いをしましょうということに今応じてるというふうに受け取れたんですが、間違いはありませんねということ聞きます。

それと、最後の大きな質問ですけども、この件は契約の不履行だということですよ。ですから、逸失利益というのは不法行為法によって不法行為を行ったときに逸失利益というのが存在してくると、出てくると。ですけど、これは契約不履行の問題なんです。その契約不履行というのを、これは契約は解除されたというふうに言うておられるわけですから、このことをころころひっくり返してもらったらですね。ですから、逸失利益は生じないわけなんですよ。逸失利益を生じる不法行為法というのは、被害者がその損害の額を立証しなければならないというふうになっておるんですけども、不法行為じゃないですからね、不法行為法に基づくものじゃないですからね、これは。あくまでも契約の不履行、このことで160万というものは生じたわけです、この積極損害以外の補償費160万というの生じたのは契約の不履行です。決して不法行為法ではない、逸失利益にかかわる問題ではないという数字であることをしっかり頭に入れておいていただきたいということでございます。

それでは、ちょっと長くなりましたので申しわけないんであれですけども、最後に、最後の質問で、このY弁護士にこれからもずっとされていけますかっていうことなんですよね。町には市町村の弁護士がいますよね、市町村関係の、専属の弁護士ですか、それがおられるんだし、決して弁護士は1人でもないんだし、もうちょっとそのあたりをしっかりと押さえていかれたほうがいいんじゃないですか。要らんお世話と言われればそうかもわからないんですけども、これでやられる、ずっとやっていかれるんですかっていうことちょっと、これも質問とします。今のわかりにくかったかもわからないんですけど、私はこれは不法行為法に基づくものではなくて契約不履行であるというふうに思っております。このことに関してお答えいただきたいと。それと、このY弁護士とこれからもずっとやっていかれるか、それとも観点をえてほかの弁護士にも相談、町の専属弁護士、市町村のですか、弁護士にかえていかれる予定はないかというところと、もう一つありましたね、示談に持ち込もうと思うときに向こうの弁護士等の契約関係は大丈夫ですかという3つを質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 私が答えられる範囲で私の部分で説明をしていきたいと思いますが、ちょっと課長が申し上げたことと若干重複するかもしれませんが、8月10日のこの先般から出ております160万円の金額でございますが、（3）のほうに書いてありますように、これにつきましては27日の部分と若干内容がかぶりますけど、平成22年3月26日の工事請負契約の約款第48条で、請負業者に責任がある場合の解除について、違約金が請負金額の10%とされていることから契約違約金が請負金額の10%とされていることから、公平の観点から発注者に責任がある場合についても請負金額の10%とするということでございます。ここに次の8月27日の文書にありますように、要約すれば要するに発注者から契約の解除というものが前提でないという形で、いわゆる補償、いわゆる金額を出すための請負金額の10%という形でここでは算定をして10%として書いております。次の27日の課長が読みました部分については読み上げませんが、同様のことで確認をした内容でございます。

それから、もう1点。最終的なY弁護士のこと、これからどうするかということでございます。基本的には道信議員が最初に6月の全協のお話をされましたけども、基本的に第三者の判断をゆだねると。なかなか我々素人がこの細かい部分、法的な部分を考慮した中で判断するのは難しい。そうなると専門家の判断にゆだねる部分が大きいだろうということで双方の弁護士で解決に向けての努力をするという形が基本形であったというふうに理解しておりますので、私どもも、るるこうした内容ありますけども、それを精査しながら議会の皆さんに、これが原則なんですけども、何度も言いますけども議会の皆さんにきちんとした説明ができる金額、これが私たちは提案をしていく金額であろうと思います。そしてまた、その金額そのものがいわゆる請負者の本当に、本当になって言っちゃあ失礼なんですけども、具体的な理論立ったそれが金額であるか、お互いに出していただいたもの、それに我々が精査をさせていただくということを行いながら金額を出していくのが筋だろうと思っております。現在の段階で議員がおっしゃいましたようにゼロという回答でございます。これはでも最終の金額ではございません。まだ回答の中で申し上げておりますような今一つ一つを精査しているという状況でありまして、最終金額は近いうちに建築さんのほうへお示しをできるものと考えております。

そして、Y弁護士のこれからも継続をしていくかどうかという問題でございますが、当然町村会の弁護士さんもおりまして、ほかの弁護等についてはお願いした経過もありますけども、今回につきましてはこの経緯をもってY弁護士に継続してお願いをしたいというふうな形をとりたいと思っております。

あと最終的に示談になるかどうかというふうになるかっていうのはまだ想定をしておりませんが、またY弁護士とも相談をしながら、そして業者さんとの報告なり回答を待ちながらスピーディーに進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 副町長とも重複するかもしれませんが、契約不履行云々のお話に関するところでございますけれども、もう発言も最後になりますんで、いま一度申し上げておきたいと思っておりますが、基本的には私ども補償というのはしていかないかんというその立場であるわけでありまして。ただ、それを使うお金というのが町民の皆さんの大切な税金であるということ、それからやはりそれを今度議会へ上程をして議員の皆様の議決をいただかなきゃならんということでございます。そうした中でやはり客観性のあるきちっとしたものを出していかなければ、そりゃ何人かの議員さんは300万、400万お認めになれるかもしれませんが、恐らく私は根拠のないような数字は認めていただけないだろうというふうに思っております。そうした意味から客観性を持たすためにも弁護士さんをお願いを差し上げているわけでありまして、そして弁護士さんも相手方との真実を出していこうということから相手方とも交渉されておりました、最初は弁護士さん同士でやってきました。途中、相手方の弁護士さんがおられまして、その理由は私は知るところではありませんけれども、今後は御本人になるのか、また御本人のまた新しい代理人さんになるのか

わかりませんが、やはりきちっと話し合いをまだまだ継続してやっていただきたい、そういう思いであります。そうした中で議会のほうにもお認めをいただいて、そして町民の皆さんにも税金を使わしていただくことを納得をいただけるその金額というものを導き出していきたいというふうにも思っております。この中でこの契約不履行云々の話というのは、それはもう弁護士さん、そこを通してまたやっていただきたい話でもあらうと思いますし、そういう中で真実を出していただきたいというふうに思っております。きょうここで議員さんから契約不履行という御意見があったということはこの場で承知をして帰りたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 道信君。5番。

○議員（5番 道信 俊昭君） 大体私の質問は以上ではあります。それで最後に、弁護士同士でキャッチボールをしてやろうということを6月の全協でやったと。業者さんは8月11日にスタンバイしたわけですよ。8月11日にスタンバイしてそれなりの形をとった。ですけども、町側はそういう契約もしないで時間給の相談だけに行ったり来たり行ったり来たりしながら無駄に過ごした、2カ月間この間あるんですよ。9月28日にY弁護士と代理人契約しとる。この状態で今になって速やかにということも言われても、いったいこの間いったい何をしていたんだということになるわけなんですよ。業者さんっていうのは生活がかかっているわけですから、不用意にちょっと待てとか、それから自分たちの都合で今のよにずるずる延ばすようなことを二度としてほしくない。特に今、年末ですよ。特にこの業界ではもう年末にはすべてのお金を払っていかなければならない。こういう状態の中で業者さんはもう自分のお金をもう払っている、払われた、自分のお金を。借入れをして払われたという事実がある。領収書もちゃんととって。そういう行為に出ておられる。こういうものをそんなことは知ったこっちゃないというような顔でされるとは思わんですけれども、結果的にそうなっているという事実をしっかり肝に銘じておいていただいて、それでぜひ一生懸命頑張ってこれを解決する方向でいってください。

以上です。（「議長、2回目の答弁要るんかね」と呼ぶ者あり） 要りません。

○議長（滝元 三郎君） ありますか、特に。（「ありません」と呼ぶ者あり）（発言する者あり） 特にあれば。特にあれば認めます。（「反論せにや」と呼ぶ者あり） 町長。（発言する者あり）

○町長（下森 博之君） このまま言い逃げと言っちゃ失礼かもしれませんが、非常に執行部に対して失礼な、私は失礼だと受けとめました。勝手な解釈の言葉を述べられて、そして言い終わって3回ルールを利用して悪用して、そういうやり方は私は本当に議会の場として正々堂々としてないというふうに思っております。決してずるずる引き延ばしたということもございませんし、我々としてはできるだけ早い解決に向けてやってきたということもあります。しかし、行政がやるということはいろんな面で時間もかかることもありますが、客観性を持たすために。そして、相手方もある、そういう中で今こういう場所を迎えている、そういうことでございます。決して私らがそれをまたずるずる引き延ばして、それを

言いというような表現で思つとるわけでは決してありませんので、そのことは嚴重に抗議を私はさせていただきます。幾ら一般質問であろうとも幾ら議員さんに質問権があろうとも、私はそこに節度が必要だというふうに思っておりますし、今のは許される発言ではないとそう思っております。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、5番、道信俊昭君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） それでは、後ろの時計で3時10分まで休憩といたします。

午後2時55分休憩

午後3時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序13、3番、板垣敬司君。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 議席番号3番、板垣敬司でございます。12月定例会におきまして、4項目についてお尋ねをいたしたいと思っております。何とぞよろしくお願いをいたします。

まず初めに、平成23年度町長の施政方針についてということでございます。この12月は来年度の施政方針を考えておられる季節かと思っておりますが、私自身もことしの22年度提案されました町長の施政方針を改めて読ませていただいたところでございます。

その中で幾つか特色を見てみますと、今日の地方分権が進められる中であって自己決定、自己責任のもとに行政を進めていくことが強く求めているという地方であります。その中で本町にとってこれから基本的にどのように進めていこうかということで3つの柱を掲げておられます。住民参画による官民協働のまちづくりの推進に向けてということでございますが、1つ目は同僚議員も説明の中で申されておりますが、「情報の共有による住民と行政のパートナーシップの推進」、2つ目は「住民感覚を大切にした住民志向と住民にもたらす効果に重点を置いた成果志向への転換」、3つ目は「健全な財政基盤の確立」であります。これらの3つの柱をもって次のことをさらに推進するというので、平成21年3月に示された人材育成基本方針がこれに付随しております。

その1つは、人材育成基本方針の中には「職員が育つ職場環境づくり」、2つ目は「職員が伸びる職員研修の実施」、3つ目は「職員が生きる人事評価制度の構築」、そのような文言でまとめられております。さらに現在国が行っている事業仕分けとも言える行政評価制度の構築に取り組むことを強く述べられております。

そこで、来年度の施政方針に盛り込もうとしている基本的な考え方、さらに具体的な地域経済の活性化、雇用対策について、2つ目は定住対策について伺いたいと思っております。特に今回改正された過疎法の中で有利な過疎債をもって事業実施ができるというそういう中で、優先的に取り組むべき課題について町長の所見をお伺いいたしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成23年度における方針についての御質問でございますが、1つ目の地域経済の活性化、雇用対策については、次に述べる定住対策の重要な要因となるものであり、強力に推進していかなければならないと考えております。

農林業については生産物の販売営業面と、生産体制の強化を柱として取り組んでいく必要性を感じております。販売営業面については、6番議員のブランド推進に関する御質問の回答として詳しく述べたところでありますので重複を避けますが、本年さまざまに築いたネットワークを成果として、さらなる取引先の拡大や販売量の増大にステップアップを図ってまいります。また、原点に立ち返り、地産地消の運動と啓発をいま一度意識を持って行い、地元消費の拡大を進めてまいりたいと思ひまして、そのためには食に関する条例の制定などを検討してまいりたいと考えております。また、町内の消費者から料理人の方々、役場担当者、そして生産者までがネットワークを結ぶ体制を構築し、新しい特産品開発や地元料理の創作等にも取り組んでまいります。

生産体制の強化については、これまでも津和野町農地流動化奨励金、津和野町土づくり農業推進補助金、津和野町地産地消推進出荷奨励補助金、津和野町優良牛保留導入事業補助金、有害鳥獣捕獲奨励事業などなど各種事業を展開しているところでありますが、厳しい現状から十分な効果が出ているとは言えない状況かと思ひますので、国に対しては引き続きしっかりと声を届けていく一方で、農業委員会や農政会議等とも連携を密にし、財政状況もかんがみながら事業の拡充や新しい展開を検討してまいりたいと考えております。

有害鳥獣対策については本年の被害の甚大さを深刻に受けとめ、23年度は重点対策として新しい具体策を打ち出してまいりたいと思ひます。

林業につきましては、地球温暖化問題や政権与党による自給率50%の公約など明るいニュースがスタートしておりますが、即座に林業がなりわいとして成り立つまでの環境にはないと受けとめております。当面は資産価値を上げるという観点から、作業道の整備や間伐等を進めてまいりたいと考えております。

本年は京都大学から定期的に講師をお迎えし、津和野の地理や気象条件に適した強い作業道の開設や間伐の方法等について研究を行ったところでありまして、来年度も継続をしながら津和野町の森林整備を極めていきたいと考えております。

また、50年先の津和野町を見据えた事業についても苦しい今の時代であっても種をまくべく着手していかなければならないと考えておりまして、これから貴重な経済効果を生む資源と信じております水資源の確保のためにも森林整備を進めてまいります。

商工観光業につきましては、前述した地産地消のキャンペーンを推進し、まずは地元消費をふやす地道な活動に取り組むとともに観光については津和野町観光振興計画を策定することになっておりますので、時代のニーズに即した津和野の魅力づくりを行いたいと思っ

ておりますが、特に来年度生誕150周年を迎える森鷗外や今年度において山口市と連携を確認したSLについて、これらを貴重な財産として振興策に生かしてまいります。

雇用対策としては以上のような地域経済の活性化を通して行ってまいりたいと思っておりますが、2番議員の質問にもお答えをしたとおり、企業誘致についても体制整備を行って鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

2つ目の定住対策についてであります。I・J・Uターンを進め定住を実現していくためには、仕事の確保、住居の確保、教育・福祉・医療など生活環境の魅力など、さまざまな要因を整えていかなければならないのは言うまでもありません。

仕事の確保については前述したとおり、地域経済の活性化や雇用対策を進めてまいりたいと思っておりますし、住居の確保については6番議員の御質問にお答えをしております。その他生活環境の整備についても、今年度中学校卒業までの医療費の無料化を行って子育て負担の軽減を図り、また教育ビジョンの策定による津和野ならではの特色ある教育の推進に取り組むほか、医療体制の堅持にも全力を挙げてまいりました。来年度以降も保育園や小中学校の環境整備に重点を置いて取り組み、定住環境を整えるとともに有効的な情報発信を行ってまいりたいと思っております。

さらにはこの地域に住む意義、幸せとは何かをもう一度見詰め直すこと、すなわち価値観を経済至上主義から地域のコミュニティーへ、効率重視から非効率容認へシフトしていくことが大切であり、それは地域活動等を通じた人的交流や地域貢献を通して達成感や充実感を実感すること、そしてそれが心の底から豊かであると感じることであると認めておまして、こうした観点に立った津和野ライフを構築、提案していくことも大切であると思っております。

3つ目の過疎自立促進計画における最優先課題についてであります。この度策定いたしました過疎計画の中で年次計画を定めておりますので、それに沿った実行を行ってまいりたいと考えておりますが、その中でも特に来年度の重点施策であります定住と健康づくりにかかわるものについては前述してきた事項を推進する面からも優先課題として取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） いただきました答弁の中で、ブランド推進というようなことも答弁の中にありましたけども、経済対策の中で今回2回目の質問として農業と商工観光業について御質問をしたいと思っております。

農林業対策ということで林業も含まれておりますが、今回は農業についてということで私が考えておりますことを少し提案してみて、それに対してお考えをお聞かせいただけたらと思っております。

まず、農業についてはやはり今日のものの価値観からして、安心・安全でトレーサビリティを徹底した農産物の生産を強く推し進めることは、結果として本町のブランドという商品に生産につながっていくものと思っております。

昨今の国を初め県に配分された来年度の米の生産調整割り当てについては、情報によりますと、今日まで中山間地においては少し傾斜配分として転作の面積が緩和されておったわけですが、これが戸別補償の制度の中で一律配分に近づけるといようなことが報道されておりますが、我々本町にとって規模といい、土地の立地条件といい、なかなか採算的に見て有利な転作物は見当たらないのが現状ではないかと思えます。

そうした状況の中で、一、二年前から飼料用米、飼料用の米ですね、飼料用米と飼料用稲というようなものが転作の作物として注目をされておられますし、国もそのものを推進しようということで10アール当たりの奨励金も8万円というように単価設定をしておられます。実際私も関連してる集団でことし飼料用米についても作付を行ったところですが、過日その生産結果といたしましうか、その反省会もあったところですが、飼料用米についてはことしは西いわみ管内で約22ヘクタールぐらいの作付があり、本町においては8ヘクタールぐらいの実績があったように聞いておりますが、確かに転作の中では実感として今後推し進めるに値するものではないかと私自身は思っております。

ただ、この飼料用稲については収穫機械が特殊な機械が必要でありまして、町内だれもが取り組むということにはならないかと思えます。やはり集団化というように必要になってきますが、全体の町の全体の転作を消化していく上では検討に値するものではないかというふうに考えております。さらにその飼料用稲については畜産農家との結びつきも強いわけでありまして、これからの有機農業の進展に伴う堆肥等の供給にも大きく貢献する耕畜連携というように大変つながるものではないかと思っておりますが、個別の質問になるかと思えますが、この飼料用米についてのお考えを伺いたいと思えます。

それから、商工観光対策、商工業の対策に関係するかと思えますが、国の緊急経済対策というように本町もプレミアムつきの商品券の発行というか発売事業に取り組んで、これの実績についても最初のはるかぜ商品券等については4億円とも5億円とも言われるような経済効果があったようにも伺っておりますが、一方やっぱり町民の皆様方からすべての方が100%、100点満点だという評価もいただいていないのも事実ではないかと思えます。少しお金に余裕のある方が、さらに2割ないし1割の優遇というかそういうものを受けるといことで、若干その辺の配慮を今後どうしていくかということが気になるところでございますが、今回また11月に発売がなされまして、今ちょうど実施されておられますほかほか商品券についての現状の売れ行き状況等わかればお聞かせいただきたいと思えます。

それと、雇用対策についてということですが、なかなか今日同僚議員の質問にもありましたが、地元にあります誘致企業がいろんな事情で撤退をせざるを得ないというそういう中であって、新規雇用を求めるといことは厳しい情勢ではないかと推察ができる

わけであります。そうした中で、あえて自前で雇用の機会を創出していこうということになれば、1次産業である農林業に求めざるを得ないのではないかと、農林業といえどもいろいろなもろもろの条件が、条件というか情勢の中でございますのでそんなに簡単ではないかと思いますが、農作業の受委託の拡大、ブランド農産物の推進、環境農業の推進、先ほども林業の中にもありましたが、地域温暖化問題解決につながる林道、作業道の開設、さらに間伐といったような事業を取り組むことによって雇用が生まれるのではないかと、また生んでいかなければいけないのではないかと、そのように考えておるところでございます。

たまたま私の知り合いの中にも、国の事業でことしの8月から農業研修生受け入れ助成制度を採用されて1人の雇用を確保され農業に従事しておられますが、その辺についてやはりこの制度をうまく認定農業者なり法人等に啓蒙しながら雇用につなげていく手だてを進めるべきではないかと考えておりますが、その辺についてのお考えがありましたらよろしく申し上げます。

それと、定住対策では大變的確なといいましょうか、私も同感するところが多いわけでございます。それは何かといいますと、確かに生活環境の整備や医療、福祉、さらに教育環境の整備等も大變定住に対しては重要なファクターとなっておりますが、この答弁の中にもありますように、ハードの条件整備もさることながら、この地域に住む意義とか幸せとは何か、経済至上主義から地域のコミュニティーへ、さらに効率重視から非効率容認へシフトしていく、また地域活動を通じた人的交流や地域貢献を通じて達成感や充実感を実感することこそまさに定住につながるんだというふうな御回答でございますが、実は私のよい隣の空き家がありまして、今ことしの5月からおひとりほど東京から単身でこちらに来ておられますが、その人とは単身赴任でございますので、比較的自由な時間があるといえませんが、生活基盤も問題があると思いますが、生活基盤は建築設計をしとられる方でございますが、今現在の情報システムで遠隔地におつても結構その設計業務が業務としてなり得るような感じになっておりますが、その方と5月以来きょうまでおつき合いをしておりますが、非常に先ほどの回答にあるような答弁にもありましたような、田舎は非常に住む環境がいいという、静かで環境がいいというそれだけではなくて、やっぱり人とのつながり、コミュニティーが大變大切だ、私はここに住んで皆さん方と一緒にいろんなことでかかわらせていただいていることに充実感を感じてると、つい最近もそのようなこともありました。ぜひそういう取り組みにも行政としてかかわっていただきたいと思いますが、ちょっと質問というよりは手前みそみたいになっておりますが、同僚議員の質問の中にも定住という中の条件整備の中に、さらに自治会活動とか集落の活性化の中で町長からの答弁の中で地域提案型の助成事業ということをお模索しているというような答弁もありましたが、その辺をこういう定住の観点からもぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますし、この成果を大きく期待しておるところでございます。

それと、質問がちょっとあれですが、自立促進計画の中で最優先課題はということも関連がありますのでお尋ねをしたいと思っておりますが、今回森鷗外先生の生誕150周年記念事業

としていろんな事業に取り組んでおられます。特にプレイベントとして取り組まれましたしまね映画塾とかのことについてでございますが、私も一スタッフとしてかかわってきた中で、やはりこれからの津和野の魅力、観光振興、そういった中で最優先に取り組むというか、ハードというよりはソフトの面でこの映画というものが新しい町の魅力づくりにつながるのではないかと、町長もいわば映画でいえば監督の立場にあると思いますが、その辺で町長がこの文化事業によるまちづくり、観光地、新たな観光の魅力づくりということとどのように考えておられるかお尋ねをいたしたいと思います。

それと、答弁の中に今年度において山口市と連携を確認したSLについてという答弁がありますが、これらについて現在山口市と連携を確認したというようなSL事業について、どのようなものが検討されているのかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、まず飼料用米等の今後の推進にお尋ねでございますが、こちらのほうからお答えをしていきたいと思っておりますが、これは6番議員さんの御質問にもお答えをしたとおりでございますが、非常に国のほうの補助も非常に手厚いというようなものでもございます。こうした中で耕作放棄地の解消等の観点からもこの平成23年度、22年度も推進をしてきたところでありますが、23年度についてもさらに町としても力を入れて展開をしていきたいというふうに考えております。特にこの飼料用米等は政府の戦略作物ということに指定をされております。

例えば今回一つ一例を挙げると、有害鳥獣対策等は中山間地域整備事業の中でこれまで圃場整備と一緒に有害鳥獣対策ができておりましたんですが、国のその後の事業仕分け等に引っかかってしまいまして、23年度からまだ決定はされておりませんが、この中山間地域整備事業のほうから有害鳥獣が外れておりまして、そしてこの農水省のほうの一括の交付金の中にも含められようと、そういう動きになっております。その中でやるにしたときに、この戦略作物をつくっておくということが条件にも含まれているというような、現在の計画ではそういうようなことにもなっておりますが、それでは困るということで陳情もしてきたところでありますが、最終的にどうなるかわかりませんが、いずれにしてもそうした観点からもこの戦略作物である飼料用米あるいは稲、そうしたものが津和野町としても推進をしていきたいと考えているところであります。

それから、ほかほか商品券でありますけれども、この売れ行き状況等はまた担当課のほうから御説明をさしていただきたいと思いますが、昨年は国の経済対策がありまして、国から100%の補助事業という形で、あるいは財源があったということもありますので、2割のプレミアム率をつけて、そして再販をして完売をするまで販売をした、そういうことができたわけでありまして。

今年度も商工会のほうからも経済効果があったということで、やりたいというそういう要望もいただいたわけでありまして、何ちゅうても今年度は国の補助というものが全くなくて、やるとしたら一般財源を投じてやっていかなければならないということでも

ありました。しかし、年末を控えてやはり町内が経済がこれだけ冷え込んどの時代でもありますから、何がしかのやはり手だてはしていけないかんだらうということで、そうしたところから商工会とも協議をさせていただいて、プレミアム率を昨年よりも悪いですが1割に減らしていただいて、そして完売はもうしないと、そういう1回目の募集で締め切っていくという現段階の計画であります。そうしたことでことは始めさせていただいております。そうした面で昨年に比べますと反響は少ないかもしれませんが、少しでもこの年末の地域経済の活性化につながればという思いでさせていただいているところがございます。きょうの今回の御指摘も踏まえながら、また来年度以降どうするかという問題もございますので、より効果が上がるような取り組みをまた検討してまいりたいと考えております。

それから、定住にかかわる部分、林業関係ですとか、その辺の話もいただきましたので、定住ということで少しお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、実はきょうもちよっと残念なニュースがまた一つ出まして、今回の国勢調査の結果が出た中で、島根県内では津和野町がこの減少率が一番多い、高い、そういう結果が出たというニュースを聞いたところであります。途中経過の段階では2番目だらうというような想像をしとったわけでありまして、これが2番目であろうと1番目であろうと減少率は非常に高いということでありまして、非常にきょうまた残念なニュースを聞いたなとそんな思いであります。この5年間、本当に津和野町もそうした意味で減少が続いてきておるわけでありまして、これまでのやっぱり事業というものももう一回抜本的に考え見直しをして、そして定住対策というのをさらに来年度以降進めていく、そういう意味もあって来年重点施策として掲げているわけでありまして、本当に気持ちを入れて取り組んでいかなきゃならんと考えているわけでありまして、こんな中で当然農業のほうも農林業というのは津和野町の資源を生かすという意味では、議員御指摘のとおり非常に重要な分野であろうと思っております。農業とともにこの林業対策の話も出しましたが、これは最初の答弁でも述べましたように、私も森林組合を経験してきておる中でなかなかやはりこの風は吹いておりまして、まだ一つの業として成り立つほどの風になっていないという思いがあります。森林組合もようやく経営が黒字転換をしてきたところでありまして、森林組合もこれからそれを土台にまた雇用をふやしていくということも考えられますから、そこでの雇用対策というのは考えられるかもしれませんが、やはり個人個人がある意味林業としてなりわいが立つ、そういうところまでいけると非常にいいというふうにも思いますし、ただそれは現実的にすぐにはならないだらうという考え方から、やはり私自身この定住は兼業の中でやっぱり生活をしていくということを進めていかなきゃならんと思っております。それは農、林、あるいは新しい今後エコツーリズム等をやりながら、例えばボランティアガイドをやって、そのボランティアといっても対価をいただいて、そして収入の一部にもらっていくという考え方、農業もやりながらあわせてやっていく、そういう津和野のモデル的なものをつくっていかねばならんんじゃないかと思っております。その中で林業も即その林業間伐でお金にはなりま

せんけれども、その自分の資産をつくっていくという観点から、それぞれの一人一人が自分の山の林業手当てをしていくというふうなことも必要だろうと思います。そういう意味でこの林業研修というものをあっせんをし推進をしていくということは積極的に取り組んでいきたいと思っております。そうした中で兼業であって都会の収入と比べて都会ほどの収入は得られないかもしれないけれども、しかし収入は少なくとも田舎ならではの楽しみ方がある、そういうこともあわせてその津和野ライフとしてつくり上げていく必要があるんじゃないだろうかということでもあります。都会にはない津和野ならではの生活することの楽しみ方、そうしたことをこの雇用の経済の仕事の確保とともにこれから進めていく、そういうことをやってまいりたいと考えているところでございます。

それから、あわせて集落支援のお話もありましたが、これも同時にそういう津和野ライフをつくっていく上で集落支援、今まちづくり政策課でやっておりますけれども、早急にこの支援の体制をつくっていききたいと思っております。この中で地域提案型ということもおっしゃいましたが、そのほかにも来年度この総務省が進めております集落支援員制度というものも取り入れていけないだろうかというふうにも思っております。

御承知のように島根県からは今総務省椎川さんがおいでになっておりまして、非常にこの集落支援員制度、これを推進をされているところでもあります。我々もそうしたネットワークもしっかり生かしていきながら、この集落支援というものを構築をしていきたいと考えているところでございます。

それから、映画塾でありますけれども、当然こちらのほうも鷗外を核とした、それで一時的なイベントで終わってはいけないというふうにも思っております。今後こうした鷗外を核とした文化事業というものも進めていかなければならないというふうにも思っております。

余り軽率なことは申し上げられませんが、今回本当映画塾というのは非常にすばらしいものであったと思っております。皆さん見られた方が、津和野の自然、風習、風土、そうしたものをもう一回見直す機会になって非常に郷土愛が高まった、この事業を通してですね、私はそういうすばらしい事業であったというふうにも思っております。今後これをどういうふうに発展をしていくかということも考えていかなければならないだろうと思っております。

松江市とかそれから宮崎県ですとか、今全国で少し広がってきておりますが、フィルムコミッションという事業がありまして、それは映画をつくるときに、そこに地元がその映画を誘致してきて、そしてそこに津和野からボランティアで協力をしたりして、またその地域を舞台に映画なんかをつくらせていただいて、それがまた情報発信へつながっていくという、そういう取り組みをされてるところもあるかというふうにも私自身思いますので、しっかりそのフィルムコミッション事業というものも研究をし念頭に置きながら、このしまね映画塾というものも取り組んでいければというふうにも思っております。

ただ、今回の映画塾についてはもう県内持ち回りでありますので、来年については津和野でできないわけでありますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

それから最後に、山口市とのSLでございます。今の詳しい進捗状況はまた担当課のほうから御説明をさしていただきたいと思いますが、御承知のとおりことしの1月から阿東町が山口市へ合併をいたしまして、津和野町のお隣が山口市ということになりました。私どももこの山口市とお隣同士になったわけでありますので、いろんな連携を考えていかないかんというそういう思いから、もう大分前でちょっと日付は覚えておりませんが、私のほうで山口市長に面談をお願いをいたしまして、市長のほうへお話に上がらしていただいて、ぜひいろんな連携をして一緒に頑張っていきたいというお話をさしていただいたわけであります。山口市長さんのほうも非常に前向きにとらえていただきまして、それでその山口市の中にまた担当者を決めていただきまして津和野との連携をしていく、そういうことを確認をしたわけであります。

そして、その話の中でやはりその山口市と津和野を実際につないでいるものはSLだ、非常に魅力のある財産だということで、このSLを核として、そしてその沿線の景観整備というものも今一緒にやっていくことが、またSLの活性化あるいはそれぞれの町の地域の活性化につながっていくんじゃないだろうかというお話をさしていただいて現在を今迎えているということであります。今後今具体的な取り組みを進めているところでありますので、そうしたところをまた23年度もやっていきたいと考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） それでは、町長の補足としまして2点答弁させていただきます。

まず1点は、お伺いの商品券、今発売中のほかほか商品券第2弾でありますけども、この状況につきましては今ちょっと詳しい資料を持ち合わせておりませんが、記憶で申し上げますが、たしか先週ちょっと聞いた数字で申しわけありませんが、現在は売れ行きが約3割弱というふう聞いております。前に行いましたほかほか、またははるかぜ商品券につきましてはプレミアムが20%と高かったこと、それから初めは前の場合はまず公平性を加味して平等に売っていき、残ったものつきまして再販売をして制限はかけはしましたけども最初の購入とは別にまた購入を希望の方にしていただくと、二段構えで行いました。前のときは最初の販売のときに既に6割から7割売れて残りを再販売をしたという経緯がありますが、今回は町長申し上げましたとおり、プレミア率が昨年の20%に比べて10%と低いこと、商品券としては実は世間では10%のプレミアだったら本当は大変高いものなんですけど、昨年20%からの10%ですので低く感じられたということ、それは先ほど町長が申し上げましたように財源の関係でそうせざるを得なかったということがありまして、その低いことも影響していると思っておりますが、今回は売り上げが少し苦戦をしているということになります。

先週からもう少し指示をいたしまして積極的にPRをお願いしましたところ、やはり効果が出始めておりまして、年末ということもあると思っておりますけどもまた売れ始めておりま

すので、販売とそれから利用期間は来年の1月31日までやっておりますので、それまでには少しは数字を伸ばすことができるかなと思っております。

それから、念のためもう一度申し上げますが、今回は再販売は計画をしておりません。これも財源の関係でそのように判断をさしていただいております。

それから、SLの関係ですが、これはまだ名前としては仮称ということになるかと思いますが、山口市さんからSLトラスト、またはSLトラスト基金というような仮の名前でそういうことを一緒にしませんかという投げかけをいただいております、町長のほうで御了解いただいて、今事務方でそれをどうして進めていくかということを検討している最中でありまして。

これは簡単にいいますと、SLは私がいつも申し上げておりますように、いつまでもほっといて走ってくれるものではありません。寿命のある機械ですので、それを支援しながら大事に大事に乗り継いでいくべきものだと思います。それには年々だんだんお金もかかってまいります。そういうことの支援をしていくための機構というんでしょうか、基金というんでしょうか、そういうものをつくっていいかということでもあります。

きっかけは先ほど町長申し上げましたが、ことしの1月に山口市、阿東町さん合併されてSL山口線が走る全線が山口市と津和野町の1市1町のみになって、自治体としましてはこの2つの町だけになりましたので、この2つの町がSL山口線を、SLまたは山口線をてこにしてがっちりと手を組んでSLを守りながら沿線の景観整備、または観光振興をやっていくのはいわば当然のことであるというふうな状況になっておりますので、それに向いて取り組んでいこうということで過疎計画にも上げさせていただいているところであります。

呼びかけは両県も入っていただきながら行うことにしておりますが、実際には商工会、商工会議所、いろいろな民間団体に広く声をかけていながらこの組織の成り立ちについて今後協議を進めていって、早ければ23年度中に最初の立ち上げをしたいという状況であります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 板垣議員さんの御質問の中で、WCS飼料用稲の関係の大型機械というふうな質問がございました。農林課といたしまして、今年度WCS飼料用稲の関係の栽培をふやしたいというふうなことで話し合いを持ったところでございますが、今益田の牧場が持っている機械がもう既にその性能のいっばいだということで二十三、四町歩ぐらいまでしかできないというふうな状況でございました。それで、今年度は昨年度と同様の栽培面積というふうなことでございます。

町内の畜産農家からの希望からいたしますと、そのWCSを農家のほうにというふうな声も聞いておるわけでございますが、何分機械が大きくて1ロールが150キロぐらいございまして、多くの畜産農家というのが零細な規模で経営をされておるということで、それ

を仮に持っていったにしてもなかなか難しかろうということと、益田の牧場で持っておりますのでそれを町内の畜産農家に持っていけないというふうなことでございまして、町内の法人において飼料稲をサイレージにする機械、小さいものがございまして、そういうふうな方を中心にして対応しておるところでございます。

益田の牧場が持っております機械というのが、耕畜連携の中の補助事業、国の補助事業がございまして、飼料用稲をつくった場合にその栽培農家に対して2万5,000円が入るとのこと、機械を持っておる農家に対しても2万5,000円、これは10アール当たりの単価でございますが、それがお金が入るというふうなことで年間20町歩収穫をするということになりますと、所有者である畜産牧場のほうへ500万円入るというふうな形になりまして、機械フル装備でその当時2,000万というふうにお聞きしておりましたが、4年間で大体採算が合うというふうにお聞きしておったところでございます。

今回御提案がございましたが、その事業というのが今廃止になって新たな事業というふうなことになっておると思うんですが、今その子細を把握しておりませんので言えませんが、大型機械を保有してそして畜産牧場のほうで対応していただけるものか、それとも町のほうで考えていかないといけないのかというふうなこともございまして、町内の畜産農家も考えながら栽培農家も考えながら対応を考えてまいりたいというふうにお聞きしておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） ありがとうございます。再質問ということで1点だけ、まだ山口線のSLの関係のお話を伺ったところでございますが、さきにいただきました過疎計画の中を少し読ましてもらいますと、山口線SLトラスト創設事業というようなことで、平成26年か7年、そのようなところ、5年か6年でしたかね、そういうところに実施計画が載せられておったように記憶しておりますが、実は私の住んでるところも山口線沿線でありまして、今日までこのSLが当たり前のように通っておったわけでございますが、みんなでいろいろ集まってはこのSLありがたいと思うことで何とか地域が活性できないだろうかということがたびたび議論されておりました。

そうした中でことしの春、またやはり同じような酒の席で、言うばっかりじゃなくて何か一つやってみようじゃないかということで一つの行動に移ったわけでございますが、SL応援団という組織を地元の有志で結成いたしました。何をするかというと、沿線にたくさん写真マニアの方がおられます。特に重連の運転というようなときには、もう私どもも驚くぐらい300人といえれば少し大げさかもしれませんが、沿線の車の数からして恐らく数百人単位である沿線にSLの写真をとりに来られます。そういった方はやはり今日までは自前で食事なり飲み物なりは準備して来られるわけですが、そういった方に対して少しでもサービスという形で余り利益を求めないで昼食とか飲み物なんかを提供することはできないだろうかということで、SL茶屋を3月21日に開店したところでございます。今日まで11月の後半まで都合6回ぐらい開店いたしましたが大変好評を得ております。

さらに、たしか10月9日からことは重連だったと思いますが、重連の写真は特にまた人気があるようでして、今日まで地元とのつき合いのあるマニアの方から、少し沿線に繁茂している立ち木とか雑草を除去してもらえないだろうかというような話もありまして、我々もそういうことぐらいなら協力していこうということで、SL応援団はSL茶店を開くだけでなくして沿線の環境整備にも取り組もうということになりまして、有志がまた延長、そうですね、300メートルぐらいの間をそのような形で雑物除去、伐採等に当たったわけでございます。

そうした動きに対してさらにそのSLマニアの方から、地元がこのようなボランティア的な取り組みをされるんなら、我々もただその恩恵にあやかるのではなく幾らかお手伝いをしたい、そのようなことがマニア同士のネット配信の中から生まれて寄附金が自然と集まりました。その額は私どもが予想していたようなものではなく、都合15万4,000円ばかりのものがそのネットという情報でマニアの方からいただくことができました。

そうしたことが今回山口市とのお話の中で具体的に話が進められているというようなことを聞きますと、まさに時期を得た、こういうタイミングは何か力強い、我々のやってることもこれからますます頑張らなくてはならないのではないかなというふうに考えております。そうした中でせつかくの機会でございます、時間もかなり経過しておりますが、なぜその山口線がいい、ファンにとってたまらない魅力なのかといいますと、やはりあの周りの急勾配な鉄道、さらに山峡にこだまする汽笛というか蒸気音、そういったものが非常に全国的にもたぐいまれな場所ということで、こういう条件のもとでのSL運行がことし運行が再開されて31周年になるのかと思いますが、やはり蒸気機関車といえども耐用年数をはるかに超え、これからの運行もそんなに容易ではないかと思いますが、このトラスト事業を山口市は来年からというふうにお伺いしましたが、津和野町の過疎計画ではもうちょっと先で事業実施のようなこと書いてありましたが、私はもうもっと前倒しで来年23年度から具体的なやはりトラスト基金の創設について前向きに考えていただく、そういう大切な時期ではないかと思って町長にもお願いというか、取り組みをしていただきたいというふうに考えておりますが、その点だけをお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） このSLにつきましては本当に全国的にもファンがいらっしやいまして、写真をとられる方だけでなく乗られる方もいらっしやるということ、私もこの1年で実は実感をしてるところであります。1年間東京を中心に行って、特に自治体関係者、全国の皆さんと名刺交換をする。そうすると津和野の名刺を出すと皆さん御存じでいらっしやる。津和野のブランドの力というのをまぎまぎと感じておるわけですが、その中で、「SLがありますね」ということをよく言われるわけであります。そうしたところでこれが自治体関係者じゃなくてもほかの、先日も土日ちょっと東京で別の会に行つてまいりましたが、同じような状況で、SLが乗りたいんですというお話がありました。そうした面からこの津和野のSLというのは非常に重要なものだと思っております、今後活用していきな

ならんと思いますし、今回山口市さんとういう連携がはぐくまれてきたということは非常にありがたいことでもあり、我々も推進していくべきであると思っております。こうした中、住民側としても今議員さんから大変心強いお話をいただきまして、私もそのお話を聞きながら励ましを受けたような気持ちでもございます。そうしたことも踏まえまして、来年からすぐやるとちょっと言葉では言えませんが、もう少し検討を前向きに検討させていただきたいとそうように考えております。よろしくお願いたします。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 次の質問に移ります。

税、料等自主財源確保についてということですが、大変疲弊する地域経済や高齢化の進む社会情勢の中で、先ほども国勢調査の人口減少率というようなことも町長申されましたが、大変厳しい環境の中で税や使用料の確保は容易ならざる状況にあらうかと思いますが、滞納整理や収納率の向上、さらには住宅使用料、水道料、保育料といったような料の負担、そうしたものが自主財源につながるわけですが、その辺のことにつきまして町長の基本的な姿勢をお伺いしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、税、料等自主財源確保についての御質問に対してお答えをさせていただきます。

現下の地域経済は依然として厳しく、過疎高齢化の急速な進展や円高、株安の動向など景気の下振れ要素も存在しており予断を許さない状況であります。このような中で貴重な財源である町税の収納につきましては大きな伸びが期待できない状況にありますが、徴収率の向上については強い決意のもとに取り組みを強化していかなければならないと考えております。

島根県全体を見ると、2008年度の数値であります。市町村税の徴収率が全国第3位、県税の徴収率が全国第1位となっており、非常に高い徴収率を誇っております。その一方で、津和野町の徴収率は島根県内の市町村の中でワースト1位となっており、数年連続の恒常的なもので深刻な事態と受けとめております。財源の確保の観点からもまた税負担の公平性確保の観点からも早急に改善を図る必要がありますが、施政方針でも述べさせていただいているとおり、滞納整理につきましては公平公正な税務行政を守るためにも、法的な措置を含め今後も引き続き取り組んでいかなければならないと考えております。具体的には個々の事例が異なりますので詳しくは申し上げられませんが、いわゆる悪質な滞納者には毅然とした対応を行い、真に資金繰りが困難な滞納者には十分な対話のときめ細やかな対応を行うなど、住宅使用料、保育料等その他の税、料も含め滞納整理を行っていく必要があると思っております。島根県とも連携をこれまで以上に密にし、他市町村の滞納整理方針等も参考にするなどして、今後収納率の向上等自主財源の確保に向け努力をしまいたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 一般質問の途中でございますが、お諮りをいたします。本日の会議は、板垣敬君の質問が終了するまで延刻をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） それでは、御異議なしと認めます。したがって、本日は板垣敬君の質問が終了するまで延刻することに決しました。

引き続き一般質問を続けます。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） この滞納という部分について、ことし初めてというよりもずっとこの問題は尾を引いておるわけでございますが、今回ある時期、8月、9月でしたか、地元の会合に出席をさせていただきまして、議会の報告をさせていただいた中で、特に議会だより等も活用しながらこの議会報告をさせていただいて、滞納というような一覧があるわけですが、これをもって皆様方は今まで余り知られていなかったような、こんなにもあるのかというようなことで私にこんなに滞納があつてどうするんだというようなお話を伺って、改めてその滞納というものが町民の皆様には十分理解というか知らされているものと私は思っておりましたが、その割にはいわゆる厳しい御意見がありました。何でもっと早く早くそういう滞納整理をされてないのか、執行部の対応いっただうなっておるかというようなことで、私にもその対応についての御質問があつたわけでございますが、私はその際ことしの決算審査において若干、若干という言葉じゃなくて、審査において担当課長にもお伺いした中で、税については時効が5年というか、請求権が5年あるということをお願い、さらにその間それぞれ請求、督促、催告等の手続をすることによって、その求償権というか請求は生きてると思っておりましたが、決算審査の段階ではそういったその手続を内容証明等の扱いでもってしても、やはり5年間の中での時効の中断にはなり得ないと、そのようにお聞きしました。

結果として、平成21年においては前年度の2倍以上に当たる1,600万円にも及ぶ不納欠損処理をせざるを得なかったというふうに理解しておりますが、今後時効の中断の条件を満たす手続としてはどのようなものがあるかということで、納税誓約書を取り交わすことが最善であり、時効の中断につながると、そのような説明を受けたわけでございますが、もう一度確認というかさせてもらいたいと思っておりますが、納税誓約書というものは、納税する側と徴収する側がお互いに話し合いをした中で納得の上で誓約書を取り交わされるものと思っておりますが、そのものをもってして時効の中断があると、そしてことしの22年に至ってこの誓約書の取り交わし件数が大体どのぐらいあつたものか、その2点だけお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） それでは、質問に対しましてお答えを申し上げたいと思っております。

いわゆる税の不納欠損処理、先ほど議員さんも言われましたが、1,600万少々、平成21年度末で処理をさせていただいております。いわゆるこの不納欠損処理というのは、いろいろと処理をする手法として、あるいはその前の段階としてのそのいろんなパターンといたしますか、いろいろ種類があるわけですが、一つには時効の中断をする。先ほども議員さん御指摘のように、時効の中断というのはなかなか督促の送付、あるいは催告書の送付だけでは時効は中断しない。いわゆる納税誓約を結ぶ、契約書みたいなものですね、これを結ぶ。このことは例えば私にはその契約書上の中身の文言のことなんです、私にはこれこれの滞納があります、それを私自身まずそれを認めます。その次に、その滞納額についてこれからどういうふうな形で納税をしていきますという内容のものでって誓約をされるわけです。したがって、その誓約が成立した時点から時効が中断をするということでございます。

不納欠損処理の中のもう一つの方法としては、いわゆる執行停止ということがあります。これは納税者の中でどういいますか、いわゆる生活困窮者ですね、そういう人、あるいは課税はしたけれども、その後、その納税者の行方がわからない、いわゆる所在不明者、これらについては調査をした上で執行停止するという法的な措置を施します。それが3カ年間状況が変化しないということであれば、これも地方税法によってでございますが、不納欠損をすることができるという規定があります。これらを総称して不納欠損の処理をするというふうなことになっておるわけですが、先ほどの納税誓約の件数、これにつきましては21年決算につきましては9月に行われました決算審査特別委員会の中での御説明をさせていただいたとおりでございます。ですが、22年度につきましては、数件今年度に入って誓約書を取り交わしておりますが、現在までのところの正確な数値を今手元に持っておりませんので正確なところはお答えはできませんが、日々その納税誓約を結ぶことによって時効を中断させていくという意味において、納税誓約の締結について職員一丸となって努力をさせていただいておりますという状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 担当課長は今年度に入って誓約件数が何件あったか正確なところを承知してないというような答弁でございましたが、この誓約というのは大変重いものがございますので、しっかりと理解のもとに今後とも着実な業務に励んでもらって成果が上がることを期待してこの質問を終わりたいと思います。

続きまして、水道事業についてでございますが、合併協定項目として残されておりました水道料金でございますが、23年度を目途として統一されるということが協定項目としてうたわれておったわけですが、新しい料金体制がどのような考え方のもとに策定されたのかお聞きしたいと思いますし、さらに向こう29年度統合に向けてのスケジュールと体制についても伺いたいと思います。この本議会の冒頭の日、全員協議会でその概要はお聞きしたところでございますが、そのことについて伺いすると同時に、今後さらに統合された暁には、エリアそのものが大変広範囲になるということで維持管理体制、特に休日

夜間における緊急対応等についての住民の不安も多々あるわけですが、その辺についてのことについてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、水道事業についての御質問に対して回答させていただきます。

新料金体制につきましては、合併協定書で平成22年度までは現行のとおりとし、平成23年度に新料金を設定するとなっていることに沿い、津和野地区と日原地区で相違のある料金体系や基本料金、従量料金等について統一を図ることを旨とし、今議会に津和野町簡易水道事業給水条例の料金に関する条項の改正と新年度からの実施について御提案をさせていただいているところでございます。詳細につきましては、17日開催の議会全員協議会において御説明をさせていただいておりますので、この上は再質問等ございましたらその上でお答えをさせていただきたいと思っております。

津和野町簡易水道事業の統合計画につきましては、本年2月26日に開催された全員協議会の席でも御説明をさせていただきましたように、現在公営で管理運営している旧事業と町の施設でありながら地元水道組合等で管理運営している10事業について、水道配水管の連結による統合や事業のみの統合も含め、3回に分けて統合を進め、平成28年度にはすべてを統合し1事業とする計画でございます。

現在の水道施設の管理体制につきましては、公営の施設管理は3名の職員、また休日は町内業者に委託し水質管理等施設巡視を行っておりますが、漏水事故やポンプ等の施設トラブルについては、町内業者や施設に精通した専門業者をお願いをし対応しております。

休日や夜間の緊急時の対応につきましては、対応していただける業者の手配や修繕資材の調達等困難を来す場合もありますが、今のところは業者の協力や皆様の御理解と御協力もあって大災害の場合を除き極めて長時間に及ぶような断水も少なく済んでおりますが、統合により管理施設が増大することから水道を利用されている皆様にできるだけ御迷惑をかけることがないように、また安心して生活していただけるよう老朽施設の改善を進めるとともに、通常の施設管理も含め業者等との連携についても早急に検討したいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 休日と夜間の緊急的な対応についてということで御回答がありました。この12月定例会の前、ちょうど12月4日だったと思っておりますけれども、畑迫地内の地元管理の水道組合の役員の皆さんから大変な電話をいただいて緊急に伺ったところでございますが、やはりそれは具体的に言いますと、野中線という町道を埋設してある水道管が、いわゆる町道を利用される車の重量というか、その辺の因果関係だと思っておりますが、水道管の破裂により漏水が起こったと。それも1回のみならず2週間ではないかと思いましたが、2週間以内ぐらいの間にほぼ同じような5メートルぐらい離れたところの箇所でも漏水の事故が発生したわけでございます。4日のときには私も駆けつけて皆さんからの声

を聞いたわけですが、原因が特定するわけにもいきませんが、現実として町道に埋設してある水道管が何かによって破裂して漏水を招いたわけですが、そしてその緊急修理について、町にももちろん連絡をして町は適切な対応していただいたわけですが、基本的には地元対応ということになっておりますので、早く漏水をとめなければならぬということで町に連絡すると同時に業者の方をお願いをしたところですが、日曜日ということもあってなかなかすぐ対応がしていただけなかった。益田の業者のほうにもお願いして対応を試みたわけですが、それも快い返事がいただけない中で、もう地元としてはとりあえず止水栓をとめ、現状、地元でアスファルトを掘り上げて何とかせにやれんかなというようなこともあったようですが、そうした中である水道業者の大変な熱意によってそれじゃ行こうということで、午後時間を割いて的確な修理をしていただいた。

そういう事例を私見まして、町道の管理は津和野町、水道の埋設というか水道管理は地元の水道管理組合、原因が特定できないわけですから、どこへ言うていけばいいのか、もう腹の立つところはごく自然なところではないかと思いますが、それを今回の一般質問ではやはりこのこれからあってはならない、特に農村部の集落の戸数の少ないようなところは水道がなくても山水で何とか対応できるであろうとか、そんなことが少し対応としておくれを招く原因になるのではないか、そんなことも危惧されますし、今回の事件というか事故についても、実際その破損した修理費は地元の組合が修理費を出さざるを得ない。覚書という一つの委託管理契約の中にはその都度町と協議の上で対応するというふうになっておるようでございますので、この最後のてんまつについてはまだ聞き及んでおりませんが、前回の修理費はどうも地元組合で負担されたようでございます。そういった一連の町道の通行制限をするというようなことはできるものでもないし、何か地元としてはだれにこの怒りを持っていけばいいのだろうかというようなこともありまして、さらに今後統合することによって、そういった維持管理は行政のほうでされるかもしれませんが、水道料金も私自身の地元でも議論が今出ておりますが、現在の水道料金の約8倍から9倍に近い負担を強いられるわけでございますので、この辺の農村部における遠隔地における緊急避難的な対応等が大変不安であります。その辺について少しコメントがいただければありがたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、現況の水道の施設につきましては、町が設置をし地元で管理をお願いしているのが10施設ございます。これにつきましても先ほど述べましたように、28年までには管の接合もしくは事業の統合等によりまして町が直営管理というふうに移行するということを決めさせていただいておるところでございます。これにつきましては地元の組合等も既に了承済みということで理解をしておりますが、ただそれまでの間は地元で管理していただける分については地元で管理ということに変わりはないということでございます。今町議さんの質問にもござい

したが、危惧されていることには、それまでのこと、あるいは仮に町管理になってもその阻害をされるようなことはないだろうかということですが、町が直営となった場合にそういうことは分け隔てなく緊急態勢の場合にはやるようにしています。ただ、業者等との連携について、ただいま町長の回答申し上げましたように、今のところは何とか御協力もいただいておりますが、これから先業者さん等も随分その事業を少しずつ狭められておられますし、そういった観点からいいますと、やはりちゃんとした管理体制ということは検討をしていくべきであろうというふうに私も考えておるところでございます。

それから、道路につきましては確かに改良済みの今現在の道路改良というのは路盤もきちんと固くなってそういう構造になりまして普通の車輦が通って壊れるような道路でないように今つくりかえておるところでございますが、古い農道から町道にした場合、あるいは林道から町道にした場合はもとの道路の構造が多少違います。それにまして重車輦が通ると路盤がもたないところ、あるいは路盤の軟弱な箇所もありまして、そこが集中的に壊れるということも多々あるかと思いますが、いずれにしましても壊れたときに町のほうに御連絡いただければ誠意を持ってその連絡とか初期の行動等はいたさしていただいております。ただ、費用区分等について、これは修繕の場合には地元負担ですよということが協定書には書かれてあるようでございまして、それがただどこが小修繕で、どこからが大修繕であるかという境目が明記してあるわけじゃございませんが、その都度うちのほうに相談をいただいて、その中でまた内部協議もしながら地元と協議しながらなろうかと思いますが、いずれにしましても今現在はそういう決まり事の上で運営をさせていただくということの決まりとしております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 円満な対応をこれからもよろしく願いいたしまして、この件については終わりたいと思います。

最後に、津和野高校のことについてでございますが、併設型の中高一貫教育学校を取り入れてぜひ県立の津和野高等学校を存続していきたいということで、この取り組みについては今年度当初予算でも係を設け200万円の予算をもってこの運動を展開するというところで理解しておりますが、同僚議員も前回ですか、一般質問でもしとられますけども、最近の直近の取り組みの状況と今後の見通しについてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 併設型中高一貫教育学校開設への取り組みにつきましては、現在津和野高等学校後援会が中心になって活動しております。後援会の構成員は津和野町長を会長として、顧問に県議会議員、副会長に津和野高校の校長、PTA会長、同窓会長に御就任をいただき、理事、評議員を含め総勢48名の役員というふうな形で構成をされております。事務局は町教育委員会津和野高校支援係が担当しております。また、本会の役員のうち、津和野高校校長、PTA会長、同窓会長、参与代表、副町長、教育長により専門委

員会を組織してありまして、中高一貫校開設への取り組み並びに2クラス維持への取り組みを中心に活動をしております。

中高一貫校開設への取り組みにつきましては、平成20年に町議会から県知事、県教育長あてに、併設型中高一貫教育学校開設の実現を求める意見書及び後援会から県教育長あてに、津和野における併設型中高一貫教育学校開設についての提言書を提出をしておりますが、平成21年8月には県財政の状況及び地方の小都市での中高一貫校の現状等を勘案し、県が中高一貫校を設置することは困難であるという旨の回答を受けております。

県は、現在までのところ先ほどのような考え方で推移をしておりますが、後援会といたしましては中高一貫校開設に向け、教育内容、検討部会、これは町内外の有識者による組織であります、検討部会を立ち上げ、教育理念及び設置学科についての検討を行いました。

検討内容の結果につきましては、嘱託配付文書として「明日を拓く」第2号から第4号により町内各戸に配布をしているところであり、あわせて津和野高校の現状につきましても町広報により周知をしているところでもあります。

また、今後の見通しということでもありますけれども、中高一貫校開設のため後援会あるいは同窓会あるいはPTAを核とする署名活動を行うための体制づくりを行っていく予定というふうになっております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 今教育長の答弁にもありましたが、「明日を拓く」ということでその文面も読ませていただいております。たしか4号だったと思いますが、県立の高校の再編計画は定員の42人ですかいね、あれが2年連続して下回ると統廃合基準に抵触するちゅうか触れるんで、1クラスになるとかいうようなことも記述してあったかと思っておりますが、その辺の確認と、それからこの顧問に就任しておられます県議会議員の先生に、たまたまつい最近報告会の中でその先生は県知事に対して一般質問されておられまして、この中高一貫校の津和野高校の存続ということに絞った質問ではなくて、中山間地における小規模校の存続等に対する県の財政措置等について一般質問をされたようでございます。その内容については前向きに検討するというようなことで、至って抽象的ではありますが顧問の県議先生も力を入れていただいているなというふうなことを実感しておりますが、その辺について町長も同じような活動ともにしておられるかと思っておりますが、先ほどの2点について、統廃合基準というんですかね、再編基準と県と現在までの財政措置等について動きがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 1点目の学級維持のための基準の考え方ではありますが、人数といますか、数字については明確には覚えておりませんが、40人学級は標準ではありますが、島根県の場合は35ぐらいのその何割というふうな形だったろうと思っておりますので、その数字はちょっと明解に覚えておりませんが、それが要するに何年間か継続すると要するに学級減の対象にしますよというふうな状況でありまして、それでこのまま何もしないで

いると津和野高校もその基準に適用するような形になってくるのが間近であるということであります。ただ、管内全体、県全体のそういった高校生の減少ということはありません、来年度も何カ所かは既に学級が減になる学校が既に計画をされております。ただ、津和野高校につきましては、来年度はその対象から外れているというふうな状況であります。

それから、もう1点の財政的な分についてであります。今のところ私としてはそういった情報を持ち合わせておりませんのでお答えができかねます。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） もう特に改めというか、どこかの記述の中に通学費の補助とか寮費の負担軽減とか、さらに学校給食の実施等も検討しているというか、過疎計画か何かにかかわっておったかと思いますが、そんなものをやはり具体的に次年度もことしは200万当初予算組まれて後援会のほうに委託費というような形で回されたかと思いますが、やはりそういう個別具体的な予算というものはそれ以上にかかるわけですから、来年度23年度過疎計画の中ではうたわれておるような気がしましたが、その辺はこれからの事務的な作業かと思いますが、そういうものが必要ではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 今議員さんが言われたようなことにつきましては、後援会の中でも話しておりますし、原則的には2学級を維持するための方策というふうな考え方で議論をしているものであります。

一つは今の鉄道の定期券の補助あるいは寮費の補助、中には学校給食を出してはどうかというふうなそういうふうな意見も出ていることも事実であります。何もかも一遍にといいうふうなわけにもいきませんので、とりあえずまた管内等の足並みの関係もありまして、例えば益田市さんは人口がかなり多いんで、多少津和野高校のほうに来ていただいてもいいかと思うんですが、吉賀町の場合、宿舎を活用して津和野高校には来るといふふうな格好になってまして、その辺で余りにも魅力出し過ぎて吉賀高校がまた同じような状況になっていけませんので、そういった調整等も考えながら、とりあえず来年あたりは定期券の補助というふうなことを考えて、それも全額というわけにはいきませんが、一部補助というふうな形で対応してはどうであろうかというふうな方針を後援会という形の中では出してありますし、予算については新年度ということですが、町長にもそういった意向をお伝えをして、そういう方向性で進んでみようというふうな状況になっているところでもあります。

○議員（3番 板垣 敬司君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、3番、板垣敬司君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度でとどめ、延会したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、本日はこれにて延会することに決しました。大変お疲れでございました。

午後 4 時 42 分延会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 22 年 第 7 回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第 4 日）

平成 22 年 12 月 22 日（水曜日）

議事日程（第 4 号）

平成 22 年 12 月 22 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 町長提出第 119 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について

日程第 4 町長提出第 120 号議案 鹿足郡環境衛生組合規約の変更について

- 日程第 5 町長提出第 121 号議案 津和野町発熱外来施設の設置及び管理に関する
条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 122 号議案 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正につ
いて
- 日程第 7 町長提出第 123 号議案 津和野町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 124 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画（平成 22 年度
～平成 27 年度）の策定について
- 日程第 9 町長提出第 125 号議案 平成 22 年度津和野町一般会計補正予算（第 3
号）
- 日程第 10 町長提出第 126 号議案 平成 22 年度津和野町国民健康保険特別会計
補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 町長提出第 127 号議案 平成 22 年度津和野町介護保険特別会計補正
予算（第 3 号）
- 日程第 12 町長提出第 128 号議案 平成 22 年度津和野町後期高齢者医療特別会
計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 町長提出第 129 号議案 平成 22 年度津和野町簡易水道事業特別会計
補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 町長提出第 130 号議案 平成 22 年度津和野町下水道事業特別会計補
正予算（第 3 号）
- 日程第 15 町長提出第 131 号議案 平成 22 年度津和野町電気通信事業特別会計
補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 町長提出第 132 号議案 平成 22 年度津和野町病院事業会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 17 発議第 9 号 T P P 交渉参加反対に関する意見書（案）の提出について
- 日程第 18 請願第 6 号 木曽野向線町道の舗装工事について
- 日程第 19 請願第 7 号 医療費の窓口負担軽減の意見書採択を求める請願書
- 日程第 20 総務常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 21 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 22 議員派遣の件
- 日程第 23 経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程第 1 発議第 10 号 医療費の窓口負担軽減に関する意見書（案）の提出に
ついて

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 町長提出第 119 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第 4 町長提出第 120 号議案 鹿足郡環境衛生組合規約の変更について
- 日程第 5 町長提出第 121 号議案 津和野町発熱外来施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 122 号議案 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 123 号議案 津和野町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 124 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画（平成 22 年度～平成 27 年度）の策定について
- 日程第 9 町長提出第 125 号議案 平成 22 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 町長提出第 126 号議案 平成 22 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 町長提出第 127 号議案 平成 22 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 町長提出第 128 号議案 平成 22 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 町長提出第 129 号議案 平成 22 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 町長提出第 130 号議案 平成 22 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 町長提出第 131 号議案 平成 22 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 町長提出第 132 号議案 平成 22 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 発議第 9 号 T P P 交渉参加反対に関する意見書（案）の提出について
- 日程第 18 請願第 6 号 木曾野向線町道の舗装工事について
- 日程第 19 請願第 7 号 医療費の窓口負担軽減の意見書採択を求める請願書
- 日程第 20 総務常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 21 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 22 議員派遣の件
- 日程第 23 経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程第 1 発議第 10 号 医療費の窓口負担軽減に関する意見書（案）の提出に

ついて

出席議員（16名）

1 番 京村まゆみ君	2 番 村上 英喜君
3 番 板垣 敬司君	4 番 竹内志津子君
5 番 道信 俊昭君	6 番 岡田 克也君
7 番 三浦 英治君	8 番 青木 克弥君
9 番 斎藤 和巳君	10 番 河田 隆資君
11 番 川田 剛君	12 番 小松 洋司君
13 番 米澤 宏文君	14 番 後山 幸次君
15 番 沖田 守君	16 番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	下森 博之君	副町長 ……………	長嶺 常盤君
教育長 ……………	斎藤 誠君	参事 ……………	右田 基司君
総務財政課長 ……………	島田 賢司君	税務住民課長 ……………	米原 孝男君
まちづくり政策課長 ……	村田 祐一君	営業課長 ……………	大庭 郁夫君
地域振興課長 ……………	長嶺 清見君	健康保険課長 ……………	水津 良則君
農林課長 ……………	田村津与志君	商工観光課長 ……………	山岡 浩二君
建設課長 ……………	伊藤 博文君	環境生活課長 ……………	長嶺 雄二君
教育次長 ……………	世良 清美君	会計管理者 ……………	山本 典伸君

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めましておはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、13番、米澤宥文君、14番、後山幸次君を指名いたします。

日程第2． 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、一般質問。

3日目に引き続いて発言を許します。発言順序14、8番、青木克弥君。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） おはようございます。それでは、一般質問を通告に従いまして行いたいと思います。

一般質問に入りましてから、それぞれの同僚議員からさまざまな問題が提起をされ、あるいは質問にお答えになっております執行部の御意見等々をお聞きをいたしました。

私、今から質問するのは、再三にわたりこの件に関しましては、今まで18年からこの議員になりましてから、一貫して同じことを繰り返し質問させていただいております。それは、皆さん方も既に御承知だろうというぐあいに思っておりますけれども、やはりなんと申しましても行政の運営というのは、組織的な総合的な力そのものが発揮されないといけないという観点からでございます。

そしてまた、町長が新しくなられまして施政方針でも述べられておりますように、町民と一体となって行政を推進していくんだという基本的なものの考え方から、そういうようなことを踏まえて、今までも角度が少し変わってはおりますけれども、そういうような一貫した質問をさせていただいております。

きょう、2点ほど質問させていただくわけですが、1つはその仕組みの問題であり、そしてそれをどういうぐあいに具体的な担当課に振っていくのかというようなことの流れの中で質問をさせていただきたいというぐあいに思います。

1つ目は、町民の要望に対する取り組みのことでございますけれども、町民からは町の執行部、いわゆる役場に対してさまざまな要求あるいは要望、苦情、そういったものが寄せられてまいります。それを、着実に住民のために返していくということが、全く行政のなすべき仕事だろうというぐあいに思っておりますが、それをどういうぐあいに処理をされているのだろうか。

今までも質問しておるお答えの中にも、若干その辺がもう少し対応が足りないのではないかなという感じを受けておるわけですが、そしてまた、そういうようなことが今までもって住民の間に不満としてくすぶっているということを考えますときに、今やられている組織的な対応がどのようになっているかということを明らかにさせていただきたいというぐあいに思っております。そういうような意味から次の4点についてお答えを願いたいと思います。

1つは、町民からいろいろな要求や要望が寄せられておりますけれども、その要望を具体的にどのように処理をされているのか。

2つ目には、それらを一括して、恐らくどこかで統括をしておられるというぐあいに思いますが、その案件をどのように整理をされているのか。

そして、3番目にはその整理された案件、それからいろいろ処理をされておると思いますが、その後の状況について、要するに現場に対して、現状に対しての確認をどのように実施をされているのか。

4番目には、当然そうはいいましていろいろな未解決の問題が出てまいります。その未解決の問題を、その後の続けるためにどのようにその未解決のものを計画されているのか、計画処理をされているのか、ということについてまずもってお伺いをしたいと思います。その後、そのお答えの中に聞いた上でそれぞれの、きょう前に座っておられる皆さん方は町のいわゆる執行部であり、経営母体であり、戦略部隊であるわけでありますから、そういった意味で若干の担当課に向けての質問もさせていただきたいというぐあいに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、青木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

町民の要望に対する取り組みについての御質問でございます。住民参画と協働のまちづくり推進に向け、幅広い年代や職種の方々の参画を願い、従来の議会や自治会、団体組織等を介したものに加えまして、本年度より町への意見、提案募集を行い、直接住民の方々の声をお聞きする方法を実施してまいりました。

そして、それらに対しましては回答すべきものは直接または文書でもって順次回答申し上げ、大きな予算を伴うものは別として、即現場対応できるものは対応するべく指示して来ているところでありましたので、多くの町民の皆様が不満を持っておられるとの御指摘は残念でもありますし、謙虚に受けとめなければならないと考えております。

御質問の1点目、2点目の要求や要望に対する処理と統括部所、またその整理についてありますが、自治会や団体組織等を介したものにつきましては、原則総務財政課で日程等を調整し、副町長や関係課長同席の中で直接受けております。

その後、担当課で協議の上順次対応できるものから整理してきております。また、町への意見、提案募集につきましては、担当の営業課で取りまとめ、毎月行われる庁議に図り、関係する課内で検討の後、文書でもって稟議を行い順次整理してきていますところでもあります。

3点目の案件ごとの現場確認につきましては、それぞれの担当課で現地等へ出かけた上で、その処理方法について稟議書でもって確認整理してきております。したがって、現場処理後の総括課での確認までは行っておりません。

4点目の未解決案件に対する計画策定についてでございますけれども、これにつきましてはもう少し具体的な御質問等もお聞きした上でということにもなりますかとも思います

が、基本的にはそれぞれの案件については各担当課のほうで留意をし、また書類等で保管をするということになるかと思いますが、そうした中で私自身も稟議等がありますので、そこでいろんな問題のことを把握をしております。そうした中、なかなかその解決にはやはり予算のめど、財源のめど、これが非常にネックになるという、それがなかなか原因となって未解決になっているという部分も大きゅうございますので、その部分は常に留意をしておきながら、新年度の予算編成、あるいはこのたびも国からの補正がつきまして経済対策等の事業が出てきております。そうしたときに、こうした未開決案件が解決できないかということをもう1回図っていくと、そういうような流れで進んでいるところでございます。十分なお答えになるかどうかわかりませんが、とりあえずこうしたお答えにさせていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） ただいま町長からの御回答をいただきました。大変に残念に思います。

なぜなら、今質問をいたしましたどのように整理されて、どのように統括をしているかという質問の中で、順次きちんと整理されているというような質問がございました。そうすれば、したがって最後の未解決部分についての計画策定といったものは、例えばこういうことについてはこういうぐあいになっておりますよというお答えがいただけるかというぐあいに思っておりましたけども、具体的な事例を伺ってということになりますと、言いかえればきちんとした整理がなされていないんじゃないかなというぐあいにも思わざるを得ないというぐあいに思うんです。

平成21年の定例議会の中でも、その当時まだ現町長が議員でおられましたその時期に、同じような質問をさせていただいております。それは、町民からの不満といったものはどういふことで起きるんだろうかということの質問であったというぐあいに思いますが、覚えておられると思いますけども、それは町民の思いとそれからそれを執行する側の役場の職員の方と、その間に思いも間に乖離があるんじゃないかという質問をさせていただいたことがございます。

そのときに、今現副町長であります当時の参事、それから教育長、それぞれがお答えをいただきました。それらにつきましては、今ちょっとの話の中にございましたように、現場での対応というといったものがその中では非常に大事なんだというお答えもいただいております。そのことが、本当に実施されているのか、それならば今言いましたようなことに関しての答えが少なくとも具体的な事例で上げて説明があったというぐあいに思っておるところでございます。

2番目に、2回目の質問でございますが、そうすると今この中で現場処理後の統括課での確認と、その総括課といったものはここでは説明ございませんけども、この総括課というのは何課を指しているのかというのが1点。それから、もう一つ関係する課内での検討の後、文書でもって稟議を行い順次整理しているというぐあいにお答えになっておりますが、そ

うしますとその整理されたその帳簿というものはどこの保管をされて、それは開示できるものであるのかどうなのかということをお伺いをしたいと思います。

それから、現場確認が一番大事だということを再三申し上げますが、現場を確認して初めてそれが苦情に対してどのような不満が解消されたのか、あるいはその後まだあるのかということにつながろうというぐあいだと思います。今、総括の問題では今の2つ問題をお尋ねをいたしました、担当課についてお尋ねをしますが、具体的な事例を挙げてということでございますから、二、三挙げておきたいというぐあいだと思います。

1つは、今までも再々問題になっております町営住宅の問題がございます。町営住宅についてはどういうぐあいな計画がそれではなされているのか、現場はどういうぐあいに確認されて今その現場を、例えばここは何年度に交渉し、この部分についてはどのようにする、あるいは何年度にはこういうぐあいにするというような計画ができていのかどうなのか。

今回の定例会の中でも2つの、先ほどの同僚議員の質問の中にも若干の町営住宅に関するお答えがございましたけれども、そういうようなことはどういうぐあいに計画をされているのか、それから現場確認の問題でございますけれども、いろいろな町道が崩れたりいたしております。そういうような町道を早く直してくれといったことが、方々から恐らく担当課に要望が上がっているというぐあいだと思います。

その上がっている箇所、上がっている内容、その後の対応、それらについては今このお答えの中では当然整理されているというぐあいにお答えになってございますから、それじゃあそれらを当然稟議を持って上がっているということになれば、町長は御存じだろうというぐあいには思います、具体的な例を申し上げますと、津和野町の津和野地域の中の商人というところがございます。この中の町道が何カ所か崩れております。何十年も住民は待っております。この次にはやりますから、この次にはやりますからというその当時の担当課長の返事ございました。依然として今現在も崩れたままでございます。そういうような箇所が何カ所もあるわけでありまして。その辺はほじゃあどうい確認をされ、それはちゃんと文書で上がっているということでございますから、その辺をお答えを願いたい。

それから、また現場確認でございますが、これは今の1つの例で若干物事が異なるかもしれませんが、観光関係のことで1つお尋ねをいたしますが、観光の看板を整理するというで今までもお答えになってございます。それらは、現場の状況を調査した上でという回答でございましたが、現場の調査をどのようにされて、どのようになされてそれが町長のところにどういうぐあいに上がっているのか、現場の確認はどうされたのか1つ1例を挙げますと、森鷗外記念館の駐車場のところに大きな看板がございます。その看板を恐らく町長も見られたというぐあいには思います、あの看板を見て違和感を感じる人が随分いらっしやいます。なぜならあそこの大きな看板の一番上のところに「おいでませ山口」となっております。当然、SLを中心とした山口の連携の観光についてはよくわかります。だけど、あそこは鷗外生誕150周年をやる今記念事業の真っ只中でもありますし、津和野町であります。県境にあるのならわかりますけれども、あそこに「おいでませ山口」といった

大きな看板でございます。その右の上に小さく津和野町の様子が地図で示されてございます。その辺は恐らく観光課長も確認をされていると思いますが、その辺で違和感を感じないのかどうなのか。

それから、また水道の関係でございますけれども、これは平成19年度に請願が上がっております未給水地域の福谷地域があります。その点についてはいろいろな問題がありましようが、いまだ未給水でございます。当然いろいろな条件の中で計画がなされておると思いますが、何年待てばよいのか。そのときの一般質問の中でお話をさせていただきましたけれども、その未給水地域の人たちは冬になれば特に水が枯れたときには山に上がっていかなければいけません。雪のある中を足を引きずりながら上がっていかなければならないわけです。そういうような状況が本当にわかっているのかというぐあいに言わざるを得ない。そういうようなことを、少し具体例を挙げてお話をさせていただきましたが、今のことについて若干の担当課の方々にお答えを願いたいというぐあいに思います。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） まず、建設課でございますが、議員御質問の町営住宅の苦情の処理でございますが、議会でも町営住宅の基本的今後の計画について伺いがありまして答えておりますが、町営住宅全体の計画については今のところ計画は今検討中ということではありませんが、日々の苦情につきましては苦情をいただきましたら、現場へ行って確認をする。確認をしてその中で、全体的な中で平等性等々とか、緊急性等の検討をいたしまして、予算の範囲以内で対応できるところは対応していつているところでございます。

つづきまして、町道につきましているいろんな地区からいろんな現場について要望がございます。私どもも現場は確認し、写真をとって整理等課内でどうだろうかというような検討もいたします。その中で、年間の予算も限られておりますので、緊急性等を加味しまして危険なところは早急に対応するように心がけておりますが、いかんせん予算都合もありますので、即対応することもできないことが多々あります。町道とか河川等につきましては、災害ということも考えまして、時期を待っているということもあります。その災害等が近い時期にありますとなかなかタイミング的にいいんですが、なかった年には経年をいたしますとなかなか災害ということにもなりませんので、なかなか地元の皆さんの要望にこたえられないことが多々あるということは現在の状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） それでは、看板の件につきまして御質問がありましたのでお答えしたいと思います。

まず、森鷗外記念館駐車場の看板に「おいでませ山口」という表記が違和感があるという御指摘でありましたが、いきさつを少し申し上げますと、あの看板はもう10年以上も前になりますけれども、当時ありました島根県と山口県の協働の観光開発の協議、ちょっと正確な名前は済みません、ちょっと失念したんですけども、そういう組織がございまして、その協働事業として津和野町地内も看板を立てたいということが、当時の事務局の山口県県庁で

すけども、のほうからお話がありました。たまたま私が担当しておりましたのでよく覚えて
いるんですが、そういう中で森鷗外記念館の駐車場と同じ趣旨の看板が役場の裏にもござ
います。この2カ所立てております。

そのときに、いろいろ文言等協議もした記憶がありますけども、「おいでませ山口」とい
うその標語につきましては、どうしても入れさせてくれという、当然津和野町内で「おいで
ませ山口」というのはいかがなものか、当時当然議論はあったわけですけども、いろいろ事
業の趣旨とか、予算のつき方、いろんな実施する団体の山口県、主に山口県ですけども、そ
ういう中でどうしてもその文言だけは入れたいということがありましたので、それは当時
の議会まではかけてないと思いますけども、当時の決済検討いただいて許可といたしますか、
認めてあの看板ができた。そういう経緯があります。そういう経緯は経緯としまして、看板
を見られる方は津和野が山口県なのか、島根県なのかあのことによって迷われるとか、そ
ういうことも御指摘のようであろうかとは思いますが、逆に山口市に近い観光につきま
しては、県境は関係ないというそういう両方の見方もであろうかと思しますので、違和感があ
るといえばある、ないといえばないというふうにも言えるのかなというふうに考えており
ます。

ただ、そろそろ改修の時期もありますので、そのことに、御指摘のことにつきましては今
後は考慮していきたいというふうに考えておりますし、その件につきまして山口県と協議
もしたいというふうには思っております。

それから、看板全体のことでありますけども、観光看板、今までも何人かの議員さんにも
お答えもしたこともありますけども、今観光協会と進めております新観光構想事業の中で
今、看板の整理を実は調査もしております。ほぼすべての看板の写真撮影は終わりました、
今整備中に入っておりますけども、その中で平成23年度末までには名前は山陰計画と
いうふうなものになるかもしれませんが、看板、標識に関する総合的な整理をまとめていき
ながら、しかも同じ23年度の予定がされております観光計画にもいろいろ反映するとい
いますか、リンクさせていながらまとめていきたいというふうに思っておりますので、現在
のところでの看板のいろんな調査項目につきまして町長のほうにはまだ上げておりませ
ん。作業中でありまして、御報告したいというふうに思います。

それから、余談になりますが、やっております看板というのは非常に難しいなと感じて
おります。といいますのは、設置者がさまざまであります。町や観光協会、教育委員会、こ
れが多いわけではあります、民間の看板もたくさんありまして、中には全部調査していき
ますと設置者不明のものまで数出てまいってきておりますので、その辺をどのように整理
するか、見られるお客さん、町民からはだれがつけた看板であろうが関係なく見えるわけ
ですけども、改修とか撤去とかそういうことをしようと思しますと、それぞれ所有者があり
ますので、または不明だったりすると非常に難しくなります。その辺の問題の解決には奥深い
ものがあるんだということは日常は感じておりますので、あわせて御報告しておきたいと
思います。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 水道未給水地区の福谷地区への件についてお答えをさせていただきます。

御紹介ありましたように、平成19年度当地区から未給水解消ということで要望も町長もほうに、議会の方にも出ておりまして、採択もされ、町としましては町の重点課題であります未給水地区解消にということで進めておりました。1つ問題がありますのは、戸谷にあります水源、ここの地元のとの貯水量の協定がございまして、まずこれを水量を余量、余る水をつくる必要があるということで、未復旧解消より前に老朽化施設の改善ということで漏水箇所をできるだけ少なくして水に余りをつくろうということで進めてまいりました。

近年になって水道統合計画いう、計画をつくる中でハード事業も、その中での取り組みをということに方向転換をいたしました。23年度から始まりますハード事業の中で、福谷地区の未給水解消事業ということで計画を進めておりましたが、地元の福谷地区におきましては県事業で農道整備と合わせて行うことが近々になって、私のほう水道担当のほうに伝わってまいりました。この情報の横の連絡の不徹底ということでは大変申しわけないことではありますが、県と協議をする最中にそういったことが浮かんできたということで、早速地元の協議をいたしまして、水道管は道路に埋設するものでありますので、道路をつくってすぐ掘りかえしてまた管を埋めるということの公費の活用の正当性といえますか、そういったもの等を含めまして、できるだけ改良にあわせてやるほうがよろしいのではなかろうかということでもあります。

先般、自治会の役員さんのところへそういった町の考え方と、それからその農道のまた進みぐあい等も協議をさせていただいたとこでございます。それで23年度につきましては、どうも農道の整備はまだ未確定であるということも、もし確定しても23年度に農道が完了することは、まず見込みが少ないということもありまして、23年度については改良、要するに拡張はない。24年度以降については23年度の経過を見ながら、農道との整合性を求めて進めるように今予算計画の見直しをしておるところでございます。決して、忘れておるわけでもございませんし、町としては一生懸命解消に向けて努力をしているところでございます。また、地元へも説明を今回もしながらではありましたが、先般行ったとこでございます。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 私のほうはいろいろ町民の方々から御意見なり、御提案をいただくということで、ことしの4月から担当課ということで始めさせていただきました。実質的には6月以降のいろんな御意見をいただいたとこでございますけども、これらにつきましては町長が答えましたように、書類的には保管をしておりましてそれぞれの課に稟議もさせていただいております。これに、町長回答申し上げましたように、例を申し上げますとその中すべてが苦情ばかりではございませんし、件数的には約60件の御意見なり御提

案をいただいております。氏名がきちっと表示されたものについては順次答えられるものにつきましてはお返しをしておりますし、町の広報にも回答といたしますか、こういった御意見があったというようなことは公表してまいっております。

書類につきましても当然当課で稟議したものを保管しておりますので、それについては整理がしてあるところでございます。自治会や団体組織等の介したもののものまでは当課で把握しておりませんが、直接住民の方々からというものにつきましては、整理をさせていただきます。現場がいろいろな家庭内の排水の関係、それから住宅の関係等の苦情もございました。そういったものにつきましては担当課、それぞれ農林課なり、建設課のほう現場に行ってもらって、できることから対応はしているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 文書ですね、文書の整理、整理文書でしょ、文書の整理整頓、文書の整理分。営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 私のほうでいろいろな御意見なり御提案をいただいたものについては、当課の担当でまとめて整理はしてございます。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今お答えをいただきましたので、もう一度確認なりそれから要望等々も含めてお話をさせていただきたいと思いますが、そうしますといわゆる要望だとか苦情も含めてでございますけども、それらは総括をするのは営業課ということになります、それに間違いはないですね。

それから、それは要するにそういう整理簿でもって受付をされ、その中で処理をされている段階がわかるように整理されているということのお答えだろうというぐあいに思いますが、それに間違いありませんか。

それは、先ほども申し上げましたように公開ができる、即公開ができるものなのか、そういうことも先ほどもお尋ねをいたしました、その処理についての案件ごとに恐らく整理されているというぐあいに思いますから、したがってそれが整理されているということは、当然それに基づいてその後の計画はどうするかという協議がなされているというぐあいに感じるわけでございますから、その辺についてのことを再度もう一つお伺いをいたします。

それから、今それぞれの担当の課長から御返事、御回答をいただきましたけども、いろいろところで計画がしたいというのは何にしても不思議でならないわけでありまして。今までも再三にわたり、このことについてはいろいろな議員の者たちも質問をいたしておりますし、その件についていろいろ要望等も上がっているというぐあいに思います。

当然それらは庁議の中でいろいろ協議をされているというぐあいに思いますので、その辺が今もって不思議でなりませんけども、そういうことがあってはならないというぐあいに思うわけです。それが、要するに住民へ対する説明のときの不満になって返ってくるんじゃないかというぐあいに思います。

こういう計画があるので、次はこういうぐあいにしたいと思います。あるいはこういうぐあいに計画しておりますけれども、この件については予算措置ができませんとか、そういう

ようなことで説明してあげないと、住民は何が法であろうが、災害に遭おうが遭まいが、そんなことは関係ないわけであります。要するに、道が壊れたら直してもらいたい、あるいは家が破れたら直してもらいたいと、そういうのが切実な要求であろうというぐあいに思います。それに、きちんとかたえていくというのが役場の使命であろうというぐあいに思いますので、それらは業務上少なくとも最高責任者は町長でありますから、いろいろな過程の中で協議をされて、これこれについては町長がこういうぐあいにしたらどうかという命令があって、初めて執行されるというぐあいに思っておるわけでございます。そういった意味で、今いろいろなことをお尋ねをしているわけでございます。

それからもう一つは、今、水道の件がございましたけども、現実には待っているほうはたまらんわけですよ。早くしていただきたいというのが切実な要求であるわけです。それに対して、どう対応していくかということに力点を置いていただきたいということを申し上げているわけでございます。当然、今の計画が変更され、今の説明の中では23年度の農道整備の中でやる方向で検討してきたけどもという話がございました。私の聞き及んでいるところによりますと、あれはいわゆる中山間地の圃場整備の中のことで進めたいという県の意向があるようでございますが、その辺のいわゆる横の連絡が今も課長のほうから不十分であったという説明がございましたが、それらは当然役場の中で協議をされなければならぬんじゃないかというぐあいに思うわけです。

それと同様に看板の問題もございましたけども、その今課長が答えられました看板の総合的な調査、なかなか難しいんだというお話もございました。それは、以前の質問のお答えの中にも全く同じお答えが返っております。あれから、少なくとも何カ月かかかっているわけです。その間、それじゃったらその協議の中で、その今の難しい状況の中で協議をされたのかどうなのか、今のお答えの中では協議をされていないということの説明でありましたが、そういうことが実はおかしいんじゃないかと言っているわけです。

で、今「おいでませ山口」の話を事例にとりましても、それは全体の看板の総合的な見直しをするんだという大きな方向があるからこそ今お尋ねをしているわけであります。そのときは、当然いろいろな協議の中で設置は決められたんだろうということはよくわかります。けども、それを違和感があると思えばある、ないと思えばない、そうじゃなくてどうするか協議をされ、その中で一体それでいいのかどうかどうなのかということを経営的に今検討している最中ではないでしょうか。そうすれば、当然皆さんの今の町長も含めて、その中で協議をされなければならないというぐあいに思うわけですが、その辺は再度お答えをください。

それから、今いろいろなお答えの中に返ってきた、私の感じで大変耳障りがあったら御容赦願いたいと思いますが、感覚がいわゆる住民の要求が自分が担当している仕事そのものに、要はひと事そういうような感覚で物事が処理されているかのように私は受けるわけです。そういうことがあってはならないというぐあいに思います。したがって、そういうようなことに関して、大きな緊迫感を持って町民に接していただきたいというぐあいも思うか

ら、今の非常に言いにくい言葉でございますけれども、こういう言葉を使わせていただきます。

今申し上げましたことについて、お答えを願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 看板のほうからお答えさせていただきます。

ちょっと言葉が、受け取りが、受け取りというか、言葉がまずかったかもしれませんが、看板の問題が難しいというのは難しいからできないという意味ではありませんで、初めに取りかかるときに想像していた以上にいろいろな問題があるなということを感じているという意味でありまして、難しいから解決できないという意味ではなくて、解決に向けて先ほど申しましたように23年度末までには山陰計画を取りまとめしていくということで今作業中でありますので、できないとかいうことではないことを御理解いただいたらというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、もう1点——以上です。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 私も若干先ほどの説明が悪かったのかなという理解をしたんですけども、今の書類整理の関係でございますけれども、町全体の把握まではまだ実際のところ至っておりません。当課で受けましたものに対する整理ができていくというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

議員さんの言われるように、全体の把握ということは非常に私も大事だと思ひます。そういったことを内部でまたいろんな、私のところになるか総務課で受ける部分になるかわかりませんが、そういったこと連携を図らなければならないというのは十分に感じたところでございます。そういったことで、現在うちで受けた件数それぞれ整理してありますので、そういったものについては順次そういった書類整理もしてございます。回答書もそれに基づいて回答しなければならぬ件については回答しておりますので、そういった書類は保管してありますので、閲覧は、開示はできると考えております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私のほうからも総括のような形でお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、今回こうして営業課をつくりましたのもいろんな要望や問題点というものを総体的に把握をしたいという思いでつくった、それも役割の1つとしてつくった課でもありまして、そうした中でこういう御意見等も募集をし、そしてその上がってきたものを、いただいたものを庁議全体で図って、できるだけ役場全体の共有管理にしていこうと、そういうところを始めているというところでもあるわけでございます。

ただ、先ほどの営業課長が申し上げましたように、すべての御要望や御意見というものがなかなかその営業課で取りまとめるということにならんかというふうに思っております。

と言いますのも、例えば福祉事務所あるいは健康保険課、こうした方々というのは非常に生活に密着したところの御要望があつて、特に福祉事務所関係ということになりますと、幾

ら役場内ということになりまして、やはり個人のいろんな生活の問題、そうしたこともあるという、そこに発端があるということもあるということであって、それらは非常に難しい問題だと思っております。それらの対処方法については、それぞれの福祉事務所や健康保険課等がいただいた苦情や御意見等については、その担当課で解決できるものは解決をして、そしてこういう苦情があつて、こういう処理をしましたというのが稟議で私のほうに上がってくると、そういう仕組みになっておりますし、担当課自身だけでは判断がしかねて、なかなか対策ができないということはそのときにまた私のほうに相談をもらって、そしてこういうふうで解決していこうじゃないかという中から健康保険課、福祉事務所の関係は進んでいるという部分もあります。これらはなかなかちょっと営業課で統括ということにはやはりならんのではないかなという気もしておるわけでありまして。

それからと後、いろんな方法がいろんなところから御要望等もいただくわけでありまして、例えば私自身が町政座談会に呼ばれて、そこで町民の皆さんから直に聞くということがあります。それは、なかなか全員の職員を連れていくわけにもいきません。担当課を連れていくわけにもならんということもありまして、私自身が直接聞いて帰るとのこと、それはまた帰りましたら、すぐ私のほうから今度は担当課へ下ろして行って、そしてこういう問題が出てきているから解決をしていこうじゃないかと、そういうことをお互いに確認をし合うということもあります。そういうところ、そういう部分はできるだけやはりこれから営業課には回していきながら、もう少し全体で把握できるような取り組みも、そういう部分にもしていかないかんというのは今、反省を込めて今感じているところでもあります。

それから、それ以外にも担当課のほうへ直に、例えば建設関係とかそういうものもいくものもあるわけでありまして、それらはすべての報告が上がってきているかどうかは、ちょっとわからないところがありますが、基本的には稟議で上がってくるとのことにもなりますので、それもまたそういう部分は営業課にも回していくということもしていく必要があるのかなというふうにも考えておるところであります。

そうしたことも含めて、そうした処理はそういう形で行いながら、また未解決案件につきましてはまた財源のめどが立ったときにやっていくということも続けていきたいと思っておりますが、要は議員さんの御質問の中で一番の要点というのはその計画と、それを説明責任をアカウンタビリティを果たしていないと言われるほうが、そういうところにポイントが一つあるのかなと思っております。

確かに御要望される方というのは、非常に生活のその苦しい思いの中で御要望されておるわけでありまして。だけど、なかなか財源が伴わないと即には解決ができない問題があつて、それが先延ばしになってしまっている。だけどそこを待っておられる方にどういうふうで説明をしていくのか、そこがまだまだ十分対応ができているかどうかということになりますと、我々ももう少し検討していかなきゃならん部分があるというふうにも思っております。ただ、今回営業課のほうでも秋から、11月1日から1人増員をいたしまして、この御意見を募集をした

り、それから御要望いただいたこと、それらをもっとより機能的に解決をしていく、そういう思いで1人増員もしてきたということでもあります。

そして、今回1人増員をしたことによって、この御意見募集というやり方だけではなくて、いろいろ今町内の中で例えばボランティア団体、観光ボランティアの方とか、そうした方々はいろいろ日ごろの業務の中、業務というか、活動の中でいろんな町の問題点というのを把握されておりますので、そうしたところをもっともっと行政とも話し合いをする場、そうしたこともこれから展開をしていきたいというふうに思っているところであります。そうしたところで、いろんなこの御意見、御要望をもっともっと機能的に解決できる仕組みづくりを、体制づくりを整えていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、町長のほうから基本的なものの考え方、あるいは今の感じたことについての解答ございましたが、まさにそのとおりでらうというぐあいに思いますけれども、ソフトいわゆる個人情報に関してのことについては当然、それをあからさまにすべてを出すということは当然考えていかなければならない。それは当然のことだろうというぐあいに思いますけれども、住民がいろいろなことで困っていることについての説明というようなものは当然執行していく側が、ちゃんと説明してあげるのが基本であらうというぐあいに思っているわけです。

だから、そのための1つの手段としてさまざまな計画だとか、あるいは予算措置だとか、そういったものの基礎があって初めてその住民の方々が納得していただけるんじゃないかということをお願いしておるわけでございます。そのためには、何回も申し上げておりますけれども、少なくとも今この座っておられる皆さん方が、町内における情報を共有することが一番大きな要点であらうというぐあいに思いますので、今調査中だからこのことについては協議をしておりますとかいうことではなくて、調査中であるからこそこういう問題が発生するということを予測されるわけでありまして、それはどういうぐあいに処理しましょうとか、というような協議の中で進めて、ぜひいつていただきたいというぐあいに思うところでございます。

今言いにくいことも申し上げましたけれども、待っているほうは弱い身でございますから、その辺のことを重々くんでいただきまして、きちんとした説明がなされることを願っております。

次の質問に移りたいと思います。次の質問につきましては、農林業の対策でございますけれども、これは冒頭申し上げましたようにいろいろな要望だとか、あるいは世の中の情勢だとかそういったものがある中で、今申し上げましたことについての具体的な例として、例えば津和野町独自の農林業施策といったようなものを考えてはどうでしょうかということ提案をさせていただきたいというぐあいに思っているわけでございます。

この問題については、同僚議員からもいろいろ質問がございましたので、具体例についていろいろな説明もございました。そこで、質問をさせていただくわけでございますけども、現在農業あるいは林業をめぐる情勢といったのは非常に厳しい状況になってございます。とりわけ農業情勢につきましては、政権の交代等々がある中で、あるいは世界の貿易状況そういったものがいろいろな外圧の中で進められ、具体的にはT P Pの問題だとか、あるいは戸別所得補償の問題だとかいったようなものが、全面に出されて非常に中山間地にとって大きな影響を受けている状況でございます。

しかし、そうはいいまして小さな町でありますだけに、いろいろな国の施策や社会情勢に影響されることは確かでありますけれども、だからこそ町独自の政策、あるいは独自の方向といったものを今検討する時期ではないだろうかというぐあいにも思っているところでございます。

幸いにして、今国会において農林業対策やあるいは定住対策、あるいは環境問題というようなものをいろいろな観点から含めて対応できる生物多様性保存のための活動促進法と、里地里山法というのだそうでございますが、これが成立したということが報道され、中のことが若干説明をされ報道されてございます。まさに、中山間地の本町にとってはこのような法の小さな内容のことまではわかりませんが、ものの考え方として大きなこの示唆をされているのではないかとというぐあいにも思います。

したがって、こういうような状況の中でございますから、いわゆる今現在荒れております里山、あるいはすぐ里山に隣接している農地、そういったようなものをこういうような今国が進めていこうとしているものの考え方で、町独自の考え方をまとめていくなれば、いわゆる定住対策にもなりましょうし、環境保全にもつながるんじゃないかとというぐあいにも思っておるところでございます。

現況、この里山あるいは里のような、いわゆるそういうぐあいに呼ばれているものは、国土の4割を占めるというぐあいにも言われております。しかし、国の調査によりますと1970年からこの30年間でその半分以上が失われている。いわゆる山地になったというぐあいにも言われてございます。それが、今現在最も農業関係で問題になっております鳥獣被害、そういったものにも結びついているというぐあいにも思っているところでございます。

そういうようなことから考えますと、今のような考え方に基づいた町の施策といったものを考えてはいかがなものでしょうかということをご提案をさせていただきたいというぐあいにも思います。で、その中の1つとしていわゆる山、農地それらをひっくるめて住んでいる本当に近い環境の中の今言ったようなものを利用した、例えばそれから炭を焼いて、その炭を今、きのうも問題になっておりましたバイオエネルギーを使っているチップボイラー、そういったものをいわゆる炭化にして、今のボイラーも炭化して使われるような構造になっているというぐあいにも思っていますから、そういったものへの燃料変換といったようなものを考えるならば、それらが大きなまた雇用を生んでくるのではないかとというぐあいにも考えておるわけです。

幸いにして、今のこの法ができるまでにモデル事業を実施されてございます。全国で4つの地域、5つの地区がそのモデル事業を実施しております。その中を見てみますといろんなことが取り組まれておりますので、それらも参考にされてぜひ今から質問いたします現況の中で、町独自の農林業対策をどのように考えているのかということについて、それからもう一つは今申し上げました新しく成立しました法を、どのように対応していくのかというようなことについてお答えを願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、農林業対策についての御質問に対して解答させていただきます。

町独自の農林業対策についてということですが、津和野町の独自の農林業対策については大まかな方針については6番議員、3番議員の御質問にてお答えをしたとおりでございます。これに補足をさせていただきますと、これまでの取り組みにより津和野町の里芋やクリ、イノシシなどか都市部において特に高い評価をいただくようになってまいりましたが、需要にこたえる安定供給が課題となっております。これらの増産体制の確立については生産者との連携を密にし、支援を図るなど早急に取り組んでまいりたいと思います。

また、限りある資源を有効に活用するためにも、既存の施設の再活用は命題でもあり、農産物加工施設の活用とあわせ、町内生産物の加工品の開発と販売拡大を進めてまいりたいと思います。さらには津和野の製品のブランド化を進める上で、食の都パリにおいて食材としての地位を確立することができれば、それが日本国内でのブランド化にもつながっていくという考え方を具現化できないかとの考えを持っております。

今年開催したジェトロ（日本貿易振興機構）をお招きしての勉強会でも、少量多品種の津和野食材はアジアよりもパリ、ロンドンの欧州が可能性を持っているとの見解をいただいたところでもございます。今年度、パリよりグランゼコールを招いての事業を始めたところですが、パリへのアプローチは広島県が積極的に進めようとしており、ジェトロ中国とも連携を深めながら、こうしたチャレンジにも意欲的に取り組んでまいりたいと思っております。

里地里山法の対応についてでございますが、御指摘の地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（里地里山法）は、12月3日に成立し、年内に交付され来年中に施行される予定でございます。

この法律は、地域の生物多様性を地域における多様な主体が連携して保全していくことによって、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活を確保することを目的としております。市町村における地域連携保全計画を作成することができます。この計画に、沿った活動の場合は自然公園法、森林法及び都市緑地法等の許可が免除される等の特例措置が適用されるなどの制度概要であります。国から詳細が示されていませんので、現状では農林業対策の充実を図る上で、この法律をどのように活用できるのかなど、検討することができない

状況にあります。今後、国県の動向や情報を注視しながら、対応を検討してまいりたいと思っております。

そして、少し補足をさせていただきたいと思いますが、こうした中で里地あるいは里山農地、あるいは森林整備ということ有害鳥獣という観点からも進めていくべきだという御質問でもあったわけでもあったわけではありますが、まさに私自身も同じ思いでありまして、特に昨日他の議員さんの御質問にもお答えをしたわけではありますが、なかなかこの森林整備というのは効果が50年先に出てくるものでありますので、なかなか日ごろから目の前の問題に追われる中で、どうしても後回しになりがちな問題でもあります。しかし、やはりこの津和野町、また高津川流域の将来を考えたときには、やはりこの50年先を考えた種まきのようなことを今やっていかなきゃならんと、そういう思いでございます。特に、これからは私は水資源、非常に経済的な価値を生む、私はこの高津川流域の重要な資源になるというふうに思っております。

しかし、御承知のとおり高津川はもう数十年前に比べますと、明らかに水量が落ちておるとそういう状況であります。そして、例えば国土交通省の水質ランキングも高津川日本一に輝きながら、この2年間それから転落をしているわけではありますが、その要因が確実なものではありませんけれども、ポイントがありましてそしてその中で高津川の河口付近のポイントが非常に調査地点が悪い、それがやはり日本一から陥落をした要因になっておる。

じゃあ、それがなぜあそこが悪いのかということ、水量が高津川が落ちてきていることによって、海水が流れ込んでおることが原因じゃないかということも一つ指摘をされているところであります。そうした観点やまた貴重な資源になる水資源をもう1回取り戻すためにも、水量を取り戻すためにもこの森林里山整備というのは非常に重要であると思っております。いろいろとニュース等もお聞きしておりますと、中国資本がもう日本の山を水資源を求めために買い始めているということもお聞きをしております。そのくらいに、世界的なレベルの中でいけば、水ものというものが非常に求められる時代が何十年先になるかわかりませんが、でもそんな遠い先ではないような気がしておりますが、非常に来るというふうに思っております。その30年後か50年後かわかりませんが、その津和野町の将来のために、今やらなきゃならんことを私自身もやっていかにやいけんというふうに思っているところであります。

そして、そのために森林整備が必要でございますし、そこにはただ単に水資源の確保というだけではなくて、まさに有害鳥獣、もう1回鳥獣を奥へ帰していく、そういう森林整備も念頭に置きながらやっていく必要があるだろうと、喫緊の有害鳥獣対策をやらなければなりません、そうした自然の理にかなった長いスパンでの森林整備、里山整備もしていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、そうした観点からこの問題もしっかりやっていきたいと思っております。

もう一つやはりこの森林整備や里山整備をしていく上では、津和野町としてもやる必要があると思っておりますが、まず基本はやはり高津川流域で私は取り組んでいく問題であろうと

いうふうに思っております。自然はもう御承知のとおりつながっておるわけでありまして、その部分をやっていく、特に高津川の問題からいきますと、ここの整備の問題はいかに川下の方々に御理解をいただくかということが非常に重要な問題になってくるわけでありまして、益田市の市民の皆さんに御理解をいただいて、そして上流の森林整備をしていくということ、これが非常に大事な施策になってくると思っております。

そうした面で、やはりこの広域組合等の中で進めていくということが必要だというふうに思っております。ちょうど現在ふるさと市町村圏、その関係の計画策定に入っております、私もそこで事務局にはこうしたことを森林整備を50年先を見越して、そういう事業を取り組んでやっていこうということを今申し上げている次第でありまして、その部分をしっかり計画に反映をしていくように努力をしていきたいと考えているところであります。

その上で、津和野町としてどういう森林整備や里山整備をしていくのかということを考えていきたいと思っておりますし、今年度は京都大学からお招きをして、津和野町ならでの地理地形に合った強い作業道とそして間伐をどうやっていくか、森林をどうつくっていくかということも現在研究をしているところでありまして、また来年度も継続をしていながら、こうした森林や里山整備、そうしたものを進めていきたいと考えているところでございます。

それから、当然粉炭、粉炭を想定されてあったのかどうかわかりませんが、炭の関係というもののこれからの非常に重要なエネルギー資源に至ってくると思っておりますし、森林資源を有効に使っていくという意味においては、現在のチップよりもまだ炭のほうが可能性を持っているんじゃないかということも、私自身把握をしているところでありまして、こうしたところもこれからの動きとしてさらに研究を深めていきたいと考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、いわゆる総合的なものの考え方について町長から御答弁いただきましたが、私が今、提案をさせていただきました炭の問題でございますけれども、炭が今、これから日本における大きなエネルギーの転換期になるというぐあいに私は思っております。今粉炭ではなくて、いわゆる炭そのものが持つ力でございますが、当然今までは炭の浄化作用とか、いわゆる吸水性だとかいろいろなことが叫ばれて農業関係では電子農法というようなものも確立をされておるわけでございますけれども、今現在炭が脚光を浴びているというのは、いわゆる石炭にかわる代替エネルギーとして今脚光を浴びているわけでございます。

これは、皆さん方も御存じだろうと思われませんが、この辺では中国電力の火力発電所がございますけれども、当然石炭は枯渇してまいりますからその代替エネルギーに次いで何をするかといったものを模索の中で、今炭に着工しておるわけございまして、炭をいわゆる泥化してそれをエネルギーに変えていくというような方向、いわゆる水蒸気爆発みたいなことも含めてどうもやられているようでございますけれども、炭はすべてのものが炭化できる

わけです。つまり、家屋の廃材であろうが、竹であろうがあるいは間伐材であろうが、今までの炭がまでやるあの炭のつくり方ではいろいろ問題がございますけども、今炭化をされるための技術というものが少しずつ確立をされようとしております。

したがって、津和野町あるいは今申されました高津川流域が持っているそういったようなものの資源といったものがかなりのものを含んでいるというぐあいに思いますから、そういうようないわゆる炭化できる装置、これは少しでかいものになりますけども、そういうものを何カ所か今申し上げました里山を整理する所に、何カ所か設置をされていくと、そこに当然雇用も生まれてきますし、それがつまり産業になり得るといふぐあいに思っておるわけでございます。ぜひともその辺のことについても研究していただきたいというぐあいに思って、きょう提案をさせていただいておるところでございます。

何を申し上げましても、いわゆる実行が伴わないと何もならないわけでありますから、そういった意味で先ほども申し上げました、いかにしてそれを実行させていくかというようなことについて、ぜひとも戦略会議である庁議の中でしっかりと情報を共有しながら練っていただきたいということをお願いして、最後に申し上げて質問を終わりたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、8番、青木克弥君の質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 昨日の一般質問の。

○議長（滝元 三郎君） 動議ですか。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 動議です。

○議長（滝元 三郎君） 賛成者はございますか。（「賛成」と呼ぶ者あり）賛成者がございますので、どうぞ。

○議員（9番 斎藤 和巳君） それでは、動議の趣旨を説明させていただきます。

昨日の一般質問の中で道信議員の発言の中に、第一番目の質問でございましたけども、必ず不正の意図が見え隠れする、またお互いに示し合わせたというような発言がございました。これは、私は不適當な発言と認めざるを得ません。したがって、記録を調査していただき、議長において発言の取り消しを命ぜられることを動議といたしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） ただいまあのような動議が提案されましたが、賛成者はございますか。（「賛成」と呼ぶ者あり）賛成者がございますので、成立をいたしました。議長において後刻記録を精査して措置をするということにいたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前11時02分再開

○議長（滝元 三郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番、道信君。

○議員（５番 道信 俊昭君）先ほど議長から勧告のありましたとおり、私も今回の一般質問の中での不正の意図、示し合わせた指導したものという文言が不穏当であったと認めますので、これを取り消したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君）ただいま、道信議員から昨日の本会議の一般質問における発言中、一部不穏当であったので、これを取り消したいと申し出がありました。

お諮りをいたします。これを許可することに御異議ありませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君）御異議なしと認めます。後ほどしかるべき処置をいたします。

日程第３．議案第１１９号

○議長（滝元 三郎君）日程第３、議案第１１９号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君）ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第１１９号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君）起立全員であります。したがって、議案第１１９号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第４．議案第１２０号

○議長（滝元 三郎君）日程第４、議案第１２０号鹿足郡環境衛生組合規約の変更について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君）ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君）次に、原案の賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君）ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第１２０号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第120号鹿足郡環境衛生組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第121号

○議長（滝元 三郎君） 日程第5、議案第121号津和野町発熱外来施設の設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） ちょっとお聞きします。この発熱外来で、新型インフルエンザでないと判断されたときに、日原の診療所にかかりますよね、例えば。そうしたときにはまた別に初診料というものが発生するということですか。料金体系としてこの施設と日原の診療所と別ということなのかどうかをちょっとお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 今の、発熱で今の施設のほうにかかって、それで仮にそれが新型のインフルエンザでないということで、別の施設にかかったらどうかという御質問であろうかと思いますが、細かくは打ち合わせはしておりませんが、普通の事例でいきますと施設がかわれば初診料はまたそれぞれいることになるのが一般的なことでありますので、多分そうなると思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 条例に少し外れるかもしれませんが、これは長い間恐らく発熱患者がでない限りは運用というのはなかなかできないと思いますけども、休館中の長い間の定期的な管理等々はどのようにお考えなのか、そして金銭的にはどの程度管理料が必要となるかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） その使用が発生する事態がなければ町で管理することになると思いますので、それに伴う電気代、水道代、下水道等の基本料金部分は町のほうで予算化して支払いをする必要があろうかと思えます。あと、清掃等についても年に一遍くらいは発生するかと思えますが、その辺も町のほうで管理をしていく必要があろうかと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 第10条の町長は施設の診察業務を委託して行うことができるというふうに書いてありますけども、今のお考えとしてはこれは日原診療所のほうへ委託というようなお考えなんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 一応、現時点では橘井堂のほうに委託を考えておりますので診療所が業務を行うこととなります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。12番。

○議員（12番 小松 洋司君） この発熱外来施設を建てなきゃいかんという事情は平成21年度事業であって、なおかつ繰り越し事業である等々の事情は認めます。それで昨日提出していただきました8月10日付で斉藤建築さんのほうに送られた文書等を見てもいたし方ない、これ以上のことは確かにできなかったのかなとは思いますが、そういったもろもろの事情を私自身が認めながらも、なおかつあそこの場所になぜ持ってきたかと、このことについて私はどうしても納得できませんので、私はこの設置及び管理条例には反対をいたします。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第121号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第121号津和野町発熱外来施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第122号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第6、議案第122号津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 1点お伺いしますが、水道審議会において、この改正案ですか、なるものを審議されておりますが、まず水道審議会におけるメンバーは何人くらいおって、どのような方がなられておる、その内容を教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 委員の数は10名であります。日原地区から藤井茂治さん、それから洗川光廣さん、ちょっと間違えたら申しわけなのですが、それから清水留美子さん、豊田郁子さん、神野紀雄さん、津和野地区におきましては宅野さん、これ会長さんであります、宅野勉さん、それからちょっと思い出せないですが、青木サチ子さんと益井活子さん、それから西山さん、西山務さん、もう一方がちょっとお待ちください。10名であり

まして、当時もう一方ちょっと申しわけありません。こういう立場にいながら思い出せないのが大変申しわけないのであります。会長さんは宅野さん、副会長は今、日原の藤井さんをお願いしておりました。豊田さんにつきましては、病気療養のため2回とも欠席でありました。日原地区、津和野地区両地区から5名ずつということで審議会の構成メンバーとしております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 直接この条例の中身ではないんですけども、日原地区は相当の値上げになりますので、やはり日原地区の人たち理解を得ることが大事だと思いますが、この値上げに当たって説明会とかそういうようなことを考えておられるのでしょうか。できるだけ、皆さんに御理解いただいたほうがいいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 私どもも、そのように十分承知しております。まず、料金改定のこの議会の議案が可決させていただいたならば、早急にまず全加入者といいますか、使用者にお知らせを各戸、各戸といいますか、それぞれお配りをさせていただくと、それでおかつ広報にも掲載をさせていただくと。CATVにおきましても活用させていただいて出す所存でございます。これも、数回CATV等は回を重ねることも、可能でありますので、できるだけ多くの皆さんに伝わるようにとの配慮はしたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 15番。

○議員（15番 沖田 守君） これは、担当課長に気配りをいただきたいと思っております。平成17年の9月の25日に両町が合併するときの合併条件でこういうふうに、特に日原が17.数%値上げになるんだということを承知の上で合併をしたんだというのをテロップに流すときも、各戸に通知をするときもそのことを明記して出さないと、津和野地区は0.9%しか上がらない。旧日原はこうだということになると、非常に町民が受け取ることが非常に疑問視されるということでもありますから、特にこれは町長に申し上げる筋合いでありましたが、その辺をある程度明記してこういう条件で合併したんだからやむを得ませんですよということも、老婆心ながら申し上げておきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 答弁はありますか。環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） そのようにお配りをさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第122号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第122号津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第123号

○議長（滝元 三郎君） 日程第7、議案第123号津和野町立学校設置条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。1番。

○議員（1番 京村まゆみ君） 現時点で、統合先である日原小学校PTAまた地域に学校再編計画が公表されていないということ、また現在津和野町教育ビジョン策定中でありますので、これを待ってからでもよいのではないかという思いがありますので、反対いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第123号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第123号津和野町立学校設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第124号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第8、議案第124号津和野町過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定について、これより質疑に入ります。13番。

○議員（13番 米澤 宏文君） 67ページですが、埋蔵文化財資料館建設とあります。新たにまた箱物をつくるということは、大変また町の負担が多くなると思いますので、今伝統文化館がかなりあいている状態です。ここに移されてはいかがでしょうか。

それと——とりあえずそこをお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） ただいま議員さんから伝統文化館をというふうな御提案がありましたけれども、教育委員会といたしましては三松園さんを受償で貸与というかいただいていますので、ここをそういった形で活用したいというふうに考えているところでありませぬ。

○議長（滝元 三郎君） 13番。

○議員（13番 米澤 宥文君） それは森の、世良次長宅のとなりの。

わかりました。それと20ページの開業医院とあります。4件、これははり灸医療院も入っているんでしょうか。

つわぶき、和崎、増野、これにもう1件は。

○議長（滝元 三郎君） はい、副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 開業医ですので、この眼科が上がっておるんだらうと思いません。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はありますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） これはあくまでも計画でありまして、これが実施されれば非常にすばらしい町ができるなというふうに思いで読ませていただきました。ただし、この総額を見ますと139億円の総額であります。それを見ますと今当町が抱えている借金が120数億円で、今抱えている借金と同じようなものをまた再び抱えるわけですけども、その返済計画等々もいろいろ考えてみますと、当町持ち出しというのがどの程度見込まれるのか、そして恐らくこの計画の中に出されたのは、各町民が寄せられた要望等々も含まれてまして、そして緊急性のあるものから一応拾い上げたものだというふうに思っておりますけれども、まずどの程度町の負担分があり、財政に余り影響がないのかどうかという所を少し御説明をいただきたいということと、この実行性というのが当然計画に挙げた以上は重点課題としてやっていうという強いおつもりでしようけど、ここで伺いするのも難しい問題ですが、ここで伺いしても100%実行しますというふうにしか返ってこないかもしれませんが、実質どのように計画がなされたわけですけども、実行して行かれる場合に、どの程度までいかれるおつもりか、またどこまで推進していくおつもりか伺いをいたしたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 今の当町の持ち出しがどの程度かという御質問でございますけれども、最初にちょっと御説明をさせた中でも、若干その辺は触れたつもりでございますけれども、この事業費というのは現在総事業費ということでございまして、今からいろんな補助制度なり、それから事業費自体の精査ということも当然出てくるものでございまして、国庫補助事業、できるだけそういった補助事業を使うということで今からやっていくわけでございますので、今金額的に幾らというものはちょっと算定をしかねますけれども、できるだけ

そういった制度の、そういった補助制度を使いながらということでございますので、これだけ全体を借り入れをするということではございません。

それと、ある程度時に事業計画というのは実行性の問題ですけども、当然6年間をある程度それぞれの課で精査したところでございますけども、いろんな状況等も今後変わってくることもございますし、財政状況というのは議員が申されますように、当然中期財政計画等と絡みながらやっていくものでございます。ただ、いろんな事業をある程度並べているという部分も実際は広範になってきますと現時点での判断でございますので、上がっている部分も幾分かあるかと思えます。前期の計画も見ただけでわかりますように、突発的に事業を起こすという場合に、この事業項目がある程度上がっていないとなかなかできないということもございますので、現時点で考えるものをある程度上げた部分もあるというふうに御理解いただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 10番。

○議員（10番 河田 隆資君） 説明のときに一応過疎法の適用云々というのがあったと思うんですけども、ということは過疎債という理解でいいんでしょうか。それになれば当然有利な時期は5%、それから最大でも30%という町持ち出し分というのを私自身は理解しておりますけども、そういう考え方で受けとめていいのかどうかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） これに特にハード面、ソフト面につきましては過疎債を使った事業になるかと思えます。ハードにつきましては過疎債がすべてということではございません。自立促進、過疎からの脱却をするためのいろんな事業を組み合わせることになりますので、いろんな起債をということになります。それぞれの、下水道にしてもそういったものについては、処理施設については過疎の適用になりますけども、管路等の整備についてはそういった起債では、過疎債は使いませんので、過疎債が使えるものなり使えないものというのはこの中には当然ございます。そういった御理解をしていただけたらと。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。3番。

○議員（3番 板垣 敬司君） せっかくの機会ですので、1点だけお聞かせいただきたいと思えます。ページでいえば41ページになるかと思えますが、フランスのグランゼコールのことについて記述してありますが、平成22年度、今年度においても既にそのインターンシップの方というか、2名方が当町に来られてそれなりの交流なり、翻訳なりされたというふうにも伺っておりますが、もともこのフランスのグランゼコールという何か非常に階層の高いというか、表現が適切でないかもしれませんが、そういうところと今回この津和野町が交流を始めようという背景はちょっと平成22年度の予算の中での説明を聞き漏らしましたので、この辺を少し説明していただいて、これから期待するところとかも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） このグランゼコールの学生の受け入れにつきましては、もちろん当初予算にも上がっていなかった事項でございます、途中補正等で対応いただいたものでございます。

もともとはある程度、町出身者の方からの誘いなりが、誘いといいますか、そういった中での始めはそういったNPO活動されておる方で、このグランゼコールの学生受け入れというのは、もうかなり前から日本で団体でもって受け入れていたということでございまして、そういった方々が日本各地に今までも入って、そういったヨーロッパから見た日本といいますか、そういったことをいろいろなり、それから彼らの研修の1つということもございましたけども、日本語を勉強したいというのは彼らの目的であり、こちらとしては彼らのいろんな知識とか感覚といいますか、そういったものをある程度、当町でいえば特に観光面的なもの、そういった海外から見たものを入れる中で、町のそういった部分がかわってくることをある程度求められるのではないかとということ、今観光協会のほうでもああやっているんなアンケートを取る中で、海外から特にヨーロッパのほうからの宿泊者の方もおられるというようなこともございますし、そうすることの中でこういう話もあったということもあります、ちょうどそういったフランスのブルーガイドですか、そういったものに津和野町が6ページくらい紹介もさせていただいているというようなこともございましたので、ちょうどそういったことを手がけて、その分の翻訳等を手がけていただくところからいろんなつながりができてくるかなということもございまして、お引き受けをしたという経過がございます。

それで、いろんな来ていただいてそういった町が今から整備しようと思っていたそういった翻訳なり、今後フランス語対応のマップといいますか、そういったものもチラシ等も、チラシといいますか、説明等もフランス語だけではございませんけども、そういったどうしても英語になろうかと思えますけども、そういったものにも活用できるというようなこともございまして、そういった方々とのつながりをつくっていくのも1つ町の活性化になるだろうというようなこともございます。

それから、きょうの町長の答弁にもありましたように、食材の関係、結構日本の食材がヨーロッパ方面でも脚光を浴びているんだというようなことで、そういったことも含めまして、こういった学生が入ってくることによって、またいろんな産業面にもいい影響が出てくるのではないかなということもございまして、学生の交流も1つとして継続してやっていきたいということで今回上げたものでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。15番。

○議員（15番 沖田 守君） 私はこの過疎計画の中で、特に集落整備にこだわって一般質問もしたわけでありまして、具体的な策の中でその対策というところで、いちいち文言にクレームをつけるという意味ではありませんが、地域の公民館をベースにして協働をまちづくり推進センターということですから、これは施設をつくるというような意味ではない、そういう相談機能ができるような部署をここに持っていくというふうでいいんではない

いかと思いますが、ここら辺のどこと、それから2番目の②の住民の主体的まちづくりを担うための支援策で、これまことに残念に思いますのは、具体的には人的支援策として地域課題解決のための相談業務を行う地域コーディネーターの配置や、情報の共有化を図るための職員の地域担当制度導入を検討するというような表現にしておりますが、22年から6年間の計画ということでもありますから、まだ地域担当制をしいておらないからというようなことで検討という言葉を使ったと思うんですが、町長の一般質問の答えにもまいたびこれはやりますやりますというのが出てきておりますので、検討ということでは私はまことに残念でかなわんのです。この制度を導入をして、あるいは実施をしてとか、検討なんという言葉はこの段階にきて、我々の一般質問の中でもある意味では断言切って回答されておるところでありますので、これは県に出す計画書じゃけこの程度のものでええかと思いますが、心は、いよいよ23年度からでも実施するという、こういう気構えでこの計画がなされなければならないということを強く要望しておきたいと思うんです。

そして、1つには地域提案に基づく助成事業を創設するということですから、これまことに結構、私の一般質問にも回答していただきました。さらには地域提案型助成事業という、こういうものを取り入れていくというんですから非常にいいことですが、できるだけ小集落単位の集落民がこれから5年、10年先が思いやられるこの集落のために役に立つようなそういう事業を、人的支援の職員の担当制をしいていただいて、それらが中心になって集落民をリードしてもらおうという、こういう強い熱意を持って計画を実践していただきたいというのを強く要望しておきたいと思いますが、町長のお返事がちょっといただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 職員の地域担当制度の導入につきましては、私自身も選挙の公約にも掲げてきたことでもあります。そして、協働を進めていく上、そしてさらに今回地域課題の概要調査を行った上でもやはり集落が非常に困っていらっしやって、そして職員のほうにいろんなアドバイザーとしてのあるいは情報提供者としての役割というのは非常に期待をされておることでもありますので、そうした中でこの職員担当制度というのはやっぱり皆さんの要望をきいても非常に必要なものだというふうに考えておるところでございますので、実現に向けて進めていきたいと思っております。

ただ、1つネックといいますか、我々のまだ私自身の課題でもあると思っておりますが、実はこの職員の地域担当制というのは、例えばほかの自治体の首長さんにお話をしますと、非常にあなた難しいですよということを言われるのも事実なわけでございます。というのも、やはり職員の地域担当制度をしることによって、そこにまた職員の今の職務にまたさらに負担がふえていくという、この大きな問題があつて、そして他の自治体ではそれを取り入れようとしたときに、そこがどうしてもネックになって実現をしていないという事例が幾つかあるということでもあります。

そうした中で、津和野町も別の御質問で一般質問でもお答えをしましたように、定員管理計画に従って人数を減らしてきております。そして福祉事務所等はじめいろんな事務移譲

があつて非常に業務が多い、残念ながらちょっと病を抱えている職員も津和野の場合は特にまた多い、そういう状況で現在でも一人一人の職員の負担というのがかなり重くなってきている中に、この職員の地域担当制をどう取り入れていくか、そこのバランスが非常に需要だというふうに思っておるわけでありまして、ここの部分をまたしっかり検討していかんやいけんというふうにも考えているところでございますが、しかし私の一番の思いが強いところでもあるということも事実でありますので、頑張つてまいりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 15番。

○議員（15番 沖田 守君） その思いでありますから、ぜひとも実現してもらいたい。それで、きのうおとついの一般質問で申し上げたように、その職員の出身集落、自治会、そこらでは町役場の職員の方は貴重な存在になっておるんですよ。それは町長も御存じ、我々もいろんなところへ出かけていくと、町役場だけではないけれども各種団体やその他にお勤めの方もそうですが、役場の方は中心的役割を果たしておるんですよ。そういう集落は、余り心配せんでもいい集落なの。そうでない集落があるんだからそこに思いをぜひかけていただきたいということでもありますので、よろしく。これはお返事要らんけ。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 3点ほど質問をいたします。

この計画そのものがある程度の書式に基づいてつくられたものだろうというぐあいに思いますので、その辺のことについてあれはありませんが、最初の15ページにございます地域の自立促進の基本方針、つまりこの過疎計画の本当のエキスだろうというぐあいに思いますが、そのこの計画の根幹にかかわる部分に、15ページの下から10行目くらいですか、この地域に住むことに対するというところからの記述がございます。

自立するための基本方針ですから、当然こういう書き方になるんだろうというぐあいに思いますが、自信を取り戻すことができれば過疎地であろうが何だろうが問題ではないと、それが基本理念だと。そのためのこれが究極の目的でありますから、要するにそれに対する道順を示したものがこの過疎計画であると、こういう説明になってございます。自立促進の基本方針ですから、そういうぐあいな書き方であろうと思いますが、このことについて若干の違和感を覚えるわけですが、もうちょっと説明していただければうれしいがなというぐあいに思います。

それから、今最初に申し上げましたように書式そのものがこういうぐあいになっているのならばよいと思いますが、からそうから自立する計画でございますから、究極的には産業の振興とそれからいわゆる定住対策だろうというぐあいに、私は思うわけでございますが、産業の振興についてはきめ細かにずっと記述がございますが、定住対策そのものについては、定住対策という項目がないわけでありまして、いろいろ医師の確保とかそれから生活環境の整備だとかいう文言で書いてございますが、そのほうのことについて議論があったのか、なかったのかそういうことについてお聞かせを願いたいというぐあいに思います。

それから、具体的な事例でございますが、35ページに掲げてございます表の中の一番下に津和野式井堰利用の水力発電所の事業をやるんだと。そういう計画になってございますが、これはどのようなイメージのもとでこの発電事業というのをイメージされているのかということと。

もう1点は、55ページ医療の確保、この自立促進の中で目玉でありますこの医療関係と定住関係のことでございますが、55ページのその対策の中に医師等確保専門監を配置するというような記述がございます。医師等確保専門監とはいかなることを想定されているのか、その点についてお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） それでは、御質問のほう十分なお答えになるかわかりませんが、最初の御質問のありました基本方針の関係でございます。表現としてなかなかわかりづらいというところもあったのかもしれませんが、ここに住むこと、住むことといいですか、いいと幸せというところからこの項にも結びついてくるわけなんですけども、どちらかというと精神論的などになっております。実際は、いろんなものを組み合わせによってそういったことも生まれてくるのではないかなということでございますけども、いろんなコミュニティ、特に部会はもちろんなかなかそういった面が十分でない、田舎にはまだそういった部分残っているということで、そういったことをまずはそれも地方がだんだん薄れてきているという、つつあるというようなことで、そういったものをもう少し見直すといいますか、そういった活動、最後に書いてありますように地域でできることは地域でいいですか、そういった横のつながりをつくっていくことによってという意味合いからして、こういう表現をしたということでございます。

それから、定住についての議論でございますけども、なかなか定住の項目というのは特にございませんけども、いろんな部分、それぞれの項目の中での事業を充実することによりまして、そういった定住も生まれてくるんだということで、直接的に言えば一般質問等でも出ておりました結婚問題といいですか、そういったことも当然出ましたし、今も医師確保との関連でございますけども、やはり来てもらう医師なり、看護師等の確保の問題もありますけども、やはりそこに住む空間といいですか、生活環境といいですか、そういったものを整備することによって定住につながるということでもございます。

なかなか農業とか林業でなかなか定住というのも実際進んでおりませんし、よそからIターン、Uターンするにしても向こうから来られる方は田舎というイメージはここでいうさらに中心地から外れたようなところを思うものでなく、ある程度一般の生活環境は整っているというようなところをイメージして来られる方も多いかと思えます。そういった中で、今の空き家対策といいですか、町の中心部の空き家対策等について整備をすることによって定住も進むだろうというようなお話もあったところでございます。

看護師の問題につきましても、ここへ見てもらうとやはり住むにすれば、環境とすれば仕事のどうこうではなく、住むところがなかなか自分にあったものがないというような御意

見等ございましたので、そういった意味での定住に結びつくような話は当然議論の中では出てまいりました。

それから、35ページの津和野式の井堰利用水力発電事業でございますけれども、これにつきましては、このたびお配りした中の添付資料の中の後半部分になりますけれども、過疎地域自立促進特別事業分の事業計画をお示しをしております。この、ページの3ページ目ですね、3ページ目に津和野式のこの水力発電事業のことが載せてありますけれども、本町の持つ特徴の1つに豊富な水と急峻な地形が上げられると。これらを利用した本町独自の水力発電システムの開発試験を行うということで、具体的には山の小川や田への用水路の井堰を利用したもので、小規模システムから試験し、実用化を目指すということでございまして、小谷から落ちてくる水等を利用してタービンを回すといえますか、今小型のそういった発電システムが出ているというようなこともありまして、そういったものをうまく利用できないかということでの御提案があったものでございまして、それを上げたものでございます。

それから、もう1点、医師等の確保専門監でございますけれども、これについては現在も行っております。三宅さんですか、来ていただいておりますけれども、そういった方ということで御理解いただいたらと思います。

○議長（滝元 三郎君） 8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 今説明をされましたので、少しわかりましたけど、この自立促進の基本方針といったのがすべてを物語るわけでありますので、やはり自信を持つということは非常に大切なことではありますけれども、そこにいわゆる住み続けなければならないという人たちもいるわけでありますから、要するにそこに住むためにどうしていくかという方策を行政側としてどう手助けができるかということでもあろうかというぐあいに思います。基本的には町民が自立しなければならないということではあろうと思いますが、その辺のところをこれを一般住民にお示しをするときに十分説明をしてぜひしていただきたいというぐあいに思います。

それから、今の35ページの説明がございましたけど、そうしますとちょっと確認をさせていただきますけれども、今現在いろいろ小水力発電といったものがあちこちでなされておりますが、そのことのような説明がございましたが、特別津和野で津和野式を考えているという意味ではないということですか。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 表現的に津和野式というのが、私もそういうシステムというのを余り知らなかったわけなんですけれども、今そういった装置そのものが小型化して十分に使えるということでございますので、津和野式という表現がよかったかどうかということなんですけれども、よそでどれだけ普及しているかということまでも、まだ実際のところ考えておりませんでしたので、ですけども面白いといえますか、ちょっと奇抜な提案であったり、山間部といえますか、そういった電気施設がないところにおいて農業用の施設等に電気

を送るためということを考えれば非常に奇抜な提案ではないかなということでもらったようなところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。6番。

○議員（6番 岡田 克也君） 31ページのほうに、外部からの企業工業⑤の工業の上から5行目のところに外部からの企業誘致にあわせ、内発的工業の振興を図る上で農商工が連携し、津和野町が特許権を保有する津和野式冬虫夏草の生産過程で桑園造成、養蚕冬虫夏草バイオプラント販売PR体制を確立させる必要があるということでもあります。ことし調査をいたしましたら、この津和野式の冬虫夏草というのは大変評判がよく、そして都市部を中心として非常に需要がある。しかしながら、ことしの猛暑が原因か本年は不作であったと聞きます。24年度に1億円の予算を考えておられるようでありますけれども、やはり市場というのは需要に対して安定供給があって、はじめて信頼を得るものであり、また2年連続して不作ということになれば、ますますこの計画を立てたときに先の見通しが難しくなるのではないかと思います。今何カ所かが連携しながら、冬虫夏草を進めておられますけれども、それに対するこれからの来年度も含めバックアップ等が必要なのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 御指摘のように、本年は大変生産過程でいろいろトラブルがあったりとかでそういうことがありました。その反面、これも御指摘がありましたけれども、販売といいますか、非常に評判はよくて生産さえ順調であれば販売は伸びていくという状況であることもこれまた間違いがありませんので、御指摘のとおりでありますので、今御提案・御指摘いただきました御注意も踏まえながらできるだけ早い、この計画の年度と多少反することがあるかもしれませんが、時をとらえましてより販売促進、また生産につながり、また桑の造園からすべてつながっておりますので、農家の御協力もいただきながら、町の特色ある特産品として全国にPRでき、販売促進し、ひいては町が特許権を持っておりますのでその特許料の収入という、直接収入もある珍しい事例でもありますので、そういうすべての特色を生かした産物に育て上げたいというふうに思っております。

御指摘、御提言を踏まえて頑張りたいと思います。ありがとうございます。

○議長（滝元 三郎君） 質疑の途中であります。チャイムが鳴り終わるまで暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後0時01分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑はありませんか。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 先ほど同僚議員の質問されたことに関連するんですが、まず15ページの基本方針の下から9行目のあたりなんですけれども、過疎地であることは何

ら問題ではないというような表現があります。この地域に住むことに対する自信を取り戻すことこそ、そのことが達成できればそこに住む地域の人々にとって過疎地であることは何ら問題ではないという、この過疎地であることは何ら問題ではないというこの表現はちょっと余り適切ではないように思います。

というのは、この過疎地というのは人口も減り、いろいろなものが失われていくというようなイメージを私は持っているんですが、そうではなくてやはり自信を取り戻したりというようなことを、それは過疎地じゃなくて例えば田舎とかそれから山間僻地とか、そういう言葉に置きかえれば何ら問題はないと、そこに豊かないろいろなものがある。だから、自信を取り戻せるということだろうと思うんですが、過疎地はいろいろなものが失われた本当に何というか、自信も取り戻せないようなそういうイメージがあるんですが、この点についていかがでしょうか。

それから、具体的な対策等、今から出てくる計画の策定等に関連するんですけども、51ページ、52ページあたりの高齢者などの保健及び福祉の向上のところに、児童福祉という項目があります。その中で、少子化対策は重点課題とか、それからそのために保育環境を整えていくとか、女性就労者が安心して働ける乳児保育、延長保育の実施とか、子育て支援サポートとそういう言葉ずっと連ねてありまして、やはり児童福祉の面で特に少子化対策としてのいろんな施策が必要だというようなことがここへ述べられております。そして、54ページのところでは保育園の改修というようなことも述べてあるんですけども、きのうの私の質問でもいたしましたけども、今保育のあり方についての検討をしているというようなことを、そういう答弁の中にそういう言葉があったということなんですが、今検討中だという口頭でその中に保育園の統廃合のことも含まれているということもありました。それで、これだけ子育てに対してのいろんな政策をこれから取り組もうとしている中で、これからの保育のあり方に対する検討についてもやはり統廃合ではなくて、やはり子供、保護者が安心して子育てしながら働ける、働きながら子育てができるという環境づくりが必要ではないかなと思いますので、この過疎計画に従ってどっちが先かというようなこともあるんですけども、保育園のあり方の検討も十分お考えいただけたらと思います。

それから、61ページのこれは教育の関係のほうですけども、先ほども須川小学校の統廃合のことが可決されました。私も同僚議員が反対討論しましたように、やはり教育ビジョンが策定されてからでもいいのではないかなというふうに思いますので反対いたしましたけども、ここに学校校舎及び学校体育施設のところで、5行目のところからこの計画の中で廃止される予定になっている小中学校のうち、耐震診断により基準を満たさない学校及び施設については危険であるため解体するというふうに具体的に解体するというような文言が入っておりまして、考えられるのは須川小学校の校舎は解体されるのかなというふうに思うわけですけども、地元の人にとっては学校が閉鎖になり、そしてその建物が直ちになくなっていくということがどれだけ寂しいことか、ますます過疎に拍車がかかるということもありますので、この点は十分に検討していただいて安易に解体ではなくて、できれば

改修をして何かに地元のために使用できる施設にしていくというようなことも考えられる
んではないかなと思うんですけども、この点いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 1点目の過疎地としての表現の問題でございます。過疎地の
とらえ方の問題もあるかと思えますけども、確かに言葉的にはきつい言葉でもありますし、
そういう面ではいろいろ取り方もあろうかと思えますけども、気持ちとすれば私たちはそ
ういう、田舎という表現のほうがいいということも一案ではあろうかと思えますけども、や
はり過疎計画をつくるにあたっては過疎というそれに負けないという意味合いも込めて、
気持ちとしては議員さんが申されたとおりの気持ちでつくってまいりましたし、そういう
気持ちで書いたつもりでございます。ということで、御理解いただきたいと思えます。

それから——それじゃあ後は担当のほうの課でお願いしたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 児童福祉の関係でございますが、今議員さん仰せのとおりあり方
検討委員会をやっておりまして、その中で今後のあり方について検討しておるわけですが、
この検討委員会の研さんにあたってはあくまでも統合あり気で始めたわけではないんです
が、いろんな自治体、例えば園児の数の減少等今後の見通し、あるいは保育士が今携わって
いるわけですが、いろいろ保護者の要望等もある保育サービスの増大等の状況、それとかい
ろんな施設等の老朽化等にもあるわけですが、そうした観点に立って話し合いを持つ中で、
保育園の施設の数の問題も出ておるということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 学校の校舎、体育施設という点のことではありますが、原則的に
は耐震が十分でないという老朽化した建物については、原則的には解体をするというふう
なことでありますが、特に特別な活用方法等があればまたその事業をもって改修というふう
なこともあろうかとは思っていることであります。具体的に先ほど議員さんのほうから
須川小学校というふうな話がありましたが、須川小学校につきましては非常に老朽化を
しておるというふうなこともありまして、地域の1つの要望としてこれは解体をしてほし
いというふうな要望となっていることは申し添えておきたいと思えます。体育施設はその
ままということではあります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 関連してですけども、過疎地であることは何ら問題はない
とあるんですけども、これは上に書いてあることと矛盾しているんじゃないかと思うんで
すよ。過疎法が出てきている根本にはやっぱり過疎からの脱却ということがあろうと思うん
ですが、脱却しようとしているのに過疎地であることは何ら問題はないというのはやっぱり
矛盾しているんじゃないかと思えますので、ここの表現はやっぱり変えていただいたほ
うがいいんじゃないかなと。過疎計画の全体には影響はないことかもしれませんけども。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） これにつきましては、このこれらの計画が達成できれば問題ではないということですので、過疎だから問題がないという意味ではございません。言葉とすればいろんな表現の仕方はあるかと思いますが、そういう解釈で御理解をお願いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。7番。

○議員（7番 三浦 英治君） 61ページの教職員住宅のところですけども、2行目から民間アパートを借りている教職員や町内で住居を求めてもないのでという、この求めてもないのでというのは現実にはそうかもしれませんが、これからの教育を考えていく上で、昔は先生方も学校の近くに教職員住宅があった中でのことがありましたけども、今ほとんど益田なんかからも随分きております。そのために、逆にちょっと弱くなっているんじゃないか、そこにいけば夜会合でもできるわけですよ。教職員を今状況は大変大変厳しい状況ではあるけども、この教職員もそうですけども、病院の看護師、医療関係の建物等含めた中で、町内で求めてもないのでじゃなくて、こっちから求めていかないけんと思うんで、そういう形をつくってほしいなと思います。ちょっと求めてないのでというのがちょっとすごく寂しいなという、行政からもっと求めてほしいと思います。

それと、今度自立促進計画の付帯資料の中の6ページになりますけども、給食施設の一本化というのはすごく、もうやっとこれが載ってきたかなという気がしますし、あと文化ホール整備事業というのが26、27年に載っておりますけども、それどのようなものなのかというのをちょっとお聞かせ願いたいというのと、中学校のプールの改修が中学校、小学校、プールの改修が立て続けにあります。確かに老朽化されているという部分もあるのと、それが24年から中学校学習要領が変わりますよね。やっぱりそれぞれないといけないのかどうか、それは1ついいのをつくってスクールバスとかいろんな部分で時間数がどうなっているかというのもまだわかりませんが、ちょっといいものにして1つでもいいんじゃないかなと。その分ちょっと体験学習とかいろんなレベルアップした部分の子供たちに見せる授業転換ができないのかなというのをふと思いました。これも、教育ビジョンがどのような形になるかわからないし、そこでも検討されているとは思いますが、ちょっと頭の中に置いておいてもらえればなという気がします。ですから、さっき聞きたいのは文化ホール事業というふうには考えられているのか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） まず、最初に61ページの教職員住宅の関係であります。前半の3行につきましては、現状をそういうふうな形でとらえているということでもあります。

言いたいのは、しかしながらということに要するに住宅を充実をさせて、そういう教員を近くに置きたいというふうな思いであるということは御理解をいただきたいというふうに思っております。ただ、新築した場合もまた家賃等が非常に難しくなりました、現行でも具体的な形でいきますと、町の教職員住宅にかかる経費というのは入居費ももらいますね、これは学校の先生には手当としてはつかんのですね。全部自分の持ち出し。ところが民間の住宅

を借りると手当として今度はつくわけですね。そうすると自己の実質の出しが少のう済むというふうなことがあって、同様のレベルの住まいであれば手当がつくほうが、持ち出し少ないほうがいいというふうな形に現実にはそういうふうなところもあるということであり、そこで、そこ辺も含めて今後は総合的に家賃をどの程度にすればそういうことがある程度防げるかということについても検討していかなくてはならないなというふうに思っているところであります。

それから、文化ホールということですが、これにつきましては具体的な計画というふうなものは今はありません。ただ、旧町時代からそういうふうな生の音楽を呼んできても演奏できるような場所がない、あるいは住民の方々がいろんなことをやるにしてもそういう場所がないということで、やはり文化の町を言うとする以上はそれくらいものはあるほうがいいんじゃないかというふうなことで出てきておるというふうな中身でありまして、そういうホールがぜひ必要だとは思っておりますが、まだ具体的な計画には移してないというところであります。ただ、近隣の審査員であります末広先生からは、それは津和野にはそれくらいものは1つはなけなというふうなことで、毎年葉っぱをかけられているというふうな状況ではあります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 過疎計画は先ほどからいろいろあります。要は過疎地域自立促進ということで、この年度別計画書にそれぞれもろもろ総額139億円に上る事業が6年間にわたってバランスよくという言葉をやっちゃいけません、先ほど教育長の話があったようなことも含めてうまくといいますか、配分してあります。ただ、その中で1点ほどお聞きしたいのは、例えば単年度事業あるいは継続でも2カ年というような事業がところどころ出ておりますけども、その事業については今現時点ではその年度においてとにかく着手しよう、やろうという気があるのかなのか、それとも一応バランス上そこに持っていったというお考えなのか、この点を1つお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 今の御質問の件ですけども、年度6年間にわたるものでございますし、22年度につきましてはもう既に当年度でございますので、これについては現状的なものでございます。それから23年等につきましても、ある程度それぞれの課が今後取り組むという面では具体的なものであるというふうに整理をさせてもらっております。後年度にわたってはやはり向こういろんな財政状況等もございまして、見えない部分もあるかと思えます。そういったことで、始めの説明でも申し上げましたように中期財政計画との整合性等も図ってまいるといことで、財政課等とも相談しながらある程度配分もしたというところもございまして。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。14番。

○議員（14番 後山 幸次君） 本案件に賛成の立場で討論を行います。

この過疎地域自立促進計画、平成22年度より平成27年度まで6年間の策定が提案をされましたが、この6年間のうちには世界情勢また国内の情勢、そして津和野町の情勢もいろいろと変化もしてきます。その都度、見直しをされ実行されるのが促進計画であろうというふうに思っております。この計画が絵にかいたもちにならないように、今後の執行部の意欲に期待をいたしまして、また町民の付託にこたえていただきますように、強く要望いたします。本案件につき賛成をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、反対の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 原案に賛成者の発言を許します。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 賛成の立場で討論させていただきます。

この計画は大変すばらしいものであるというのは重々わかっております。しかし、先ほど同僚議員が言われましたように、この6年間の間に津和野の人口等減ってくるという可能性もありまして、この事業が本当に必要なのかというのも今後慎重しなくてはならない案件も出てくると思います。ましては町長のいろんな中の答弁にもありましたように、職務が大変多くて職員も足りないというような状況の中において、この事業を全部遂行するということにはかなりのまた職員数もいるというようなことが想定されますし、またこの140億円ばかりの予算をすることによりまして、財務調整等の数字等の勘案を見ながら、これがいいのかどうかというのも再度調整しながら事業を進めてやっていただきたいという思いがいたしますので、賛成の立場でこの案件に対しては賛成いたしたいとこのように思っております。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第124号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第124号津和野町過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定については、原案のとおり可決されました。

ここで、後ろの時計で午後1時25分まで休憩といたします。

午後 0 時 25 分休憩

.....

午後 1 時 25 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第 9. 議案第 1 2 5 号

○議長（滝元 三郎君） 日程第 9、議案第 1 2 5 号平成 2 2 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3 番。

○議員（3 番 板垣 敬司君） 1 点だけ、ページ数は 1 9 ページから 2 0 ページにまたがるかと思いますが、今回生活バス関連対策の予算において、予算の組み替えといういろいろな補正もつけられておるようでございますが、私が持っているというか今日まで理解している部分について。最初は車庫の設計委託料というものを 1 0 0 万上げられて、さらにマイクロバスの購入費は 2, 0 0 0 万つけられて、車庫なり停留所の設置にかかる工事請負費を 9 0 0 万つけられて、もろもろスタートしたところでございますが。

今回の補正内容を見ますと、車庫の設計委託料は全額減額されて、工事請負費の 9 0 0 万の中から 7 0 0 万の減額がなされて、これについて車庫の設計委託料の 1 0 0 万円の財源を持って、さらに今回の 6 3 万ですか、補正額をつけられて 1 6 3 万の新路線試験運行費というようなことに充てられておりますが。

そうしたことは今回の計画策定にかかって途中で変更はわかりますけども、車庫自体が当初は建てようと思ったけども、全体の財源確保が難しいがためにバスのほうへ、車庫は建てないでバスを買わざるを得ないという状況になったのではあるかと思いますが、車庫というものはやはり車両にとっては大切な長持ちさせるための手段ではなかろうかと思えます。

今日もなかなか旧日原町のバスの関連は非常に整備されて、旧津和野は非常にあちこち外に置かれたりしておるのが現状ではないかと思いますが、冬場雪が降ったりしたときには、外にある車両等については、さあ行って出そうと思っても雪もかかんにやいかんし、相当手間取るというようなことも現在聞いておるところでございます。

そうしたことで、今後やっぱり財産たる車両の長持ちさせるためにも、さらにそうした当面の運行管理においても支障があるわけですから、今回補正では落ちたけども、いずれ年次計画というか来年度当初予算かわかりませんが、車庫というようなものもあながち軽い存在ではないかと思っております。その辺について、私が今申し上げたことが、そうではないよとか、そうだよというようなことがありましたら、ちょっと説明をいただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） おっしゃるとおりでございます、まず第1番は、バスの必要台数をまずクリアしなければいけないということから、組み替えをお願いをしているところでございます。

もう一方、これにつきましては、去年は地域活力基盤創造交付金という交付金を財源にしておりますけれども。これにつきまして詳細なヒアリング検討ございまして、ことしから社会資本整備臨時交付金という名称に、これは道路特定財源からなる交付金であります、このヒアリング検討行いまして、いろんな交付金の要項の中で、車庫についてはこの交付金を充当することができないということをヒアリングでも受けておりました。

そういうふうなこともありまして、基本的には今年度3,000万につきましては——整備の3,000万につきましては、この社会資本整備臨時交付金を充当するというので原則きておりますので、いわゆる必要な財源が手当ができないということで、今回断念するのもございます。

また、今回の補正にはのっておりませんが、このたびの経済対策におきまして、私どもとすれば車庫につきましても議員おっしゃいますように、当然車の維持に関して重要なものだと思いますので、次の経済対策の中で反映をさせていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 19ページの企画費、負担金補助及び交付金の557万の石見空港利用拡大促進協議会負担金、これ既に具体的な利用拡大の対策等決まっていればお教え願いたいと。

次に、32ページの緊急雇用創出事業費の賃金で66万8,000円が増額されておりますが、これたしか先般チラシ等で回ったときには日額8,000円と出てたと思うんですが、若干他の臨時職員さんの賃金と私の記憶する限りでは多いと思っておりますが、それでたしか職種として企画ともう一つ一般事務的などかというようなことで募集が、公募されとったわけですが、その具体的な職務の内容等お教え願いたいと思います。

次に、40ページと41ページ、災害復旧費、現年農地農業施設、ここで工事費566万2,000円、それから今の現年林道災害で工事費5,035万5,000円と、これらいずれも先般9月で補正されたものであります。

それで説明を聞きますと、災害の査定終了に伴ってこれだけの減額だよということなんです、これらはすべて査定で落とされたのか、あるいはまた次年度に回すのかと。災害復旧はたしか3年以内の復旧と思っておりますので、そのところをお願いいたします。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 新たな石見空港利用拡大促進協への負担金の追加についてでございますが、これに関しましては既にマスコミ等で情報等は入っているかと存じますが、今回の負担につきましては、東京便が時刻が変わりまして、いわゆる利便性がかなり

動いたと、要因が変動したということで。従来からANAからは路線を維持するためには60%の利用率で考えているというようなのがございまして、現状の利用率と比較しまして。

それと東京便の時刻が変わったということで懸念をされる部分が、こちらからの出発が非常に時間が下がったということと、どうしても、どちらにしても入ってきて帰っていくという両方の利用も非常に難しいということで。このままですと利便性が低下したことによって、また利用率が下がって、また来年の3月の後半には来年度のまた新たな発着の時刻が変わりますが、また一層利便性の悪い時間帯に追いやられてはいけないということで。前置きが長くなりましたが、東京便に限っての対策ということで1月から3月までを約1,100万の予定をいたしております。

内訳としましては、先ほど御説明をいたしましたけれども、いわゆるこちらからの東京へ向けての出発、アウト対策が200万。それから、どうしてもツアーに負うところが大変要因としては高くなりますので、ツアー造成を中心としたイン対策に約900万というふうな内訳でございまして、東京便1本に絞った対策でございます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 32ページの緊急雇用対策の賃金についての御質問です。これは1ページ前、31ページの観光費の賃金、これを一たん落としまして組み替えまして、一般財源であったものを今回緊急雇用創出事業100%補助であります。これが与えられることになりましたので、組み替えての改めでの予算計上になります。

内容といたしましては、先ほど御指摘ありましたように、確かに1日8,000円の日当として募集をしております。職務内容は、きのうも一般質問にありましたが、森鷗外生誕150周年記念事業の実行委員会、この事務局を担当していただきたいということがありまして、単なる事務補助ではないのを想定しております。ある程度の御自身による企画、立案も含めながら、かなり動いていただきたいという特性もありますので、その辺を加味しまして8,000円という想定にさせていただきます。

なお、このことは実行委員会の会長が商工会長でありますし、商工会または観光協会等からこの事務について推進を図るために、ぜひ必要だということで要望を受けての措置ということになっておりますので、あくまで一般事務のみではない非常に企画部門が加わっているということでの単価設定ということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 災害復旧費の減額についてであります。9月に補正をいただいたのは、私どもが災害査定を受けるために設計をいたしました申請額で補正をいただきました。このたびは査定を受けまして、その査定時に査定官に丸々認めてもらえなかったといえますか、工事の方法、延長等減額ありましたので、その減額による今回の補正でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 今の災害復旧の分で、後もう一度お伺いしますが、結局査定で落ちたということになると今度は単独ちゅうこととなります。そちらのほうはどうなりますか。またいずれ補正で上がってきます。それとももう落ちたからだめだよと、こういう言い方でしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 幸いにも一つの現場がばっさり落とされたというようなところはありませんが、この工法が妥当なのかとか、査定官とのいろいろ意見の食い違い等もありまして、一応被災を受けたところにつきましては、工事長は別にいたしまして、ある程度の機能を持った復旧にはなると思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 25ページの上のほうですけども、民生費の児童措置費の扶助費で子ども手当が852万8,000円の減額になっているんですけど、かなりの高額ですが、どうしてこういう高額が出たんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 当初の計上のとき、公務員分についてもここで上げておまして、公務員分については他のところで上げることになっておりますので、二重になっていたということで今回落とさせていただきました。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほどの質問と関連するわけでございますけども、同僚議員の、現年復旧費で課長の答弁では工事自体は落としたわけではないと、いろんな工事方法とか、いろんな格好で減額せざるを得ないというような答弁に私は解釈されたわけですけども。それにしても5,000万円というのは余りにも金額が高すぎるんですけども、その大きな5,000万円になった案件について中身をお知らせ願いたいというような思いがします。

いろんな格好で災害にあわせて、いろんな今までの中で工事をやっていただきたいというように要望が出て、幸いに災害が出たのでこれもというような格好の案件もかなりあると思いますので、その点大きな要因はどことどこどこで、このぐらいの査定の金額は落ちたというのをちょっと教えて願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 5,000万落ちたのは現年林道災害でございまして、林道災害9件ございまして、いずれも1件の単価が大きうございまして。そこで詳しい個々のケースにはちょっと今答えられないんですが、1件1,000万ずつ落ちたとしても1件自体大きいのでトータルで5,000万ということで、個々のことにつきましてはまた詳細にお答えしたいと思います。今はちょっと資料を持ちあわせませんので、ちょっと答えられません。

○議長（滝元 三郎君） 9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 5,000万という大きな金額を補正に組んどって、担当課長がその中身は資料がないからわかりません。そういうような答弁をいただくこと自体が私はおかしいわけでございまして、つい100万、200万ならどうっちゅうことないんですよ。5,000万という大きな金額を減額するということになるんなら、その中で林道でございまして、5件あって、そのうちのどここの線が5件で1,000万ずつで5,000万になりましたと。それぐらいの数字はね、ここに臨んでくる以上は把握してきてもらわないと。

今資料ございませんけ、わかりません、後から資料出しますような答弁私は聞きにきたんじゃないでしたので。せめてそのぐらいの大きい金額は出して裏づけのある、書類をもって臨んでいただきたい。再度もう一回、課長お願いします。

○議長（滝元 三郎君） すぐ出されますか。すぐ出せる。すぐ出せますか。

暫時休憩といたします。

午後1時42分休憩

.....

午後1時49分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 大変申しわけございません。それでは1件ずつ——ちょっと資料が間に合いませんので、口頭でよろしくお願いいたします。

耕田内美線の災害につきましては、被害額の申請につきまして5,000万、これが査定を通りまして4,500万になつとります。それから、笹山山入線でございますが、これが4,500万に対しまして1,800万円。それから火の谷分谷線でございますが、これが500万円でございます、これが280万円。それから三子山線、3件でございますが、1件につきましては4,000万が3,500万、それからもう1件、700万が320万円、それから400万円が290万円。柳二俣線でございますが1,000万円が480万。それから木原線でございますが1,000万円が420万円でございます。それから奥殿線が1,200万円が——これは増額になっておりますが1,500万、それからもう一つ、堤田奥殿線、もう1件が1,000万円が960万円。済みません、今のは堤田奥殿線でございました。それで奥殿線というのがあるんですが、これは一つが500万が270万円、もう1件800万円が、これも280万円に減額になったとおりでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。10番。

○議員（10番 河田 隆資君） ページ、20ページの道の駅管理費、機械器具費、なごみの温泉の冷凍ショーケース1台分が計上されておりますけども、元来最初のスタート時におきましては、町が設備を買いそろえ営業を任せたと私自身が思っております。

ただし、第三セクターが中で営業する中で、いろいろ活発に営業していただきたいという思いがあり、町も6,000万円という出資をしております。我々議会に対する報告により

ますと5,000数百万円の出資金がある。それはそのまま置いといて、町に設備を依頼するというのは何か不自然な気がいたします。

町といたしましては、そういう第三セクターとのそういった関係について、どのようなスタンスを持っておられるのか。例えば破れた、第三セクターも今赤字で大変である、だからこの程度の補助をお願いするというんならわかりますけども、何でもかんでも機械を買い与えてやるというのは、何か合点がいきません。

私がやるとしたら5,000数百万円の中から130万円の投資をし、自分たちで頑張っ
て収益を上げるというのが第三セクターの基本的な活動だと思っておりますけれども、その点について町と第三セクターとのスタンスはどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） まず町有施設、公の施設に対する指定管理制度というのが御承知のようにございます。こういったようないわゆる集客施設あるいは経済性を伴わない施設もございますけれども、この指定管理契約を第三セクターと交わして行っておりまして、その中の基本協定を締結をいたしております。その基本協定の中で、いわゆる修繕料あるいは機械器具更新の取り扱いについては、一定の協定を交わしておるところでございます。

今回のこういったようなケースでございますけれども、これにつきましては修繕の負担割合というところがございます。細かいところは省かさせていただきますが、本件の場合につきましては、町の備品という形でこれはスタート時から持っておりまして、その備品を更新をする場合については、これは町のほうが全額負担をするというふうな規定になっておりまして、これはここの施設に限らず、それぞれ公の施設における指定管理協定については、すべてそういうふうな取り決めによって行っております。これが三セクとの、これに限っての——でございます。

その他、いろいろ負担割合でございますけれども、こういうふうな修繕、更新に対する取り決めというのは、そういうことでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。11番。

○議員（11番 川田 剛君） 38ページ、教育費、社会教育総務費、備品購入費、AED4台について、どちらの社会施設に設置されているかお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） AEDのこの4台の設置場所でありまして、1カ所は日原のカントリーパークの体育館であります。それから日原体育館、それと津和野体育館、小川体育館の4カ所でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 33ページ、道路維持の工事請負費の200万、場所を教えてください。

34ページ、これも工事請負費ですが、これは駅前の花壇のことだろうというように思いますが、どのようなことをお考えになっているのか、お聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 道路維持費の工事負担金でございますが、これは箇所は特定ではなくて道路全体維持費の——不足しておりましたので、後残り3カ月弱、いろいろなことがありますので、補正をお願いしたものでございます。

それから、駅前のロータリー、以前からいろいろ懸案でございましたが、今常設の花壇をつくろうと見積もりをとりまして、花壇とあわせまして花に水をやるためにそこまで水道を引く、それから照明等の電気設備も必要じゃないかということで、これも含まれた補正でございます。

○議長（滝元 三郎君） 8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 今の説明ですと、道路維持はどこの箇所かわからんちゅうことは、どういう積算でそれじゃこの200万というのは出たんですか。

それから、今の花壇のことですが、もう少し周りをどうするとか大ざっぱなことで結構ですので、周りを例えば石積みにするとか、そういうようなことで考えているというようなことをお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 道路維持のほうでございますが、これからの維持ということで、それはある程度の年間といいたいまいしょうか、個別の積算となってませんが、経験値といいたいまいしょうか、そういうところをお願いしたところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 花壇、花壇は。（発言する者あり）花壇こっちか。営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 失礼します。この花壇につきましては営業課のほう、このたび11月から配置に1名なりまして、そういった関係もございまして、この件については私のほうで、そのほうを施工するということになっております。

詳細を申し上げますと、今計画しておりますのは御影石を使って花壇工を行うということでございます。

それから、アルミでの案内板で照明はLED照明で行う予定でございます。それから給水にしても、電気配線にしても——あ、給水はもちろんですけども、電機配線も地下埋ということになりますので、そういったことで少し金額的には上がってまいるということでございますけども。一応予定としてはそういったことで、面積的には14平米程度でございます。現在の花壇、いろいろな花が置いてありますけども、それとほぼ同じ面積で考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。13番。

○議員（13番 米澤 宥文君） 26ページの災害救助費で500万、一般財源125万ですが、この災害種別とはどの程度——地震とか水害、いろいろとあると思うんですが、災害種別とはどのぐらいの範囲か教えてほしいです。

○議長（滝元 三郎君） 災害種別——参事。

○参事（右田 基司君） この災害弔慰金につきましては、この前の大雨のときに青原で行方不明になられた方への弔慰金であります。（「どういう種別」と呼ぶ者あり）種別と申しますか、不慮の災害に遭われたような方について、こういう弔慰金が出るというものであります。

○議長（滝元 三郎君） 13番。

○議員（13番 米澤 宥文君） 例えば地震なんかで、たくさん死なれた場合も出るわけでしょうかね。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） このたびの災害弔慰金につきましては、最初は中国管内で3件以上が基本でした。でも、今回かなり災害が全国的に出たということで、基本的には全国で3件以上の災害が出た場合に災害救助法が適用されると。その中で1件当たり死亡者、行方不明者合わせて3名以上が出た場合に、この災害弔慰金が国のほうで制定されておりますので、それが適用になるということで、今回は国が2分の1で県が4分の1、そして町が4分の1の負担となります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。14番。

○議員（14番 後山 幸次君） 34ページの土木費、住宅管理費修繕料が出ておりますが、これ青原の住宅の浴槽というふうに出ておりますが、これ1件だけの修理でしょうか。

それと続きまして、住宅管理費の委託料の中で町営住宅の解体設計監理委託料、これが計上してありますが、住宅解体をしてもやはり設計監理をせにゃならないのか、これは業務委託をするということになりますと、産業廃棄物等の積算が必要になるから業務委託をされるのか、その点ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） まず修繕料でございますが、この修繕料1件のことではありません。うちが抱えております住宅のそれぞれに小さいことからふろとか、そういう大きい、ほんと日々即対応していかなくてはならない項目があります。そういうところに既に予算をある程度充てておりますので、修理も行っておるところもあります。そういうところもあわせて147万5,000円の補正をいただくものでございます。

それから、住宅解体設計監理委託料でございますが、議員さんおっしゃったように、そういうところを設計していただく、以前改良住宅が火災になったときに、住宅も解体したわけですが、このときも設計監理委託をお願いしまして解体したわけでございます。今回も正式にそういう産廃等々の積算もいただきまして、解体したいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。11番。

○議員（11番 川田 剛君） 31ページ、商工費、観光費、広告料31万4,000円についてでございますが、こちらのほう詳細をお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 2件ございまして、1件は、ことし夏ごろに島根県の音頭のもとに広島の中国新聞とパートナーシップを結びました中国地方の新聞社への広告掲載料、これは特別料金のもとに、ある企画のもとに新聞広告をするというものがありますので、それをこのたびやりたいということで計上させていただきました。これが約16万円です。

それから、もう1点は、島根映画塾を実施いたしました。今後29日深夜、30日の早朝にテレビ放映がありますが、その中でテレビ放送の中でCMスポットをやりたいということで、これが15万ばかり、これを緊急ではありますが効果が高いと思われてやりたいと思いますので計上いたしました。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第125号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第125号平成22年度津和野町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第126号

○議長（滝元 三郎君） 日程第10、議案第126号平成22年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第126号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第126号平成22年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11． 議案第127号

○議長（滝元 三郎君） 日程第11、議案第127号平成22年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第127号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第127号平成22年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12． 議案第128号

○議長（滝元 三郎君） 日程第12、議案第128号平成22年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第128号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがいまして、議案第128号平成22年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13． 議案第129号

○議長（滝元 三郎君） 日程第13、議案第129号平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第129号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第129号平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計補（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第130号

○議長（滝元 三郎君） 日程第14、議案第130号平成22年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第130号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第130号平成22年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第131号

○議長（滝元 三郎君） 日程第15、議案第131号平成22年度津和野電機通信事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第131号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第131号平成22年度津和野電機通信事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16．議案第132号

○議長（滝元 三郎君） 日程第16、議案第132号平成22年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第132号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第132号平成22年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17．発議第9号

○議長（滝元 三郎君） 日程第17．発議第9号TPP交渉参加反対に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本案件につきまして、提案理由の説明を求めます。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 議員発議について説明いたします。

日本農業を壊滅するTPP参加への断固防止たる意見書の提出でございます。

政府が、このTPPに参加締結をすることによりますと、日本農業を破壊させるおそれがあります。TPP問題で参加の判断を先送りしつつも、関係機関国との協議で開始するとの

基本方針を、国内の慎重論に配慮する一方でTPP推進への方向へ向かっているわけでございます。

もし、TPPに参加することになると、農業生産額は年間4兆1,000億円減少し、食料自給率も40%から14%に急降下し、国土や環境保全など農業の持つ多面的機能ももう金額換算で約3兆7,000億円を失い、打撃は地域経済、社会、環境と広範囲に及びます。工業製品など貿易拡大のために人らしく生きる環境を失うことには余りにも大き過ぎる代償であります。

このような観点から、TPP参加に対しての交渉を行わないよう、強く要請する発議であります。

提出先は、内閣総理大臣を初めとする各関係機関であります。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 質疑ちょうことはないんですが、この意見書の提出先を見ますと、衆議院議長の名前が違いますんで、そこんところは出されるときに気をつけておいてください。

○議長（滝元 三郎君） 今だれやったかいね。

○議員（12番 小松 洋司君） 路線の「路」です。

○議長（滝元 三郎君） ああ、この「路」か。字がね。この字、路線の「路」じゃ。

はい、ありがとうございました。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 私は一般質問でもこの問題については取り上げましたが、農業だけでなくそのほかの面においてもさまざまな影響を及ぼすという、このTPP交渉参加になりますので、ぜひとも、これは参加しないようにしていただきたいという思いがあります。

全国各地で、このことに対する反対運動も起こっておりますので、ぜひとも津和野町議会としても反対の意見書を送るようにしたらというふうに思っておりますので賛成します。

○議長（滝元 三郎君） ほかに討論はありませんか。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 賛成討論ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第9号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、発議第9号T P P交渉参加反対に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をいたします。

日程第18．請願第6号

○議長（滝元 三郎君） 日程第18、木曾野向線町道の舗装工事についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表とおりでございます。

お諮りをいたします。この請願は、会議規則第92条第2項の規定により経済常任委員会に付託して、閉会中の継続審査にしたいと思っております。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、請願第6号は経済常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第19．請願第7号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして日程第19、請願第7号医療費の窓口負担軽減の意見書採択を求める請願書についてを議題といたします。

この請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりでございます。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、本請願は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより本請願について、紹介議員より説明の必要があれば、これを許可いたします。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） この席でいいでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） お願いします。

○議員（4番 竹内志津子君） 本請願は、医療費の窓口負担軽減の意見書採択を求める請願です。これは請願者は島根県保険医協会会長古沢正治さんからの提出になっております。

趣旨ですけれども、島根県の保険医協会が6月に各医療機関に対してアンケートをされました。その結果、これはどういうアンケートかといいますと、経済的理由と思われる治療中断受診抑制の実態調査です。

この結果、1年ぐらいで経済的理由と思われる治療の中断があったというのは、医療の関係で27.6%、歯科で75%、この中断の疾患として医科のほうでは糖尿病、高血圧、脂質異常症など、またほかに貧血、腎不全など慢性の疾患が目立ちます。こういう慢性疾患を中断いたしますと重症化しまして、かえって医療費が高くなっていくという問題があります。

また、歯科のほうでは虫歯、歯周病、欠損等のこれも重症に至るものが多くあるんですが、それとその他に必要な治療を減らすように申し出たというような、これも経済的理由ですけれども、それが医科のほうで39%、歯科で70.8%ということで、ともに内科、歯科にわたって重症化しているものの治療の中断または必要である治療を行わないというような状況が如実にあらわれております。特に歯科のほうでは70%を超える比率になっております。歯科というのは健康維持する上で非常に大事な医療なんですけれども、これが放置されているような状況にもなるということで、非常に深刻な状態になっております。

そういうことで、これは窓口の、一般の人が窓口の負担が3割ということで医療の中断または治療の中止ということになっておりますので、窓口の負担の軽減がぜひとも必要だということです。

それで、日本の場合窓口負担が諸外国に比べて非常に高くなっているということで、具体的にこのことをちょっと述べてみますと、OECD諸国で患者の窓口負担ですが、原則無料というのがカナダ、デンマーク、チェコ、ハンガリー、イタリア、オランダ、ポーランド、スロバキア、スペイン、トルコ、イギリスとあります。

それから、小額で定額制というのがドイツ、ノルウェーは入院は負担がなし、フィンランドは18歳未満の負担がなし、アイスランドは入院は負担なし、アイルランドは人口の35%が無料、ニュージーランドは入院の負担なしというような、負担があっても定額では小額ということ。

それから、定率で小額なのがオーストラリアでは15%、そしてまた入院は負担なし、スイスの場合は10%、ルクセンブルグは5%で入院は小額な定額、ベルギーの場合は20から25%で、入院は小額な定額というようになっております。

定率制で高額なのが韓国が外来の30から55%、日本よりも部分的には高いところがあります。そして入院が20%、今日本が一般が30%という高さになっているということです。

先進国と言われながら、非常に高い医療費を窓口で負担しなければならないという状況がある中で、今また経済的に非常に困難な状況の人がふえてるということで治療の中断または治療をしなければならないのにできないというような状況が起こっておりますので、ぜひとも窓口負担を軽減するようという意見書を国の関係機関のほうへ上げていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番。

○議員（10番 河田 隆資君） 窓口負担の軽減等については理解をいたしておりますけれども、その財源についてということに対して少し疑問を持っております。医者が負担を得るのか、それともその財源部分をどなたが持つかということが、ここに書き込まれておりません。そういった点について少し疑問がありますが、お答えできればよろしくお願ひします。

○議長（滝元 三郎君） 4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 国の社会保障費のほうで負担をするということです。この社会保障費の負担についても、諸外国に比べまして、先進国に比べまして、日本は非常に少なくなっている。特に近年は社会保障費を本当は高齢化も進んでいるのでふやしていかなければならないのに、これを抑えているというような状況にあります。

日本がGDP比なんですけれども、これは2003年の統計なんですけれども、社会保障費、日本が18.6%、この中には医療費、年金、福祉ほか社会保障費です。医療費は9.2%です。ドイツの場合は社会保障費全体で28.4%、日本より10%高く医療費は12.3%です。フランスが社会保障費29.1%、11%弱高くなっています。スウェーデンの場合は31.9%にも昇っております。

そのように先進諸国では社会保障費全体が高くなっており、もちろんそれだけ医療費のほうも高くしていると、これは国の予算ですので国が負担していくということを求めたものです。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより請願第7号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） はい、わかりました。起立多数であります。したがって、請願第7号医療費の窓口負担軽減の意見書採択を求める請願書については採択と決定いたしました。

○議長（滝元 三郎君） 日程第20、総務常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。3番。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） 総務常任委員会所管事務調査報告書。平成22年第5回9月定例会において、許可をいただきました調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

恐れ入ります。裏面の5番目に総括ということで掲げておりますが、あらかじめ字句の挿入をお願いしたいと思います。行は4行目の「一般財源が」というところがありますけども、「一般財源の支出」の「支出」ということを加えていただきたいと思います。「一般財源の支出が漸増」というふうにかえさせていただきたいと思いますので、あらかじめよろしくお願いいたします。

それでは、報告に移ります。

1、調査事件、歳入強化における町有施設の使用料等について。2、調査目的、町有施設の現状と課題を把握し住民の不利益が生じないように議会活動に資するため。3、調査の経過、第1回、日時、平成22年11月9日火曜、午前9時から机上調査、場所、津和野町役場日原第2庁舎委員会室、出席者、総務常任委員会委員5名。第2回、日時、平成22年11月22日火曜、午前11時から現地調査、場所、津和野城跡、森鷗外記念館、郷土館、民俗資料館、桑原史成写真美術館、安野光雅美術館、出席者、総務常任委員会委員5名、津和野町教育委員会、斎藤教育長、世良教育次長、広石森鷗外記念館長となっておりますが「副館長」ということで御訂正をお願いいたします。広石森鷗外記念館副館長、斎藤教育次長補佐、山本主幹。4番目として調査概要、観光リフト、城跡観光を目的とした観光リフトの利用状況及び利用料については、石垣崩落による応急処置の現状と登山道周辺の環境調査にとどめた。教育文化施設、森鷗外記念館、郷土館、民俗資料館、桑原史成写真美術館、安野光雅美術館について、それぞれの施設、展示企画、管理状況について調査した。5、総括、教育文化の向上を主な目的として設置したものであるが、一方では観光施設としても期待するものである。しかし、近年の観光客、入館者数の動態を見たとき、今後とも教育文化の拠点として運営するのか、それとも観光施設として位置づけるのか。維持管理費として一般財源の支出が漸増することになれば、町民の理解が不可欠の状況にあると言える。いずれにしても、民間委託や業務の一部に指定管理者制度の導入等、財政事情をかんがみながら慎重に判断しなければならない時期に来ていると思われる。平成22年12月22日、津和野町議会議長滝元三郎様、総務常任委員会委員長板垣敬司。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。10番。

○議員（10番 河田 隆資君） この報告を見ますと、一番最初に総務常任委員会ですから、一応入りの部分について、どのような調査をされたのかなという思いで見えておりました

ところ、調査内容がかなり文教民生常任委員さんのほうにもダブるような調査であるような報告になっております。

そこで一つお伺いをいたしますけども、観光リフトをまず状況を調べたということですが、利用料の例えばこの5年間の推移とか、その推移によってなぜ利用料が減っているのか、その原因が何なのかということを持ちながら、周辺の石垣崩落によるものが大きいのかどうかというその調査をしたというのならわかりますけども、その辺が何もうたわれていないですが、何か調べられたことがあればお伺いをいたします。

そして、その次の教育文化施設等についても同様のことが言えると思っております。その会館の収益等々がどのような推移をしているのかということをお少御説明をいただければと思っております。

そして、その総括の中に感じ取られた意見として指定管理者制度というふうに位置づけておりますけども、民間委託等にすれば当然その中での人件費等々が発生をいたします。それをすれば当然人件費まで出して指定管理者として受けましょうというのは、恐らく不可能ではないかと思っておりますが、そういった部分について話し合いをされての結論というふうにとっていいのかどうかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） どうぞ3番。板垣委員長。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） 観光リフトの点についての御質問でございますが、あらかじめ平成21年度までの決算審査等の資料でもいただいておりますので、観光リフトの利用状況並びにそれにかかわる利用料等については、ここにも資料持っておりますが、その城の石垣が崩壊する以前までの部分と崩落した後の部分については十分調査をいたしませんでしたが、当面5年間の利用実績においては特に大きな変化はありません。

特に平成20年度からは、やはり冬場の利用はすごく減るということで運転を休止しておりますが、そういう中であって昨年度においては、やっぱりもとの周年期間の運転の状況と同じように600万近い利用料が上がっておりますので、観光リフトそのものについて特にリフトだけをターゲットにしとるちゅうわけじゃなくて、これはやっぱり城山の持つ観光要素を早く石垣を修復することによって、また魅力が上がり観光リフトが当然活用され利用料が上がるということは期待するところでありますので、今回はその辺についての背景がありますので、取りあえず現状の中で城跡の崩落なり現状を歳入強化に関しても幾らか関連がありますので、現場の環境調査をさせていただいたと、そういうことでございます。

それから、2つ目は、教育文化の施設でございますので、所管が少し違うのではないかというような御質問だったかと思いますが、いろいろこの間の持つ教育観点の部分とやはり財産的な津和野町が持つる財産としての運用による運用益を上げていこうという部分もありますので、少し所管が違うかもしれませんが、現状の施設としての生かし方そのものにも踏み込んだ調査になったかと思いますが、そうした中でちょっと違うかもしれませんが、入館者数とかそういう推移についても当然資料として検討しますし、その入館者数の推移、

動態等について今日までの社会経済の動向等もその要因として上げられるわけですから、その辺も含め総体的に調査をしたところでございます。

特に内容等についても、年間4回とかそれぞれの間において企画展等もされながら、町民に広く周知してその教育文化の向上のための活動というようなものをどのようにしておられるのかということも、全体として利用料にも反映しておりますので、その辺を調査してきたところでございます。

そうした中で、最後の最終部分にも幾らかかかわる部分と思いますが、全体の予算の歳入のほうだけを見るということにならない、やはり歳出にかかわる部分もありますので非常に難しい部分でございますが、予算書の中で歳出に係る部分がある程度抑えていかないとはいけません。

その歳出について私の理解では平成22年度の予算においても、安野光雅美術館、二、三の大きな館だけのことを言って恐縮ですが、大体安野光雅先生の美術館が7,300万ぐらい教育費の予算として掲げてありますし、森鷗外記念館は1,575万ぐらいの当初予算の計画がなされて、教育費として予算計上が表向き館のほうの予算として計上されておられますが。

全体の実態としては館におられます正職員の方も実際業務に入っておられまして、その正職員の方の人件費は、教育の事務局費のほうに組みしているというふうに私は理解しておりますので、その辺をそのままそっくり館のほうに予算を加えるとするならば8,000万ないし森鷗外記念館においても2,000万近い経費がかかっているのではないだろうか。

そして、その経費を一方では歳入のほうでどのような手当をするかと言いますと、特に図録の販売とか、安野光雅先生の美術館においては非常に職員の創意工夫、スタッフの皆さんの御努力によって一般書籍なり最後は複製画といいましょうか、オリジナルなグッズの販売等でやはり多いときには、多いというか開館当時のところの資料をちょっと手持ちにしておりますが、ここ5年間でもやはり4,700万とか昨年でも3,600万ぐらいのそういうグッズの販売によって、先ほどのかかる経費に対して自分たちの自助努力によって何ぼか収入を得ていると。

ですから、そういう問題を実際努力のことを見るのは歳入を確保する上で今後どのような視点を持って、これらの財産を運用していくかということからは必要だと思って調査したところでございます。

最後に、民間委託や業務の一部の指定管理者制度ということで指定管理料に対しての御質問だったと思いますけども、指定管理者制度の中で業務委託をかける、そういう場合において、人件費、学芸員というかそういう方を含めて業務委託するのかどうなのか。その辺は指定管理の段階で業務委託の項目ごとに見たときに、先ほども申しあげましたように3,000万強4,000万近いミュージアムグッズの販売そのものが非常にこれからもそういう努力は願わなければなりません。指定管理者の業務として、そういうものの販売なりグッズのオリジナルのグッズの複製画をつくるとか何とかというような、そういう頒布業務。

さらに全体の館そのものを今後利用していく際に、例えばの話ですけども、安野先生の美術館の中で常設のコーナー、昔の教室等々、それなりのスペースがあるように感じましたが、その周りをうまく企画しながら、講演会なり読書なり文化事業、コンサートなり企画を積極的にしながら、その指定管理者が事業として思い切って収入を上げる。そのことによって、全体の館全体の入館者も多くなるし、部分においては一般財源からの支出がある程度抑制されるのではないかと期待して、我々としてはこのような表現になったということでございます。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はございませんか。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 総務委員会の所管事務調査ということで、調査事件に書いてありますように歳入強化というほうが主な目的だったろうと思います。そうした中において調査目的を持ちますと、やはり文教のような所管事務調査というような形の調査がされております。そうした中で、私は総務委員会ということで歳入強化につながる調査をされたものとして質問いたします。

維持管理費として一般財源の支出が漸増することになればというような文言が書かれておるわけですけども、今までの入館料とかいろんな利用料を各施設のものを行った中において、今後一般財源からの支出が想定され、ますます多くなりそうなのでこういう文言にしたのか。今現在の入館料で何とかペイになっていくんじゃないかというような形のものでやっていたのかどうかという点についての、それが少ないから一般財源からの出しようがだんだん多くなる危険性があるので、指定管理者というような文言も出たのではないかと解釈をするわけですけども。

利用料の収入と維持管理費との兼ね合いについて、財源強化という建前からどのような、もしそれに対して調査しておればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） 維持管理費ということで、これがトータルで費用ということをおっしゃったときに、このトータルでかかる費用をこれから全体の費用がかさむという意味ではなくて、現在一般財源からの支出を何%で今日までやってきたよと。その一般財源の支出の中には財産売り払い収入から得られる、収入の部分から持ってくる部分もあると思いますが。

結果的にさっきの言う財産売り払い収入が落ちてくるということになれば、現状維持するためには、いわゆる普通の会計というか一般のほかの——ほかと言うちゃいけませんね、一般会計の部分からの支出を持ってくることになりますので、結果としてウエートがふえるのではないだろうか。全体の費用がふえるという意味じゃなくて、そういう部分もあります。

それからもちろん建物とか施設、特にプラネタリウムというようなものもありますので、だんだん経過年数によっては大きな費用もかかるであろうし、改修も必要だろう、そういう

部分も発生してきますので、この辺についても全体の費用が膨らむということは想定されると思いますが、それにしてもバランスの問題を特に私どもは、いわゆる、あらゆる——そういうことでございます。（笑声）

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。14番。

○議員（14番 後山 幸次君） 委員長さん、1点ほどお聞かせをいただきたいと思いません。

調査概要の中で、先ほど同僚も言いました城跡観光を目的とした観光リフトの利用状況、利用料というふうに書いてあります。その下の段に「登山道周辺の環境調査にとどめた」、このように書いてありますが、登山道の周辺の環境調査にとどめたということは、その付近を見ておられるわけですね。

委員長も御存じのように、数年前城山の160本に近いケヤキが樹幹にチェーンソーを入れられて、そのために枯れてしまったようなことがあったわけでございますが、その木が枯れた分についてはいろいろと伐倒されてきておられるようでございますが、その後そういった環境がどのように変わってきたか調査をされておりましたら、お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） そういう思いを持っての調査はいたしておりません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、総務常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第21. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（滝元 三郎君） 日程第21、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

文教民生常任委員長の報告を求めます。8番。

○文教民生常任委員長（青木 克弥君） それでは、文教民生常任委員会所管事務調査報告書。平成22年第4回6月定例会において、許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

調査事件、地域医療・福祉の現況について。2、調査の目的、益田圏域の医療の現状を把握するとともに、津和野町の医療及び福祉の現況を調査、把握することにより、今後の津和野町の医療、福祉の充実に向けての判断材料に資するため。3、調査の経過、第1回、日時、平成22年7月23日午前9時から、場所、津和野町役場日原第2庁舎委員会室、出席者、文教民生常任委員会委員5名及び議長、中川益田保健所長、片山研修医、聞き取りによる机上調査。第2回、日時、平成22年8月6日金曜日午後5時から、場所、津和野共存病院会議室、出席者、文教民生常任委員会委員5名及び議長、須山理事長、飯島医師、山根事務長、

聞き取りによる机上調査。第3回、日時、平成22年8月24日火曜日午前9時から、場所、津和野町役場日原第2庁舎委員会室、出席者、文教民生常任委員会委員5名、机上調査。第4回、日時、平成22年11月1日月曜日午後2時から、場所、津和野共存病院会議室、出席者、文教民生常任委員会委員5名、議長、喜島看介護師長、山根事務長、聞き取りによる机上調査。第5回、日時、平成22年11月25日木曜日午前9時から、場所、津和野町社会福祉協議会会議室、出席者、文教民生常任委員会委員5名、議長、山本会長、大庭副会長、神野事務局長、水津支所長、斉藤管理者、大岡管理者、聞き取りによる机上調査。第6回、日時、平成22年12月7日火曜日午前9時から、場所、津和野町役場日原第2庁舎委員会室、出席者、文教民生常任委員会委員5名、机上調査。

調査の概要、平成22年9月の定例会におきまして、第3回までの調査につきましては中間報告をいたしておりますので、今回はそれ以降の報告といたします。橘井堂における看護師及び介護関係者の現状について。1、年代別構成、ごらんの表のとおりでございます、年代別と右軸に各看護師、准看護師、介護士、介護補助者等の数字を上げておまして、括弧がパーセントでございます。この表を見ていただきますと、各職種とともに高齢化しており、50歳以上のものが全体の約44%を占めております。この表にはございませんが、特にせせらぎにおいては、60歳代の者が約20%を占めております。

2番目に勤務状況、まず津和野共存病院では3交代制でございます、夜勤手当が2万円、3つの時間帯がございます、8時半から17時30分、16時から1時、0時30分から9時30分の3交代制でございます。そのほか早出、遅出というのがございます、7時30分から16時30分と10時から19時の2つがございます。老健せせらぎにつきましては、2交代制で夜勤手当が1万5,000円。2つの勤務態がございます8時から17時、16時30分から9時30分で、西棟と東の棟が分かれておまして、それぞれ西棟におきましては早出が7時から16時、それから7時30分から16時30分の2つ、遅出が10時30分から19時30分、11時から8時までの2つ、東棟におきましては早出が7時から16時、遅出が10時30分から19時30分。それから日原診療所におきましては8時半から17時半、早出が1つございまして8時から17時、というような勤務体制でございます。

勤務上の問題点といたしまして、全体的に看護師不足の中で当直、夜勤を含め陣容のローテーションに苦慮している。夜勤従事回数は、月平均で津和野共存病院で9回、せせらぎで5回から6回、職員の疲労度が心配される。精神的なストレスを多く受ける現場での対応が十分とは言えない。勤務者や新規採用者に対応した居住環境が整っていない。

3番目に人事管理について見ますと、管理者が常に面接等を行って個々の状況把握に努めている。月1回のミーティングを実施し、情報の交換に努めている。職員の資質向上に向けての研修に参加の機会を増やしている。

4番目に看護師等の増員対策では、町を中心にして関係機関、関係職員の連携を強化する中で、情報の一元化を図っている。2番目に、募集については、総合メディカル、益田、山

口のハローワークへの対応を初め各関係施設に訪問し、要請活動を展開している。地域枠推薦等を利用しながら、修学資金制度の活用を推進している。現場での教育制度を強化し、准看護師から正看護師への資格向上に取り組んでいる。これが橘井堂の現況で、看護師、その他の職員の状況でございます。

次に、津和野町社会福祉協議会の現状について。まず、位置づけと現況での方向性について。社会福祉協議会は、昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（社会福祉法）に基づいて設置された民間の福祉活動を推進するための営利を目的としない民間組織であるという位置づけになってございます。上位の組織として都道府県及び全国社会福祉協議会がございまして、その中でさまざまな事業の中でも近年、介護保険事業に関する事業展開の要求が増大しております。

陣容につきましては、職員数が25名、事務職が8名で介護職17名でございます。その中で登録ヘルパーが28名ございまして、津和野地区で10名、日原地区で18名。会員の状況は、その次の表にございますように一般会員、賛助会員、団体会員とありまして2,829人の会員数でございます。それぞれの会費は一般会費が1,000円以上、賛助会員が2,000円以上、団体会員が5,000円以上という会費が納められています。

事業活動収支の概要を平成21年度で見ますと、これは事業のみの決算でございますが、決算書の100円以下切り捨てでございます。収入におきましては会費から始まりまして雑収入まで締めて1億8,351万2,000円の収入がございまして、この中の主なものは備考の右の欄に書いてございますように町の補助金として3,900万、町の受託として1,500万等々が入っております。事業を進めておる介護保険、支援、その他が今書いてございますように1億ばかりの収入でございます。支出につきましては人件費が主なもので、1億3,100万、それからふれあい事業とか配食サービスとかの事業費が3,600万で、減価償却表を見まして支出の合計が1億7,900万というぐあいに決算が行われてございます。

特に介護事業等々の中に大きな問題点がありましたので、そこに列記しておきました。高齢化社会の進行により介護保険事業の需要が増大し、それに伴う組織的な対応がおくれている。介護認定における認知結果の決定がおそく現場での対応に支障を来している。関係部署間の連携が不十分である。職員の精神的な健康管理に常に対応する体制が求められている。独居者の増加と介護者の高齢化に対する対応が急がれる。居宅介護支援事業所の休止に伴う対策が必要である。

調査意見として、地域医療の現状は、地域間格差や医療関係者の偏在等の中で中山間地域の当町にとっては今後ますます厳しい環境に置かれると思われ。次に、益田圏域の中で橘井堂の果たしている役割は大変大きなものがある。現況における医療従事者はもとより、医師、看護師の獲得により一層の対応が必要である。医療関係者のための居住環境、特に単身者用住宅の整備が急がれる。現況の施設の活用について検討をするべきである。各施設の修繕を初めとする計画策定をすべきである。介護保険事業に対応した組織の見直しと

人員の確保が求められている。介護認定審査における事務の見直しをする必要がある。高齢者福祉に対応する一元的な組織の構築が重要である。関係機関の連携の強化が望まれる。最後に、関係者、住民が一同に会し、医療・福祉の現状についての話し合いを実施すべきである。

以上、平成22年12月22日、津和野町議会議長滝元三郎様、文教民生常任委員会委員長青木克弥。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） はい、ありがとうございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。10番。

○議員（10番 河田 隆資君） 3点ほどお伺いをいたします。

まず2ページの介護補助者であります。今ケーブルテレビを見ますと、かなり前から補助者の募集をかけたテロップが出ております。この介護補助者というのは資格、有資格であるのか、それともどういうふうな立場であるのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

次に、3ページの社会福祉協議会の中で職員数、介護職というのはわかりますけども、事務職8名とあります。これはどのような仕事をしておられる方を事務職と言っているのかということをお伺いをいたします。

3点目が、4ページ目の介護保険事業における問題点というのを出されておりますけども、現場における解決策等々を現場が考えておられるのかどうか。例えば介護認定における認知結果の決定がおそいというふうに書いておりますけども、これを取り除くためには関係のところへ強く要請をすとか何らかの手だてが必要なのかどうかわかりませんが、そういった点について強く要請をされているのかどうか、原因を解決するための考えを持っておられたかどうかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○文教民生常任委員長（青木 克弥君） 1番目の介護補助者の資格はどうかということですが、介護補助者については資格はないと思っております。

どういう仕事をするかということですが、具体的に詳細に調べておりません。介護福祉士あるいは特に介護の関係の補助をやられるというぐあいに伺っております。具体的な内容について、ここをこういうぐあいにするという詳細なことについては調査しておりません。

それから、2番目の福祉協議会の事務職8名でございますが、これは会長、副会長、それらを含めた人数でございます。職務の内容については一般事務でございます。

それから、4ページ目の介護認定における具体的な対応についてどうされているかと。あるいはその解決策をどうされているかという質問でございますが。この介護認定におきましては、もう議員御案内のとおりいろいろな介護の認定をするための申請が役場に出されまして、役場からその認定の事を確認をしながら、今度はその意見を求めるために各病院の医師等の意見を求める。

それから、その認定審査委員会というのが、これは益田圏域内で行われておりまして、それにかかって認定をし、それからまた逆回りで返ってきてその認定をし、本人に行くと。その介護認定が決定が今現段階では時によっては非常におくれるということでございます。それを、それじゃ現場のものがどういう場合に解決したらいいかという、現場のもの、要するに社会福祉協議会に置かれている職員の中では解決不可能でございます。

したがって、この認定審査会というのがあるわけですが、その審査会がいかに早く、その認定をする会を開いて認定をするかということにつきるといぐあいには思ひまして、そのことについてはいろいろ役場で言いますと包括支援センターということになりますが、その担当課のほうに向けても再三要請をされているようでございます。

それが今の現況でございます、中には、これが認定がおくれる理由として精神的な鑑定が必要な場合がございます。その場合には若干通常の病院の認定よりは少しおくれるといぐあいに伺っております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 1点お聞かせ願います。3ページの（4）にございます看護師等の増員対策というところで、上から3点目の後半部分、修学資金制度の活用を推進しているというところで、現在橋井堂の修学資金制度を利用して高看等に行かれておる学生さんが何人おられるか。

それから、この修学資金制度、当然橋井堂に何年間か資格取られて帰ってこられると何年間かお勤めになれば免除ということになります、その年限等教え……

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○文教民生常任委員長（青木 克弥君） 地域推薦枠というのは、御案内のとおり修学資金については、当この議会で審査をされて承認をされたものでございます。そういったことで現在2名の方が、この推薦の要するに対象といぐあいになってございます。

それから、修学資金制度は橋井堂そのものも持っておりまして、橋井堂独自の奨学金制度を持っております。現行では5万円ございましたものを7万5,000円まで上げて運用するところまで決まっております。

年限につきましては、細則がきちんと定まっておりますが、そういうのはどういうことかと言いますと、卒業してから一定の年限を勤めたら、いわゆる修学資金を受けてその年限に対応する年限を修了するということになるんですが。その過程で、例えば津和野共存病院に帰って、その間今度はどっかの研修に行きたいといったようなときには、それがどこまで停止をされて、それがその時間の年限に入るのかどうなのかといったことは、今本課のほうで前向きに検討されておるようですが、結論としては多分、ここで推量を言っは大変失礼だと思っております、前向きに非常に検討されておるということで、できるだけ免除されるような方向で検討されておるようでございます。

つけ加えますと、准看護師で採用いたしまして正看護師になるためにはさまざまな研修とか期間が必要でございます。そのために橘井堂独自のそういう教育体制だとか研修期間を利用して上位の資格へ向上ができるような方策を今考えておるようございまして、そういうようなことに対して、それじゃ修学をどこまで免除するのかということで、今鋭意検討されているようございしますが。

この間の協議会の中での議論の中では、前向きにそういうようなことができるだけ免除されるような方向で検討しているというお答えでございました。

○議長（滝元 三郎君） 12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 修学資金の分はこれは先般からあった町分で、それで橘井堂さんだけの分の7万5,000円ちゅうのは今は現在いらっしやらないちゅうこと、借りておられるちゅう。

○文教民生常任委員長（青木 克弥君） おられません。

○議員（12番 小松 洋司君） はい、わかりました。

○議長（滝元 三郎君） はい、ほかに。6番。

○議員（6番 岡田 克也君） 介護保険事業における問題点のところですが、高齢化社会の進行により介護保険事業の需要が増大し、それに伴う組織的な対応がおくれているという、この「介護保険事業の需要が増大し」という、特にどのような事業が需要している、それに対してどのように組織的な対応がおくれているかという内容についてお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、その一番下の居宅介護支援事業所の休止に伴う対策が必要であるということで、居宅介護支援事業所によってケアプランを作成されてサービスを受けられていると思いますが、現況はどうなっているのか。今までの要介護者の方々のケアプランをどこが作成され、また今度どのような展望となっておるかお聞かせいただけたらと思います。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○文教民生常任委員長（青木 克弥君） 1番目の高齢化社会の進行に、いわゆる介護事業の増大がどういうふうな事業内容かということでございますが、御案内のように居宅事業とかいわゆる要支援、介護、要介護、その辺のことを指したものでございます。その中にはもちろんヘルパーのこともございます。

先ほど報告の中で申し上げましたように、登録ヘルパーが28名いるわけですけども、この28名をしっかりと今の需要に対応するためだけの人数では足りないというのが現状で、いわゆる要望に対しての需要が足りないということで、それに対して、それじゃ組織的にそういうような現場に対応する陣容をどこがどういうぐあいに募集するかということについては、現行ではそれぞれの介護事業を展開している、あるいは居宅介護を展開している各事業所が、それぞれの努力でなされてございます。そういうことをそれじゃ一元化して組織的に対応するということが必要ではないだろうかというようなことを言ったものでございます。

それから、居宅介護支援事業所の休止ということは、これは現実に今津和野町のほうへ要望が出ておりますシルバーリーフつわもの居宅支援事業を今やめたいということを出ておることを指したものでございます。

そうしますと現在対象者が約60名おられるというぐあい聞いておりますが、それらをどこに今の居宅支援をしていくのかということで、いろいろと関係機関のいわゆる居宅介護事業を展開する各事業所に向けて、それぞれ今調査あるいは協議が進められておまして、その中で今ケアプランの話がございましたが、ケアマネージャーも現状では不足しておるわけでございまして、今ケアプランを作成するのに、対象人数が1人のケアマネで35人というぐあいに言われてございます。

そういうことを受けていきますと、今の人数を割り振りしたときに現在のケアマネージャーでは当然不足してまいります。そういうことを含めて考えると、先ほどのところにも、答弁のところにも関係するわけでございますが、やっぱりそういうふうな情報だとか対応を一元化して考える組織というものがぜひ必要ではないだろうかという観点で申し上げておるんです。

○議長（滝元 三郎君） はい、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでございますので、質疑を終結をいたします。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第22．議員派遣の件

○議長（滝元 三郎君） 日程第22、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思っておりますが御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） はい、御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第23．経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 日程第23、経済常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

経済常任委員長から所管事務のうち会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました通知表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第 2 4. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 日程第 2 4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務のうち会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付いたしました本会議の会議日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがいまして、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

追加日程第 1. 発議第 1 0 号

○議長（滝元 三郎君） 先ほど請願第 7 号が採択をされております。この請願は意見書の提出を求める請願であります。つきましては、発議第 1 0 号医療費の窓口負担軽減に関する意見書（案）の提出についてを日程に追加し、追加日程第 1、発議第 1 0 号としたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがいまして、発議第 1 0 号を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。日程の追加をお願いをいたします。

暫時休憩といたします。

午後 3 時 27 分休憩

.....

午後 3 時 39 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

追加日程第 1、発議第 1 0 号医療費の窓口負担軽減に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りをいたします。本案件につきましては、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、発議第 1 0 号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより追加日程第1、発議第10号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、発議第10号医療費の窓口負担軽減に関する意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。各関係機関に津和野町議会の意見書として提出いたします。

なお、本日までに受理した要望書等はお手元に配付のとおりであります。

○議長（滝元 三郎君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。平成22年第7回津和野町議会定例会を閉会をいたします。大変お疲れさまでございました。

午後3時42分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員